

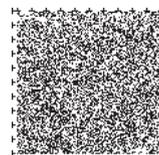
支え合いのまち千葉 推進計画 ～第5期千葉市地域福祉計画～

計画期間 令和4(2022)～8(2026)年度



令和4(2022)年3月

千葉市

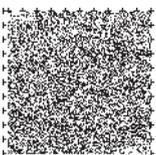


音声コードに関するお知らせ

この計画書に掲載している「音声コード」は、専用の読み上げ装置をお使いいただくことで、音声で掲載内容を聞くことができます。

なお、一部、資料や図、表が掲載されたページなど音声化の困難な箇所については、冊子作成上切り込みはありますが、「音声コード」はついていませんので、ご了承ください。

また、「音声コード」化できる文字量や情報には限界があり、掲載文字量の多いページは、内容を一部割愛させていただいたり、「音声コード」の読み上げを前後のページに割り振る等、実際の紙面掲載上の内容やページと異なる場合があります。あわせてご了承ください。



はじめに

本市はこれまで、平成18（2006）年に策定した第1期千葉市地域福祉計画（「花の都・ちば ささえあいプラン」）から、4期にわたる地域福祉計画とそれらに基づく取組みにより、市民の皆様と行政が連携しながら、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に推進してまいりました。



一方で、少子超高齢化や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化するとともに、8050問題やダブルケア、ゴミ屋敷など、地域住民が抱える生活課題は、複雑化・複合化しております。また、地域福祉活動を支える担い手の不足や地縁、血縁などといった支え合う機能の低下とともに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自粛生活の影響により、健康リスクの増大や活動のノウハウが失われ、活動の再開が困難になることが懸念されます。

こうした社会状況の変化に対応するとともに、地域福祉の推進を図るため、令和4（2022）～8（2026）年度を計画期間とする「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」を策定いたしました。

本計画は、これまでの計画の方向性を継承しつつ、地域の実情やニーズに応じた取組みを進めるもので、地域の取組みと市の取組みを一体的に定める特徴のある計画となっております。このうち、市の取組みでは、地域共生社会の実現を目指し、「地域の支え合いの力を高める」、「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」、「社会資源の創出を促進する」の3つの取組方針を定め、地域の取組みを支えるとともに、地域福祉と密接に関係する成年後見制度の利用の促進に関する取組みについても、一体的に定めることといたしました。

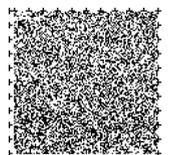
なお、本計画の策定にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、計画策定を1年延期したほか、今後の感染状況に応じて、地域の取組みの一部について柔軟に見直しを図っていくこととしております。

千葉市は今年、政令指定都市移行30周年という大きな節目を迎えます。本計画の推進にあたっては、地域の皆様とともに課題解決に取り組んでまいりますので、計画の基本理念にある「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」ため、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言をいただきました、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員や各区支え合いのまち推進協議会委員をはじめとする関係者の皆様、並びにパブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様へ、心より感謝を申し上げます。

令和4年3月

千葉市長 神谷 俊一



支え合いのまち千葉 推進計画 ～第5期千葉市地域福祉計画～ 目次

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画期間	7

第2章 地域福祉を取り巻く状況

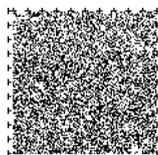
1 各種統計データ	8
2 国の動向	2 2
3 これまでの取組みと今後の課題	2 5

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

1 計画の構成	3 9
2 圏域の考え方	4 0
3 基本理念	4 1
4 計画策定の経過	4 1

第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

1 区支え合いのまち推進計画について	4 3
2 区支え合いのまち推進計画のポイント	4 3
● 中央区支え合いのまち推進計画	4 5
● 花見川区支え合いのまち推進計画	5 5
● 稲毛区支え合いのまち推進計画	6 1
● 若葉区支え合いのまち推進計画	6 5
● 緑区支え合いのまち推進計画	7 2
● 美浜区支え合いのまち推進計画	7 6



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

- 1 基本目標 8 3
- 2 取組方針、施策の方向、主要施策、具体的な取組み 8 3

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

- 1 基本計画策定にあたって 1 3 9
- 2 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題 1 4 0
- 3 計画の基本方針と施策の体系及び展開 1 5 0

第7章 取組事例

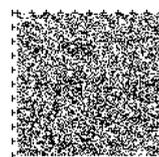
- 1 フードパントリー～社協犢橋地区部会～ 1 5 4
- 2 コロナに負けない！繋がり大切さ
～社協白井地区部会、多部田町さわやか健康会～ 1 5 6

第8章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制 1 5 9
- 2 計画の評価 1 6 1

資料編

- 資料編目次 1 6 3



第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

(1) 現状と課題

近年、地縁・血縁により助け合う機能は低下し、人と人とのつながりの希薄化が進んでいるとされています。その背景として、少子高齢化・核家族化の進行、共働き世帯・人生100年時代を踏まえた高齢者の就労者・外国人住民の増加、価値観の多様化や情報通信技術等の急速な進歩に伴う生活環境の変化など、地域社会を取り巻く環境の大きな変化があります。

本市の人口は現在976,784人（令和3（2021）年9月末時点）であり、国全体の人口が減少に転じるなか、微増傾向を維持してきました。しかしながら、今後減少に転じ、令和7（2025）年には974,900人、令和22（2040）年には907,600人となる見込みで、本市も人口減少の局面を迎えつつあります。

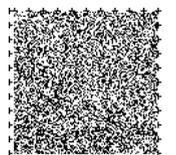
また、高齢化率は、令和3（2021）年9月末時点で26.2%と、10年前の20.4%から大きく上昇していますが、これが、令和7（2025）年には28.7%、令和22（2040）年には35.6%まで上昇すると見込まれています。一方、出生数は、令和2（2020）年が5,976人であり、過去30年間で最も多かった平成14（2002）年の8,605人から大きく減少しており、少子高齢化が急速に進んでいます。

本市はこれまで、平成18（2006）年度に策定した第1期千葉市地域福祉計画（「花の都・ちば ささえあいプラン」）から、4期にわたる地域福祉計画とそれらに基づく取組みにより、地域住民、千葉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）と行政が一体となって、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に推進してきました。

併せて、この間、新たな制度や公的サービスも始まり、平成18（2006）年度には「あんしんケアセンター（地域包括支援センター）」を市内12か所に設置し、高齢者とその家族に対する包括的な相談支援を開始しました。現在では、30か所（出張所2か所を含む）まで拡大し、令和2（2020）年度の相談件数は85,693件となっています。また、平成25（2013）年12月には、「生活自立・仕事相談センター」を市内2か所に設置し、生活困窮者（世帯）に対する包括的な相談支援を開始しました。現在では5か所まで拡大し、令和2（2020）年度の相談延べ件数は、24,961件となっています。

さらに、各地域においては、社会福祉協議会地区部会が中心となり、町内自治会や民生委員・児童委員をはじめとする様々な関係者・団体により、各区支え合いのまち推進計画を推進しており、また、民生委員・児童委員が、地域の身近な相談相手となり、市社協コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターなどが、地域の団体に寄り添って、地域課題の解決に向けた支援を行っています。

これらの相談・支援活動を市内で展開してきた中で、老老介護、ひとり

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

暮らし高齢者の社会的孤立、認知症高齢者の増加、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題、ヤングケアラーなど、単独の制度や公的サービスのみでは対応が困難な問題が、地域において発生していることが明らかになってきました。個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化、増加しています。

地域づくりの面でも、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化していることも深刻な問題であり、活動の継続が難しくなっている地域も出てきています。

一方で、地域支え合い活動、高齢者への買い物支援、子ども食堂など、新たな取り組みを始めた地域も出てきています。

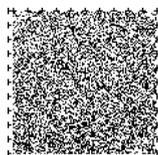
第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした地域社会の様々な変化や地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野を超え、世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていくこと、また、ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、具体的な取り組みをさらに進めていくことが必要です。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響とその対応

令和2（2020）年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症による肺炎患者が確認され、その後、感染が拡大し、千葉県においては、令和2（2020）年4月7日から5月25日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。その後も、令和3（2021）年1月8日から3月21日までは、2回目の緊急事態宣言、令和3（2021）年4月28日からは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が本市に適用され、令和3（2021）年8月2日から9月30日までは、3回目の緊急事態宣言が発出されるなど、影響が長期化しました。この間、いわゆる「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けるため、イベントの中止や縮小、飲食店への休業要請、小学校等の休業、公共施設の利用制限や不要不急の外出自粛要請等が行われ、社会経済活動全般に大きな影響が発生しました。

地域においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々な地域福祉活動やイベントが休止・中止を余儀なくされるとともに、その影響は長期化の様相を呈しており、人と人とのつながる力やボランティアのモチベーションの低下、活動の担い手やノウハウの喪失により、今まで長年をかけて築き上げられてきた「地域の力」や「住民同士の支え合いの力」が大きく損なわれ、再生が困難になる恐れがあります。

また、高齢者のフレイル（虚弱）・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響が懸念されるとともに、生活困窮、児童虐待、DV、自殺、家族介護者の負担増、子ども・若者を含めた社会的孤立・孤独の進行・増加や支援を必要とする方々の生活実態やニーズの把握困難など、様々な課題が発生しています。そうした状況下、地域においては、つながりを絶やさず、つながり続けるため、



いわゆる3つの密（密閉、密集、密接）の回避、換気の徹底、社会的距離の確保やマスクの着用等の「新しい生活様式」を実践するとともに、SNS（ソーシャル・ネットワークング・サービス）やオンラインの活用等、様々な工夫が行われています。

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした様々な工夫に加え、従前からの課題や問題に対しても、コロナ禍というピンチをチャンスととらえ、住民同士の支え合いが継続、発展するよう、より柔軟な方向に変革していく視点を持つことが必要です。

（3）地域共生社会の実現

第4期地域福祉計画では、重点施策として、「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を位置付け、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりに取り組んできました。

第5期地域福祉計画においては、第4期地域福祉計画の成果と課題を明確にしたうえで、地域の様々な団体と連携を深め、コミュニティソーシャルワーク機能を強化し、地域と市がより一体となり、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、中長期的な視点を加味して、様々な取組みを進めています。

また、国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2（2020）年6月に公布され、令和3（2021）年4月1日に施行されました。その中で、8050世帯、ダブルケアやゴミ屋敷など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関する事項として、新たに「重層的支援体制整備事業」等が位置付けられました。

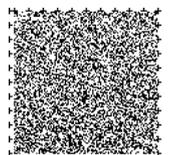
第5期地域福祉計画の策定にあたっては、こうした社会福祉法の改正を踏まえ、包括的な支援体制のあり方等について検討する必要があります。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

（4）地域の取組み

地域においては、「新しい生活様式」を取り入れ、コロナ等の感染症禍にあっても「つながり」を絶やさないための様々な工夫やオンラインの活用等を検討するとともに、「1. 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開」「2. 企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携」「3. 身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくり」「4. 地域福祉活動への若者・子どもの参加」「5. 全世代を対象とした担い手づくり」を視点と



して、市とともに、それぞれの地域の実情に合わせて、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、「住民が集い、支え合う」という地域福祉の根幹が揺らぎ、様々な地域活動が休止や中止を余儀なくされているため、計画策定について、配慮が必要な状況です。

(5) 市の取組み

市においては、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことに主眼を置きつつ、「地域の支え合いの力を高める」施策として、コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援、オンラインの活用支援、行政が一体となって地域づくりの担い手・リーダーの育成、地域福祉活動の拠点確保、新たなプラットフォームの形成、居場所（通いの場）や生活支援サービスの拡充などを推進します。

また、「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」施策として、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めるとともに、地域住民等が、自ら他の地域住民が抱える個々の生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて支援関係機関とスムーズに連携・協力できる体制づくりや、市内の様々な相談支援機関間のコーディネートを推進します。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

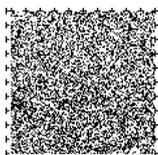
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



2 計画の位置付け

(1) 根拠法令

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」として策定しています。

また、地域福祉計画は、社会福祉法上、各分野の福祉に関し、共通して取り組む事項を定める計画とされていることから、成年後見制度の利用促進に関する内容については、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定による「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
 - (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項「市町村の講ずる措置」

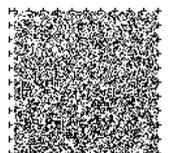
- 1 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 方向性

社会福祉法第4条には、地域福祉を推進する際の目指すべき理念として、地域住民が互いを尊重し合いながら、地域共生社会の実現を目指す旨が規定されています。

また、第6条には、国及び地方自治体の責務として、包括的な支援体制の整備とともに、体制の整備にあたって、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性が規定されています。

令和3（2021）年4月の社会福祉法の改正により、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備の新たな一手法として、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、多機関協



働などの機能を一体的に備える重層的支援体制整備事業が新設されました。

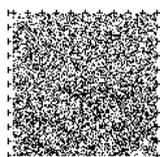
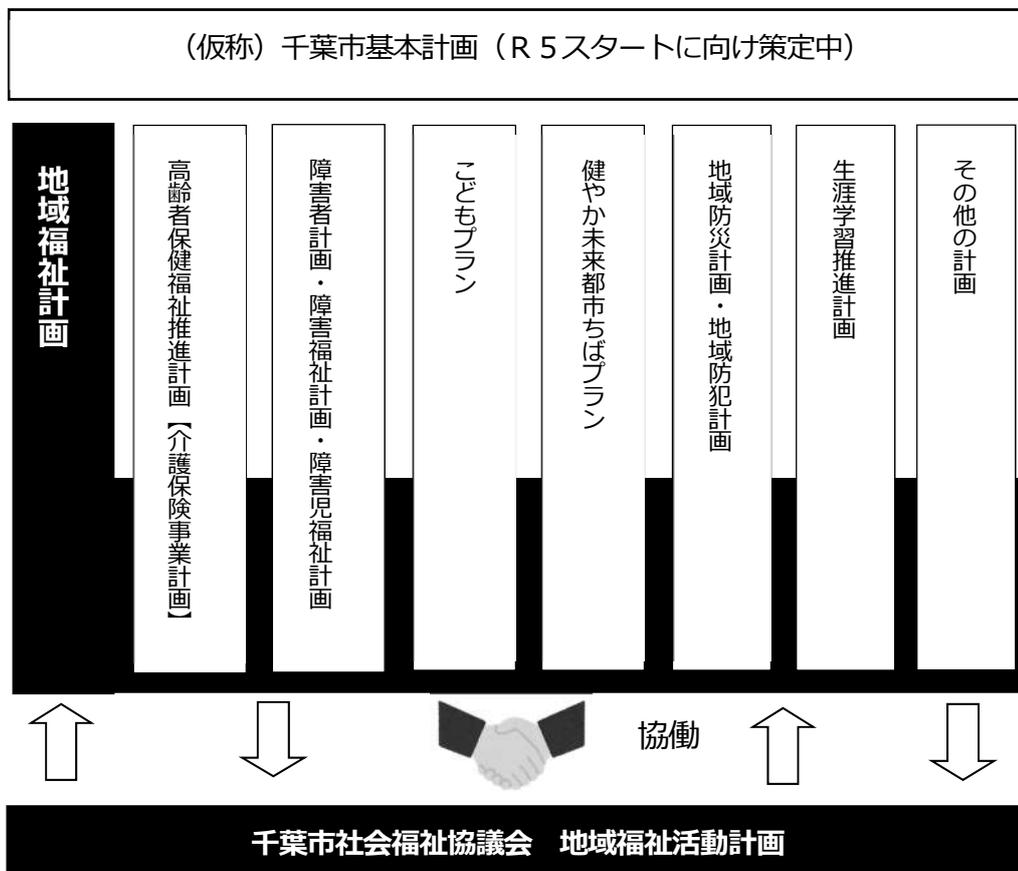
第5期地域福祉計画では、こうした社会福祉法の規定を踏まえ、これまで積み上げてきた成果を土台としつつ、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会の実現」を目指します。

(3) 関連する計画との関係

「支え合いのまち千葉 推進計画」は、本市の行政運営の指針となる総合計画の理念や将来像と方向性をともにし、保健・医療・福祉だけでなく、防災・生涯学習・まちづくり等の分野別計画を地域福祉という共通の視点で整理することにより、横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋める計画です。地域共生社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの構築」「介護予防・健康づくり（健康寿命の延伸）」「生活困窮者自立支援の促進」「成年後見制度の利用促進」「住宅確保要配慮者に対する支援」などについても地域福祉計画に組み込んでいます。

また、市社協が策定している「地域福祉活動計画」とは、「千葉市と千葉市社会福祉協議会の協議の場」を活用し、協働を深めることにより、互いに補完・連携し、一体的な推進を図っています。

【支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）と他計画の関係】（イメージ）



第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

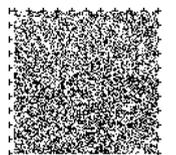
資料編

3 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を注視しつつ、中間見直し等を行います。

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編



第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 各種統計データ

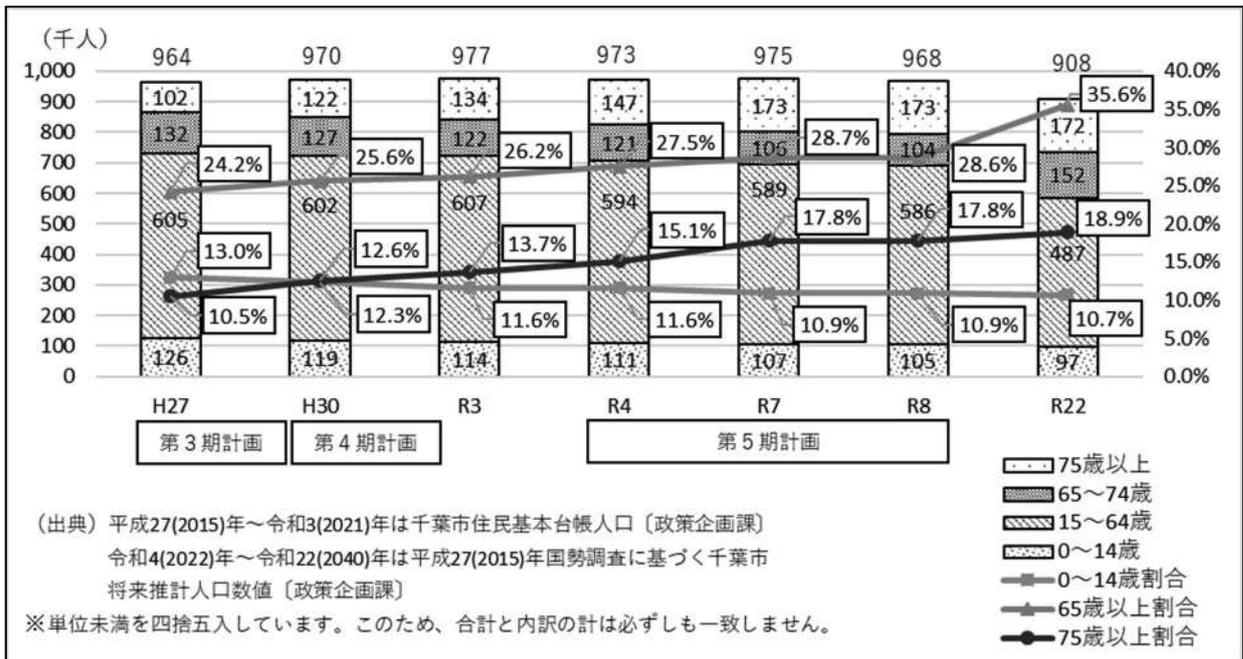
(1) 少子高齢化に関するデータ

① 総人口と高齢者及びこどもの数の推移

本市の総人口は、令和3（2021）年9月末現在 976,784 人（住民基本台帳人口）となっています。そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 255,829 人で全体の 26.2%、75 歳以上の後期高齢者人口は 134,126 人で全体の 13.7%、15 歳未満の年少人口は 113,600 人で全体の 11.6%を占めています。

将来推計では、総人口は、令和3（2021）年をピークに、その後は減少していく見込みとなっていますが、高齢者人口は、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和7（2025）年には、65 歳以上の高齢者人口は 279,545 人、高齢化率は 28.7%まで上昇し、団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上となる令和22（2040）年には、65 歳以上の高齢者人口は 323,382 人、高齢化率は 35.6%まで上昇する見込みとなっています。年少人口及びその構成割合は、今後も減少し続ける見込みとなっています。

【千葉市の人口（高齢者・年少者）の推移】



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

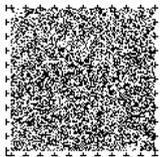
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

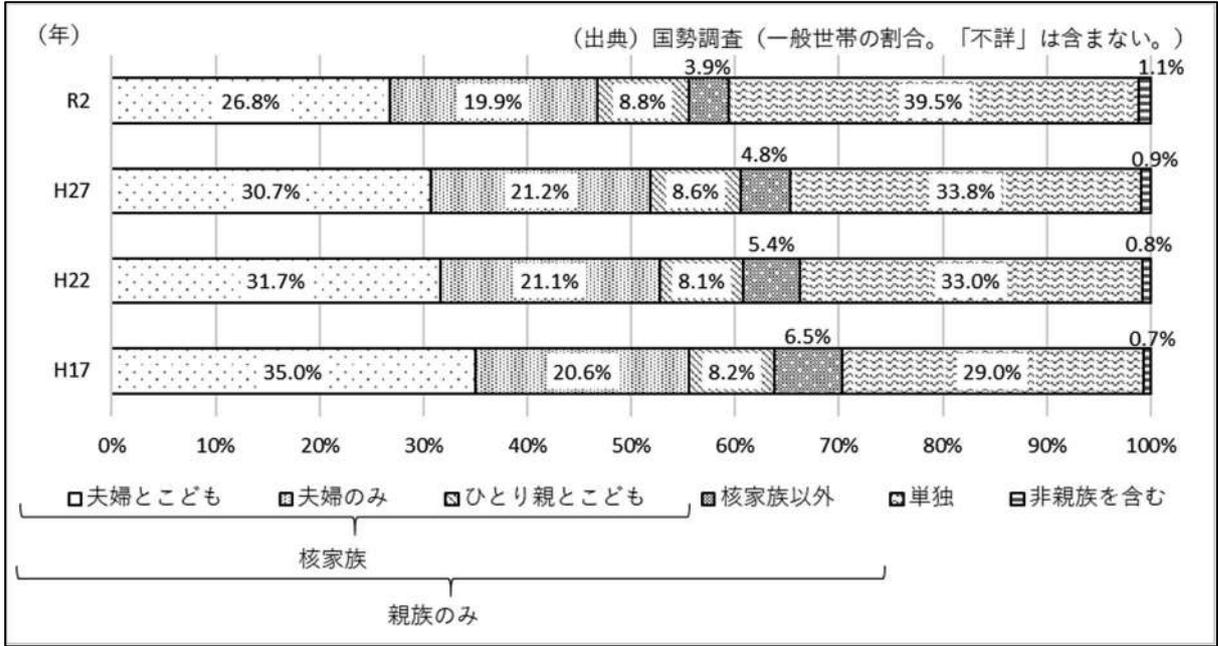
資料編



② 世帯の家族類型の変化

本市の世帯の家族類型は、「夫婦と子ども」世帯の占める割合が平成 17（2005）年から令和 2（2020）年にかけて 8.2 ポイント減少する一方で、「単独世帯」の割合が 10.5 ポイント増加しており、家庭内の支え合いの機能は低下していると考えられます。

【千葉市の世帯の家族類型の変化】

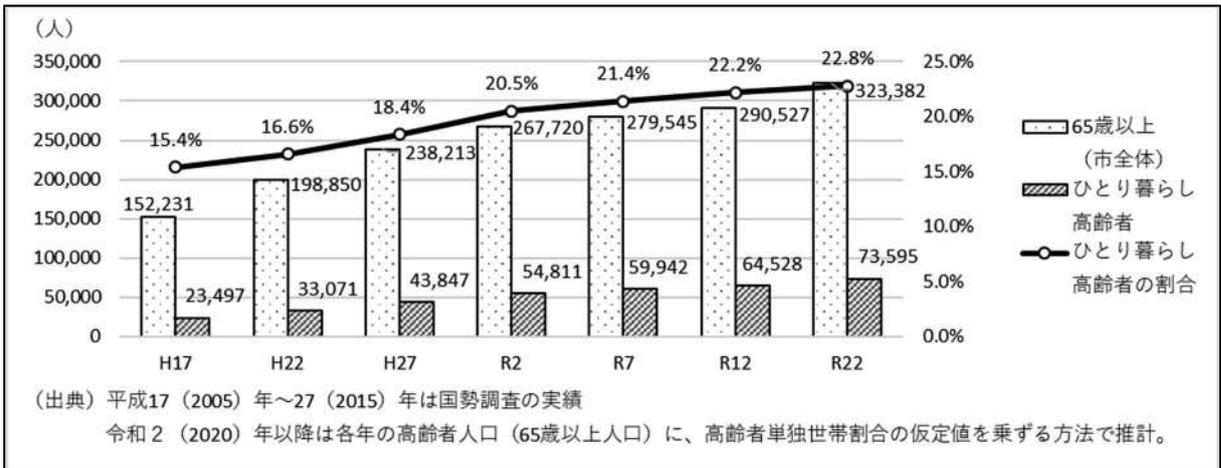


③ ひとり暮らし高齢者数の推移

本市のひとり暮らし高齢者は、平成 27（2015）年に実施した国勢調査によると約 4 万 4 千人、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は 18.4% となっています。

将来推計では、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7（2025）年には、ひとり暮らし高齢者数は約 6 万人、高齢者に占めるその割合は 21.4%、団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上となる令和 22（2040）年には、ひとり暮らし高齢者数は約 7 万人、高齢者に占めるその割合は 22.8% まで上昇する見込みとなっています。

【千葉市のひとり暮らし高齢者数の推移】



第1章
策定にあたって

第2章
現状と総論

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

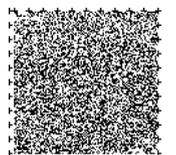
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



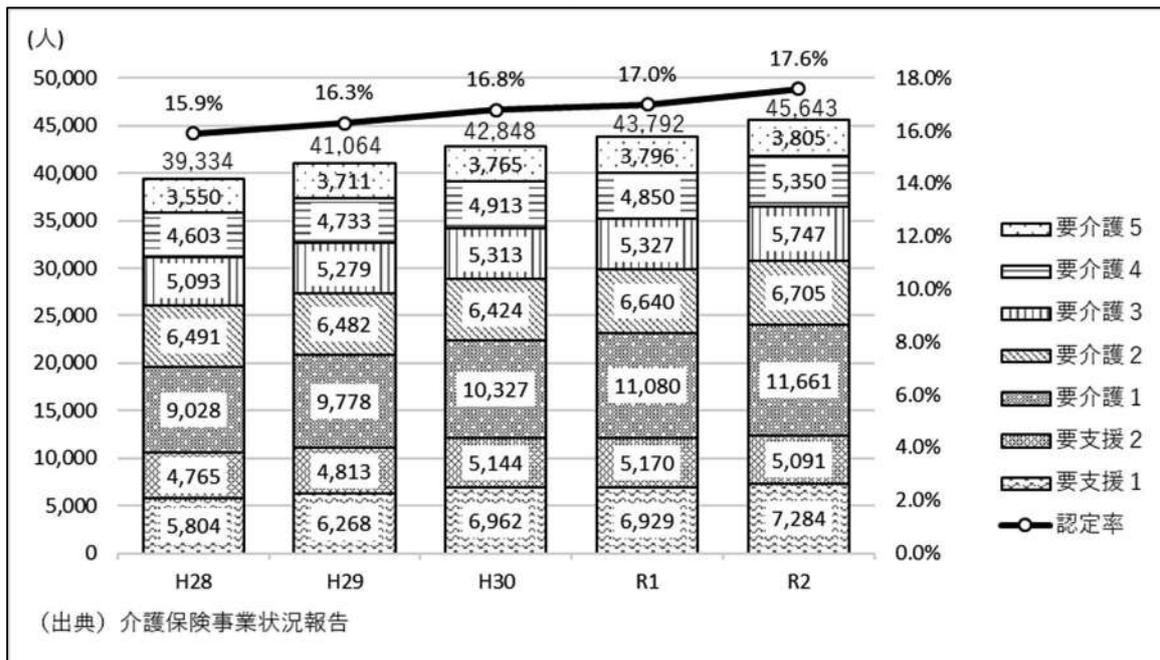
(2) 要支援者に関するデータ

① 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数及び認定率（第1号被保険者に対する認定者数の割合）は、高齢者の増加に伴い、増加傾向にあります。

令和2（2020）年度末現在の認定者数は、45,643人で、認定率は17.6%となっています。要介護度別にみると、要介護1が最も多く認定者の約4人に1人です。これに要支援1・2を合わせた軽度者は認定者の約半数を占めています。

【千葉市の要支援・要介護認定者数、認定率の推移】（各年度3月末時点）

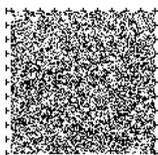


② 認知症高齢者の状況

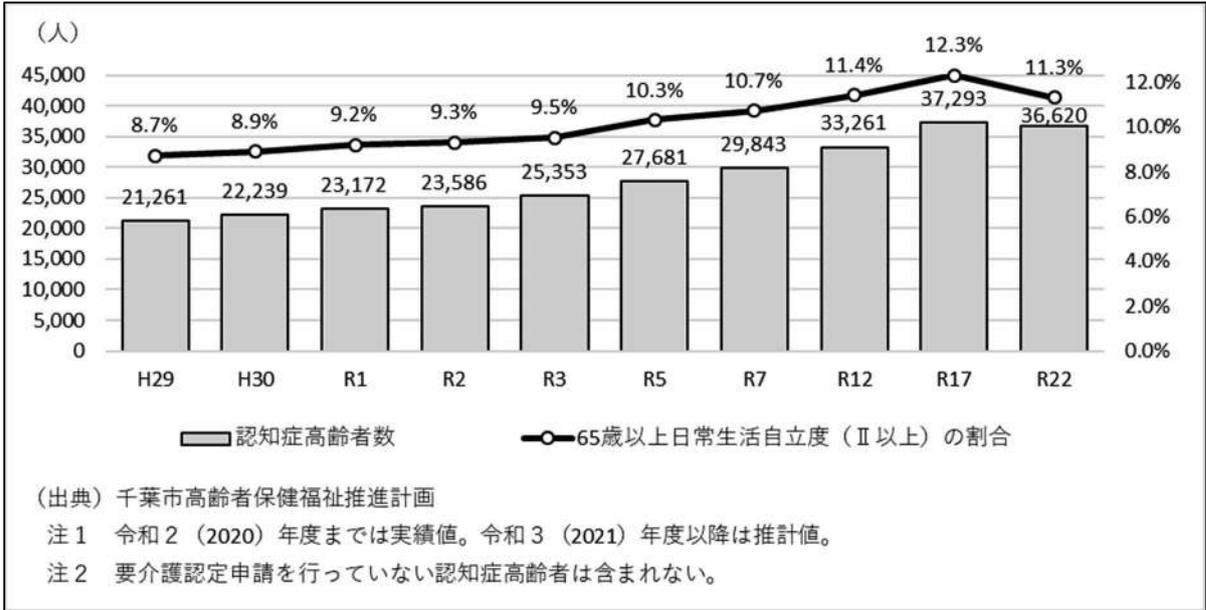
急速な高齢化に伴い、在宅生活を継続するため、身近な地域での支援を必要とする認知症高齢者の数も増加しています。

本市の認知症高齢者数（※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）は、令和2（2020）年9月末現在で23,586人、65歳以上の高齢者人口に占める割合は、9.3%となっており、今後もさらなる増加が見込まれています。

※「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者」：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。



【千葉市の認知症高齢者数と高齢者人口に対する割合の推移】

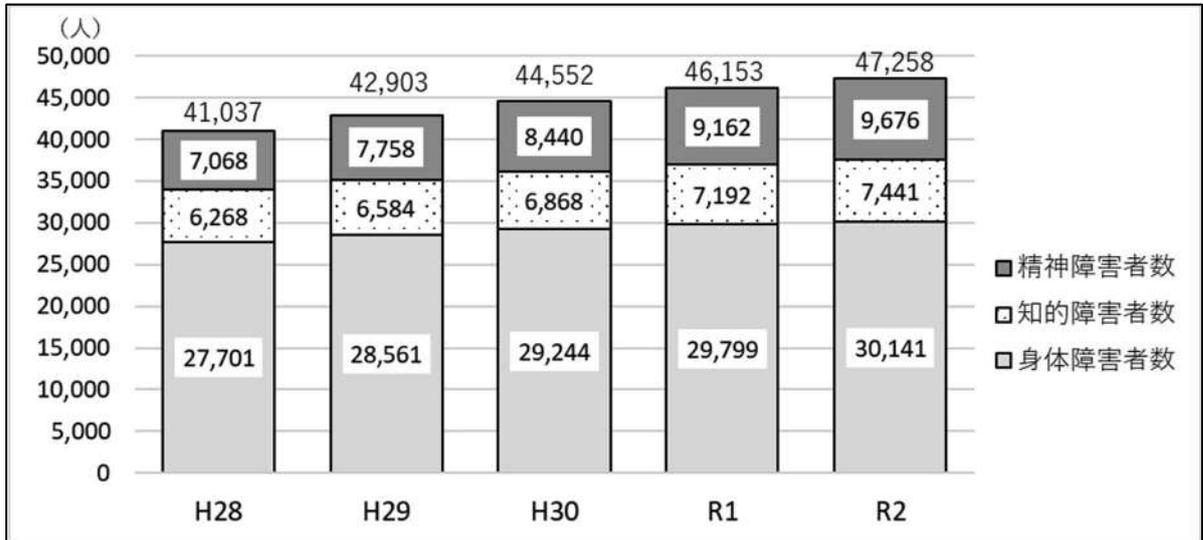


③ 障害者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和2(2020)年度末現在、合計47,258人です。内訳は身体障害者30,141人、知的障害者7,441人、精神障害者9,676人となっています。

障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、中でも精神障害者数の増加が大きく、5年間で約1.4倍となっています。

【千葉市の障害者手帳所持者数の推移】(各年度3月末時点)



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

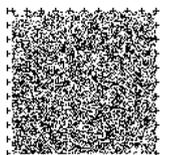
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

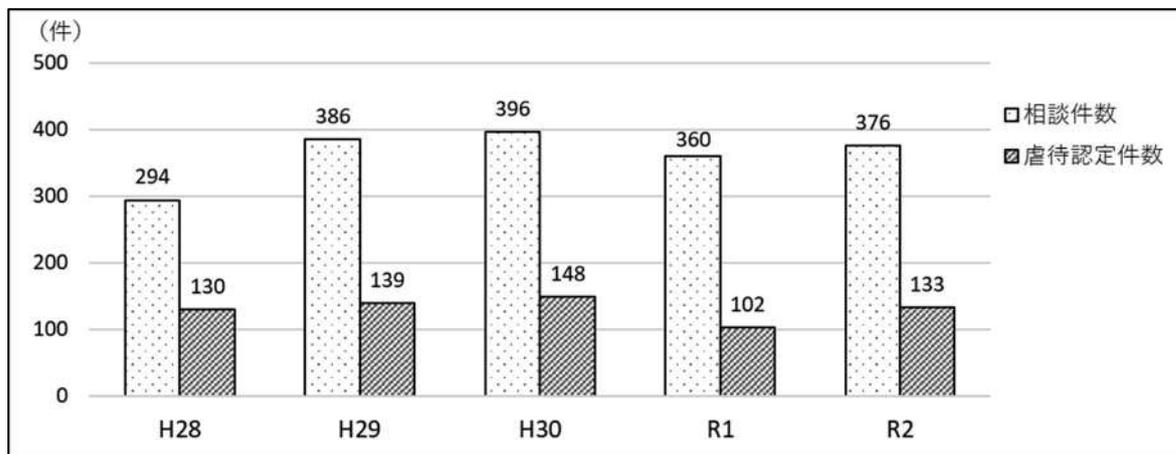
資料編



④ 高齢者虐待の状況

令和2（2020）年度の本市の在宅における高齢者虐待の相談件数は、376件、虐待認定件数は、133件となっており、近年は横ばいの状態です。

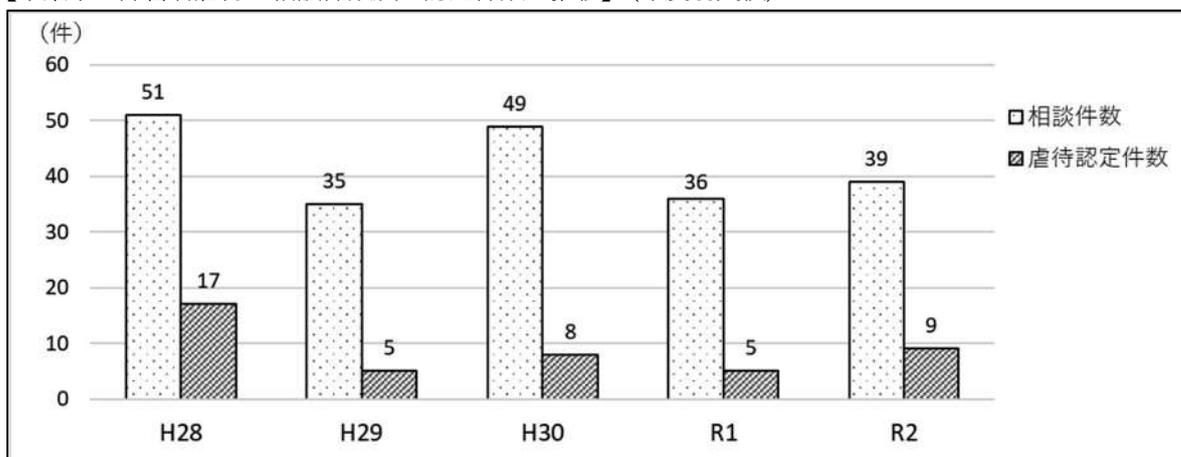
【千葉市の在宅における高齢者虐待の相談件数及び認定件数の推移】（年度別実績）



⑤ 障害者虐待の状況

令和2（2020）年度の本市の障害者虐待の相談件数は、39件、虐待認定件数は、9件となっており、増減はあるものの、ほぼ横ばいの状態です。

【千葉市の障害者虐待の相談件数及び認定件数の推移】（年度別実績）



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

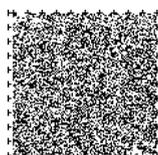
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

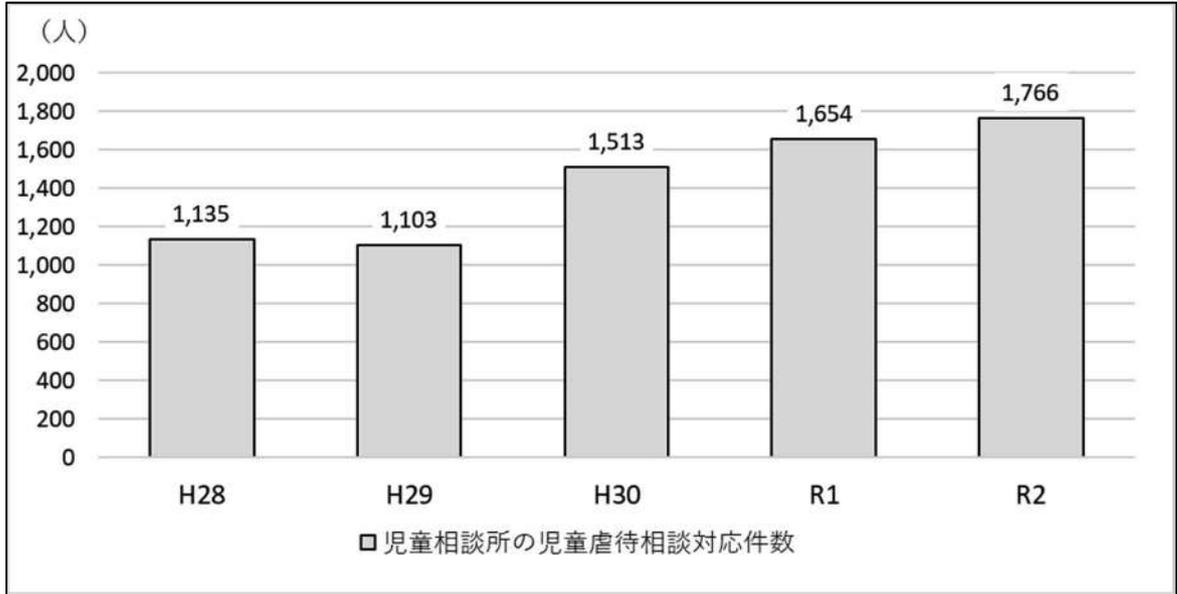
資料編



⑥ 児童虐待の状況

令和2（2020）年度の本市の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、1,766件となっており、近年は増加傾向にあります。

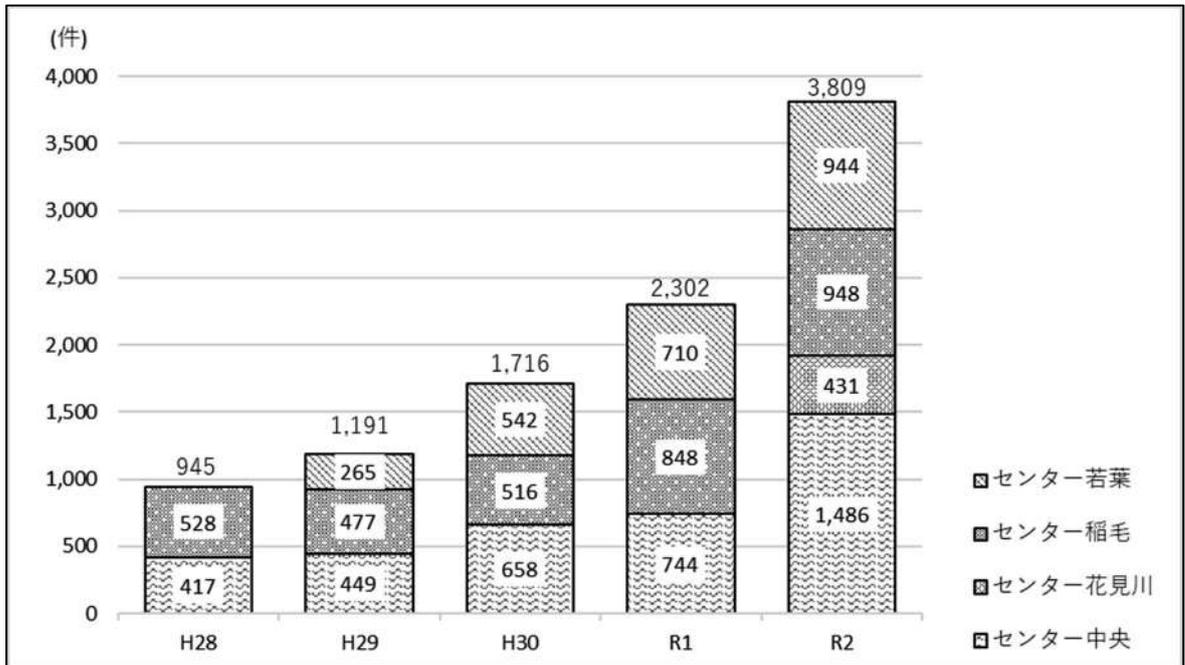
【千葉市の児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移】（年度別実績）



⑦ 生活困窮者の状況

本市の生活困窮者の相談支援窓口である生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数は、令和2（2020）年度は3,809件で、平成28（2016）年度以降、毎年増加しています。

【千葉市の生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数の推移】（年度別実績）



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

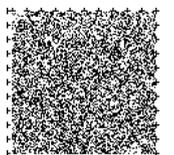
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

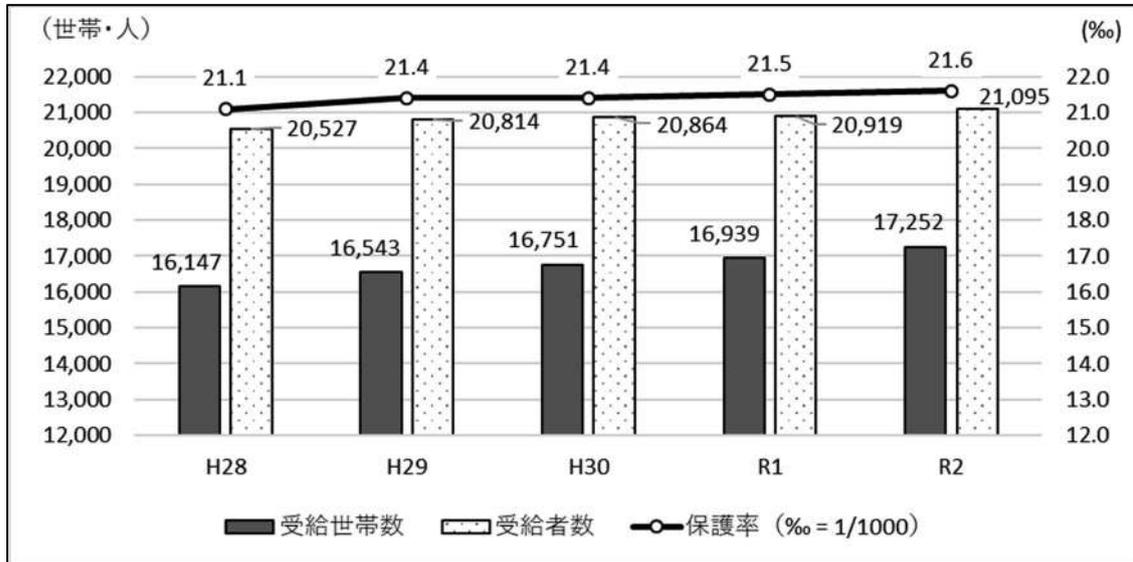
資料編



⑧ 生活保護の状況

令和2（2020）年度現在（月平均）、本市の生活保護受給者数は21,095人、受給世帯数は17,252世帯、保護率（市人口に対する生活保護受給者数の割合）は21.5‰（‰=1/1000）となっており、微増傾向にあります。

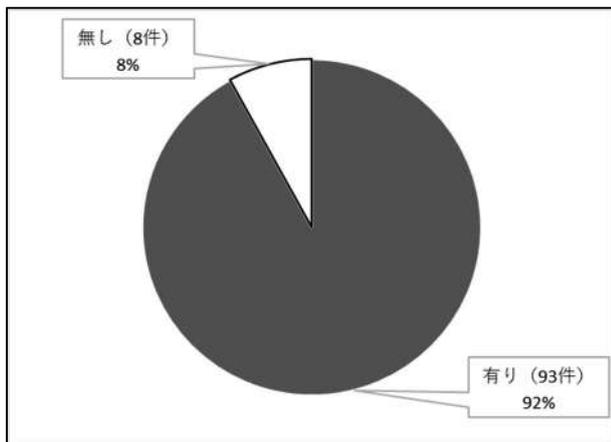
【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】（年度ごとの月平均値）



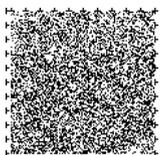
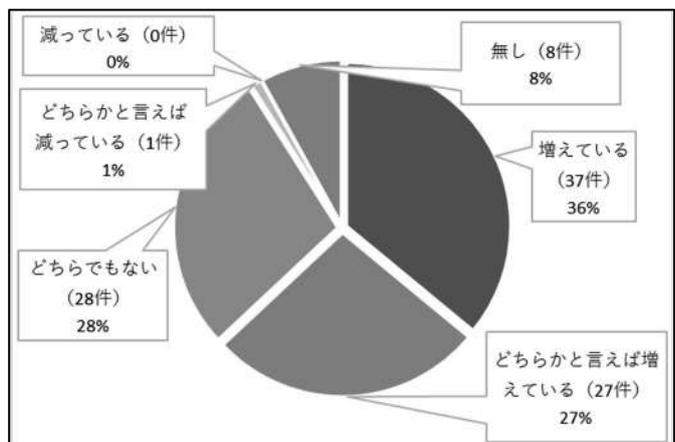
⑨ 生活課題の複雑化・複合化の状況

令和元年6月に千葉市内131相談機関等を対象に実施したアンケート調査(回答数101)では、「単独の相談窓口等だけでは十分に対応・支援ができない等、解決が困難な相談（以下、「解決困難な相談等」という。）を受けることがある」と回答した相談機関等の割合は92%、「解決困難な相談等は年々増えている」または「どちらかと言えば増えている」と回答した相談機関等の割合は63%となっており、複雑化・複合化した相談等は増加している状況です。

【解決困難な相談等を受ける相談機関等の割合】



【解決困難な相談等の増減】



第1章
策定にあたって

第2章
現状と総論

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

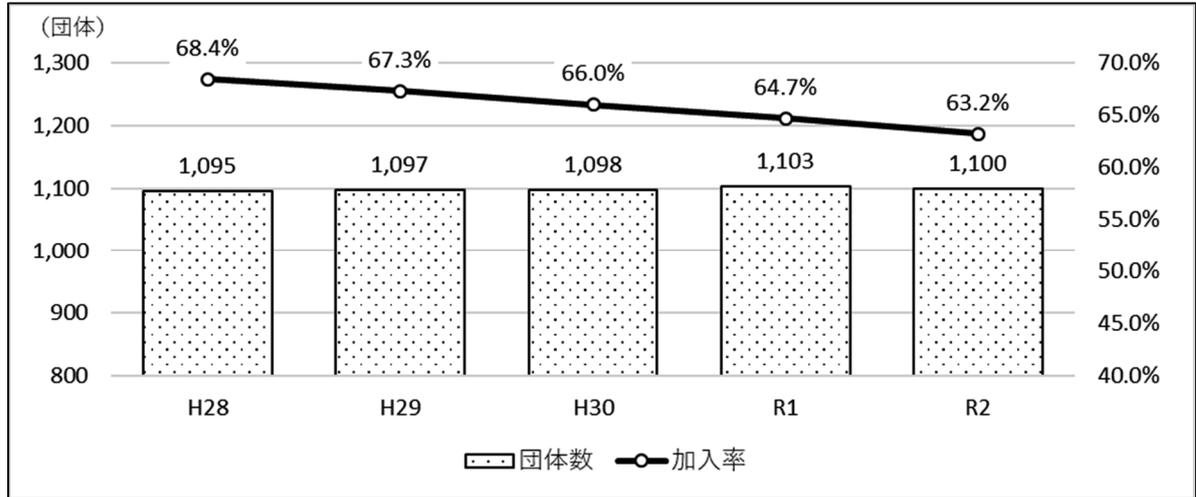
(3) 地域福祉を支える活動者に関するデータ

① 町内自治会の団体数と加入率の推移

令和2（2020）年度末現在、市内の町内自治会の団体数は1,100団体で、加入率（世帯数に対する加入世帯数）は63.2%となっています。

近年、町内自治会の加入率は減少傾向にあります。

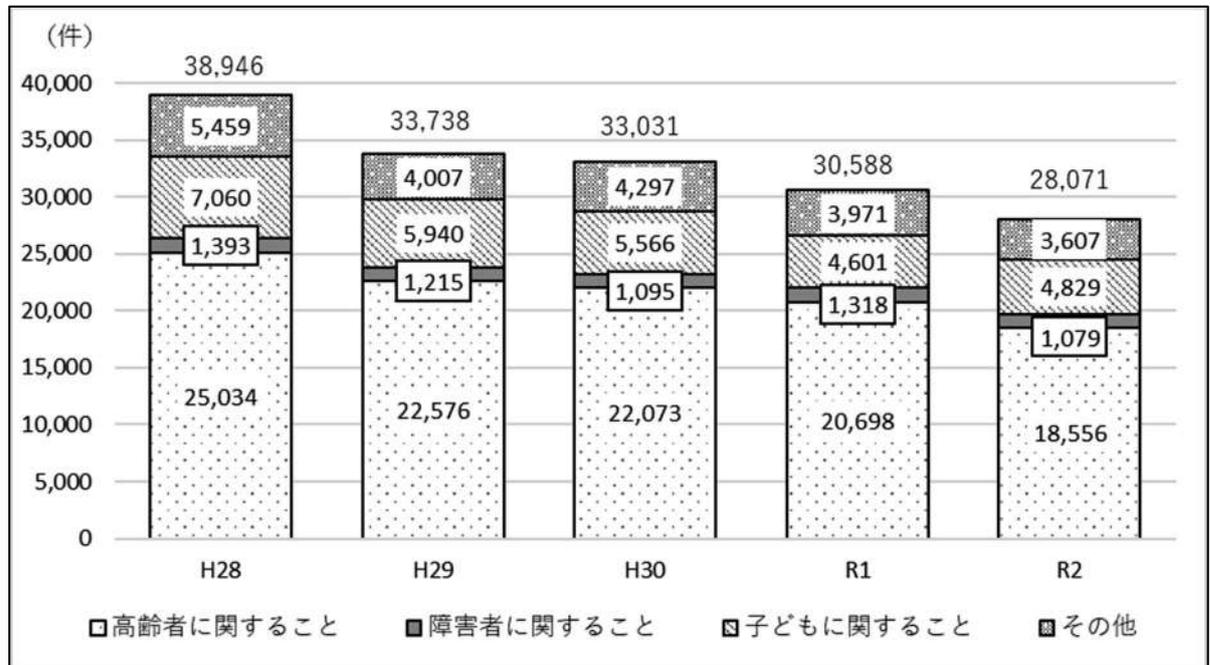
【千葉市の町内自治会団体数と加入率の推移】（各年度3月末時点）



② 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員は、要支援者の抱える困りごとが多様化するなかで地域において日々様々な活動を行っています。本市における民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数は、近年は横ばいでしたが、令和元年度以降減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

【千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移】（年度別実績）



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

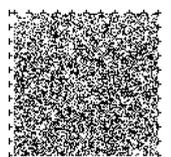
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

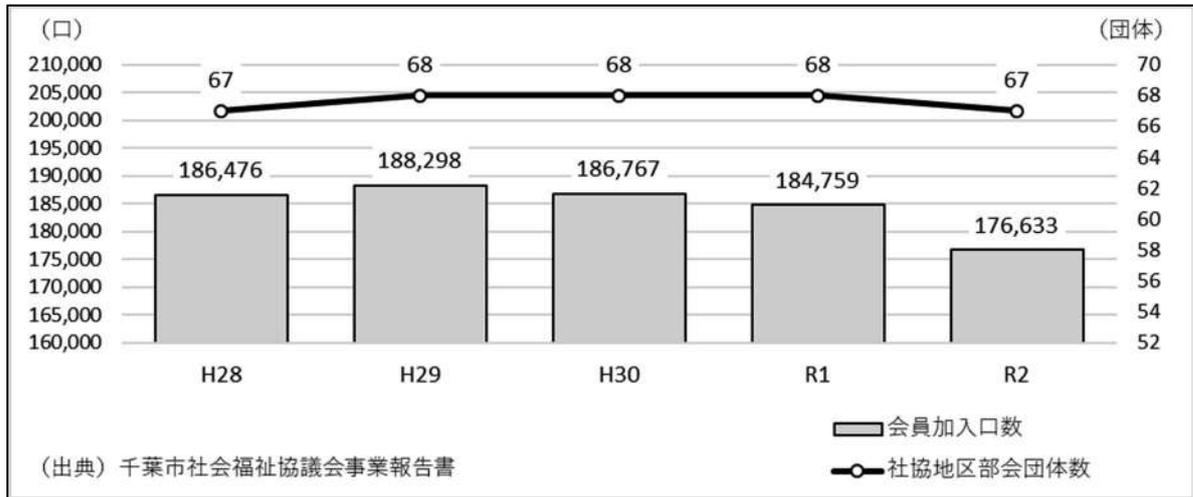


③ 千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移

市社協の会員加入口数は、令和2（2020）年度末現在 176,633 口で、近年はやや減少傾向にありましたが、令和2年度（2020）はさらに大きく減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

また、社協地区部会の団体数は、令和3（2021）年4月現在 67 団体で、市内のおおよその地域で結成されている状況です。

【千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移】（各年度3月末時点）

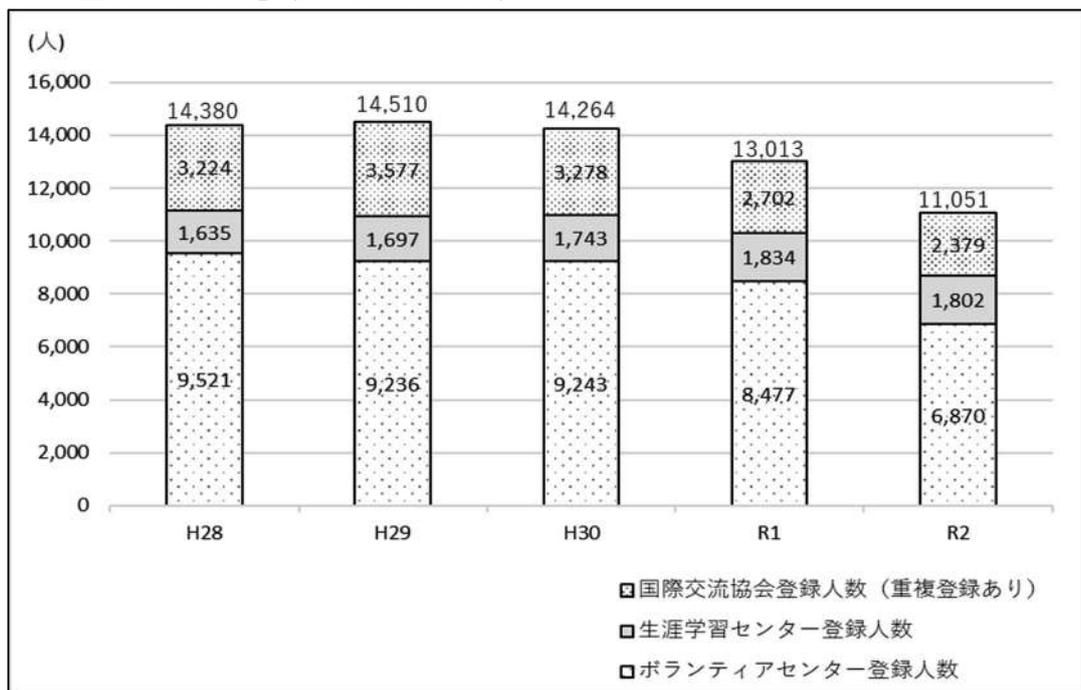


④ ボランティアの登録者数

令和2（2020）年度末現在、千葉市ボランティアセンターのボランティア登録者数は 6,870 人、千葉市生涯学習センターのボランティア登録者数は 1,802 人、千葉市国際交流協会のボランティア登録者数（重複登録あり）は 2,379 人となっています。

近年、ボランティア登録者数全体としては、減少傾向にあります。

【ボランティアの登録者数の推移】（各年度3月末時点）



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

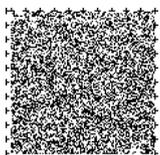
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

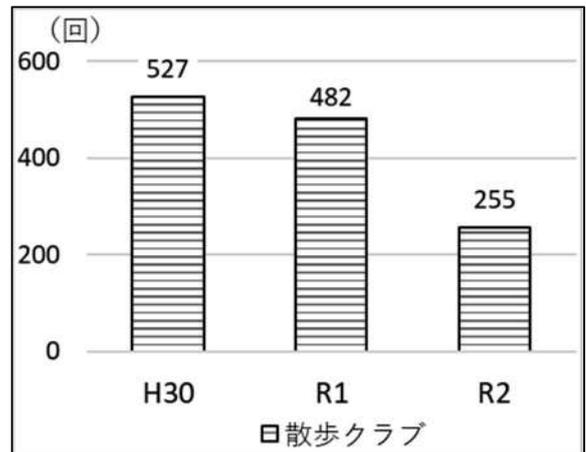
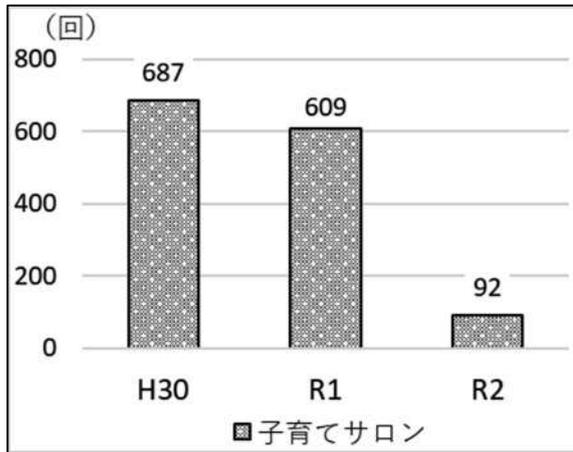
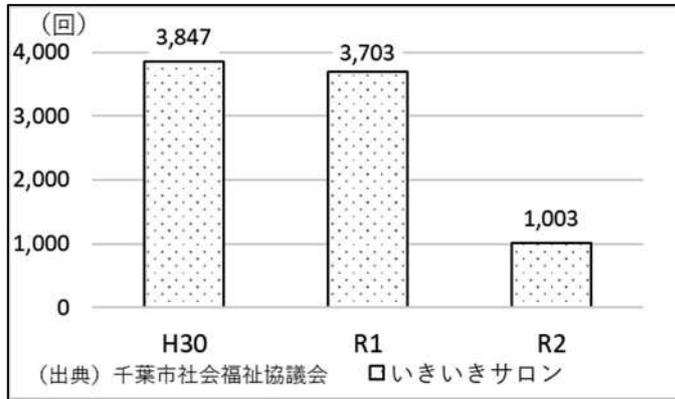
資料編



⑤ コロナ禍の社協地区部会活動の状況

令和2年度の社協地区部会が実施するサロン活動及び散歩クラブの実施回数は、「いきいきサロン」が1,003回、「子育てサロン」が92回、「散歩クラブ」が255回となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少しています。

【千葉市社会福祉協議会地区部会のいきいきサロン・子育てサロン・散歩クラブの実施回数の推移】



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

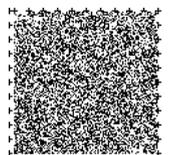
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



(4) 市民意識に関するデータ

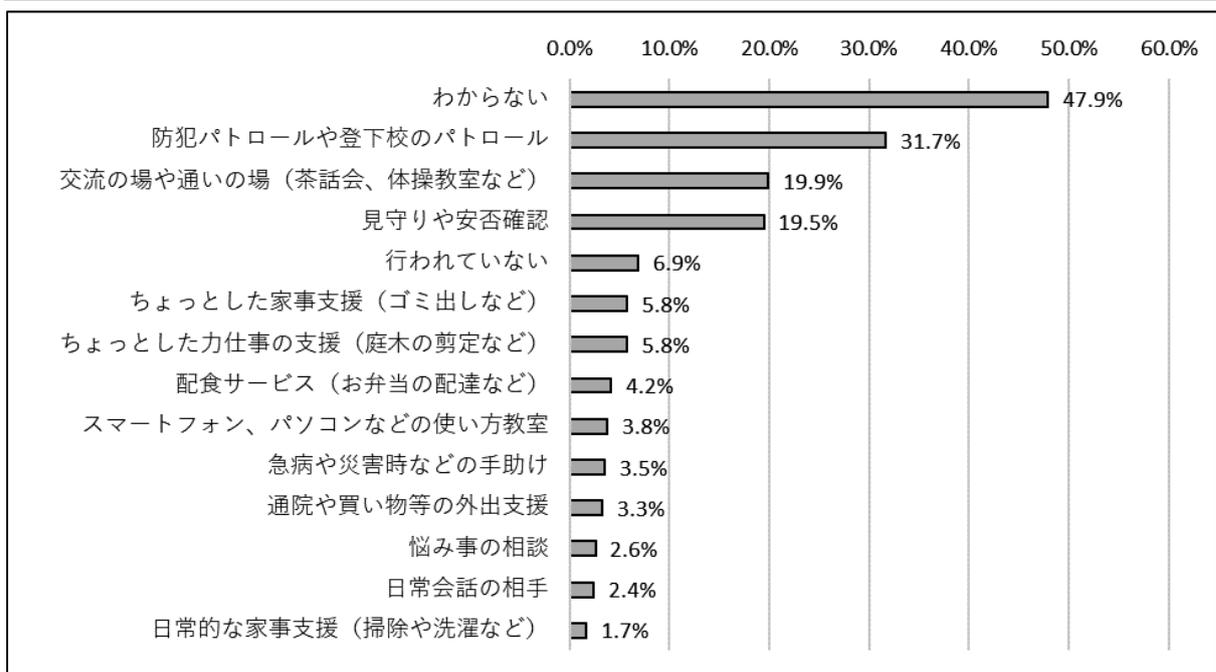
(出典) 令和3(2021)年度千葉市WEBアンケート(R3.4.30~5.10に市ホームページ上で実施)

① 地域福祉活動の認知状況

地域でどのような活動が行われているか「わからない」と答えた人が最も多く、割合は47.9%でした。

活動ごとの認知度では、「防犯パトロールや登下校のパトロール」が最も高く31.7%、次いで「交流の場や通いの場」が19.9%、「見守りや安否確認」が19.5%となっています。

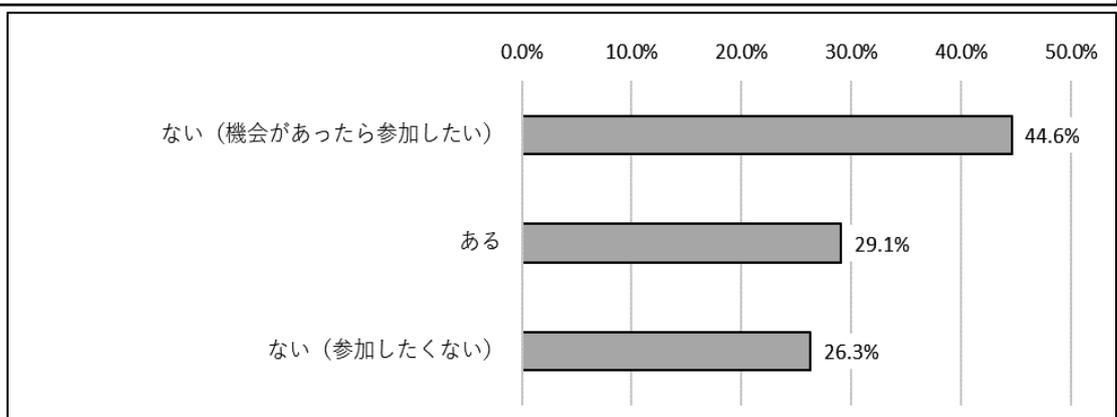
(設問) お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。(複数回答可)



② 地域福祉活動の参加状況

地域福祉活動に参加したことが「ある」人の割合は、29.1%にとどまるものの、今後「機会があったら参加したい」と答えた人の割合は44.6%で、参加したことが「ある」と「機会があったら参加したい」を合わせると全体の約7割になるという結果でした。

(設問) これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。(1つだけ選択)



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

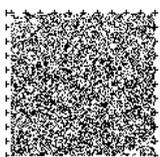
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

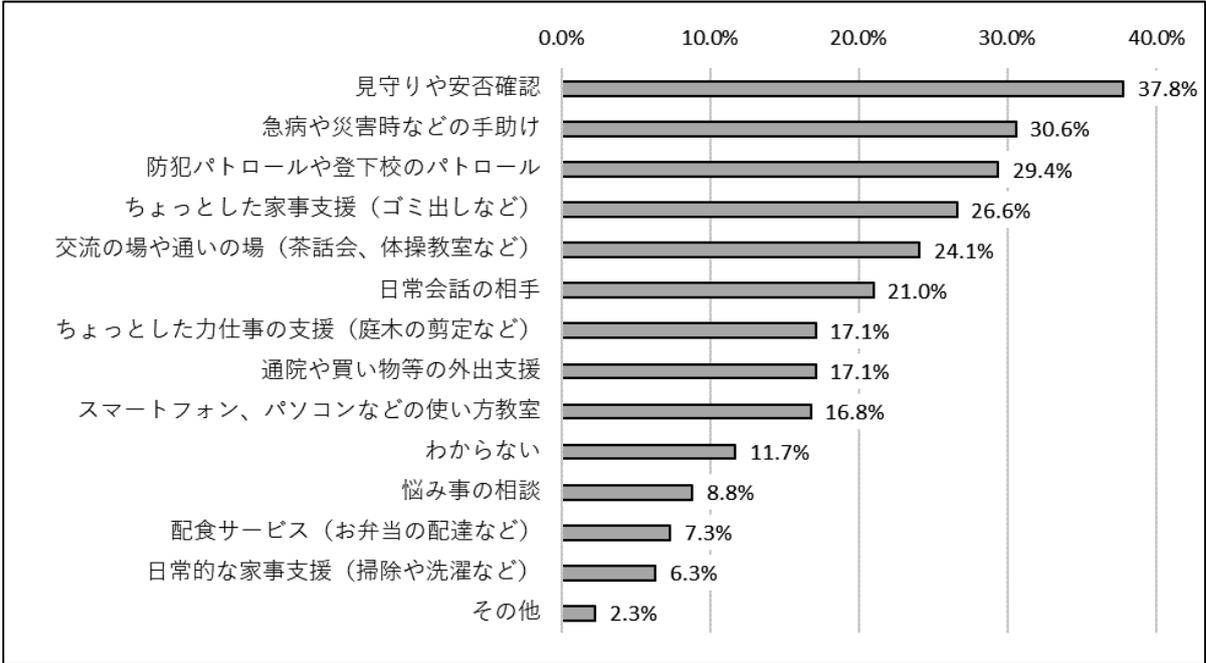


③ 参加したい地域福祉活動

参加したい地域福祉活動は、回答割合の高い順に「見守りや安否確認（37.8%）」、「急病や災害時などの手助け（30.6%）」、「防犯パトロールや登下校のパトロール（29.4%）」でした。

「①地域福祉活動の認知状況」と比較してみても、「見守りや安否確認」、「防犯パトロールや登下校のパトロール」は、関心が高い活動となっています。

(設問) 今後、どのような地域福祉活動に参加したいですか。(複数回答可)
 ※対象：「②地域福祉活動の参加状況で「ある」「ない(機会があったら参加したい)」と答えた人。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

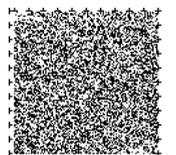
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

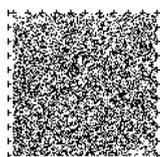
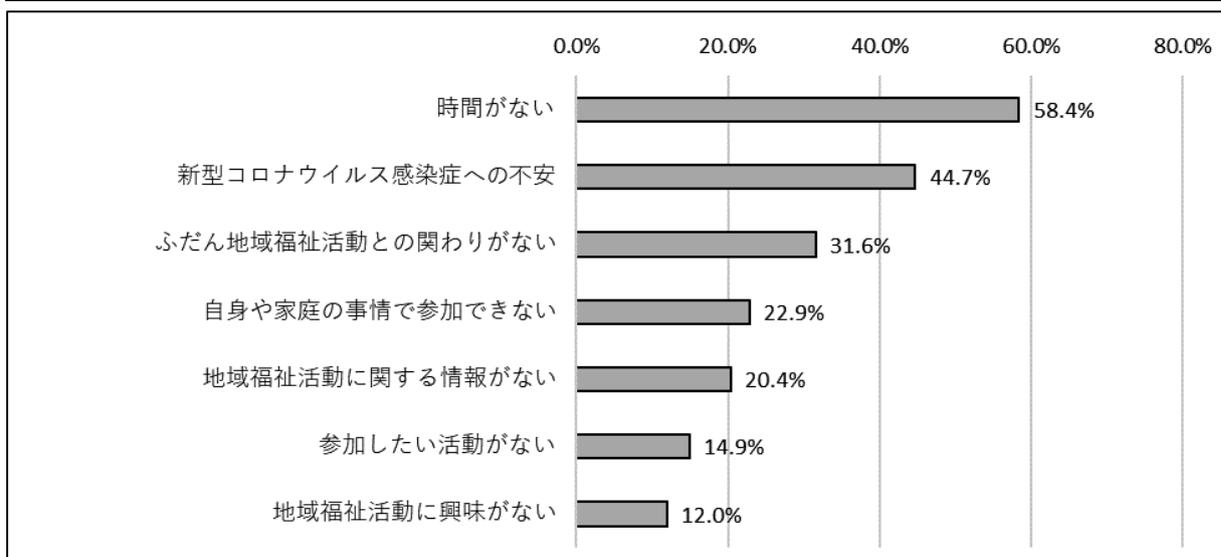


④ 地域福祉活動に参加したくない理由

地域福祉活動に参加したくない理由は、「時間がない」と答えた人が最も多く、割合は58.4%でした。その他、「新型コロナウイルス感染症への不安」が44.7%、「ふだん地域福祉活動との関わりがない」が31.6%、「地域福祉活動に関する情報がない」が20.4%の人が答えており、新型コロナウイルス等の感染症への対応や共に支え合う福祉への理解や関心を深められるような意識の啓発、地域福祉活動を行う上で役立つ情報の充実が必要であることがわかります。

(設問) 地域福祉活動に参加したくない理由は何ですか。(2つまで回答可)

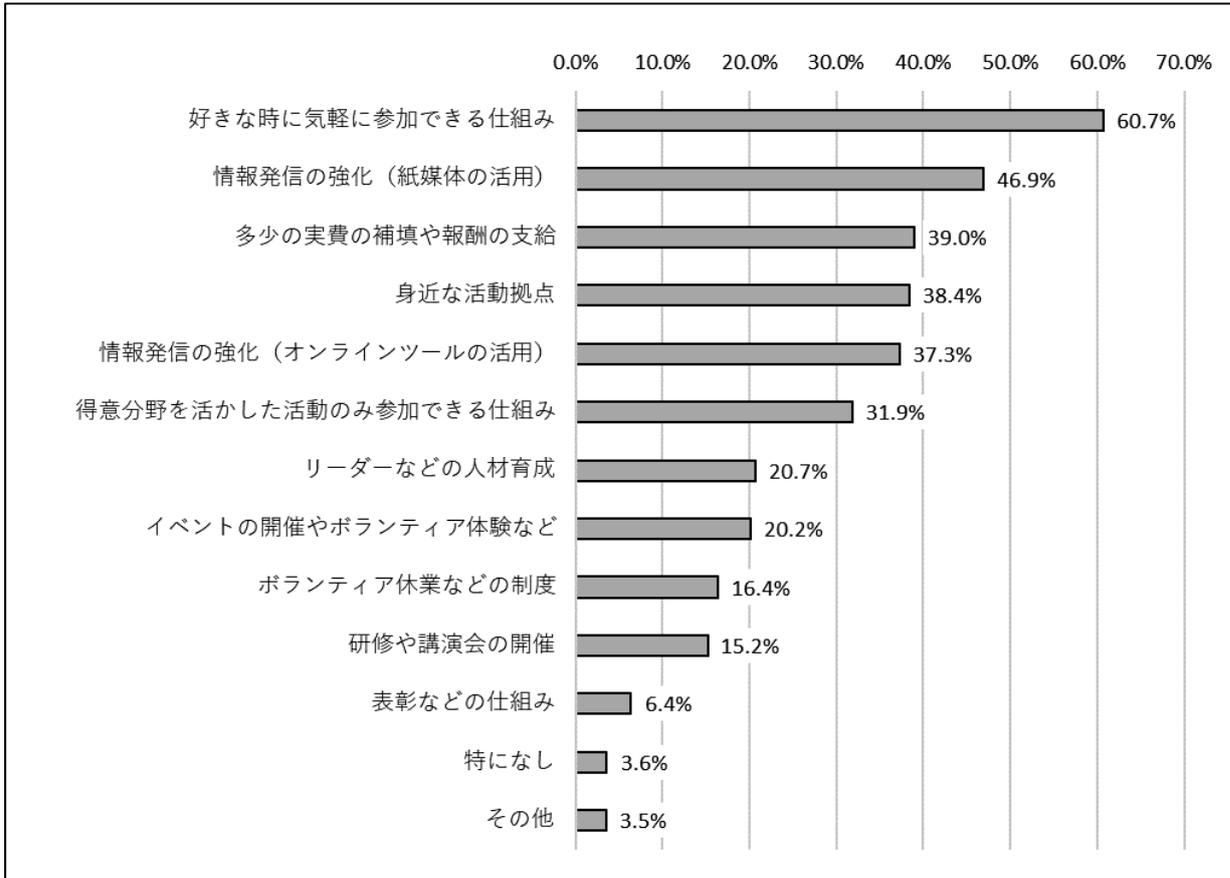
※対象：「②地域福祉活動の参加状況で「ない(参加したくない)」と答えた人。



⑤ 地域福祉活動の参加要件

より多くの人々が地域福祉活動に参加するために必要だと考えているのは、回答割合の高い順に「好きな時に気軽に参加できる仕組み（60.7%）」、「情報発信の強化（紙媒体の活用）（46.9%）」でした。その他、「情報発信の強化（オンラインツールの活用）（37.3%）」や「得意分野を活かした活動のみ参加できる仕組み（31.9%）」も回答割合が比較的高く、活動要件の工夫や情報発信の強化により、地域福祉活動の参加者の増加につながる可能性があります。

（設問）より多くの市民が地域福祉活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

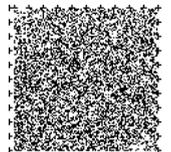
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



2 国の動向

(1) 社会福祉法の改正

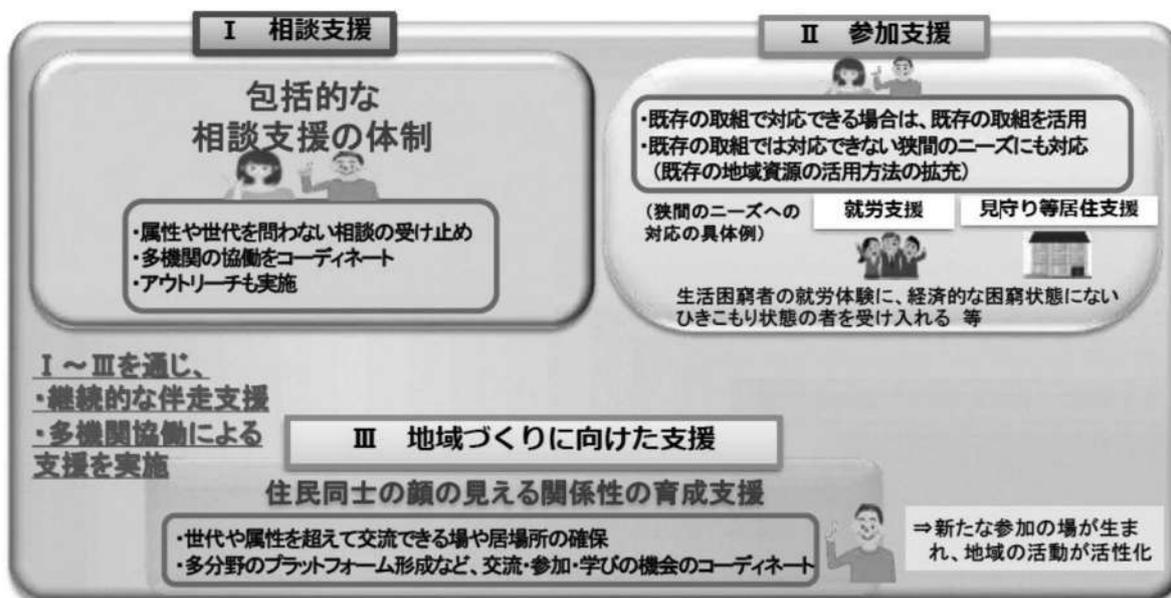
第4期地域福祉計画を策定した平成30年度以降、社会福祉法は、平成30（2018）年と令和3（2021）年に改正されています。

平成30（2018）年4月の改正では、地域福祉推進の主体である地域住民は、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題を把握し、関係機関との連携により、その課題の解決を図ることとされました。

また、市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされました。

さらに、令和3（2021）年4月の改正では、複雑化・複合化した福祉ニーズに対応するための社会福祉法人間の連携の新たな選択肢として、社会福祉連携推進法人制度が創設されるとともに、包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法として、高齢者や障害者、児童、生活困窮者に関する事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援体制を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることとなりました。

【参考】重層的支援体制整備事業の全体像（出典：厚生労働省資料より抜粋）



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

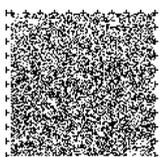
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



重層的支援体制整備事業

I 相談支援事業

○ 包括的相談支援事業

- ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・ 支援機関のネットワークで対応する
- ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

○ 多機関協働事業

- ・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・ 支援関係機関の役割分担を図る

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・ 支援が届いていない人に支援を届ける
- ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける
- ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

II 参加支援事業

- ・ 社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

III 地域づくり事業

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

(2) 成年後見制度の利用促進

認知症や障害があることにより財産の管理などに支障がある人を支える成年後見制度は重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていませんでした。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用促進の基本理念や国の責務、基本方針などを定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28(2016)年5月に施行されました。

その中で、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた市町村計画の策定が努力義務化されました。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

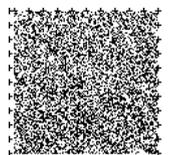
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

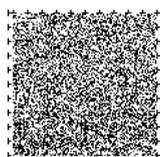
資料編



(3) 住宅確保要配慮者に対する支援

住宅確保要配慮者の状況については、単身の高齢者の増加が見込まれるなど、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が課題となっている一方で、住宅ストックの状況については、空き家・空き室が増加傾向であるため、空き家等の有効活用が課題となっています。

こうした状況から、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図る必要があるため、平成29(2017)年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。



3 これまでの取組みと今後の課題

(1) 地域における主な活動主体とその役割

地域においては、様々な個人や団体が多様な活動に取り組んでおり、地域の課題の発見、支え合いの仕組みづくり、専門機関へのつなぎなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

① 社会福祉協議会地区部会

社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」といいます。）は、市社協の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉課題に対して住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、令和3（2021）年度末現在で市内に67団体あります。

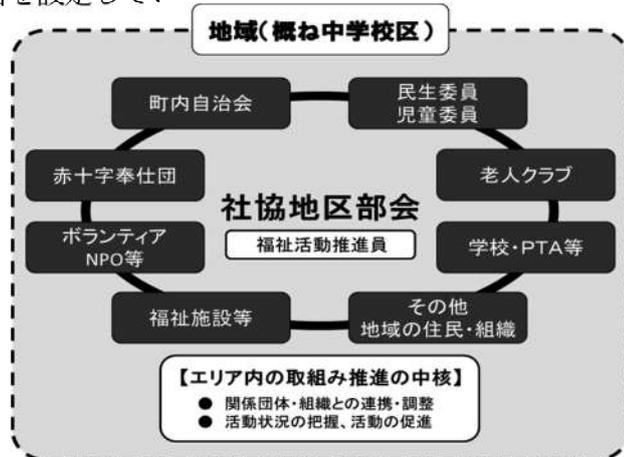
概ね中学校区を活動区域として、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPO、学校・PTA、赤十字奉仕団、福祉施設等、地域で活動する個人や団体など、様々な分野から構成員として参加を募り、それぞれの立場を生かして地域の生活課題の解決に取り組んでいます。

また、社協地区部会には、地区部会長からの推薦により市社協会長から委嘱を受けた福祉活動推進員が原則3人以上配置されており、地区部会活動が地域で円滑に進むよう、情報収集、地域のニーズ把握・発掘、関係団体・機関等のネットワークづくりなど、活動全般にわたる役割を担っています。

社協地区部会の具体的な活動内容は、各種ふれあい事業（食事サービス・いきいきサロン・子育てサロン・散歩クラブ）などによる地域交流の促進、ボランティア講座の開催、広報紙の発行、高齢者等の見守りなど、市社協と協力して取り組む活動のほか、各種交流イベントやレクリエーションの実施、支え合いの仕組みづくり、健康づくり等の地域独自の取組みなど、多岐にわたって地域の福祉向上のための活動を展開しています。

区支え合いのまち推進計画においては、社協地区部会を各地域（地区部会エリア）における取組み推進の中核的組織として位置付けており、社協地区部会が中心となり、地域の生活課題やニーズを踏まえ、重点取組項目を設定してい

ます。各地域（地区部会エリア）においては、社協地区部会が、構成する組織・団体やその他地域の担い手と連携・調整を図りながら、地域の活動状況の把握や活動の促進を行い、区支え合いのまち推進計画に基づく取組みを進めています。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

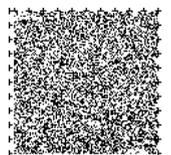
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



② 町内自治会

町内自治会は、地域をより良くし、地域での結びつきを深めるために、一定の地域を単位として、そこにお住まいの皆様によって結成された自主的な団体であり、令和3(2021)年3月末現在で1,100団体あります。

防犯・防災活動、ごみステーションの管理や地域清掃、行政情報の回覧や親睦行事の開催など、様々な活動に取り組んでいます。

また、人口減少、少子超高齢化が進む中、地域の諸問題を解決していくためには地域の力が必要不可欠であり、市では町内自治会の結成及び町内自治会への加入を促進しています。

③ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、障害者(児)、高齢者、ひとり親家庭等、支援を必要とする人たちの相談・支援に当たる地域の奉仕者で、市内に令和3(2021)年9月現在で1,448人います。また、児童福祉法により児童委員を兼務しており、その中には児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます。

必要に応じ地域住民の生活状況を適切に把握し、心配ごとの相談対応、福祉に関する相談や助言・支援、関係する行政機関や施設との連絡・調整など、それぞれの地域の実情に応じた自主的な活動を行っています。また、その活動の円滑な推進のため、おおむね中学校区を基本に市内78地区で民生委員児童委員協議会を組織し、研修、調査研究等を行っています。

なお、本市では民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを目的として民生委員活動を補佐する協力員を配置しています。

民生委員は、地域住民の福祉の増進を図る大切な担い手として、ますますその活動が期待されています。

④ 地域運営委員会

地域運営委員会は、地域で活動する様々な団体で構成され、地域の課題や情報を共有し、地域の将来像や地域の実情に合った活動について話し合い、将来にわたって住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めることを目的とする組織です。

概ね小学校区から中学校区を単位とし、地区町内自治会連絡協議会、社協地区部会、地区民生委員児童委員協議会、中学校区青少年育成委員会、地区スポーツ振興会の5団体を必須の構成団体としています。令和3(2021)年4月現在、18地区で設立されています。

地域運営委員会の役割としては、①地域の団体間での情報共有、②地域の団体の連携・協力の促進、③地域の将来像や地域課題の解決策を検討し、必要な取組みを進めること等が期待されています。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

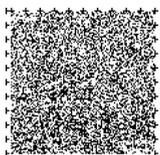
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



⑤ 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進していくことを目指してつくられた組織です。

中学校区ごとに設置されており、54 団体あります。

各中学校区の育成委員会は、PTA、町内自治会役員、青少年相談員、学校教職員、青少年補導員、民生委員・児童委員、保護司などの中から選出された委員で構成され、市長が2年任期で委員を委嘱しています。

主に青少年を対象とした健全育成啓発、健全な環境づくり、体育やレクリエーション、福祉増進などの活動を実施しており、地域の学校・家庭・関係機関及び団体が一体となり、青少年を取りまく社会環境の浄化や、青少年の健全育成を図るため様々な活動を展開しています。

⑥ スポーツ振興会

各地区スポーツ（社会体育）振興会は、各小学校地区における町内自治会、小・中学校関係者、スポーツ団体関係者、子ども会、その他地区内における関係団体の代表者により、令和3(2021)年4月現在、市内76地区に組織されています。

スポーツ推進委員との協力のもとに、グラウンドゴルフやバレーボール、町民運動会等の地区のスポーツ・レクリエーション行事を行うことを通して、地区住民の連帯と協調を高めるとともに、健康づくりや仲間づくりを目的として活動しています。

⑦ 子ども会

子ども会は、家庭では体験できない活動や異年齢交流などの機会を提供することで、子どもたちの仲間づくりを推進し、社会性の向上を図るとともに、奉仕や人を思いやる心を育て地域で子どもを見守る活動を進めています。

千葉市子ども会育成連絡会は、令和3(2021)年8月末現在、市内68単位子ども会に対し指導・育成、各種行事開催、育成者・指導者の研修・育成などを実施するとともに、キャンプ、講習会、各種ボランティア活動を通じて、本市の子どもたちの心身の健全育成、更には社会福祉の充実に一致協力して取り組んでいます。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

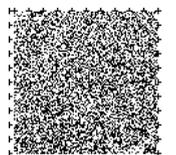
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



⑧ 老人クラブ

老人クラブは、高齢者の生きがいや社会参加、健康の保持等を推進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

令和3(2021)年10月現在で、市内に221の老人クラブがあります。

老人クラブは、「趣味・文化・芸能などのサークル活動」、「健康づくり、各種シニアスポーツ活動」、「在宅福祉を支える友愛活動」、「地域の文化・伝統芸能・民芸・手工芸・郷土史等の伝承活動」など、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っており、地域社会の福祉活動の担い手となることが期待されています。

⑨ 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

赤十字思想の普及や活動資金の募集、災害救護、救急法・水上安全法・健康生活支援講習等の実施、献血推進など赤十字事業の推進にあたり、地域の状況に応じて高齢者福祉、児童福祉や障害者福祉などの活動も行っています。

令和3(2021)年4月現在で市内に27分団あり、活動しています。

⑩ 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える活動の担い手で、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

令和3(2021)年9月現在、本市では180名の保護司が活動しており、また、保護司活動が円滑に行われるよう、区ごとに6つの保護司会が組織されています。

その主な職務は、保護観察を受けている少年や大人の指導、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整を行う環境調整、犯罪予防活動などですが、近年では、学校と連携した分野にも活動の範囲を広げるなど活躍しています。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と総論

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

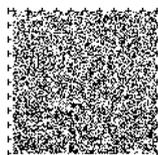
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



⑪ NPO

NPOは‘Nonprofit Organization’の略で、一般的には「民間非営利組織」と訳され、「民間非営利」の団体として「自発的」で「公益的」な活動を行っています。

そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づいて法人格を取得した団体をNPO法人といいます。

行政や企業では対応することが難しい地域の課題に対し、民間の柔軟性と自発性を生かして解決に当たるなど、行政とともに公益性を担う役割があります。

福祉分野では、外出支援、家事手伝い、生きがいづくり、健康づくり、地域行事の開催など様々な活動を行っているほか、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など、広範な分野で社会の多様化したニーズに応える役割が期待されます。

⑫ ボランティア

ボランティア活動とは、自らの自発的・主体的な意思に基づく自主的な活動であり、社会貢献活動や福祉活動等を行います。

その活動内容は、食事・外出介助などの生活支援、子育て支援などの子どもの健全育成、交通安全・防犯・防災の取り組みなど、地域福祉に関する活動のほか、公民館・学校などでの教育活動、文化・芸術・スポーツの振興活動、環境美化・自然保護活動、外国人支援・国際交流活動など、非常に広範囲にわたります。

市社協が運営している千葉県ボランティアセンターでは、ボランティアの登録受付やコーディネート、ボランティア講座の開催など、地域活動やボランティア活動の促進・支援を行っており、主に福祉分野において、市内広域で活動する個人・団体として、令和3（2021）年3月末現在6,870人がボランティア登録をしています。

また、福祉以外の分野においても、千葉市民活動支援センター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市国際交流協会などが、ボランティア活動をしやすい環境づくりやサポート体制の整備に取り組んでいます。

⑬ シニアリーダー

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと元気に暮らせるよう介護予防活動に取り組んでもらうため、市民を対象にシニアリーダー養成講座を開催し、介護予防の重要性や知識、運動指導の技術を学んでいただき、地域の介護予防活動のリーダーとなっていただく方を養成しています。講座修了後は、介護予防を推進するボランティアとして、令和3（2021）年10月末現在457の方がシニアリーダーとして登録をし、町内自治会や公民館などで高齢者向けの体操教室を開催するなどの活躍をしています。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

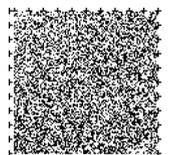
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



⑭ 社会福祉法人等

社会福祉法人をはじめとする社会福祉事業者は、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保育所等の施設運営や、デイサービス、ホームヘルプなどの在宅支援、相談対応など、社会福祉に関する様々な事業を実施しており、幅広い専門機能と専門的なマンパワーを有しています。

社会福祉事業者の中には、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、地域住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、体験学習やボランティアの受入れ、買い物支援など、地域の実情に応じた福祉サービスを提供しています。

特に、社会福祉法人については、平成28(2016)年改正社会福祉法第24条第2項により、地域における公益的な取組みを実施する責務が明記されるなど、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、地域の福祉ニーズに対応することがより一層求められています。

⑮ コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、対象者を限定せずに、制度の狭間にある方や複合的な困りごとを抱える人を支える「個別支援」と共助の基盤となる「地域の支えあいの仕組みづくり」、地域課題を解決するための新たな「資源開発」を行う「エリア担当」の職員です。

千葉市では、市社協が各区事務所に1人を配置していましたが、コミュニティソーシャルワーク機能強化のため、令和4年度までに各区2人体制となるよう、段階的に増員しています。

⑯ 生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図っています。行政区域を担当するコーディネーターを各区に、日常生活圏域を担当するコーディネーターをあんしんケアセンターに配置しています。

地域でどのような生活支援サービスがあるのか、また必要とされているのかを調べ、地域の方と一緒に住民同士の支えあい活動を作り、支えあい活動の担い手となるボランティアを育成しています。

あんしんケアセンター、行政、市社協、サービスを提供する団体等と情報共有するなど、関係者間のネットワークづくりをしています。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

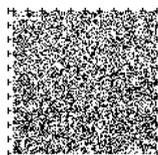
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



⑰ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

あんしんケアセンターは、介護保険法に基づき設置する地域包括支援センターであり、地域で暮らす高齢者のための身近な相談窓口です。地域住民がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えます。令和3（2021）年度末現在で、市内30か所（出張所2か所を含む。）に設置しています。

⑱ 障害者基幹相談支援センター

障害者基幹相談支援センターは、障害者総合支援法に基づき設置され、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな支援を行うとともに、地域の方や関係機関と連携し、障害者を地域全体で支える地域づくりに取り組む相談支援窓口です。令和3（2021）年度末現在で、各区に1か所ずつ設置しています。

⑲ 生活自立・仕事相談センター

生活自立・仕事相談センターは、生活困窮者自立支援法に基づき設置され、生活の問題、家計・債務の問題、仕事の問題等、様々な理由により生活に困りごとを抱えている市民に寄り添い生活の立て直しに向け、一人ひとりの状態に応じた支援プランを作成し、支援を行う相談窓口です。

令和3（2021）年度末現在で、中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区に設置し、相談支援員が、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、お困りの状況の解決に向けてサポートしています。

⑳ 公民館

公民館は、社会教育法等に基づき設置され、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする教育機関で、現在47館設置しています。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

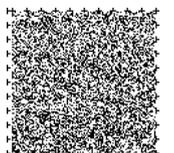
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



⑳ 千葉市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした民間組織と規定されており、全国の都道府県、市区町村に設置されています。

民間組織としての自主性と、地域住民や社会福祉関係者に広く支えられた公共性という2つの側面を特徴として併せ持ち、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉活動を推進するための中心的役割を担っています。

市社協は、昭和27(1952)年2月に設立され、昭和42(1967)年3月には社会福祉法人の認可を受けました。

主な事業として、社協地区部会活動に対する助成・支援、ボランティア活動の相談受付やコーディネート（千葉市・区ボランティアセンターの運営）、広報紙「社協だより」の発行などによる福祉意識の啓発活動、生活福祉資金・社会福祉事業振興資金の貸付け、高齢や障害のために日常生活に支障が生じている方のために、日常生活に必要な預貯金の払戻し・預入れの代行や、福祉サービスを利用するための相談等に応じる日常生活自立支援事業、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動への協力、心配ごと相談所における悩みごとや困りごとに対する相談対応、コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援のほか、市からの受託事業として千葉市成年後見支援センター、千葉市社会福祉研修センター、生活自立・仕事相談センター中央、子どもルームの運営等の事業を実施するなど、全国的な取組みから地域の特性に応じた施策まで、幅広い活動を展開しています。

令和2年4月の千葉市社会福祉事業団との合併により、市社協の地域支援に熟した人的資源に、千葉市社会福祉事業団の高い専門性による社会福祉施設等の物的資源が加わり、これまで以上の地域福祉の推進が期待されます。

本計画において、市と市社協を共に地域の取組み（共助）を支援する主体として位置付けており、市社協が取組む地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画と連携・協働し、両輪となって本市の地域福祉の推進に取り組んでいくこととなります。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と総論

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

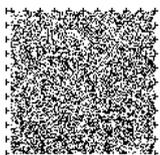
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



(2) 地域福祉計画の策定・推進の経過

年度 ※和暦	計画	特徴
H18～ (5年)	第1期	<ul style="list-style-type: none"> ・24の地区フォーラムを設置。 ・「市地域福祉計画策定委員会」、区ごとに「区地域福祉計画策定委員会」を設置。
H23～ (4年)	第2期	<ul style="list-style-type: none"> ・市計画と区支え合いのまち推進計画の役割分担の整理。 ・5つの基本テーマを設定。 ・区支え合いのまち推進計画に重点項目を設定。
H27～ (3年)	第3期	<ul style="list-style-type: none"> ・9つの取組みテーマを設定し、地域、市、市社協の取組みの関係を整理。 ・地区部会エリアごとに「重点取組項目」を設定。
H30～ (3年)	第4期	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を掲げ、「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」「多機関の協働による相談支援体制の包括化」「地域力基盤強化の支援」「地域福祉の担い手の育成・拡大」を4つの柱として位置付けた。 ・各区の好事例を掲載。

(3) 第4期地域福祉計画の推進状況

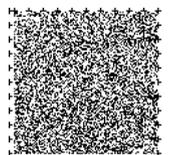
ア 地域の取組み

本市では、地域の課題を解決するために、地域住民等による共助の方策や具体的な取組みを定めた区支え合いのまち推進計画を策定し、その推進に努めてきました。

区支え合いのまち推進計画は、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」、「施策の方向性」、「具体的な取組み」、「重点取組項目」で構成しています。社協地区部会が、地域の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで3年間に注力して取り組む活動を考え、区支え合いのまち推進計画全体の取組み項目の中から、その地区部会エリアの「重点取組項目」を設定し、活動状況の把握や活動の促進を行い、「重点取組項目」を含めた地区部会エリア内の取組みを推進しました。

区支え合いのまち推進計画の取組みの推進状況と今後の課題については、区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区支え合いのまち推進計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証しました。

また、市が年度ごとに、各区支え合いのまち推進協議会で取りまとめられた区支え合いのまち推進計画の推進状況を、千葉市社会福祉審議会



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

地域福祉専門分科会（以下「地域福祉専門分科会」という。）へ報告していますが、担い手の問題とコロナ禍における安全・安心な活動の実施、町内自治会や社協地区部会などの関係団体間の連携などが今後の課題となっています。

これらの課題については、第5期においても引続き継続して取組んでいくこととなります。

今後の課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の確保 ・ コロナ禍での安全・安心な活動の実施 ・ 地域団体間の連携 ・ 地域活動への理解や関心の希薄化 ・ 活動拠点の確保 ・ 地域住民による支え合い機能の低下 ・ 新旧住民間の融合、子育て世帯と高齢者世帯との交流 	など

イ 市の取組み

第4期千葉市地域福祉計画では、4つの重点施策に加え、129の市の事業・施策を定め、その実施状況について、年度ごとに地域福祉専門分科会において評価確認を行いました。

令和3（2021）年度第1回の地域福祉専門分科会において、「令和2（2020）年度における推進状況の評価」について、以下のとおり報告をしました。

なお、評価にあたっては、可能な限り、量的な成果を評価する定量評価とし、定量評価になじまない事業・施策については、取組みの内容や体制の構築等を評価する定性評価を行いました。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

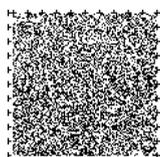
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



(ア) 令和2(2020)年度における重点施策(コミュニティソーシャルワーク機能の強化)の推進状況の評価

No.	事業・施策名	評価	評価理由
1	コミュニティソーシャルワーカーの増員等	○	コミュニティソーシャルワーカーの増員、育成を実施したほか、ケース検討会議の開催により、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、成年後見支援センター、生活自立・仕事相談センター、あんしんケアセンター等の連携強化が概ね図られた。
2	多機関の協働による相談支援体制の包括化	△	多機関協働による相談支援体制の包括化に向け、相談支援機関向けコンシェルジュの1名配置などを実施した。一方で、複合的課題を抱える方をチームアプローチで包括的に受け止める相談支援体制の充実は引き継ぎの課題である。
3	地域力基盤強化の支援	△	庁内横断的組織の「地域力向上班」において、包括的相談支援体制の構築に向けた意見交換を行った。地域力基盤強化については、重層的支援体制整備事業も含めて引き続き検討していく必要がある。
4	地域福祉の担い手の育成・拡大	△	ボランティア入門講座などを実施したものの、コロナの影響などにより、参加者数などは減少したため、担い手の育成・拡大に引き続き取り組んでいく必要がある。

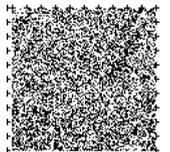
(定性評価 … 取組みの内容や体制の構築等の評価)

- ◎：年度目標以上のものが達成できた場合
- ：年度目標が概ね達成できた場合
- △：年度目標の一部が達成できた場合
- ×：年度目標が全く達成できなかった場合(ほとんど達成できなかった場合も含む)

(イ) 令和2(2020)年度における重点施策以外の市の取組みの推進状況の評価

a 定量評価 … 主に量的な成果を評価(65項目/全129項目)

評価	評価基準	R2		R1(参考)		H30(参考)	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	6	9%	4	6%	10	15%
A	年度目標にしている業務量を概ね(8割～10割)達成できた場合	17	26%	34	51%	31	46%
B	年度目標にしている業務量の一部(5割～7割)を達成できた場合	13	20%	18	27%	17	25%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った(4割以下)場合	29	45%	11	16%	9	14%



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

定量評価の事業・施策については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、S評価（6項目）とA評価（18項目）を合わせて、全体（65項目）の35%にとどまり、B評価が20%（13項目）、C評価が45%（29項目）となりました。

b 定性評価 … 取組みの内容や体制の構築等を評価（64項目/全129項目）

評価	評価基準	R2		R1（参考）		H30（参考）	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
◎	年度目標以上のものが達成できた場合	3	5%	0	0%	0	0%
○	年度目標が概ね達成できた場合	34	53%	44	71%	53	86%
△	年度目標の一部が達成できた場合	21	33%	16	26%	7	11%
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む）	6	9%	2	3%	2	3%

定性評価の事業・施策についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、◎評価（3項目）と○評価（34項目）を合わせて、全体（64項目）の58%にとどまり、△評価が33%（21項目）、×評価が9%（6項目）となりました。

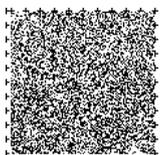
(4) 第4期地域福祉計画の成果と第5期地域福祉計画への課題

支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）に位置付けられた施策のうち、重点施策のコミュニティソーシャルワーク機能の強化については、「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」は、概ね計画どおり推進されたものの、「多機関の協働による相談支援体制の包括化」及び「地域力基盤強化の支援」、「地域福祉の担い手の育成・拡大」が、今後の課題として残りました。また、重点施策以外の施策については、新型コロナウイルス感染症の影響により、概ね計画どおりに実施できた施策が約半数にとどまりました。

さらに、地域の取組みの推進に関する今後の課題として、活動の担い手の不足やコロナ禍における安全・安心な活動の実施、地域団体間の連携などが挙げられています。

そのため、相談支援体制の包括化、新型コロナウイルス等の感染症への対応、今後も進行が想定される少子超高齢化などの社会情勢の変化を見据えたうえで、地域福祉活動の担い手の拡大やより多くの市民・団体を巻き込んだ協力・連携体制の強化などが求められます。

このことを踏まえ、今後は以下の課題に留意して、本市の地域福祉の充実に取り組んでいきます。



ア 包括的な支援体制のあり方

各福祉分野の相談支援機関が単独では解決できないような複合的な課題を抱える方を効果的なチームアプローチで包括的に受け止められる相談支援体制の構築に向けて、引き続き取組みを進めていく必要がありますが、取り組むにあたっては、国においても、包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法として、属性を超えた支援を円滑かつ一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法に位置付けられたことも踏まえ、包括的な支援体制のあり方について検討する必要があります。

イ コミュニティソーシャルワーク機能の強化

地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な団体と連携を深め、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことを主眼に置きつつ、地域の支え合いの力を高める必要があります。

ウ 新型コロナウイルス等の感染症への対応

地域においては、「新しい生活様式」を取り入れ、コロナ等の感染症禍にあっても「つながり」を切らないための様々な工夫やオンラインの活用等を検討するとともに、市においては、コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援、オンラインの活用支援等を検討する必要があります。

エ 担い手及び活動拠点の確保

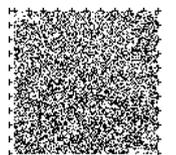
地域福祉に対する市民の理解や行動については、さらなる拡充・促進を図っていく必要があると考えられる一方で、地域福祉活動の担い手が増えず、地域福祉活動の維持・拡大が思うようにならないとの声が上がっていることから、地域福祉の意義やその必要性・重要性を周知・啓発していき、なるべく多くの市民が地域福祉活動に参画するよう促していく必要があります。また、これに加えて、安定した活動を支える活動拠点の確保についても、検討する必要があります。

オ 地域団体間の連携

社協地区部会とその構成団体である町内自治会、民生委員・児童委員協議会等さらには地域運営委員会との関係は、地域ごとに背景となる経緯が異なっています。その結果、関係団体間の情報共有・討議・意思決定・取組みの実行等の地域課題の解決プロセスのあり方も、地域ごとに異なっています。したがって、地域課題の解決プロセスの地域ごとのあり方について、関係団体間での意見交換や調整などにより、検討する必要があります。

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編



カ 他の個別計画等との連携

地域福祉計画は、高齢者、障害者、こども、健康づくり等の保健福祉分野の計画を地域福祉の視点で整理するとともに、教育、防災、まちづくりなどの他の生活関連分野の施策と連携を図りながら推進していく計画のため、庁内の関係部署や他の個別計画との連携が重要です。

キ 千葉県社会福祉協議会との連携

市社協は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を目的として組織された民間団体であることから、地域福祉推進の最大の協力者として、市はその活動を支援するとともに、同会が策定した「地域福祉活動計画」と十分に連携を図り、本市の地域福祉を推進していく必要があります。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

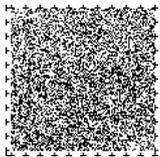
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

1 計画の構成

本計画では、地域福祉を推進する活動主体により取組みの体系を、地域住民の参加と連携により、地域福祉に関する活動を推進・実践する「地域の取組み」と、地域福祉に関する行政施策を定めた「市の取組み」の2つに区分しています。

地域の取組みは、各区の地域住民等が主体となって定めたもので、「区支え合いのまち推進計画」として位置づけています。

それぞれの位置づけ及び内容は、下表のとおりです。

	【第4章】地域の取組み	【第5章】市の取組み
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた、住民に身近な計画 ・地域の課題に対応するため、地区部会エリアごとに重点取組項目を定め、様々な主体（地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティア団体、NPO、学校・PTA、社会福祉事業者など）が協働して策定・推進する計画 	基本目標や市としての方向性、取組みを示すことにより、多様な主体とともに、地域の取組みをしっかりと支え、地域住民の地域福祉活動を支援する計画
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の活動により解決を目指す課題に対する取組み ・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を活かした身近な支え合いや健康づくりなどの取組み ・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策、取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動の基盤整備に関する取組み ・地域の取組みを進めるために必要な市による支援策 ・分野別計画を横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋める取組み ・区域では解決できない福祉課題に対する市域での取組み ・市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組み（コミュニティソーシャルワーク機能の強化など）

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

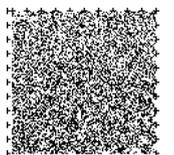
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

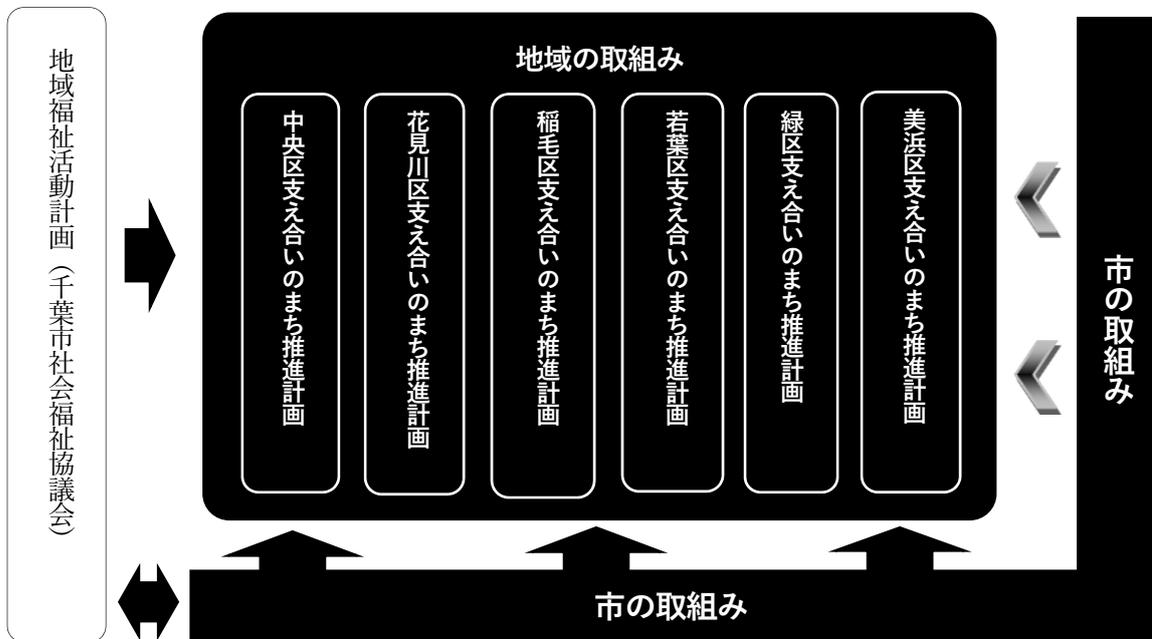
資料編



【地域と市の取組みの関係】

市の取組みは、区の取組みをしっかりと支えつつ、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組みを定めています。

また、市社協が策定している地域福祉活動計画については、市の取組みとの連携、地域の取組みへの支援を行う関係にあります。

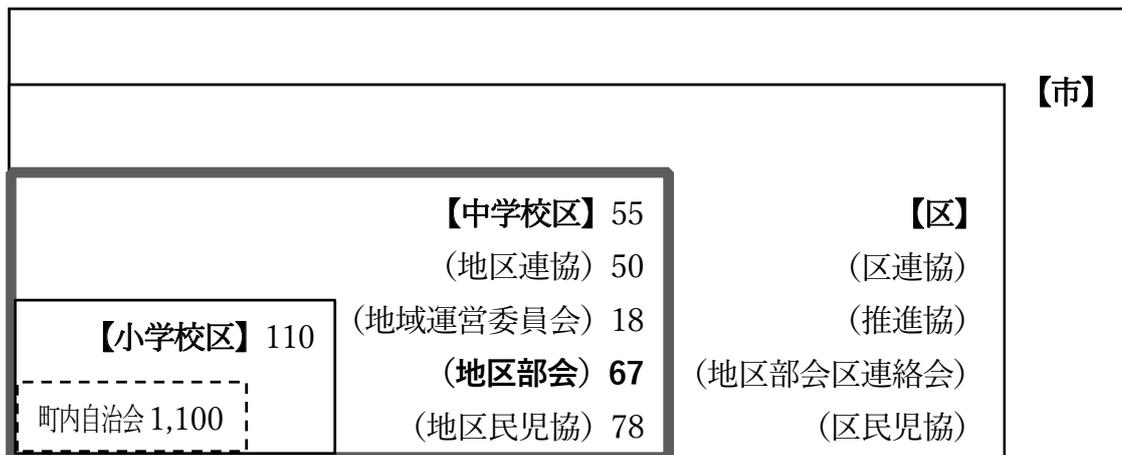


2 圏域の考え方

第4期計画に引き続き『地区部会エリア』を地域の取組みの圏域とします。地区部会エリアとは、地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。しかし、「見守り活動」など、一部の取組みは、町内自治会など、より身近な圏域での実施が効果的なものがあります。今後の計画の推進に向けては、今まで以上に町内自治会への働きかけを意識した事業の展開が必要です。

また、日常生活圏域の考え方については、引き続き検討していく必要があります。

【圏域のイメージ図】



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

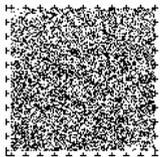
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



3 基本理念

基本理念

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を
ともに創っていく社会をつくる

令和5年度スタートに向けて策定中の本市の中長期的な市政運営の基本方針である「(仮称)千葉市基本計画」では、健康・福祉分野における目標として「みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちを実現します」を掲げるとともに、その政策の1つに「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」を位置付ける予定です(※原案時点)。

このことを踏まえ、支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)においては、「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」を基本理念に設定し、「(仮称)千葉市基本計画」の理念や方向性を念頭に置きながら、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えて横断的につながり、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創っていくことで、多様性が尊重され包摂される地域共生社会の実現を目指します。

4 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、地域福祉専門分科会において全体の審議を行うとともに、各区の支え合いのまち推進協議会において区支え合いのまち推進計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、パブリックコメント手続による意見募集を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

本計画の策定期間中には、新型コロナウイルスの感染拡大があり、様々な地域活動が休止や中止を余儀なくされたほか、各区の支え合いのまち推進協議会が開催できないなどの影響を受けました。このため、計画策定を1年延期するとともに、「新しい生活様式」の計画への反映などの新型コロナウイルス等感染症への対応を行うこととしました。また、地域活動停滞等への配慮として、区支え合いのまち推進計画のうち、「具体的な取組み」及び「重点取組項目」については、中間見直しまでに各区支え合いのまち推進協議会で検討を行い、策定することも可能とし、各区の実情に応じ柔軟に対応することとしました。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

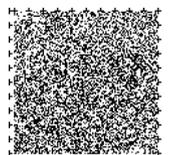
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



<計画策定の経過>

年月	実施内容
令和2(2020)年 1月	令和元(2019)年度第4回地域福祉専門分科会(1/30) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の策定方針(案)・ 骨子(案)について ～ 新型コロナウイルスの影響が発生 ～
4月	～ 緊急事態宣言発出(1回目)(4/7～5/24)～
8月	令和2(2020)年度第1回地域福祉専門分科会(書面開催)(8/6～12/11) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の策定スケジュール の見直しについて(1年延期)
11月	令和2(2020)年度第3回地域福祉専門分科会(11/13) ・コロナ禍における地域福祉活動について
令和3(2021)年 1月	～ 緊急事態宣言発出(2回目)(1/8～3/21)～
3月	令和2(2020)年度第4回地域福祉専門分科会(書面開催)(3/18～3/31) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の策定方針・骨子の 見直しについて
4月	～ まん延防止等重点措置適用(1回目)(4/28～8/1)～
5月	WEB アンケート調査(4/30～5/10) 各区支え合いのまち推進協議会委員長等と意見交換(1回目)(5/21) ・地域活動の停滞等を踏まえた区支え合いのまち推進計画策定の進め方について
6月	各区支え合いのまち推進協議会委員長等と意見交換(2回目)(6/30) ・地域活動の停滞等を踏まえた区支え合いのまち推進計画策定の進め方について
7月	各区支え合いのまち推進協議会(区支え合いのまち推進計画の策定作業 開始)
8月	～ 緊急事態宣言発出(3回目)(8/2～9/30)～
9月	令和3(2021)年度第1回地域福祉専門分科会(書面開催)(9/2～12/8) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の素案について
10～12月	各区支え合いのまち推進協議会(区支え合いのまち推進計画案の決定)
12月	令和3(2021)年度第2回地域福祉専門分科会(12/22) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の原案について
令和4(2022)年 1月	計画原案の説明動画の配信 パブリックコメント手続による市民意見の聴取 ～ まん延防止等重点措置適用(2回目)(1/21～3/21)～
3月	令和3(2021)年度第3回地域福祉専門分科会(3/25) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の最終案について ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の決定

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

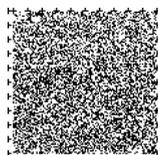
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

1 区支え合いのまち推進計画について

区支え合いのまち推進計画においては、第1期（平成18(2006)～22(2010)年度）、第2期（平成23(2011)～26(2014)年度）、第3期（平成27(2015)～29(2017)年度）、第4期（平成30(2018)～令和2(2020)年度）と多くの地域の皆さんの参加を得て、日常生活における生活課題の解決へ向けて取り組んできました。

このたび策定した「区支え合いのまち推進計画」は、「支え合いのまち千葉 推進計画」の第4章として位置付け、今後5年間における住民が主体となった地域の取組み（住民同士の支え合い）について、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」を定めています。

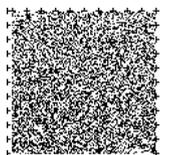
地域においては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、市社協や市の支援のもと、社協地区部会ができる限り多くの地域住民や地域団体等の地域福祉活動の担い手と連携を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、区支え合いのまち推進計画に基づく取組みの推進に努めていくこととします。

2 区支え合いのまち推進計画のポイント

(1) 区の現状について人口等のデータを掲載するとともに、地域活動の状況等から区の課題を抽出し、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」を策定しました。

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大により地域活動が制限されていることから、「具体的な取組み」及び「重点取組項目」については、中間見直しまでに区支え合いのまち推進協議会で検討を行い策定することも可能としました。その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます。

策定にあたっては、10の取組みテーマ及び5つの視点を参考に策定しました。



取組みテーマ

- ① 見守りの仕組みづくり
- ② 支え合いの仕組みづくり
- ③ 地域のつながりづくり
- ④ 健康づくり
- ⑤ 担い手の拡大とボランティア活動の促進
- ⑥ 福祉教育・啓発
- ⑦ 相談体制づくり
- ⑧ 情報提供の充実
- ⑨ 防災対策を通じた地域づくり
- ⑩ 防犯対策を通じた地域づくり

視点

- ① 高齢者、障害者、子どもなどの対象者別の活動から全世代型、共生型への展開
- ② 企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携
- ③ 身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくり
- ④ 地域福祉活動への若者・子どもの参加
- ⑤ 全世代を対象とした担い手づくり



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

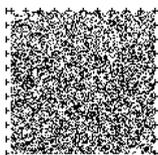
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

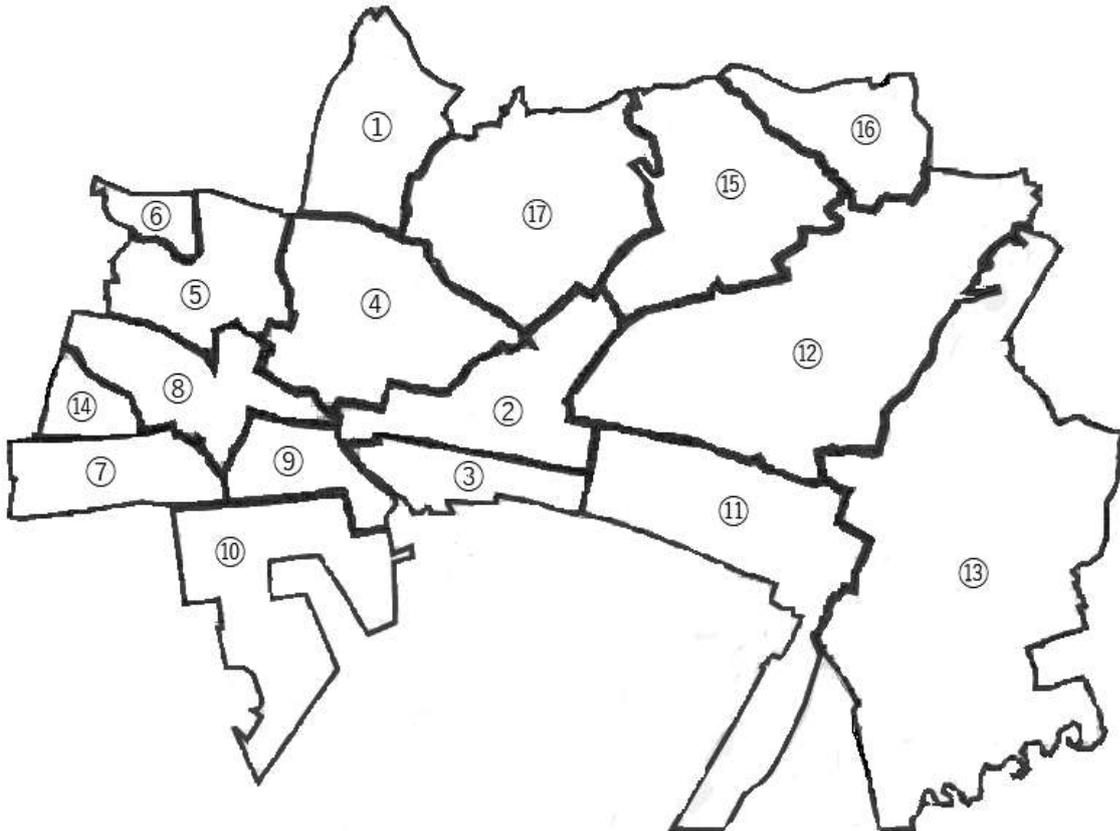


Φ
Φ

中央区支え合いのまち推進計画

第5期中央区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

中央区地区部会



①	都地区部会
②	末広地区部会
③	寒川地区部会
④	ちば中央地区部会
⑤	中央東地区部会
⑥	東千葉地区部会
⑦	西千葉地区部会
⑧	中央地区部会
⑨	新宿地区部会

⑩	千葉みなと地区部会
⑪	蘇我地区部会
⑫	白旗台地区部会
⑬	生浜地区部会
⑭	松波地区部会
⑮	松ヶ丘地区部会
⑯	川戸地区部会
⑰	星久喜地区部会

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

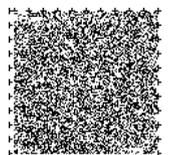
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



1 区の現状・社会資源

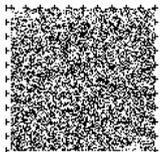
(1) 地区部会の状況

区の中では様々な団体が地域の福祉活動を担っていますが、中央区支え合いのまち推進計画においては千葉市社会福祉協議会地区部会の活動区域（おおむね中学校区）ごとにデータを整理しました。

令和3年3月31日現在

地区部会名	人口	世帯数	自治会数	高齢化率	後期 高齢化率	活動事業								民協 地区	民生委員 定数	
						いきいきサロン	子育てサロン	散歩クラブ	広報紙	ボランティア講座	ふれあい食事サービス	敬老会開催	見守り活動			支え合い活動
都	9,328	4,774世帯	10	25.2%	12.7%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第101地区	14
末広	12,923	7,072世帯	4	20.8%	10.3%	○	○		○				○	○	第102地区	20
寒川	5,619	3,179世帯	6	22.7%	11.6%	○	○		○	○			○	○	第103地区	14
ちば中央	16,181	9,229世帯	27	24.0%	12.8%		○		○			○		第104地区	17	
														第105地区	23	
中央東	14,011	8,686世帯	16	24.8%	12.9%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第106地区	28
東千葉	4,161	2,124世帯	7	37.3%	19.1%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第107地区	7
西千葉	13,033	7,115世帯	6	18.2%	9.6%		○		○	○	○	○	○		第108地区	22
中央	6,859	4,204世帯	6	19.7%	9.9%	○	○		○	○		○	○		第109地区	17
新宿	12,641	7,058世帯	5	16.7%	7.8%								○	○	第110地区	28
千葉みなと	10,376	4,387世帯	11	11.9%	5.9%			○	○						第110地区	
蘇我	18,716	9,694世帯	9	16.0%	7.7%	○	○	○	○	○		○			第111地区	28
白旗台	25,651	12,906世帯	41	24.8%	12.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第112地区	30
生浜	25,409	12,202世帯	12	25.1%	13.5%	○	○		○	○		○	○	○	第113地区	30
松波	4,860	2,717世帯	1	24.2%	12.9%	○	○	○	○	○		○	○	○	第114地区	13
松ヶ丘	11,954	5,815世帯	37	28.5%	15.8%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第115地区	22
川戸	6,794	3,292世帯	13	33.1%	18.6%	○	○		○	○	○	○	○	○	第116地区	14
星久喜	11,818	5,892世帯	24	26.2%	13.9%	○	○		○	○		○	○		第117地区	20

※1 人口等の数値は、令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口を使用しています。
 ※2 複数の地区部会にまたがる町丁については、町丁を担当する民生委員の人数により按分した概算の数値です。



第1章 策定にあたって
 第2章 現状と経緯
 第3章 計画の概要
 第4章 地域の取組み
 第5章 市の取組み
 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
 第7章 取組事例
 第8章 計画の推進
 資料編

地区連協	あんしんケアセンター	避難所運営委員会数	自主防災組織数	社会資源				活動対象区域
				公民館	コミュニティセンター	高齢者施設	障害者施設	
都地区	中央	1	7			4	2	都町
末広中	千葉寺	2	5	1	1	5	4	末広、長洲2丁目、長洲1丁目の一部、千葉寺町の一部、青葉町の一部
末広中	千葉寺	1	6			2	5	港町、寒川町、稲荷町
葛城中	中央、千葉寺	5	29	1		4	5	亥鼻、本町の一部、中央、市場町、道場南、鶴沢町、旭町、亀井町、亀岡町、葛城、東本町、長洲1丁目の一部、青葉町の一部
椿森中	東千葉、中央	3	13	1		6	3	祐光、椿森、道場北、院内、要町、本町の一部
椿森中	東千葉	0	6			1		東千葉
緑町中	東千葉	1	9			3	3	登戸、新千葉の一部、汐見丘町、春日
新宿中	東千葉、中央	1	4			1	8	弁天、栄町、富士見、本千葉町、新町の一部、新千葉の一部
新宿中	中央	2	7	1		3	4	新宿、神明町、新田町、出洲港
新宿中	中央	1	11		1	5	1	中央港、千葉港、問屋町
蘇我中	松ヶ丘	3	8		1	8	10	蘇我、今井、若草、南町
蘇我中	松ヶ丘、千葉寺	7	37	1		7	4	白旗、鶯の森町、今井町、大巖寺町、花輪町、宮崎、赤井町の一部、千葉寺町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
生浜中	浜野	6	14	1		9	5	村田町、浜野町、塩田町、生実町、南生実町
轟町中	東千葉	1	1		1	1	1	松波
松ヶ丘中	松ヶ丘	3	35	1		2	3	松ヶ丘町の一部、仁戸名町の一部、星久喜町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
川戸中	松ヶ丘	2	11	1		6	1	中央区：川戸町、仁戸名町の一部、赤井町の一部、緑区：平山町の一部
星久喜中	千葉寺、松ヶ丘	3	18	1		4	7	矢作町、星久喜町の一部、松ヶ丘町の一部、青葉町の一部

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

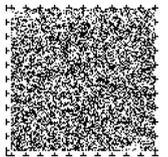
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



（2）町丁別人口構成

中央区の高齢化率は22.8%（令和3年3月31日現在）で、6区の中で最も低くなっていますが、区内でも40%を超えるエリアもある一方、マンションの建設が多い地区など10%に満たないエリアもあります。

令和3年3月31日現在（住民基本台帳人口）

町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	0-3歳 (人)	0-3歳 (%)	0-14歳 (人)	15-64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期高齢化率 (%)
青葉町	2,760	1,108	64	2.3%	308	1,812	640	23.2%	319	11.6%
赤井町	1,785	720	77	4.3%	313	1,057	415	23.2%	226	12.7%
旭町	1,026	555	34	3.3%	140	623	263	25.6%	141	13.7%
市場町	520	325	22	4.2%	44	370	106	20.4%	59	11.3%
亥鼻1丁目	351	285	2	0.6%	8	291	52	14.8%	29	8.3%
亥鼻2丁目	391	214	7	1.8%	32	260	99	25.3%	54	13.8%
亥鼻3丁目	616	357	13	2.1%	55	388	173	28.1%	110	17.9%
今井町	844	463	14	1.7%	65	487	292	34.6%	150	17.8%
今井1丁目	1,404	884	21	1.5%	81	1,021	302	21.5%	160	11.4%
今井2丁目	1,298	855	24	1.8%	75	972	251	19.3%	136	10.5%
今井3丁目	1,479	914	44	3.0%	125	1,128	226	15.3%	107	7.2%
院内1丁目	670	530	1	0.1%	20	490	160	23.9%	104	15.5%
院内2丁目	757	477	7	0.9%	32	487	238	31.4%	137	18.1%
稲荷町1丁目	740	361	17	2.3%	66	506	168	22.7%	84	11.4%
稲荷町2丁目	612	354	16	2.6%	63	420	129	21.1%	62	10.1%
稲荷町3丁目	626	397	6	1.0%	41	459	126	20.1%	57	9.1%
鵜の森町	1,203	542	40	3.3%	191	751	261	21.7%	141	11.7%
大森町	5,232	2,676	141	2.7%	567	3,268	1,397	26.7%	723	13.8%
生実町	6,783	3,166	183	2.7%	821	4,062	1,900	28.0%	1,101	16.2%
春日1丁目	1,398	748	26	1.9%	140	961	297	21.2%	162	11.6%
春日2丁目	1,693	874	42	2.5%	231	1,208	254	15.0%	119	7.0%
葛城1丁目	720	334	23	3.2%	102	433	185	25.7%	95	13.2%
葛城2丁目	1,121	694	20	1.8%	95	723	303	27.0%	167	14.9%
葛城3丁目	1,068	568	27	2.5%	122	704	242	22.7%	131	12.3%
要町	658	480	5	0.8%	26	516	116	17.6%	57	8.7%
亀井町	638	373	12	1.9%	52	360	226	35.4%	140	21.9%
亀岡町	545	291	17	3.1%	50	342	153	28.1%	93	17.1%
川崎町	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%
川戸町	3,325	1,630	56	1.7%	316	1,798	1,211	36.4%	662	19.9%
栄町	412	304	5	1.2%	12	287	113	27.4%	50	12.1%
寒川町1丁目	610	376	5	0.8%	38	404	168	27.5%	91	14.9%
寒川町2丁目	581	348	10	1.7%	37	369	175	30.1%	90	15.5%
寒川町3丁目	889	519	24	2.7%	73	572	244	27.4%	136	15.3%
塩田町	1,290	662	40	3.1%	163	815	312	24.2%	170	13.2%
汐見丘町	1,353	703	30	2.2%	153	925	275	20.3%	166	12.3%
白旗1丁目	952	618	18	1.9%	54	445	453	47.6%	249	26.2%
白旗2丁目	1,212	713	16	1.3%	72	678	462	38.1%	238	19.6%
白旗3丁目	1,476	747	36	2.4%	146	931	399	27.0%	221	15.0%
新宿1丁目	2,379	1,488	59	2.5%	225	1,754	400	16.8%	219	9.2%
新宿2丁目	3,839	1,766	127	3.3%	639	2,731	469	12.2%	195	5.1%
新千葉1丁目	13	9	1	7.7%	1	12	0	0.0%	0	0.0%
新千葉2丁目	996	650	44	4.4%	99	755	142	14.3%	83	8.3%
新千葉3丁目	1,149	678	40	3.5%	117	831	201	17.5%	110	9.6%
新田町	1,658	1,064	39	2.4%	145	1,238	275	16.6%	139	8.4%
新町	680	424	24	3.5%	71	493	116	17.1%	62	9.1%
神明町	3,665	2,073	99	2.7%	418	2,534	713	19.5%	347	9.5%

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

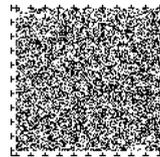
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

令和3年3月31日現在（住民基本台帳人口）

町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	0-3歳 (人)	0-3歳 (%)	0-14歳 (人)	15-64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期高齢化率 (%)
末広1丁目	1,120	681	40	3.6%	124	829	167	14.9%	81	7.2%
末広2丁目	853	448	11	1.3%	83	602	168	19.7%	79	9.3%
末広3丁目	1,311	726	38	2.9%	149	917	245	18.7%	105	8.0%
末広4丁目	947	547	35	3.7%	114	696	137	14.5%	60	6.3%
末広5丁目	786	460	34	4.3%	82	608	96	12.2%	34	4.3%
蘇我町2丁目	12									
蘇我1丁目	1,607	984	34	2.1%	119	1,180	308	19.2%	164	10.2%
蘇我2丁目	1,195	580	38	3.2%	145	856	194	16.2%	91	7.6%
蘇我3丁目	2,397	1,022	83	3.5%	404	1,690	303	12.6%	144	6.0%
蘇我4丁目	1,457	550	69	4.7%	282	1,035	140	9.6%	54	3.7%
蘇我5丁目	1,994	931	45	2.3%	224	1,386	384	19.3%	179	9.0%
大巖寺町	1,859	1,097	23	1.2%	100	1,139	620	33.4%	363	19.5%
千葉寺町	7,150	3,532	194	2.7%	775	4,683	1,692	23.7%	884	12.4%
千葉港	3,776	1,453	148	3.9%	608	2,703	465	12.3%	185	4.9%
中央1丁目	589	325	54	9.2%	97	432	60	10.2%	26	4.4%
中央2丁目	319	205	13	4.1%	29	256	34	10.7%	20	6.3%
中央3丁目	1,236	687	44	3.6%	187	839	210	17.0%	92	7.4%
中央4丁目	423	267	20	4.7%	49	312	62	14.7%	34	8.0%
中央港1丁目	2,735	1,329	125	4.6%	464	1,811	460	16.8%	302	11.0%
中央港2丁目	3									
椿森1丁目	1,297	804	17	1.3%	96	898	303	23.4%	141	10.9%
椿森2丁目	996	481	34	3.4%	143	623	230	23.1%	140	14.1%
椿森3丁目	1,262	741	35	2.8%	111	753	398	31.5%	220	17.4%
椿森4丁目	198	126	4	2.0%	15	149	34	17.2%	21	10.6%
椿森5丁目	742	467	40	5.4%	77	525	140	18.9%	66	8.9%
椿森6丁目	820	475	23	2.8%	75	564	181	22.1%	103	12.6%
鶴沢町	873	490	15	1.7%	87	535	251	28.8%	137	15.7%
出洲港	1,100	667	19	1.7%	102	739	259	23.5%	87	7.9%
道場北町	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%
道場北1丁目	1,382	901	18	1.3%	82	924	376	27.2%	196	14.2%
道場北2丁目	995	620	18	1.8%	71	666	258	25.9%	116	11.7%
道場南1丁目	1,168	621	25	2.1%	126	757	285	24.4%	160	13.7%
道場南2丁目	1,073	575	17	1.6%	106	634	333	31.0%	186	17.3%
問屋町	3,862	1,604	129	3.3%	734	2,822	306	7.9%	125	3.2%
長洲1丁目	1,505	999	46	3.1%	124	1,073	308	20.5%	148	9.8%
長洲2丁目	1,346	850	37	2.7%	118	870	358	26.6%	195	14.5%
新浜町	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0.0%
仁戸名町	8,246	4,167	220	2.7%	918	4,663	2,665	32.3%	1,572	19.1%
登戸1丁目	1,389	858	32	2.3%	110	1,021	258	18.6%	125	9.0%
登戸2丁目	1,075	620	29	2.7%	104	801	170	15.8%	86	8.0%
登戸3丁目	1,438	737	21	1.5%	136	1,038	264	18.4%	136	9.5%
登戸4丁目	975	525	19	1.9%	98	673	204	20.9%	114	11.7%
登戸5丁目	1,567	722	45	2.9%	248	1,011	308	19.7%	147	9.4%
花輪町	1,159	463	100	8.6%	219	650	290	25.0%	128	11.0%
浜野町	6,878	3,468	231	3.4%	869	4,356	1,653	24.0%	875	12.7%
東本町	670	339	14	2.1%	88	410	172	25.7%	79	11.8%

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

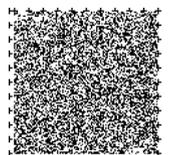
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）

第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

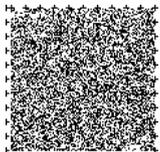
第8章 計画の推進

資料編

令和3年3月31日現在（住民基本台帳人口）

町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	0-3歳 (人)	0-3歳 (%)	0-14歳 (人)	15-64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期高齢化率 (%)
東千葉1丁目	1,279	666	14	1.1%	87	611	581	45.4%	287	22.4%
東千葉2丁目	2,384	1,231	46	1.9%	195	1,442	747	31.3%	370	15.5%
東千葉3丁目	498	227	7	1.4%	32	243	223	44.8%	136	27.3%
富士見1丁目	256	155	6	2.3%	16	202	38	14.8%	19	7.4%
富士見2丁目	73	46	0	0.0%	2	37	34	46.6%	22	30.1%
弁天1丁目	1,539	931	79	5.1%	182	1,129	228	14.8%	103	6.7%
弁天2丁目	1,178	735	15	1.3%	76	760	342	29.0%	184	15.6%
弁天3丁目	970	550	31	3.2%	126	664	180	18.6%	97	10.0%
弁天4丁目	861	490	33	3.8%	103	586	172	20.0%	89	10.3%
星久喜町	6,461	3,169	196	3.0%	928	3,908	1,625	25.2%	894	13.8%
本千葉町	877	560	26	3.0%	87	665	125	14.3%	54	6.2%
本町1丁目	587	409	5	0.9%	23	425	139	23.7%	76	12.9%
本町2丁目	798	486	12	1.5%	61	536	201	25.2%	88	11.0%
本町3丁目	395	274	3	0.8%	18	281	96	24.3%	41	10.4%
松ヶ丘町	3,027	1,408	107	3.5%	396	1,749	882	29.1%	466	15.4%
松波1丁目	1,172	608	63	5.4%	171	845	156	13.3%	83	7.1%
松波2丁目	1,532	943	44	2.9%	129	998	405	26.4%	215	14.0%
松波3丁目	1,139	582	34	3.0%	118	711	310	27.2%	171	15.0%
松波4丁目	1,017	584	22	2.2%	89	622	306	30.1%	157	15.4%
港町	1,561	824	46	2.9%	200	1,098	263	16.8%	133	8.5%
南生実町	3,624	1,592	114	3.1%	392	2,203	1,029	28.4%	580	16.0%
南町1丁目	1,684	675	90	5.3%	324	1,187	173	10.3%	74	4.4%
南町2丁目	2,093	1,094	97	4.6%	315	1,555	223	10.7%	100	4.8%
南町3丁目	1,758	1,000	36	2.0%	130	1,268	360	20.5%	179	10.2%
都町	71	46	1	1.4%	11	43	17	23.9%	6	8.5%
都町1丁目	2,680	1,412	90	3.4%	353	1,772	555	20.7%	263	9.8%
都町2丁目	821	486	18	2.2%	79	535	207	25.2%	105	12.8%
都町3丁目	853	511	13	1.5%	55	548	250	29.3%	121	14.2%
都町4丁目	842	335	43	5.1%	194	535	113	13.4%	49	5.8%
都町5丁目	1,464	702	60	4.1%	184	909	371	25.3%	212	14.5%
都町6丁目	1,410	705	30	2.1%	147	817	446	31.6%	213	15.1%
都町7丁目	893	411	23	2.6%	104	461	328	36.7%	176	19.7%
都町8丁目	294	166	11	3.7%	27	207	60	20.4%	36	12.2%
宮崎町	7,919	3,463	206	2.6%	1,134	5,285	1,500	18.9%	680	8.6%
宮崎1丁目	1,697	988	83	4.9%	267	1,237	193	11.4%	88	5.2%
宮崎2丁目	1,568	868	69	4.4%	185	1,065	318	20.3%	125	8.0%
村田町	5,626	2,835	200	3.6%	679	3,587	1,360	24.2%	658	11.7%
矢作町	4,451	2,448	107	2.4%	366	2,843	1,242	27.9%	651	14.6%
祐光1丁目	1,563	867	26	1.7%	143	1,061	359	23.0%	192	12.3%
祐光2丁目	1,372	937	25	1.8%	83	892	397	28.9%	172	12.5%
祐光3丁目	358	211	8	2.2%	38	245	75	20.9%	32	8.9%
祐光4丁目	941	569	23	2.4%	76	654	211	22.4%	106	11.3%
若草1丁目	1,546	675	38	2.5%	146	1,132	268	17.3%	108	7.0%
中央区計	210,334	110,345	6,014	2.9%	24,007	138,359	47,968	22.8%	24,909	11.8%
千葉市全体	975,507	472,021	26,261	2.7%	114,337	606,103	255,067	26.1%	132,328	13.6%

※ 太字：0-3歳(%)は市の平均未満、高齢化率(%)・後期高齢化率(%)は市の平均を超える値
 ※ 個人情報保護のため、一部の町丁については、年齢別人口を公表していません。



2 区の課題

(1) 担い手に関すること

- ・担い手の高齢化の問題
- ・若い世代の担い手の育成及び組織化の仕組みづくり

(2) 町内自治会に関すること

- ・町内自治会長の交代に伴い、取組が後退しないための仕組みづくり
- ・未加入者の加入促進
- ・関係団体との連携強化

(3) 活動拠点の確保に関すること

- ・自由に利用できる活動拠点が必要
- ・事業の安定的運営のための活動資金の確保



(4) 地域活動に関すること

- ・地域活動への理解や関心の希薄化
- ・コロナ禍の影響を受け、地域団体の機能及び活動が停滞

(5) 地域活動の再開に関すること

- ・高齢者のフレイルの進行を抑えるため、新型コロナウイルス対策を踏まえた活動の模索

3 基本理念

「みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区」

この基本理念は、中央区の目指すべき将来像です。
第1期計画策定時に掲げられたもので、第5期計画においても引き継ぐものです。

第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

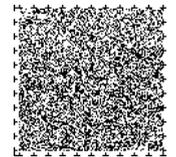
第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編



4 7つの基本方針

中央区の目指すべき将来像である基本理念を達成するため、7つの基本方針を定めています。この基本方針は、地区フォーラム※で明らかになった生活課題や解決策等から導かれたものであり、地域福祉を推進する方向性を示すものです。

第4期区地域福祉計画の期間中、最終年次において新型コロナウイルスの蔓延により地域活動がほとんど行われなかった状況となりましたが、それまでの間は、各地区の目標は概ね達成できました。

第5期計画では、ウイズコロナを前提とした新しい生活様式を踏まえ、各地区の実情に応じた地域活動を展開し、「支え合い安心して暮らせる中央区」となるよう取り組んでいきます。

※ 地区フォーラム

平成16（2004）～17（2005）年度にかけて、各区に4つ設置した住民参加型のフォーラム。

地域住民や様々な地域関係者で構成され、身近な地域での生活課題を抽出し、自助・共助の視点から解決策を検討した。

〈基本方針1〉 身近なコミュニティづくりの推進

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくり身近なコミュニティづくりを推進する。

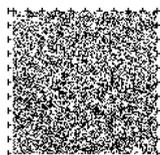
また、幅広い世代にイベントなどを通じて、触れ合う機会を提供する。

更に、様々な交流の機会を通じて、住民同士の仲間づくりや健康づくりに取り組むなど、地域包括ケアシステムの推進を図る。

〈基本方針2〉 交流の場と仲間づくり

町内自治会間や福祉施設等の協力を得る中で、誰もがいつでも気軽に参加できる身近な交流の場づくりに取り組む。

また、様々な交流の機会を通じて健康づくりや仲間づくりが図れるようにする。



《基本方針3》 社会参加の推進

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場を確保し、社会参加ができる環境を整える。

《基本方針4》 地域の福祉力向上、担い手づくり

多様な活動主体と連携して地域共生社会の実現を進めるとともに、誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、若者も含めた全世代を地域活動の新たな担い手として育成する。

《基本方針5》 相談体制、情報提供の場づくり

身近な相談場所を誰もが知っていて、いつでも気軽に、欲しい情報をわかりやすく提供できる体制を作る。

《基本方針6》 福祉教育の推進

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、また、オリンピック・パラリンピックを契機として培われた共生社会の精神を継続・発展させるため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む。

《基本方針7》 人にやさしい生活環境づくり

災害時の情報共有や要配慮者の参画による防災訓練の実施といった防災対策を進めるなど、地域が安全・安心で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

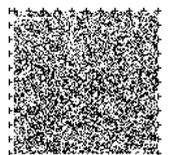
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

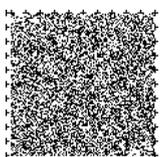
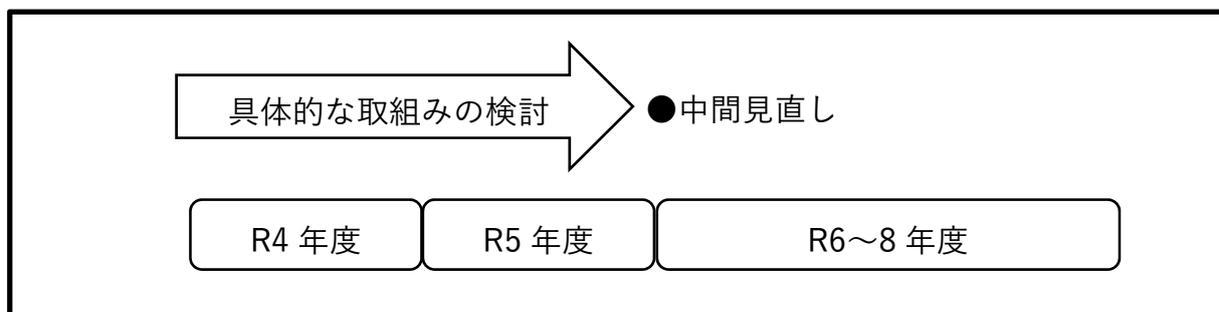
第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



以上の方向性を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和6年度の間見直しの段階で策定します！
その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます！



花見川区支え合いのまち推進計画

第5期花見川区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

～川と緑と花々に包まれた、安らぎと潤いのまち・花見川区～

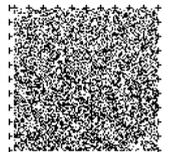
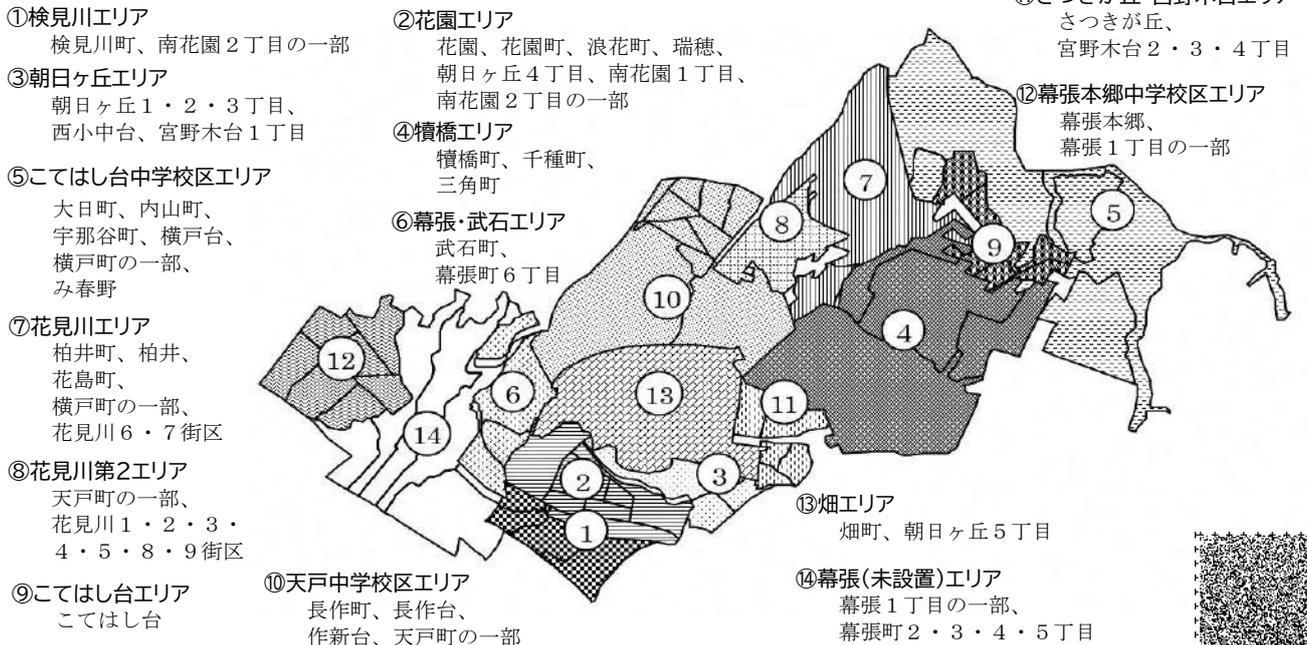
1 区の現状

(1) 少子・高齢化に関するデータ

※ 地域の中核組織として地域福祉活動を推進している千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象地域(地区部会エリア)ごとのデータを掲載しました。(単位:人)

	平成18年(9月30日)					令和3年(6月30日)					
	世帯数 世帯人数	総人口	0～14	15～64	65～	世帯数 世帯人数	総人口	0～14	15～64	65～	うち75～
花見川区	76,104 2.4	181,128	24,641 (13.6%)	125,172 (69.1%)	31,315 (17.3%)	86,595 2.0	176,960	18,875 (10.7%)	108,796 (61.4%)	49,289 (27.9%)	26,208 (14.8%)
①検見川	4,779 2.1	10,125	1,190 (11.8%)	6,910 (68.2%)	2,025 (20.0%)	6,482 1.9	12,444	1,628 (13.1%)	8,340 (67.0%)	2,476 (19.9%)	1,309 (10.5%)
②花園	8,401 2.5	20,616	3,399 (16.5%)	13,837 (67.1%)	3,380 (16.4%)	9,651 2.2	20,904	2,424 (11.6%)	13,644 (65.3%)	4,836 (23.1%)	2,512 (12.0%)
③朝日ヶ丘	4,923 2.5	12,407	1,460 (11.8%)	9,143 (73.7%)	1,804 (14.5%)	5,355 2.0	10,916	946 (8.7%)	5,926 (54.3%)	4,044 (37.0%)	1,823 (16.7%)
④積橋	4,913 2.3	11,415	1,437 (12.6%)	8,189 (71.7%)	1,789 (15.7%)	5,313 2.0	10,572	1,083 (10.2%)	6,264 (59.3%)	3,225 (30.5%)	1,632 (15.4%)
⑤こてはし台 中学校区	2,220 2.9	6,475	1,397 (21.6%)	4,403 (68.0%)	675 (10.4%)	2,368 2.4	5,591	395 (7.1%)	3,732 (66.7%)	1,464 (26.2%)	655 (11.7%)
⑥幕張・武石	1,899 2.1	4,064	351 (8.6%)	2,754 (67.8%)	959 (23.6%)	2,440 2.0	4,790	585 (12.2%)	3,028 (63.2%)	1,177 (24.6%)	657 (13.7%)
⑦花見川	5,356 2.4	12,670	1,387 (11.0%)	8,249 (65.1%)	3,034 (23.9%)	5,660 2.0	11,051	819 (7.4%)	5,797 (52.5%)	4,435 (40.1%)	2,541 (23.0%)
⑧花見川第2	6,706 2.3	15,132	1,840 (12.2%)	10,048 (66.4%)	3,244 (21.4%)	6,081 1.8	10,784	657 (6.1%)	5,567 (51.6%)	4,560 (42.3%)	2,667 (24.7%)
⑨こてはし台	2,744 2.6	7,062	603 (8.5%)	4,327 (61.3%)	2,132 (30.2%)	2,859 2.1	5,951	476 (8.0%)	2,629 (44.2%)	2,846 (47.8%)	1,973 (33.2%)
⑩天戸中学校区	6,785 2.6	17,512	2,240 (12.8%)	11,997 (68.5%)	3,275 (18.7%)	7,757 2.2	17,177	1,790 (10.4%)	9,810 (57.1%)	5,577 (32.5%)	2,986 (17.4%)
⑪さつきが丘 ・宮野木台	5,204 2.4	12,283	1,536 (12.5%)	8,290 (67.5%)	2,457 (20.0%)	5,265 2.0	10,543	1,041 (9.9%)	5,798 (55.0%)	3,704 (35.1%)	2,003 (19.0%)
⑫幕張本郷 中学校区	10,558 2.2	23,287	4,042 (17.4%)	17,382 (74.6%)	1,863 (8.0%)	13,225 2.0	25,970	3,188 (12.3%)	19,346 (74.5%)	3,436 (13.2%)	1,609 (6.2%)
⑬畑	2,514 2.5	6,302	698 (11.1%)	4,357 (69.1%)	1,247 (19.8%)	2,780 2.2	6,148	724 (11.8%)	3,416 (55.5%)	2,008 (32.7%)	1,133 (18.4%)
⑭幕張町 (未設置)	9,009 2.4	21,778	3,059 (14.1%)	15,290 (70.2%)	3,429 (15.7%)	11,359 2.1	24,119	3,119 (12.9%)	15,499 (64.3%)	5,501 (22.8%)	2,708 (11.2%)
千葉市	393,439 2.3	927,722	129,932 (14.1%)	640,873 (69.0%)	156,917 (16.9%)	473,833 2.1	976,456	113,958 (11.7%)	606,950 (62.1%)	255,548 (26.2%)	132,848 (13.6%)
全国	-	12,777万人	1,744万人 (13.7%)	8,373万人 (65.5%)	2,660万人 (20.8%)	-	12,536万人	1,486万人 (11.9%)	7,415万人 (59.1%)	3,635万人 (29.0%)	1,871万人 (14.9%)

※ 花見川区全体として、人口減少及び高齢化の進展の傾向が見られる。人口増加が見られる5つのエリアでは高齢化の進展が比較的緩やかであるが、人口減少が見られるその他のエリアでは高齢化の進展が顕著である。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

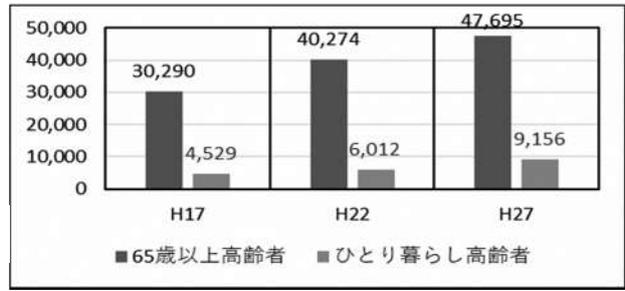
第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

(2)ひとり暮らし高齢者数の推移

前記データからも、高齢者数や高齢化率の増加がみられます。また、本データより、ひとり暮らし高齢者が年々増加していることが窺えます。



(出典)国勢調査

(3)社会福祉協議会地区部会の活動

社会福祉協議会地区部会は、誰もが安心して住み慣れた地域で、生きがいをもっていきいきと暮らしていくための一助となるような活動を推進しています。令和2年3月～令和3年3月までの期間は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動が休止・中止され、令和2年度の活動回数が大きく減少しています。

上段:実施回数/下段:会場数

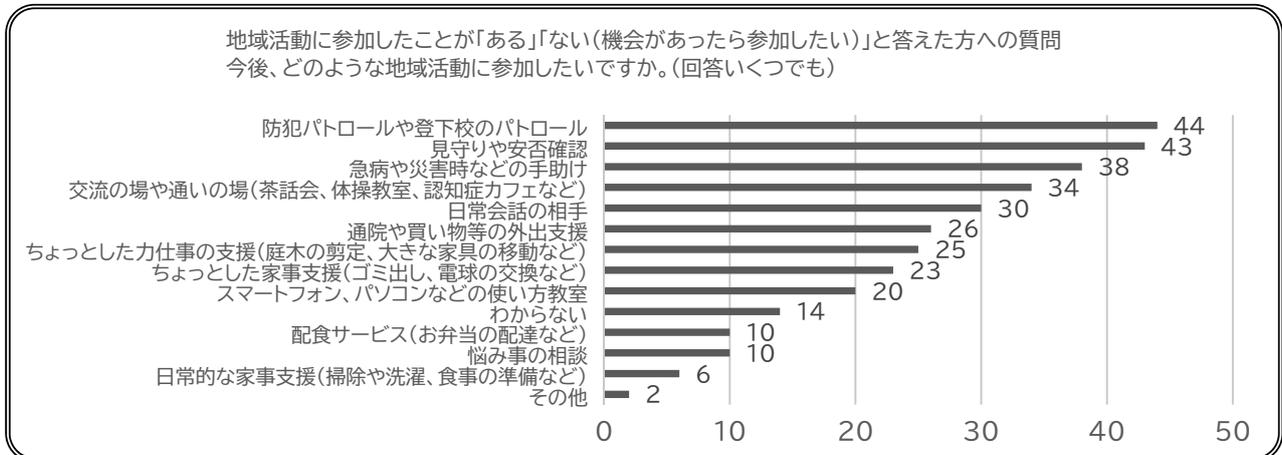
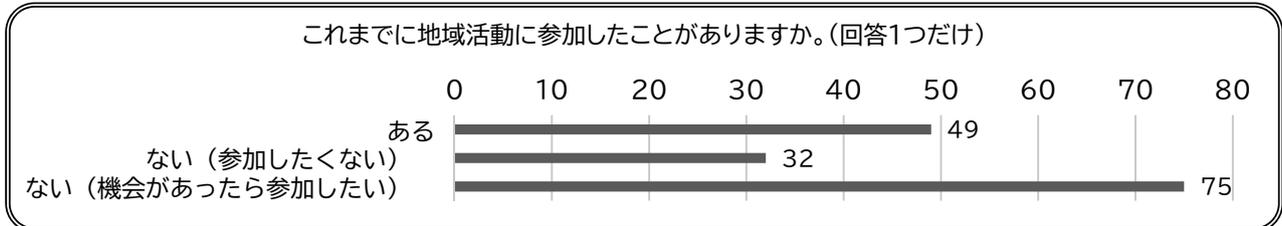
主な活動	花見川区		
	H30	R1	R2
1 ふれあい いきいきサロン	2,257 (126)	2,558 (126)	1,036 (128)
2 ふれあい 子育てサロン	220 (13)	188 (13)	36 (13)
3 ふれあい 散歩クラブ	348 (15)	310 (16)	107 (16)
4 ふれあい 食事サービス	60 (14)	45 (13)	0 (11)



- 1 公共の施設や町内自治会館等を会場に、高齢者の心身の健康づくりを目的に、外出機会を提供し、居場所づくりや仲間づくりを行う活動
- 2 公共の施設や町内自治会館等を会場に、子育て中の親子が自由に遊んだり、おしゃべりや情報交換をするための居場所づくりや仲間づくりを行う活動
- 3 地域の高齢者と地域住民が散歩を通してふれあうことで、心身の健康を保持しながら仲間づくりを行う活動
- 4 ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、会食や食事の配達を通して心のふれあいを行う活動

(4)区民意識に関するデータ

令和3年5月1日～10日に千葉市ホームページ上で実施した千葉市WEBアンケートにおける「地域福祉」に関する区民意識に関するデータを掲載します。花見川区からは156名の回答がありました。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の実践

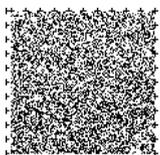
第5章
市の取り組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

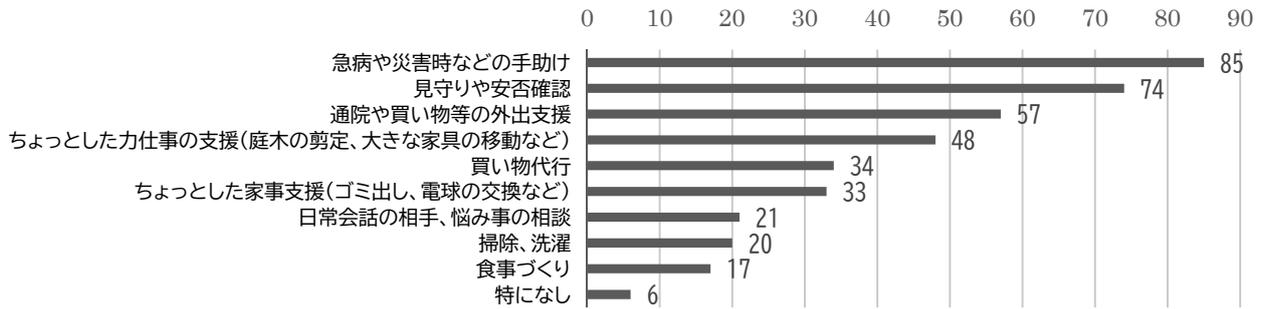
第7章
取組事例

第8章
計画の推進

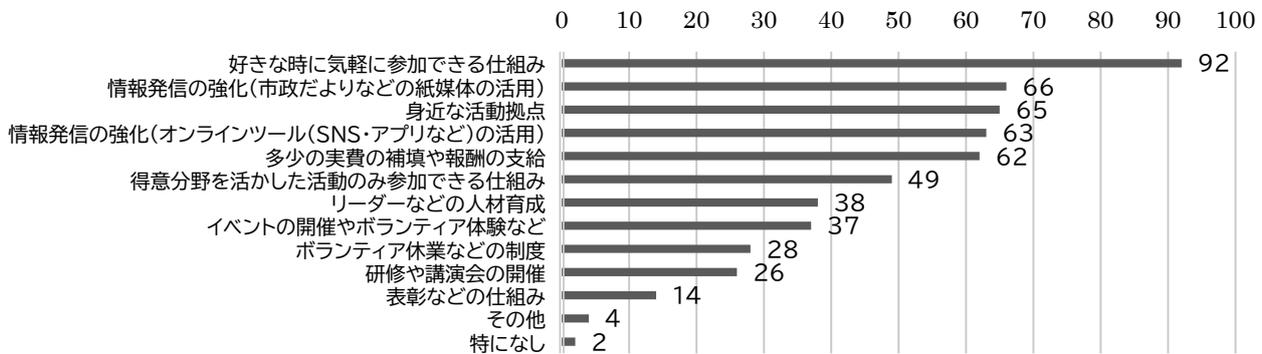
資料編



あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由になったときに、ご近所や地域活動をしている方々に手助けしてほしいことは何ですか。（回答3つまで）



より多くの市民が地域活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（回答いくつでも）



2 区の課題

(1) 担い手に関すること

地区部会や町内自治会の活動が安定して継続的に行われるためには、担い手が必要となってきます。しかし、地域福祉活動の担い手が不足していたり、高齢化が進んでいるのが実情です。地域住民の地域福祉活動への理解や関心の希薄化もその一因となっているものと考えられます。

(2) 地域での支え合い・助け合いに関すること

地域の人口構造の変化(高齢化の進展)により、地域での支え合い・助け合いの必要性がますます高まっています。

(3) 地域内諸団体、企業・社会福祉法人・医療法人、NPOとの連携・協働

地域福祉活動を推進していく上では担い手に関する課題があるため、様々な団体や機関と連携・協働して事業や活動を実施していくことが必要となってきています。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応に関すること

様々な地域福祉活動が休止や中止をせざるを得ない状況となり、高齢者のフレイル(虚弱)、認知症の進行、子育て中の親子のストレス増加等新たな課題も発生しています。コロナ禍にあっても、「地域や人とのつながり」を維持していくためにも、身近な場所で相談を受けることのできる体制整備や「新しい生活様式」を踏まえた上でオンラインを活用する等の工夫した活動の検討も必要となってきています。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

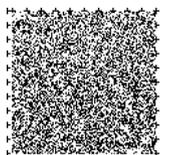
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



3 基本目標

「あなたが主役 みずから進んで参加しよう！
地域福祉の創造をめざして」

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、
誰もが住み慣れた地域で
安全に安心して暮らせる心豊かなまちづくり～

この基本目標は、花見川区の地域福祉を推進するため、区民一人ひとりが主人公として、地域の一員として、地域の様々な取り組みにみずから進んで参画することにより、地域の支え合い・助け合いへと発展し、より豊かな地域社会をつくることを目指しています。

第1期計画から掲げられたもので、第5期計画においても引き継がれています。

4 4つの基本方針

花見川区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の4つを基本方針としました。この基本方針は、花見川区の地域福祉を推進していく上での方針を示すものです。

《基本方針1》 心身の健康と交流の場づくり

誰もが住み慣れた地域において、孤立することなく継続して安心した生活を送るために、心身の健康保持を目的とした外出機会を創出し、居場所や仲間をつくる取り組みを推進します。また、世代の違いや障害の有無といった個々の属性を超えた交流の場をつくる取り組みを推進します。

《基本方針2》 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

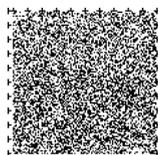
地域の様々な主体との連携を検討・強化し、地域ぐるみで支え合い、助け合いの仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるような地域社会づくりを推進します。

《基本方針3》 地域情報の発信と人材発掘・育成の仕組みづくり

地域福祉活動への理解や関心を図り、情報が入手しやすい仕組みづくりを推進します。また、担い手確保のため、ボランティアの発掘や募集を行い、地域福祉活動や福祉に関する学習の場、体験の場づくりを推進します。

《基本方針4》 安全・安心なまちづくり

日頃から地域での防犯・防災意識を高め、安全・安心なまちづくりを推進します。



5 取組内容一覧表

《基本方針1》 心身の健康と交流の場づくり

取組みの方向性		具体的な取組み	
(1)	居場所・仲間づくり	①	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン、散歩クラブ、健康体操、ふれあい食事サービスなどを実施します。 ・子育てサロン、こども食堂、こどもカフェなどを実施します。 ・要支援者（認知症高齢者・要介護者・障害者）やその家族が集える場づくりを行います。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	檜橋地区部会、花見川地区部会、こてはし台地区部会、幕張・武石地区部会、幕張本郷中学校区地区部会
(2)	交流の場づくり	②	<ul style="list-style-type: none"> ・健康や介護予防をテーマとした講習会や研修会などを開催します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	幕張本郷中学校区地区部会、天戸中学校区地区部会
(2)	交流の場づくり	③	<ul style="list-style-type: none"> ・世代の違いや障害の有無を超えた交流やイベントなどを実施します。 ・高齢者施設や障害者施設などでのボランティア体験や施設主催のイベントへ参画します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	朝日ヶ丘地区部会、こてはし台地区部会、さつきが丘・宮野木台地区部会

《基本方針2》 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

取組みの方向性		具体的な取組み	
(3)	地域での支援体制構築	④	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所や地域において、あいさつ・声かけによる気配り・心配りを行い、顔の見える関係づくりに努めます。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	花園地区部会
		⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のサロンなど身近な場所や専門機関による相談の場を設けたり、民生委員やあんしんケアセンターなどの相談先の紹介を行います。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	天戸中学校区地区部会
		⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等への見守り活動・安否確認活動を実施したり、緊急通報装置や安心電話の設置の普及を図ります。また、その充実・強化を図ります。 ・要支援者等への生活支援のための活動（買い物、ゴミだし、外出支援等）に取り組みます。また、その充実・強化を図ります。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	検見川地区部会、こてはし台中学校区地区部会、花見川地区部会、花見川第2地区部会、天戸中学校区地区部会、さつきが丘・宮野木台地区部会、畑地区部会
		⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要支援者支援体制を構築します。そして、体制構築後は、体制の充実・強化を図り、研修会や訓練などを実施します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	花園地区部会、幕張・武石地区部会、天戸中学校区地区部会
(3)	地域での支援体制構築	⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座の開催や声かけ訓練などを実施します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	幕張・武石地区部会
		⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・障害への理解を深めるための講座を開催したり、啓発活動を行います。
(4)	地域の機関・団体等との連携	⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動にあたり、民生委員、町内自治会、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター、学校、社会福祉事業者、ボランティア団体、NPO、企業など地域の多様な主体との連携強化を図ります。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	朝日ヶ丘地区部会、こてはし台地区部会、天戸中学校区地区部会

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

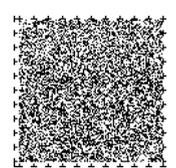
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

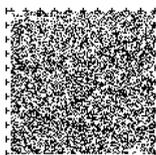


《基本方針3》 地域情報の発信と人材発掘・育成の仕組みづくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み	
(5)	地域の幅広い人材の発掘・育成	⑪	・地域での声かけをしたり、地域でのイベント、広報紙（地区部会だより）、区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの発掘や育成に努めます。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	検見川地区部会、花見川第2地区部会
(6)	地域福祉情報の発信	⑫	・広報紙の発行やホームページ、SNS、集いの場、イベントなどでの地区部会活動や地域福祉情報を発信します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	朝日ヶ丘地区部会、こてはし台地区部会、天戸中学校区地区部会
(7)	学習の場や体験の場の創出	⑬	・地域住民や子どもに地域の魅力や福祉をテーマとした研修・講座を開催します。 ・地域住民や子どもに地域福祉活動の体験の場を提供します。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	検見川地区部会、花見川第2地区部会

《基本方針4》 安全・安心なまちづくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み	
(8)	継続的な防犯活動への取り組み	⑭	・防犯パトロールの実施や防犯マップの作成・活用を行います。 ・セーフティウォッチャー等で子どもの通学路の安全対策に努めます。 ・交通安全協議会を立ち上げます。
(9)	身近な災害への備え	⑮	・防災訓練を実施します。 ・避難所開設・運営訓練を実施します。 ・新型コロナウイルス等感染症に対応した避難所運営委員会マニュアルの見直しを行います。
		重点取組地区 (地区部会エリア)	花園地区部会、花見川地区部会、天戸中学校区地区部会



第1章 策定にあたって
第2章 現状と経緯
第3章 計画の概要
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後援制度利用 促進基本計画
第7章 取組事例
第8章 計画の推進
資料編



稲毛区支え合いのまち推進計画



第5期稲毛区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

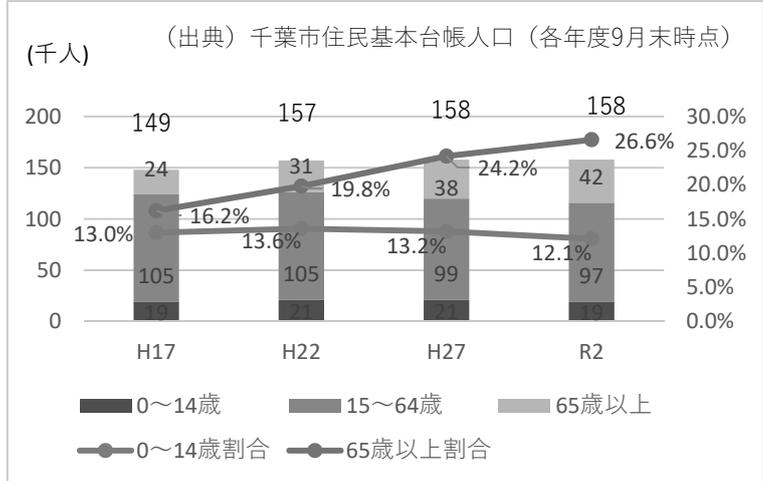
資料編

1 区の現状

(1) 少子・高齢化等の状況

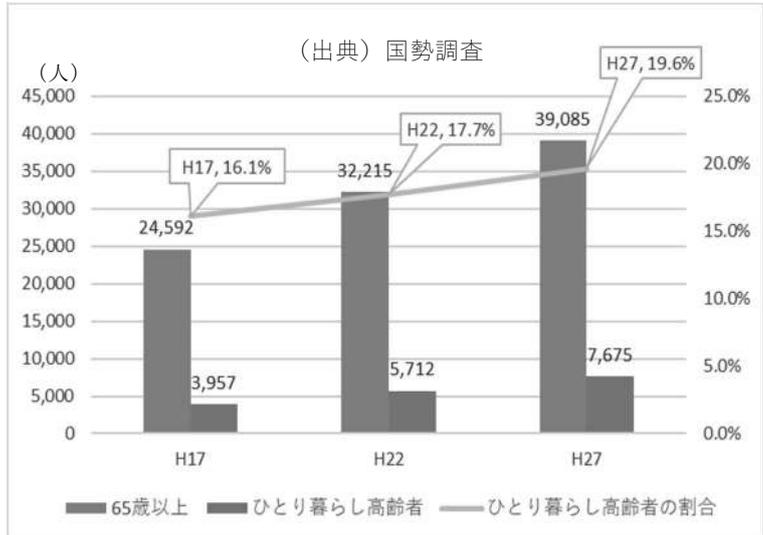
① 区内人口の推移

15歳未満人口及び15～64歳人口が減少する一方、65歳以上人口の増加は続いており、少子・高齢化が進んでいます。



② ひとり暮らし高齢者数の推移

ひとり暮らし高齢者が増加しており、それに伴って、全高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合も増加しています。

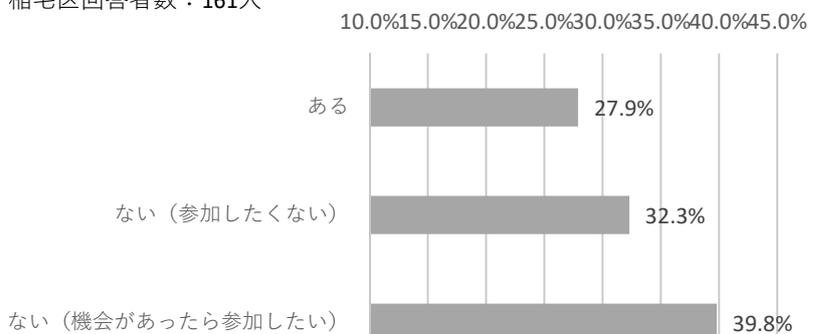


(2) 地域活動の参加状況

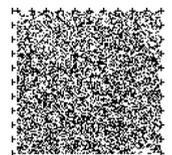
まず、地域活動に参加をいただける人を広げるため、機会があったら参加したい人(WEBアンケートでは、39.8%)に実際に参加してもらい、さらに参画までつなげる必要があります。

(設問)これまでに、地域活動に参加したことがありますか。(1つだけ選択)

稲毛区回答者数：161人



(出典) 令和3年度千葉市WEBアンケート(5/1～5/10に市ホームページ上で実施)



（3）区内の主な地域団体

① 社会福祉協議会地区部会

地区部会名
小中台東地区部会
山王地区部会
轟・穴川地区部会
稲毛地区部会
稲丘地区部会
千草台中学校地区部会
草野地区部会
緑が丘地区部会
301（作草部・天台）地区部会
緑・黒砂地区部会
小中台西地区部会

② 町内自治会連絡協議会

（令和3年7月31日現在）

地区	団体数	世帯数
小中台中学校区（第6地区）	47団体	10,432世帯
轟町中学校区（第15地区）	27団体	5,333世帯
稲毛中学校区（第19地区）	22団体	7,508世帯
千草台中学校区（第20地区）	8団体	4,150世帯
草野中学校区（第25地区）	21団体	5,804世帯
山王中学校区（第37地区）	11団体	3,876世帯
都賀中学校区（第39地区）	16団体	2,593世帯
緑が丘中学校区（第41地区）	28団体	6,029世帯
緑町中学校区緑・黒砂（第49地区）	7団体	3,925世帯

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

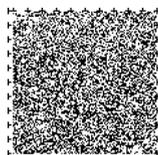
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



③ 民生委員児童委員協議会

地区名	学校区名	定数
301	都賀中学校地区	18人
302	緑町中学校地区	19人
303	小中台・稲毛 中学校地区	16人
304	小中台・千草台・ 緑が丘中学校地区	22人
305	山王・犢橋 中学校地区	22人
306	轟町中学校地区	27人

地区名	学校区名	定数
307	稲毛中学校地区	19人
308	稲毛中学校地区	16人
309	千草台中学校地区	19人
310	草野・犢橋中学校地区	29人
311	緑が丘中学校地区	25人
312	小中台・朝日ヶ丘 中学校地区	10人
313	小中台・稲毛中学校地区	17人

2 区の課題

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応に関すること

新型コロナウイルス感染拡大への対応のため、イベントをはじめとする地域活動が大幅に縮小してしまいました。また、ひとり暮らしの高齢者など、地域の中で孤立する方々の健康面の不安も増加しています。感染予防に配慮しつつも、新しい生活様式に合わせた活動を進めていくことが必要となっています。

(2) 担い手に関すること、日常支援等に関すること

ひとり暮らしの高齢者は引き続き増加しており、地域の中で声かけや見守りなどの活動を継続していくための担い手の拡大や、ゴミ出しや買い物などの日常的な支援が必要とされています。また、家庭の中でも、経済的困難や介護の負担などさまざまな問題が生じており、地域の中から適切な支援につながる取り組みが必要となっています。

(3) 風水害などの災害対応に関すること

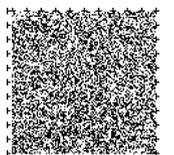
近年、令和元年の台風をはじめ、地震・大雨などの災害が多発していることから、その備えを進めることが、必要不可欠となっています。

3 基本目標

「みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして」

～心のバリアフリーから始まる“地域発”の取り組み～

この基本目標は、2006（平成18）年の第1期計画策定当初から変わらずに掲げる、稲毛区の目指すべき将来像であり、第5期計画においても継続をいたします。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

4 基本方針

稲毛区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、3つの基本方針を定めます。

この基本方針は、これまでの計画のものを引き継ぎつつ、区の課題を踏まえた見直しを行いました。

〈基本方針1〉 みんなの様々な居場所と健康づくり

高齢者をはじめ、誰もが地域の中で健康でいきいきと過ごせる場づくりを進めます。

〈施策の方向性〉

誰もが立ち寄ることができる場づくりを進める

誰もが地域で元気に過ごせる健康づくりを進める

〈基本方針2〉 互いを知り、活かし、支え合い、助け合う、地域づくり

地域の中であいさつができる顔の見える関係から、担い手を拡大し、支え合い、助け合う取り組みを進めます。

〈施策の方向性〉

お互いを知り、コミュニケーションを増やす

地域での連携・協力による支援と見守りを進める

地域の中の担い手、ボランティアを拡大していく

身近なところで情報を得て、相談ができる地域をつくる

〈基本方針3〉 災害などに備えた安全・安心なまちづくり

安全・安心なまちづくりとして、日ごろから緊急時等に備えた取り組みを進めます。

〈施策の方向性〉

災害時などの支援体制を整える

地域でできる防犯の仕組みを進める

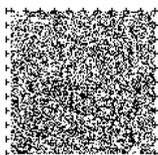
以上の方向性を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和5年度中に実施する中間見直しの段階で策定します！
その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます！

具体的な取組みの検討 ● 中間見直し

R4 年度

R5 年度

R6～8 年度



若葉区支え合いのまち推進計画

第5期若葉区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

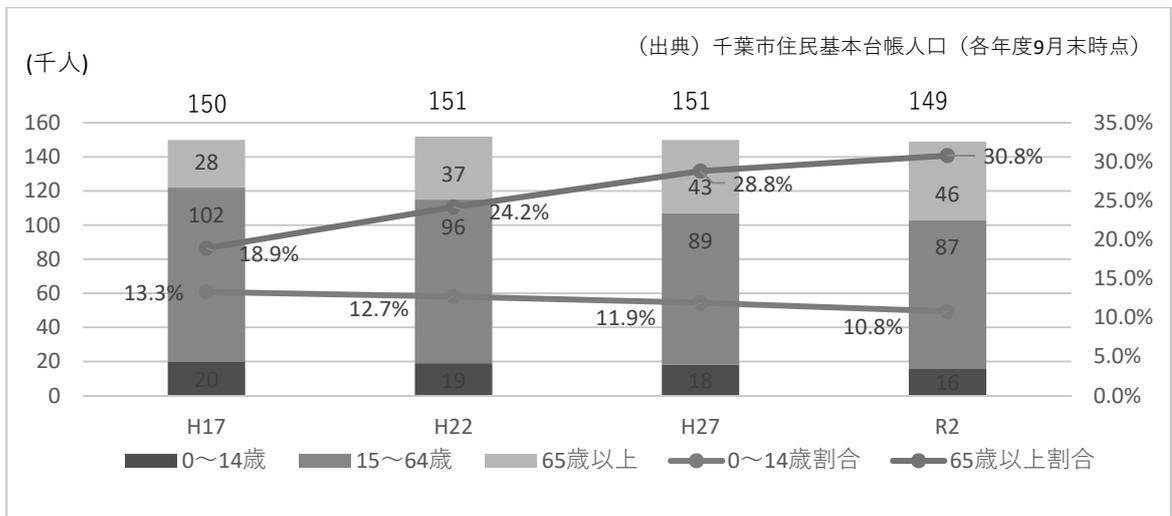
資料編

1 区の現状

(1) 少子・高齢化に関するデータ

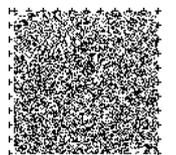
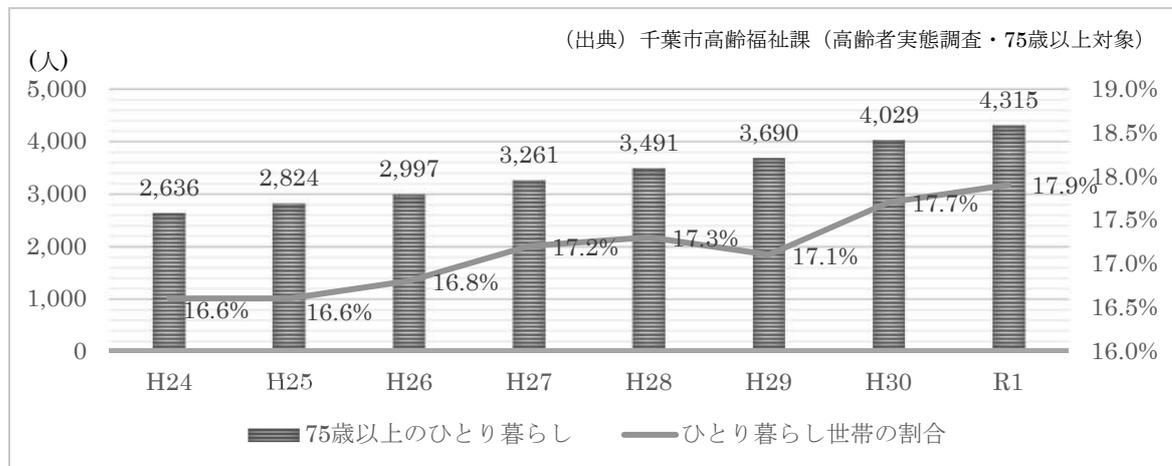
① 区内人口の推移

総人口及び15歳未満人口、15～64歳人口が減少する一方で、65歳以上人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。若葉区は65歳以上の人口比率が30%を上回り、6区の中で一番高い割合になっています。



② ひとり暮らし高齢者数の推移

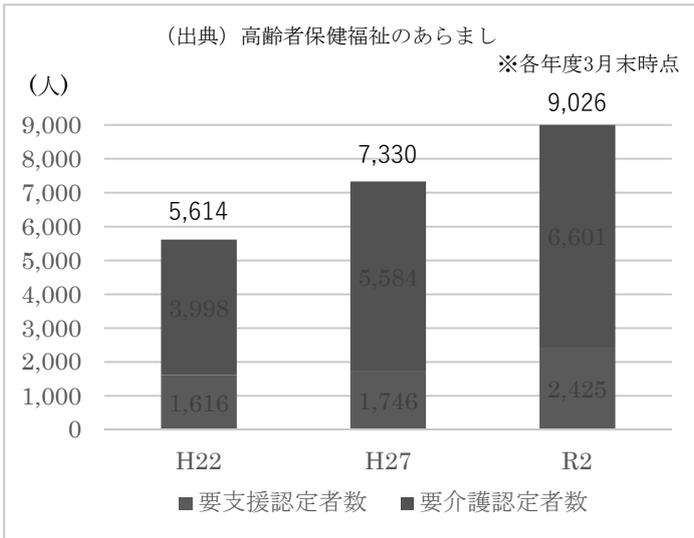
ひとり暮らし高齢者数が増加しているとともに、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合も増加しています。



③ 要介護認定者・認知症高齢者・高齢者健康状態リスクの状況

要介護認定者数は10年間で約1.6倍に増加しています。令和2年9月末現在で、高齢者人口に占める要介護認定者は18.6%、認知症高齢者は5.4%となります。介護予防・日常生活ニーズ調査の結果から、運動機能リスク高齢者は33.5%・栄養改善リスク高齢者は10.7%・閉じこもりリスク高齢者は20.4%となっています。

【要介護認定者の推移】



【令和2年度の状況】

(出典) 千葉市高齢者保健福祉推進計画 ※令和2年度9月末時点

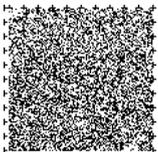
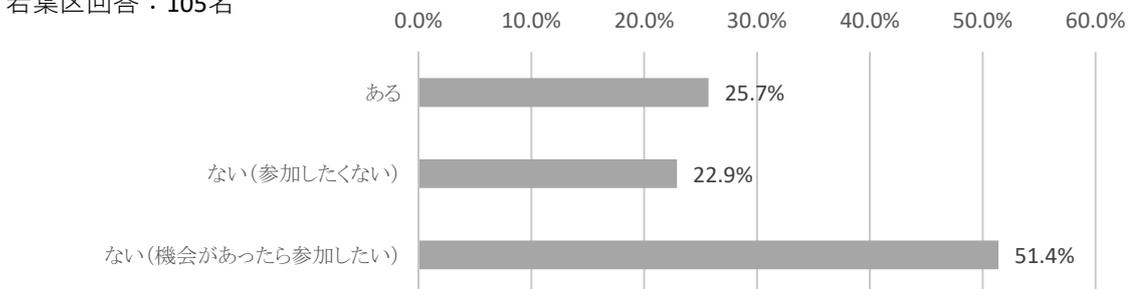
65歳以上の人口	45,888人
要介護認定者数	8,545人
(内高齢者人口に占める割合)	18.6%
認知症高齢者数	4,648人
(内高齢者人口に占める割合)	5.4%
運動器機能リスク高齢者の割合	33.5%
栄養改善リスク高齢者の割合	10.7%
閉じこもりリスク高齢者の割合	20.4%

(2) 区民意識に関するデータ

千葉市WEBアンケート(令和3年5月1日～10日、市ホームページ上で実施)では、「地域福祉」に関する区民意識として、地域活動に参加したことが「ある」と回答した人は全体の25.7%で、「ない(機会があったら参加したい)」と回答した人は51.4%と半数を占めています。

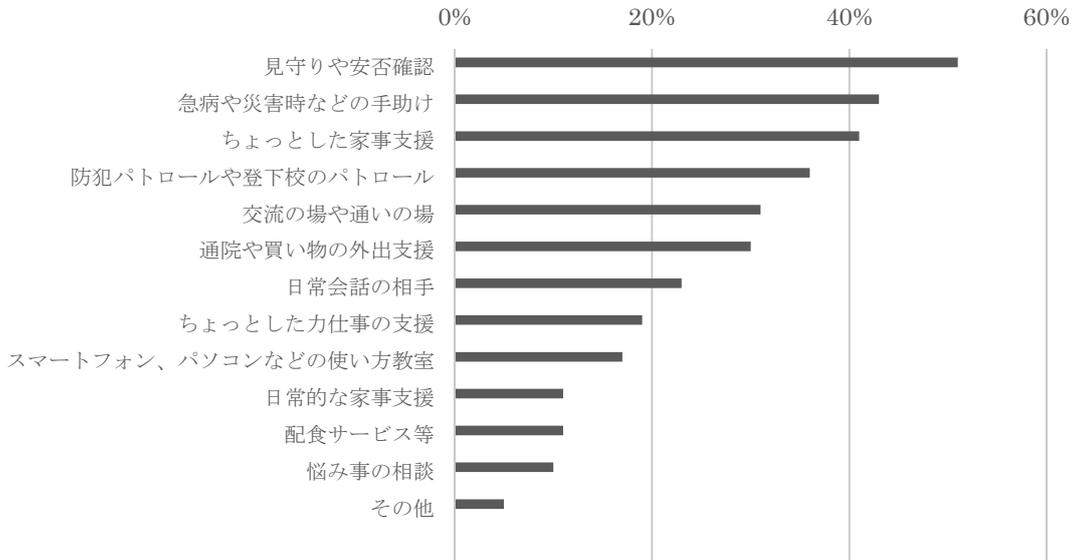
【問①】 これまでに、地域活動に参加したことがありますか？(1つだけ選択)

若葉区回答：105名



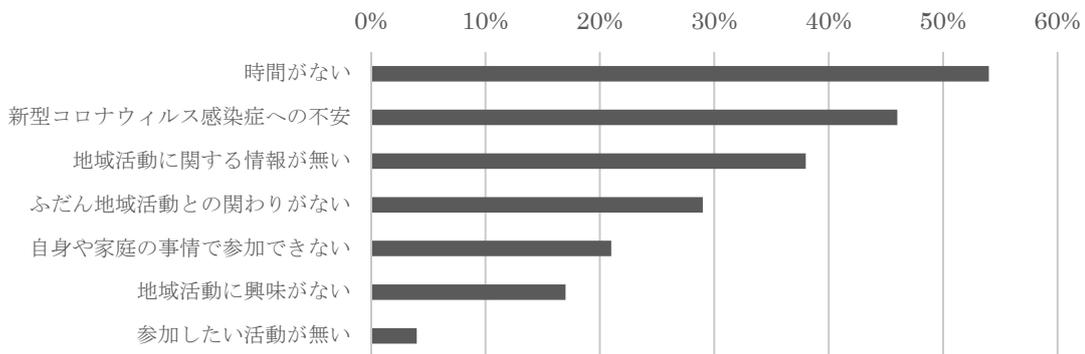
【問②】 今後、どのような地域活動に参加したいですか？（複数回答可）

※問①で「ある」または「ない（機会があったら参加したい）」を選択した人



【問③】 地域活動に参加したくない理由は何ですか？（複数回答可）

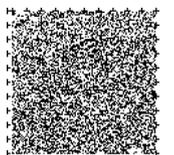
※問①で「ない（参加したくない）」を選択した人



(3) 各地区部会エリアの状況

社会福祉協議会地区部会は、住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、おおむね中学校区を単位として、地域の福祉活動を推進しています。

若葉区では14地区のエリアに分かれており、中西部エリア（桜木、小倉、都賀、若松、みつわ台、千城台）は人口が多い地域で、東南部エリア（白井、更科、千城台、26（大宮台、北大宮台等）、加曽利、千城小）は高齢化率が高く、一部の地区では50%近くにも上ります。



第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の実践

第5章 市の取り組み

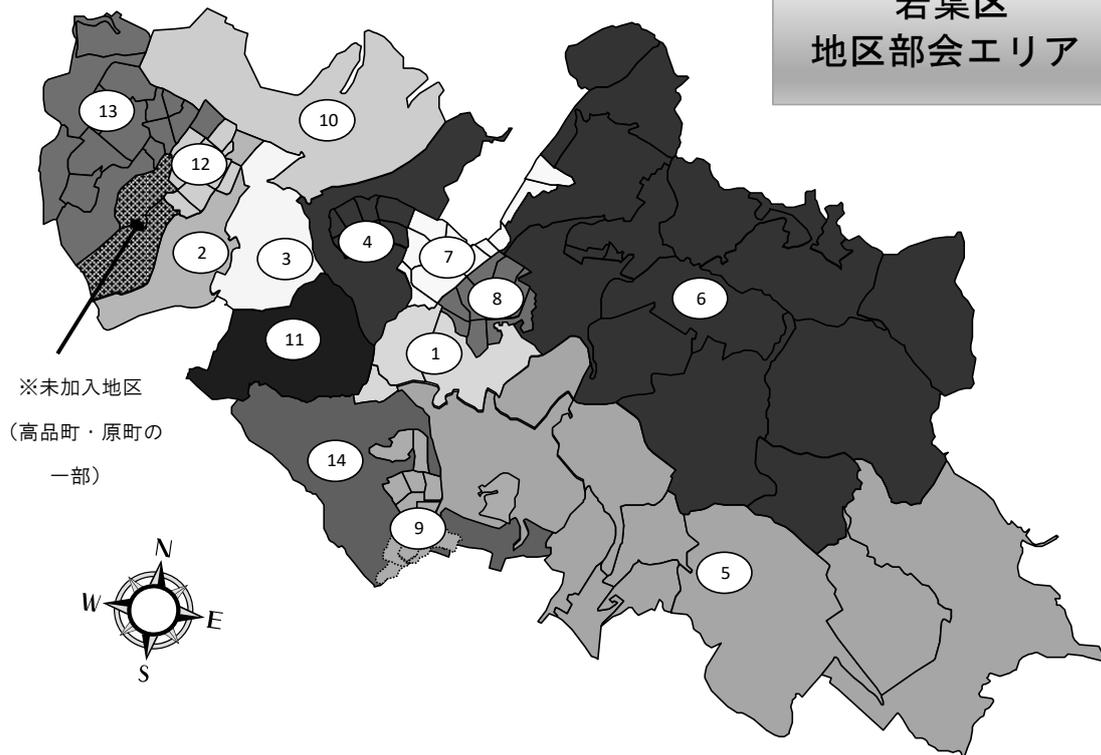
第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

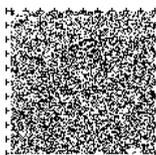
資料編

若葉区
地区部会エリア



令和3年6月末現在

色	名称	世帯数	人口	町内自治会数	高齢化率	0.0%	20.0%	40.0%
①	坂月地区部会	2,115	4,710	5	21.4%	[Progress bar]		
②	貝塚地区部会	3,467	6,345	9	21.2%	[Progress bar]		
③	桜木地区部会	7,537	15,206	20	27.0%	[Progress bar]		
④	小倉地区部会	6,637	13,896	13	27.4%	[Progress bar]		
⑤	白井地区部会	3,558	6,597	18	46.8%	[Progress bar]		
⑥	更科地区部会	1,340	2,592	12	43.3%	[Progress bar]		
⑦	御成台、千城台西・北地区部会	4,720	9,550	16	38.9%	[Progress bar]		
⑧	千城台東南・金親地区部会	5,164	10,077	16	38.9%	[Progress bar]		
⑨	26地区部会 (大宮台、北大宮台等)	3,574	7,215	8	45.5%	[Progress bar]		
⑩	若松地区部会	9,628	19,918	13	28.6%	[Progress bar]		
⑪	加曽利地区部会	3,228	6,486	7	31.5%	[Progress bar]		
⑫	都賀地区部会	7,474	13,697	10	29.2%	[Progress bar]		
⑬	結・みつわ台地区部会	11,254	23,749	40	27.7%	[Progress bar]		
⑭	千城小地区部会	1,306	2,499	10	46.1%	[Progress bar]		



2 区の課題

(1) 高齢化に伴う地域活動の担い手の不足や介護等の問題

- ・市内で高齢化率が最も高い若葉区では、地域活動の中核となっている役員等の高齢化が進み後継者不足が深刻化しています。併せて、ボランティア等の福祉活動の実働部隊となる人材の確保が必要です。
- ・高齢化に伴う老老介護、8050問題、認知症高齢者等の難しい問題を抱える世帯への支援が課題となっています。

(2) 若葉区全体としての活動の一体化

- ・地域活動が各地区部会エリア内での範囲に限られる傾向にあります。
- ・地域の横断的なつながりによる活動の一体化を図るため、地域活動の他の主体である町内自治会、民生委員、あんしんケアセンター等の団体・組織との情報共有や連携が必要です。

(3) 地域活動に対する住民の理解と活動の見える化

- ・地域住民の方々の地域活動に対する理解や関心が十分とは言えない状況です。
- ・多くの地域住民に共感してもらえる活動の推進と活動の見える化が必要です。

(4) 長期化する新型コロナウイルス感染症への対応

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域活動が大幅に縮小しています。また、ひとり暮らしの高齢者など、地域の中で孤立する方々のフレイル（加齢による心身の衰え）が不安視されています。
- ・感染予防に配慮しつつ、新しい生活様式に合わせた活動を進めることが必要です。

(5) 防災・防犯対策の早期の実施

- ・若葉区は高齢化率が高く、ひとり暮らしの高齢者も多いため、災害弱者への対応が重要です。
- ・近年の台風や大雨などによる深刻な被害が多発しているなかで、自治会や防災担当部局と協調した早期の対応が必要です。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

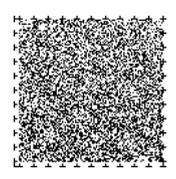
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



3 基本理念

「だれもがいきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区」

～あなたとわたしでつくる 支え合う地域福祉の実現をめざして～

この基本理念は、若葉区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継いでいます。第5期計画では、第4期計画の成果と課題を明確にしたうえで、地域の様々な団体が連携を深め、地域の多様な主体が、分野を超え、世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めていきます。また、「新たな生活様式」を取り入れ、コロナ禍にあっても地域のつながりを絶やさず、つながり続けるための様々な工夫やオンラインの活用等を検討し、それぞれの地域の実情に合わせて、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

4 基本方針（5つの仕組み）

本計画では若葉区の目指すべき将来像である基本理念に対して、具体的に取り組んでいく施策（解決策）を提案していくため、その方向性を示す5つの基本方針を設定しています。

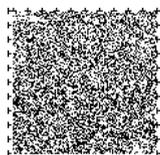
この基本方針は、地区フォーラムで明らかになった地区の生活課題や検討された解決策等を踏まえて決定したものであり、若葉区の地域福祉を推進していく上での方向性を示しています。

※ 若葉区では第1期計画から、この基本方針を、それぞれがイメージできるよう、わかりやすく親しみやすいフレーズとし、「仕組み」と表現しています。

1 だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みづくり

まずはあいさつから。

誰もが気軽にふれあい・交流できるよう、希薄な近隣関係を改善します。



2 あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みづくり

支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるよう、地域の幅広い人材を活用し、地域ぐるみで助け合い、支え合います。

3 備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みづくり

誰もが心穏やかに地域で暮らしていけるよう、安全・安心のまちを目指し、区民の力を結集します。

4 必要な情報が行き渡り、気軽に相談し合える仕組みづくり

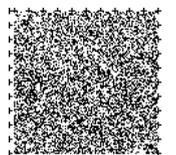
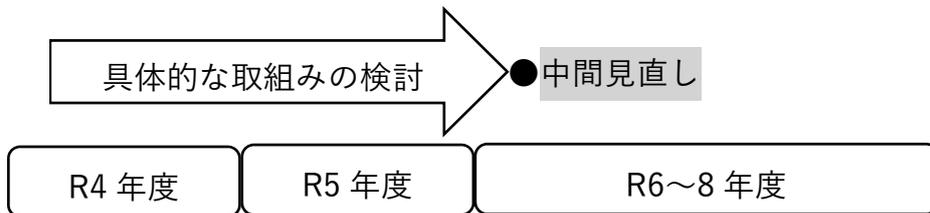
住民の悩みが解消できるよう、必要とする情報が入手でき、いつでも気軽に相談が受けられる仕組みをつくりまします。

5 世代を超えて、ともに福祉に参加できる仕組みづくり

だれもが福祉の心を育み、福祉活動を実践する人材を育てるまちをつくり、地域の福祉力を高めます。

以上を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和6年度の間見直しの段階で策定します！

その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます！



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

緑区全体

※R2を基準にH22からの推移を記載しています。（以下同じ）

- 【特 色】大規模開発が行われた新しい地域と歴史と緑の潤いに育まれた地域が共存する若々しい区。
- 【総人口】約130,000人で、総人口は約9,000人増加。
- 【少子化】15歳未満は約18,000人（約14%）で、約2,000人減少。
- 【高齢化】65歳以上は約30,000人（約23%）で、約10,000人増加。75歳以上の増加が顕著。

誉田エリア

- 【特 色】産業用地の開発に伴い住宅地の開発が進行。農村地域が広く田畑に囲まれた集落が点在。
 - 【総人口】約30,000人で、区内で3番目の人口。総人口は約4,500人増加。
 - 【少子化】15歳未満は約4,500人（約14%）で、約1,200人増加。
 - 【高齢化】65歳以上は約8,000人（約27%）で、約1,600人増加しており、主に75歳以上が増加。
- ※誉田エリアは、平山地区が分割し、R4から平山地区部会が設立予定。

椎名エリア

- 【特 色】自然豊かな農村地域で、地域には区画された田園が広がり、集合住宅地はあまりない。
- 【総人口】約5,000人で、区内で最も人口が少ない。総人口は約500人増加。
- 【少子化】15歳未満は約700人（約14%）で、約100人増加。
- 【高齢化】65歳以上は約1,200人（約24%）で、約300人増加しており、主に75歳以上が増加。

土気エリア

- 【特 色】緑豊かな地域、あすみが丘・地域開発の住宅地、工業団地や農村地域が広がる。都市公園が整備。
- 【総人口】約45,000人で、区内で2番目の人口。総人口はほとんど変動なし。
- 【少子化】15歳未満は約5,200人（約12%）で、約1,100人減少。
- 【高齢化】65歳以上は約13,000人（約29%）で、約4,500人増加。75歳以上の増加が顕著。

おゆみ野エリア

- 【特 色】鎌取駅を中心に商業地区と戸建て中心とした閑静な住宅地域。緑区行政の中心地。
- 【総人口】約49,000人で、区内で最も人口が多い。総人口は約3,700人増加。
- 【少子化】15歳未満は約7,800人（約16%）で、約2,400人減少。
- 【高齢化】65歳以上は約7,000人（約14%）で、約3,200人増加。他と比べると高齢化割合は低い。

(2) 地域団体等の状況

地域には、地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、避難所運営委員会、地域運営委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、学校PTA等の様々な団体があります。地域福祉活動を推進するには、これらの団体が、各地域の状況に応じ、連携、協力することが重要です。また、あんしんケアセンターでは地域の高齢者に関する様々な相談に応じており、地域課題を解決するには、あんしんケアセンターを中心に各団体の連携が求められます。※R2年度末時点

主な地域団体等	緑区全体	誉田エリア	椎名エリア	土気エリア	おゆみ野エリア
地区部会数 (名称)	4	1 (誉田地区部会) ※1	1 (椎名地区部会)	1 (土気地区部会)	1 (おゆみ野地区部会)
町内自治会数 (連絡協議会地区)	161	34 (第12・50地区)	17 (第14地区)	46 (第23地区)	64 (第44地区)
民生委員・児童委員数 (協議会地区)	160	46 (501/506/507地区)	12 (503地区)	55 (504/505/509/510地区)	47 (502/508/511地区)
避難所運営委員会数 (指定避難所数)	34	6 (6)	3 (3)	15 (15)	10 (10)
地域運営委員会数	2	1	0	0	1
あんしんケアセンター (担当センター)	3	1 (誉田/鎌取※2)	1 (鎌取※2)	1 (土気)	1 (鎌取※2)

※1誉田エリアは、平山地区が分割し、R4から平山地区部会が設立予定
 ※2あんしんケアセンター鎌取は、誉田エリアの一部・椎名エリア・おゆみ野エリアを担当

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

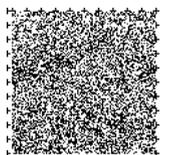
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



(3) 地区部会活動状況

地区部会では、高齢者、障害者、子育て世帯等、住民の方が健康で、日々充実した生活を送り、生きがいと、楽しさと、喜びを持てるような活動を推進しています。各地区の人口、地域性、住民の意識等によって活動回数に差が生じています。なお、R2は、新型コロナウイルスの影響で地域活動が制限され、活動回数が大きく減少しています。また、R1は、台風15号・19号、大雨の影響で土砂崩れ等の甚大な被害が出た地域もあり、活動回数が一部減少しています。

※単位：回（括弧は団体数）

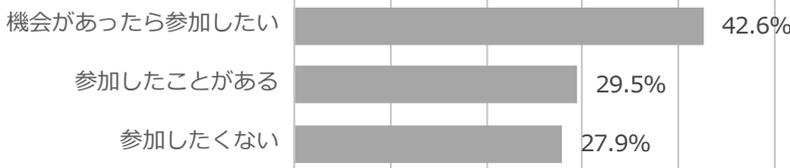
主な活動 活動内容	緑区全体			誉田			椎名			土気			おゆみ野		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
ふれあい・※1	465	391	150	138	123	35	11	9	0	220	203	94	96	56	21
いきいきサロン	(41)	(41)	(41)	(11)	(11)	(11)	(3)	(3)	(3)	(19)	(19)	(19)	(8)	(8)	(8)
ふれあい・※2	46	40	1	12	10	0	-	-	-	24	21	1	10	9	0
子育てサロン	(6)	(6)	(6)	(1)	(1)	(1)	-	-	-	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)
ふれあい・※3	61	60	45	-	-	-	-	-	-	57	57	44	4	3	1
散歩クラブ	(6)	(6)	(6)	-	-	-	-	-	-	(5)	(5)	(5)	(1)	(1)	(1)
ふれあい・※4	39	26	0	10	7	0	9	4	0	20	15	0	-	-	-
食事サービス	(4)	(4)	(4)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	-	-	-

- ※1 公共の施設や町内自治会館等を会場に、語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、介護予防・閉じこもりの防止・地域交流や仲間づくりを進める活動。
- ※2 公共の施設や町内自治会館等を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりや、情報交換をして、子育てを楽しみながら仲間づくりを進める活動。
- ※3 地域の高齢者・障害者等の地域住民が散歩を中心とし、ふれあうことで自宅に閉じこもりの状況を防ぎ、心身の健康保持や介護予防・高齢者の仲間づくりを進める活動。
- ※4 ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に会食会や食事の配達を通じて、温かな食事、食生活改善と心のふれあいを目的に実施。

(4) 区民意識に関するデータ

令和3年度千葉市WEBアンケート(5/1~5/10に市ホームページ上で実施)
(設問)これまでに、地域活動に参加したことがありますか。(1つだけ選択)

緑区回答者数：129人 0% 10% 20% 30% 40% 50%

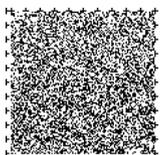


福祉活動は住民の共助によって向上するものです。参加したいという住民の意識は高いものの、参加したくないが約30%あることは大きな課題です。今後進展する高齢化社会においては、共助の意識が大切になります。ボランティアによる地域活動の場をいかに高めるかが課題です。

※千葉市WEBアンケートは、毎月1日午前10時から10日午後5時まで、市ホームページをとおして、市内在住・在勤・在学の方を対象にアンケート調査を実施することにより、短期間で市民意見等を把握し、施策等の検討に役立てる制度です。

2 区の課題

- ① **コミュニケーションの機会の増加について**
各地域の状況に応じ、感染症予防に配慮した活動内容及び方法の検討。
- ② **災害等の緊急時の対応について**
災害等の緊急時に備え、平時から各地域の状況に応じた各団体の連携体制の整備。
- ③ **地域活動や担い手について**
高齢者を含む地域住民の地域活動への参加促進及び各団体の連携。



第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

3 基本理念

「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、
住みよいまちづくりを推進する」

～未来を築く子どもたちのために～

～明るい社会を築いてきた高齢者のために～

～障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

この基本理念は、緑区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継いでいます。
地域住民が「きずな」の大切さを再認識し、手を取り合って心の通うあたたかな地域づくりを目指します。

4 3つの基本方針

基本理念を達成するため、第1期計画より継続してきた基本方針を踏襲しつつ、各地域の状況や社会情勢等を踏まえて定めたものです。

《基本方針1》 コミュニケーション（学び・継承・交流・ふれあい・社会参加）

「向こう三軒両隣」・地域に暮らす全ての人が、つながりを大切にします。

《基本方針2》 緊急時の支援と対応（災害、防犯と防災、感染症）

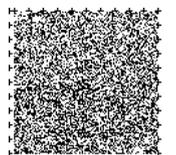
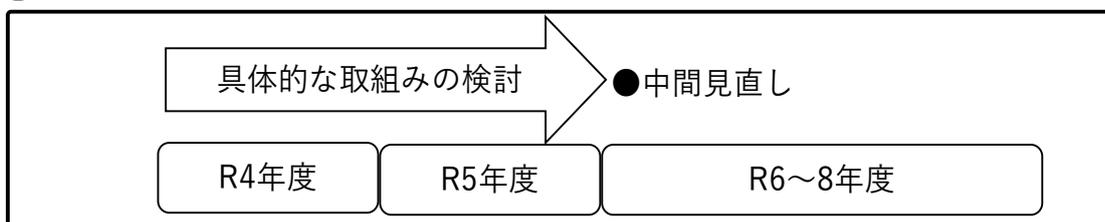
「安心・安全・安住」安らぎの生活を・みんなで支援し、みんなで守ります。

《基本方針3》 身近な生活支援と連携（健康、見守り、介護・ボランティア）

「困ったときは、声かけて」・みんなで考え、みんなで解決します。

以上の方向性を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和6年度の中間見直しの段階で策定します！

その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます！





美浜区支え合いのまち推進計画



第5期美浜区地域福祉計画 令和4(2022)～8(2026)年度

1 区の現状

(1) 少子・高齢化に関するデータ（5年毎の区内人口の推移）

15歳未満人口が減少する一方で65歳以上人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢	H22	H27	R2
0～14	2,489 (20%)	2,343 (19%)	1,845 (16%)
15～64	7,895 (64%)	7,522 (62%)	7,596 (64%)
65～74	1,290 (11%)	1,324 (11%)	1,085 (9%)
75～	592 (5%)	986 (8%)	1,338 (11%)
計	12,266	12,175	11,864

※幕張西1～6丁目、浜田1～2丁目、若葉1～2丁目

年齢	H22	H27	R2
0～14	2,927 (12%)	2,695 (11%)	2,684 (11%)
15～64	16,778 (66%)	14,726 (59%)	14,515 (57%)
65～74	3,821 (15%)	4,404 (18%)	3,900 (15%)
75～	1,867 (7%)	2,966 (12%)	4,156 (16%)
計	25,393	24,791	25,255

※真砂1～5丁目

年齢	H22	H27	R2
0～14	956 (15%)	1,777 (21%)	1,779 (19%)
15～64	4,007 (65%)	5,342 (62%)	6,074 (63%)
65～74	734 (12%)	832 (10%)	866 (9%)
75～	474 (8%)	685 (8%)	872 (9%)
計	6,171	8,636	9,591

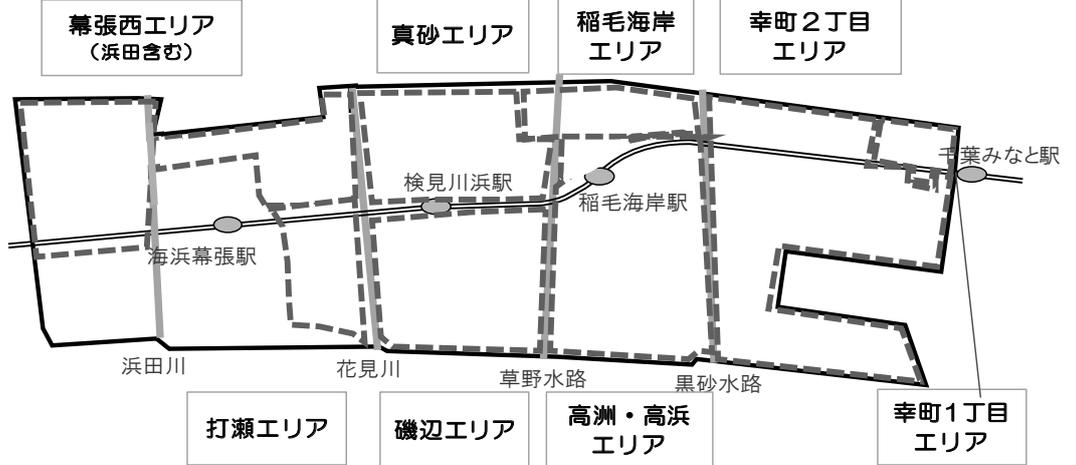
※稲毛海岸1～5丁目

年齢	H22	H27	R2
0～14	1,518 (12%)	1,053 (9%)	741 (7%)
15～64	8,626 (66%)	7,201 (62%)	6,462 (60%)
65～74	1,975 (15%)	1,862 (16%)	1,594 (15%)
75～	989 (8%)	1,588 (14%)	1,968 (18%)
計	13,108	11,704	10,765

※幸町2丁目

年齢	H22	H27	R2
0～14	22,781 (15%)	20,278 (14%)	18,394 (12%)
15～64	100,201 (67%)	92,107 (62%)	92,962 (62%)
65～74	18,670 (12%)	21,935 (15%)	19,670 (13%)
75～	8,786 (6%)	14,115 (10%)	20,025 (13%)
計	150,438	148,435	151,051

※各表のH22はH23.3月末、H27はH28.3月末R2はR3.3月末時点



年齢	H22	H27	R2
0～14	6,089 (26%)	5,293 (21%)	4,799 (17%)
15～64	16,358 (69%)	18,288 (72%)	20,328 (73%)
65～74	818 (3%)	1,305 (5%)	1,581 (6%)
75～	372 (2%)	640 (3%)	1,070 (4%)
計	23,637	25,526	27,778

※打瀬1～3丁目、若葉3丁目

年齢	H22	H27	R2
0～14	2,084 (12%)	1,699 (10%)	2,132 (11%)
15～64	11,308 (62%)	9,076 (53%)	9,805 (53%)
65～74	3,352 (18%)	4,032 (24%)	3,152 (17%)
75～	1,376 (8%)	2,336 (14%)	3,543 (19%)
計	18,120	17,143	18,632

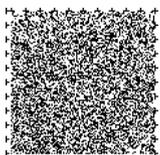
※磯辺1～8丁目

年齢	H22	H27	R2
0～14	5,327 (13%)	4,323 (11%)	3,620 (9%)
15～64	28,893 (68%)	24,289 (61%)	22,923 (59%)
65～74	5,570 (13%)	6,977 (18%)	6,370 (16%)
75～	2,552 (6%)	4,022 (10%)	5,844 (15%)
計	42,342	39,611	38,757

※高洲1～4丁目、高浜1～7丁目

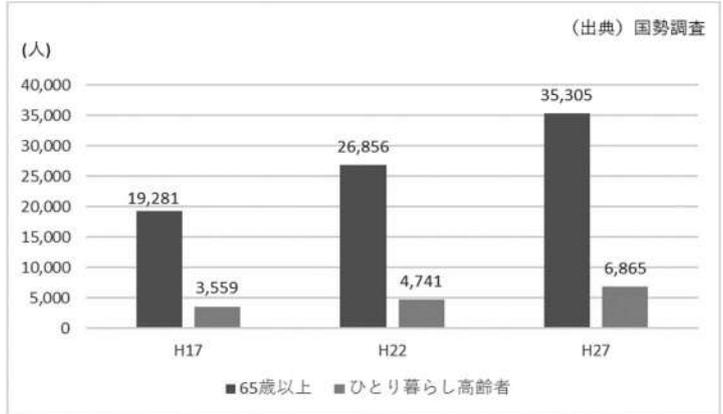
年齢	H22	H27	R2
0～14	1,386 (15%)	1,093 (12%)	794 (9%)
15～64	6,316 (67%)	5,650 (64%)	5,259 (63%)
65～74	1,108 (12%)	1,197 (14%)	1,122 (13%)
75～	564 (6%)	891 (10%)	1,234 (15%)
計	9,374	8,831	8,409

※幸町1丁目、新港



(2) 一人暮らしの高齢者数の推移

65歳以上の高齢者が増加しており、ひとり暮らし高齢者も増加傾向にあります。



(3) 地域団体等の状況

地域には、地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、避難所運営委員会、地域運営委員会等、様々な団体が地域福祉活動の推進に向けて取り組んでいます。

※R2 年度末時点

主な地域団体等	美浜区全体	幕張西エリア	真砂エリア	稲毛海岸エリア	幸町2丁目エリア
地区部会数 (名称)	8	1 (幕張西地区部会)	1 (真砂地区部会)	1 (稲毛海岸地区部会)	1 (幸町2丁目地区部会)
町内自治会数 (連絡協議会地区)	166 (8)	15 (第30地区)	31 (第31地区)	13 (第38地区)	11 (第28地区)
民生委員・児童委員数 (協議会地区)	194 (10)	12 (606地区)	30 (607地区)	9 (601地区※1)	19 (602地区)
避難所運営委員会数 (指定避難所数)※2	45 (48)	3 (3)	6 (7)	4 (4)	5 (5)
地域運営委員会数	7	1	1	1	-
あんしんケアセンター (担当センター)	4	磯辺※2	真砂	高洲	幸町
主な地域団体等		打瀬エリア	磯辺エリア	高洲・高浜エリア	幸町1丁目エリア
地区部会数 (名称)		1 (打瀬地区部会)	1 (磯辺地区部会)	1 (高洲・高浜地区部会)	1 (幸町1丁目地区部会)
町内自治会数 (連絡協議会地区)		26 (第47地区)	27 (第33地区)	25 (第29地区)	18 (第36地区)
民生委員・児童委員数 (協議会地区)		22 (610地区)	31 (608地区)	57 (604/605/609地区※1)	14 (603地区)
避難所運営委員会数 (指定避難所数)※2		6 (8)※3	7 (7)	12 (12)	2 (2)
地域運営委員会数		1	1	1	1
あんしんケアセンター (担当センター)		磯辺※4	磯辺※4	高洲、磯辺※4	幸町

※1 601地区は一部高洲エリアも含む、609地区は一部稲毛海岸エリアも含む
 ※2 避難所運営委員会数と指定避難所数は、避難所の場所ごとにカウントしているため、実際の数と異なる場合がある。
 ※3 打瀬エリアの中に、打瀬の避難所5か所のほか、若葉3丁目の避難所3か所を含む
 ※4 あんしんケアセンター磯辺は、高洲・高浜エリアの一部、磯辺エリア、打瀬エリア、幕張西エリアを担当

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

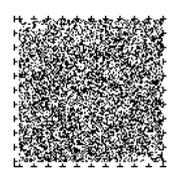
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

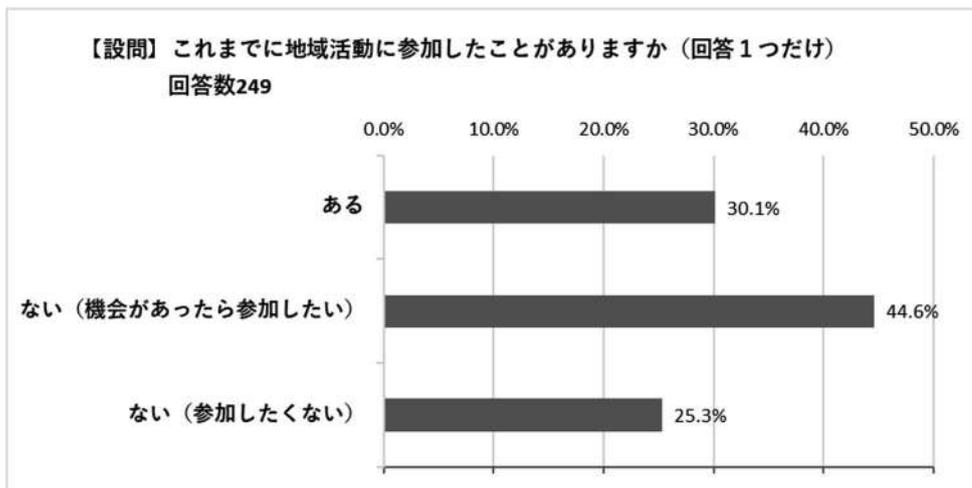


（4）区民意識に関するデータ（地域活動の参加状況）

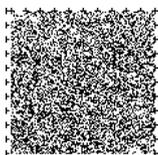
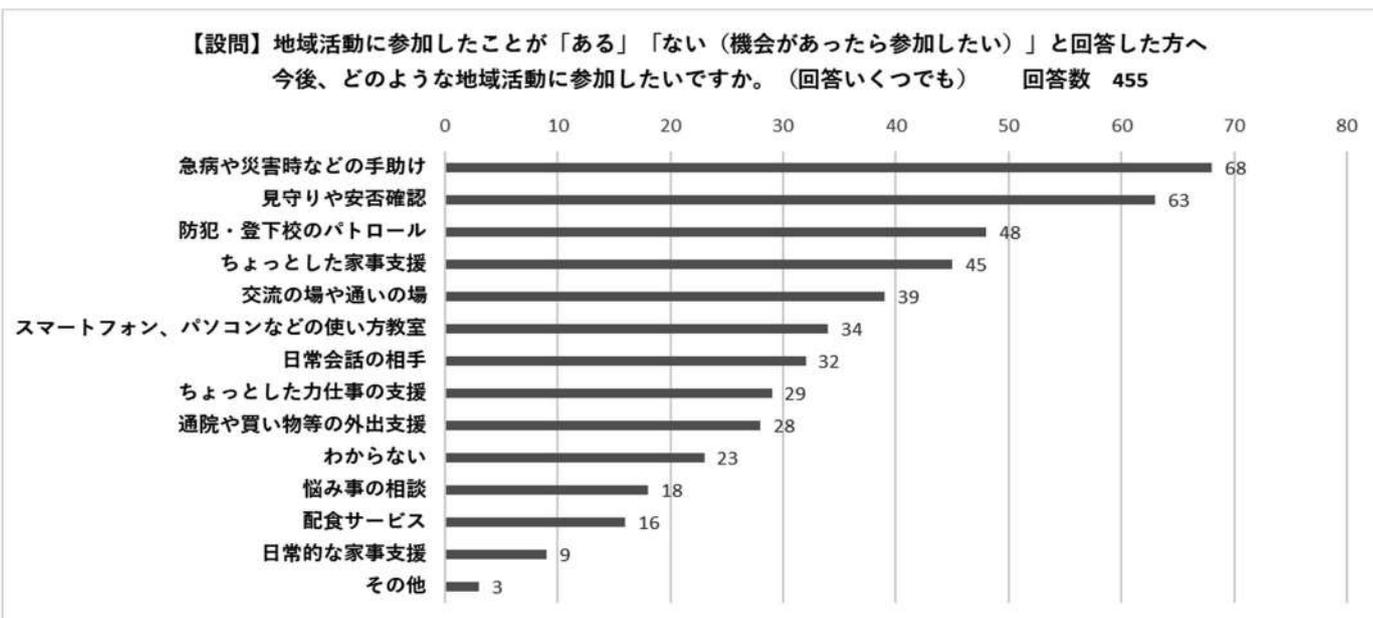
令和3年5月1日～5月10日に千葉市ホームページ上で実施した千葉市WEBアンケートにおける「地域福祉」に関する区民意識に関するデータを掲載。美浜区からは249名の回答がありました。

地域活動に参加したことが「ある」人は全体の30.1%となっています。

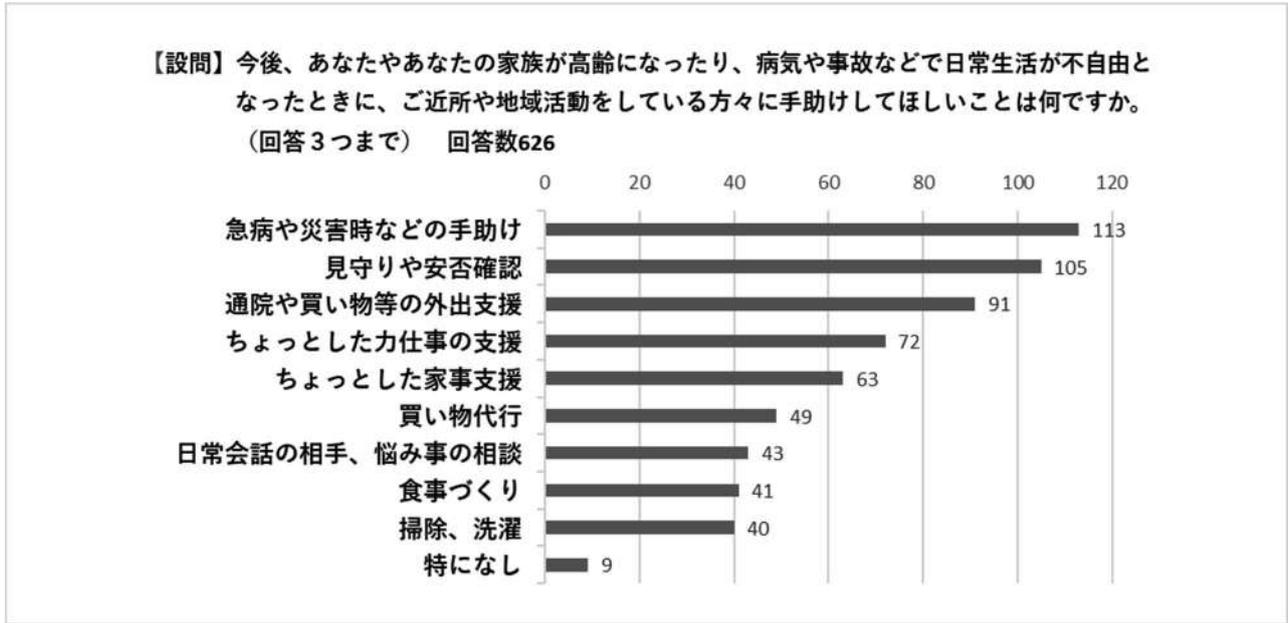
「ない（機会があったら参加したい）」も含めると全体の74.7%となり、地域活動への参加意識は高いことが伺えます。



参加したい地域活動では、「急病や災害時の手助け」、「見守りや安否確認」、「防犯・登下校のパトロール」、「ちょっとした家事支援」の順となっています。



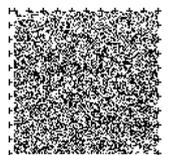
自身や家族が日常生活で不自由となったときに手助けが必要と考えている活動では、上位2つが参加したい活動と同様に、「急病や災害時の手助け」、「見守りや安否確認」となっております。そのほか外出支援やちょっとした力仕事・家事支援のニーズも見られます。



(5) 社会福祉協議会 地区部会の活動

社会福祉協議会地区部会は、誰もが安心して住み慣れた地域で理解しあい、共に支えあいながら、安心していきいきと暮らせるまちづくりの一助となるような活動を推進しています。令和2年3月～令和3年3月までの期間は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で地域活動の中止を余儀なくされ、活動回数が大きく減少しています。

主な活動	活動内容	美 浜 区			
		H30年度	R元(H31)年度	R2年度	
1 ふれあい いきいきサロン	公共の施設や町内自治会館等を会場に、語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、介護予防、閉じこもりの防止や地域交流・仲間づくりを行う活動	実施回数	521	460	77
		(会場数)	(57)	(55)	(49)
2 ふれあい 子育てサロン	公共の施設や町内自治会館等を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりや、情報交換をして、子育てを楽しみながら仲間づくりを行う活動	実施回数	72	78	22
		(会場数)	(11)	(14)	(14)
3 ふれあい 散歩クラブ	地域の高齢者と地域住民が散歩を中心としてふれあうことで自宅に閉じこもりの状況を防ぎ、心身の健康保持や介護予防・高齢者の仲間づくりを行う活動	実施回数	82	76	37
		(会場数)	(8)	(8)	(8)
4 ふれあい 食事サービス	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に会食や食事の配達を通じて、温かな食事と心のふれあいを行う活動	食数	4,043	3,200	191
		(会場数)	(15)	(15)	(14)



第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後援制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

2 区の課題

（1）新しい生活様式や災害時への対応に関すること

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、地域での活動が大幅に停滞しています。また、近年の災害発生状況を踏まえ、災害時や緊急時での支援についても一層の取り組みが求められています。感染予防に配慮しつつ、新しい生活様式や災害時に対応した活動方法、仕組みを模索し進めていくことが必要です。

（2）担い手に関すること

地域での見守り活動・支え合い活動へのニーズは高まっています。しかし、担い手不足の問題は解消されておりません。高齢化も進んでおり、若い世代の担い手の取り込み（発掘・養成）が必要です。また、すでに地域活動へ参加している方への持続的な支援も求められています。

（3）地域活動に関すること

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加により、エレベーターの無い中層の集合住宅等による外出困難、買い物困難、引きこもりなどの問題から、身近な地域での支え合い活動や見守り活動を推進していく必要があります。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

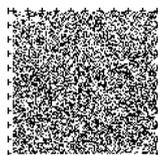
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



3 基本目標

まち みんなが主役！ ころろ豊かな美浜づくり

この基本目標は、美浜区の目指すべき将来像です。

（第1期計画を策定するときに掲げられたもので、今回策定した第5期計画においても引き継いでいます。）

高齢者をはじめ、児童や障害者等すべての住民が、住み慣れた場所で自分らしい生活が継続できるような地域づくりが求められています。

ころろ豊かな美浜（まち）づくりを目指し、地域住民や地域の多様な主体が地域生活課題の解決のため、様々な活動に「我が事」として参画し、美浜区民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創っていくことが必要です。活動を通じて、地域での支え合いの輪がより一層広がるよう、各取組みを推進します。

4 3つの基本方針

美浜区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の3つを基本方針としました。

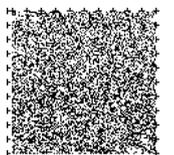
この基本方針は、美浜区の地域福祉を推進していく上での方針を示すものです。

《基本方針1》 住民主体による協働のまちづくり

誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害時の支援や普段の見守り活動などをそれぞれの立場の人が、自身の強みを生かして身近な地域を支え、協力していく体制づくりを進めます。

<施策の方向性>

- (1) 顔の見える関係づくり
- (2) 安心、見守り体制の構築



第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後援制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

◀基本方針2▶ 誰もが暮らしやすい環境づくり

地域住民が、気軽に集い交流できる場づくりや健康づくり、ちょっとした「困った」を助け合える支え合い活動、情報が伝えやすい・伝わりやすい仕組みづくりなど、誰もが暮らしやすい環境づくりを進めます。

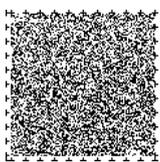
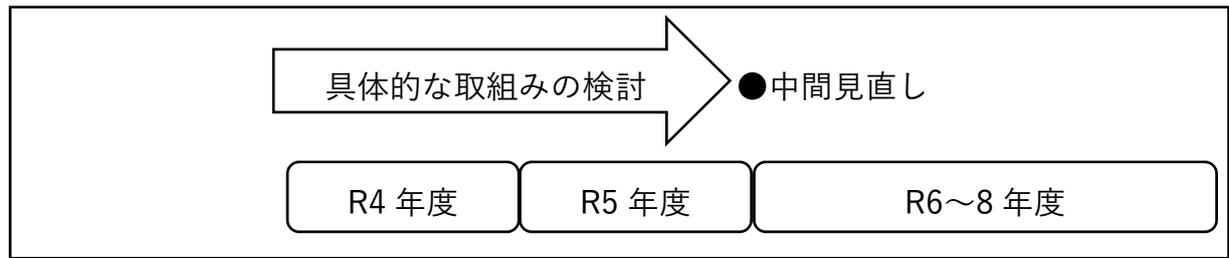
- <施策の方向性>
- (1) 地域での居場所、交流の場づくり
 - (2) 地域での身近な支え合い活動
 - (3) 地域での健康づくり
 - (4) 地域の情報を伝える、伝わる仕組みづくり

◀基本方針3▶ 福祉を支える人づくり

住み慣れた地域で暮らしていくために、既存の地域活動の継続、地域で支え合う福祉意識の醸成、地域を支えるボランティアの育成や活動を促進します。

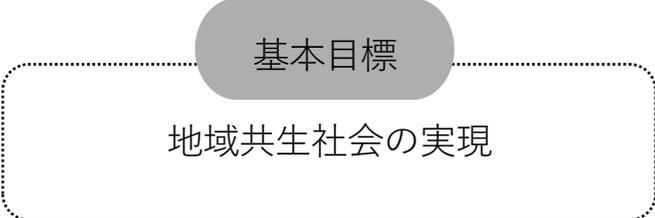
- <施策の方向性>
- (1) 地域福祉、支え合いの意識を育む
 - (2) ボランティアの育成・活用

以上の方向性を基に、今後検討を重ね、「具体的な取組み」、「重点取組地区」については、令和5年度中に実施する中間見直しの段階で策定します！
その間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組みます！



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

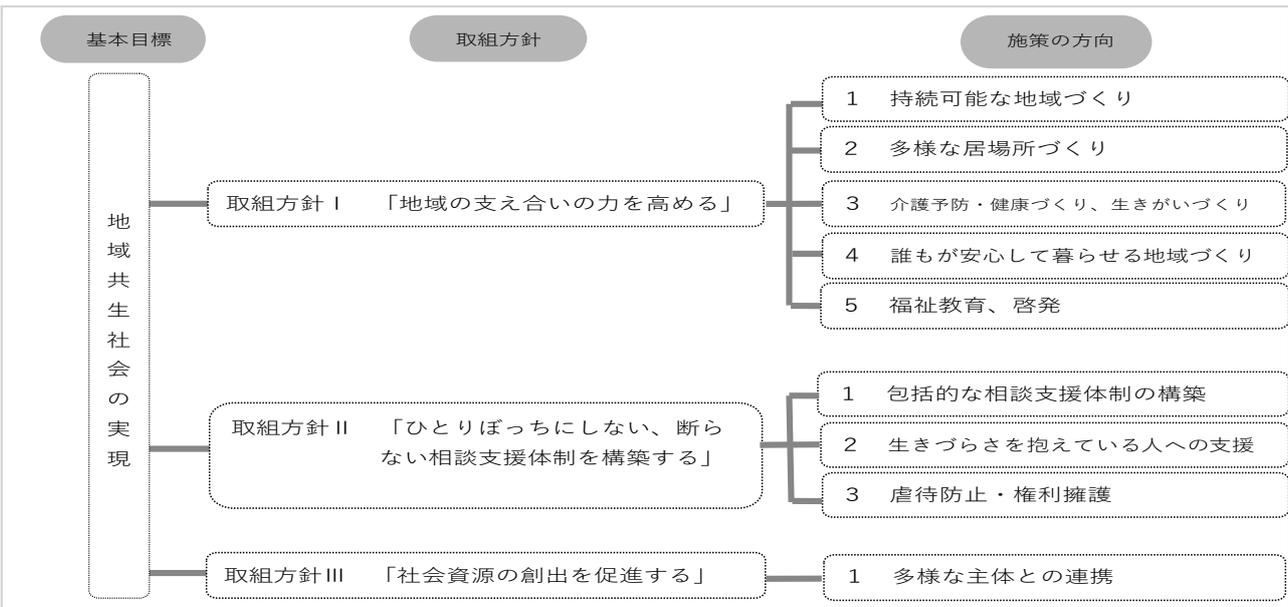
1 基本目標



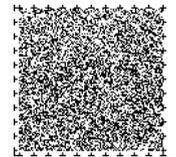
市の取組みでは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指し、「地域共生社会の実現」を基本目標に設定します。

2 取組方針、施策の方向、主要施策、具体的な取組み

- 第4期計画では、地域の取組みである共助との関わり方に応じて「直接的手法」と「間接的手法」に分類し、さらに、公助の手法に応じて9つの「サービス類型」に分類していましたが、第5期計画では、基本目標を実現するための市が取り組むべき施策について、施策の方向ごとの構成としました。
- 新型コロナウイルス等の感染症への対応として、オンラインの活用等の視点を取り入れています。



- 第1章 策定にあたって
- 第2章 現状と経緯
- 第3章 計画の概要
- 第4章 地域の取組み
- 第5章 市の取組み
- 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
- 第7章 取組事例
- 第8章 計画の推進
- 資料編



◎基本目標 『地域共生社会の実現』

◆取組方針Ⅰ「地域の支え合いの力を高める」

・施策の方向1 持続可能な地域づくり

- 主要施策（1）コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援
- 主要施策（2）地域福祉活動におけるオンラインの活用支援
- 主要施策（3）地域づくりに向けた支援
- 主要施策（4）地域づくりの担い手、リーダーの育成

・施策の方向2 多様な居場所づくり

- 主要施策（1）居場所（通いの場）の拡充
- 主要施策（2）地域福祉活動の拠点確保

・施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいつくり

- 主要施策（1）介護予防・健康づくり
- 主要施策（2）生きがいつくり

・施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- 主要施策（1）生活支援サービスの拡充
- 主要施策（2）地域見守り体制の充実
- 主要施策（3）防犯体制の強化
- 主要施策（4）災害に備える地域づくり

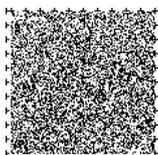
・施策の方向5 福祉教育・啓発

- 主要施策（1）福祉教育の推進
- 主要施策（2）啓発活動の推進

◆取組方針Ⅱ「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」

・施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

- 主要施策（1）包括的な相談支援体制の構築
- 主要施策（2）コミュニティソーシャルワーク機能の強化
- 主要施策（3）地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充
- 主要施策（4）身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

・施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

- 主要施策（1）生活のしづらさを抱えている方々への対応
- 主要施策（2）自殺対策
- 主要施策（3）生活困窮者自立支援の促進
- 主要施策（4）子どもの貧困への対応
- 主要施策（5）住宅確保要配慮者に対する支援
- 主要施策（6）再犯防止の推進

・施策の方向3 虐待防止・権利擁護

- 主要施策（1）虐待防止
- 主要施策（2）権利擁護

◆取組方針Ⅲ 「社会資源の創出を促進する」

・施策の方向1 多様な主体との連携

- 主要施策（1）社会福祉法人の公益的な取組みの促進
- 主要施策（2）企業、学校、NPOなど多様な主体との連携の促進
- 主要施策（3）新たなプラットフォームの形成

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

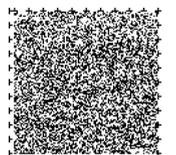
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



取組方針Ⅰ 地域の支え合いの力を高める

【現状や課題】

- 老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、認知症高齢者の増加、ダブルケア、ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困の問題、ヤングケアラーなど、個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化、増加しています。
- 地域づくりの面では、地域福祉活動を支える担い手が不足するだけでなく、高齢化・固定化していることも深刻な問題であり、活動の継続が難しくなっている地域も出てきています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、室内の活動を中心に、多くの地域福祉活動が休止・中止を余儀なくされ、地域福祉活動の停滞が見られました。

【今後の取組方針】

- コロナ禍も含め、地域社会の様々な変化や地域の実情を的確に捉えたうえで、地域の多様な主体が分野を超え、世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力をより一層高めるため、CSW や生活支援コーディネーター等が、様々な地域団体や地域に関わりのある事業者等多様な主体との連携・協力を進め、持続可能な地域づくりに向けた支援を行います。
- また、すべての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域づくりの担い手、リーダーの育成、多様な居場所づくり、健康づくり、見守りや支え合い活動などの生活支援サービスの拡充を支援し、地域包括ケアシステムの更なる推進を図ります。
- さらに、地域福祉を推進していくためには、より多くの市民が地域活動や福祉への理解や関心を深め、様々な情報や学習・体験を通じ、福祉の心を育むことが大切であることから、福祉教育や啓発活動を推進します。

施策の方向1 持続可能な地域づくり

<主要施策（1）コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援>

【現状や課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々な地域福祉活動やイベントが休止・中止を余儀なくされたことにより、高齢者のフレイル（虚弱）・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響、人と人とのつながる力やボランティアのモチベーションの低下などが懸念されています。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

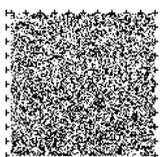
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、コロナ禍においても、つながりを絶やさず、つながり続けるため、「新しい生活様式」を実践しつつ、情報提供等も含め、地域団体の活動再開や継続を支援します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
1	生活支援体制の充実 【再掲】 No95,127,139	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。			
	[地域包括ケア推進課]	第2層生活支援コーディネーター配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域
2	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No94,96,128,140	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図るとともに、コロナ禍においても、地域のつながりを絶やさず、つながり続けるために、情報提供等も含め、地域団体の活動再開や継続を支援します。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

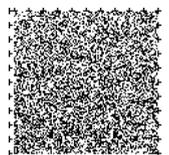
<主要施策（2）地域福祉活動におけるオンラインの活用支援>

【現状や課題】

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの地域福祉活動が中止・休止を余儀なくされた中、SNSを活用した子育てサロンやオンライン会議システムを活用した認知症カフェの開催など、市内各地において、オンラインを活用し、接触を避けつつも、人と人とのつながりを維持しようとする試みが見られました。
- 一方、主に高齢者を中心とする地域福祉活動においては、高齢者のスマホ普及率の相対的な低さや対面を重視する傾向等により、活用は一部にとどまっています。

【今後の取組方針】

- コロナ禍にあっても地域福祉活動が継続できるよう、CSW や生活支援コーディネーター等がオンラインの活用を支援します。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

- 地域福祉活動者の高齢化や担い手不足が進む中、SNSやオンラインの活用は、若い世代が参加しやすい環境づくりや地域活動の負担感の軽減に寄与する可能性があることから、まずは、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、スマートフォンに関する講座を開催するとともに相談員を養成します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
3	デジタルデバйд対策 [スマートシティ推進課]	民間企業と連携したスマートフォン講座を開催するとともに、スマートフォン相談員を養成します。			

コラム

スマホ講座の開催

社会のデジタル化を進めるなかで、デジタルを使いこなせる方々と、そうではない方々の間に「デジタル格差」（デジタルデバйд）が生じています。

このような課題に対応し、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、スマホ講座を開催します。



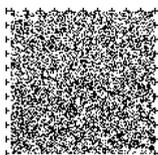
（講座内容）

- ・スマホ体験会
- ・カメラ地図講座
- ・LINE 講座
- ・Zoom 講座 等

<主要施策（3）地域づくりに向けた支援>

【現状や課題】

- 地域に暮らす、様々な世代や境遇の人が、ともに助け合って生活していく社会を実現するためには、地域資源を活用した居場所づくりや、ボランティアによる助け合い活動等の拡充を通じて、住民の相互理解を深め、地域における人と人とのつながりを構築していく必要があります。



- 地域福祉の更なる推進のためには、社協地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、企業や学校等が、より一層つながることで、既存の取組みの充実や、地域のニーズに対応した新たな取組みを展開していく必要があります。

【今後の取組方針】

- 多様な主体による地域課題解決に向けた自主的な取組みの立ち上げや活動資金等の支援を行う区地域活性化支援事業を実施します。
- 将来にわたり、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設立や活動を支援します。
- 市社会福祉協議会を通じ、社協地区部会の活動を支援します。
- 費用面も含め、地域団体が活動しやすい環境づくりを行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
4	区地域活性化支援事業	地域課題の解決や地域の活性化などを目的に、対象団体や対象事業等の応募資格を定め、審査・選考の上、交付決定した地域団体等の活動を支援します。			
	[各区地域振興課]				
5	市民自治の推進	住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとするため、若い世代を対象としたワークショップや多様な主体の連携を促進する取組みを実施します。			
	[市民自治推進課]				
6	地域運営委員会の支援	将来にわたり、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小学校区から中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される「地域運営委員会」の設立や活動を支援します。			
	[市民自治推進課]				
7	ボランティア活動補償制度	市内のボランティア団体等が安心して活動できるよう、活動中に起こった事故による死亡若しくは傷害又は損害賠償を補償します。			
	[市民自治推進課]				
8	いきいき活動外出支援事業	高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等の自主的な活動のため民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成します。			
	[高齢福祉課]				
9	子育てサークルの支援	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。			
	[健康支援課]				

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

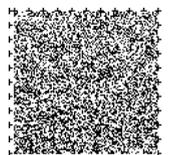
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
10	社協地区部会活動の支援	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、人材育成、健康づくりなど、区計画に基づく地域の取組み推進の中心的役割を担う社協地区部会の活動を支援します。			
	[地域福祉課]	各種社協地区部会活動の実施回数	回	・見守り活動（新規）2地区 ・地域支え合い活動（新規）1地区 ◆ふれあい・いきいきサロン 3,000回 ◆ふれあい・子育てサロン 455回 ◆ふれあい・散歩クラブ 450回 ◆地区部会ボランティア講座 120回 （※ ◆…補助金充当事業）	・見守り活動（新規）2地区 ・地域支え合い活動（新規）1地区 ◆ふれあい・いきいきサロン 3,420回 ◆ふれあい・子育てサロン 572回 ◆ふれあい・散歩クラブ 486回 ◆地区部会ボランティア講座 120回 （※ ◆…補助金充当事業）

コラム

市民主体のまちづくり ～地域活性化支援事業～

千葉市は、市民主体のまちづくりを後押しするため、「地域活性化支援事業」を通じ、各区において地域課題の解決や地域の活性化、地域の魅力を発信する事業などに対して、活動資金等の支援を行っています。市ホームページでは、各区で既に活動している団体の様子を紹介していますので、それらの活動を参考に地域活動を始めてみませんか。

本事業について詳細は、各区地域振興課にお気軽にお問い合わせください。

－ 活動の様子 －

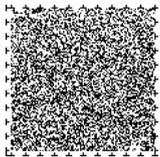


～日常生活での困りごとに対し、身近な人たちで助け合い・支え合う活動～





～「千葉で一番美しい通学路」づくりによる地域での多世代交流プロジェクト～



<主要施策（4）地域づくりの担い手、リーダーの育成>

【現状や課題】

- 高齢者の就業者の増加など社会情勢の変化等により、交流の場・通いの場や見守り活動、支え合い活動や食事サービスなどにおける地域福祉活動の担い手の高齢化や不足が見られます。
- 地域団体の中心的役割を担う役員やリーダーの高齢化も進んでおり、若い世代の参画や後継者の育成が必要です。

【今後の取組方針】

- 地域課題の解決に向け、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を育成するため、「ちばし地域づくり大学校」を開催します。
- これまで地域福祉に関心がなかった方や若い世代などが、地域福祉活動やボランティア活動の担い手となるよう、シニアリーダー講座、認知症サポーター養成講座やボランティア入門講座等を開催します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
11	ちばし地域づくり大学校	地域課題の解決力を強化するため、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を養成します。			
	[高齢福祉課]	修了者数	人	72人	72人
12	認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。また、認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを目指し、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の企業の方や、児童・生徒・学生を対象とした認知症サポーターの養成を推進します。			
	[地域包括ケア推進課]	認知症サポーター 延べ養成者数	人	93,000人	101,000人
13	シニアリーダー講座	介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、自主的な介護予防活動グループのリーダーとして活動する人材を育成します。			
	[健康推進課]	講座受講者数	人	130人	130人
14	介護支援ボランティア制度の運用	介護予防及び地域における支援の担い手を増やすため、登録者数の拡大や受入施設とのマッチングを強化し、活動の促進を図ります。			
	[介護保険管理課]	ボランティア登録者数	人	2,600人	2,700人

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

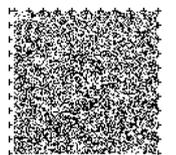
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

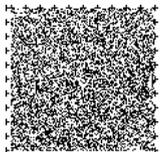
資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 策定にあたって
第2章 現状と経緯
第3章 計画の概要
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用 促進基本計画
第7章 取組事例
第8章 計画の推進
資料編

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
15	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	障害に対する基本的な知識と理解の促進を図るため、障害者福祉センター及び療育センター（ふれあいの家）において、手話、点字、ガイドボランティア等の講習会を開催します。			
	[障害福祉サービス課]	ボランティア養成講習会修了者数 ・要約筆記講習会 ・音訳講習会 ・手話講習会 ・点字講習会	人	【要約筆記講習会】 ・予定修了者数 20人 【音訳講習会】 ・予定修了者数 20人 【手話講習会】 ・予定修了者数 160人 【点字講習会】 ・予定修了者数 20人 ※修了証交付の条件： 実開催数の70%以上の出席	【要約筆記講習会】 ・予定修了者数 20人 【音訳講習会】 ・予定修了者数 20人 【手話講習会】 ・予定修了者数 160人 【点字講習会】 ・予定修了者数 20人 ※修了証交付の条件： 実開催数の70%以上の出席
16	精神保健福祉ボランティア養成講座	精神保健福祉や精神障害に関する講座を開催し、精神保健福祉ボランティアとして活動する人材を育成します。			
	[こころの健康センター]	精神保健福祉ボランティア延べ養成者数	人	45人	45人
17	ボランティア活動の促進 【再掲】 No83	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉市ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。			
	[地域福祉課]	ボランティア新規登録者数	人	180人	200人
18	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	外国人市民と日本人市民の相互理解促進による多文化共生社会実現のため、通訳・翻訳ボランティアによる外国人市民の日常生活支援や日本語ボランティアによる日本語交流活動を実施します。			
	[国際交流課]	ボランティア登録件数	件	2,589人	2,694人
19	社会福祉セミナー	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。			
	[地域福祉課]	研修受講率 (受講者数/定員数)	%	・実技を伴わない研修の受講率 85%以上 ・実技を伴う研修の受講率 75%以上	・実技を伴わない研修の受講率 85%以上 ・実技を伴う研修の受講率 75%以上
20	民生委員協力員	希望する民生委員に、活動を補佐する民生委員協力員を配置し、民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ります。			
	[地域福祉課]				



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
21	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティア等の養成を図ります。			
	[生涯学習振興課（教育委員会）]	【生涯学習センター】 ①指導者の養成講座数 ②学習ボランティア活動支援講座数 【公民館】 ③講座実施数/受講者数	①講座/延受講者 ②講座 ③講座/人	①16講座/500人 ②101講座 ③36講座/805人	①16講座/500人 ②101講座 ③36講座/780人
22	応急手当普及啓発事業	応急手当のできるバイスタンダー※を育成することで、要援護者、社会的弱者など市民全体の生命を守り、救命率の向上を図ります。 ※bystander：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）			
	[救急課]	救命講習受講者数	人	10,000人	20,000人

コラム

ちばし地域づくり大学校

ちばし地域づくり大学校は、地域活動やボランティア活動の担い手や地域でリーダーとして活躍する人材を養成することを目的としています。

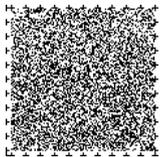
カリキュラムは、ボランティア活動の実践者による講義や様々な分野のボランティア団体で実地体験を行うなど実践的なものになっています。

基礎コースとステップアップコースがあり、それぞれ自分に合ったコースを選んで受講することができます。





- 第1章
策定にあたって
- 第2章
現状と経緯
- 第3章
計画の概要
- 第4章
地域の取組み
- 第5章
市の取組み
- 第6章
成年後見制度利用
促進基本計画
- 第7章
取組事例
- 第8章
計画の推進
- 資料編



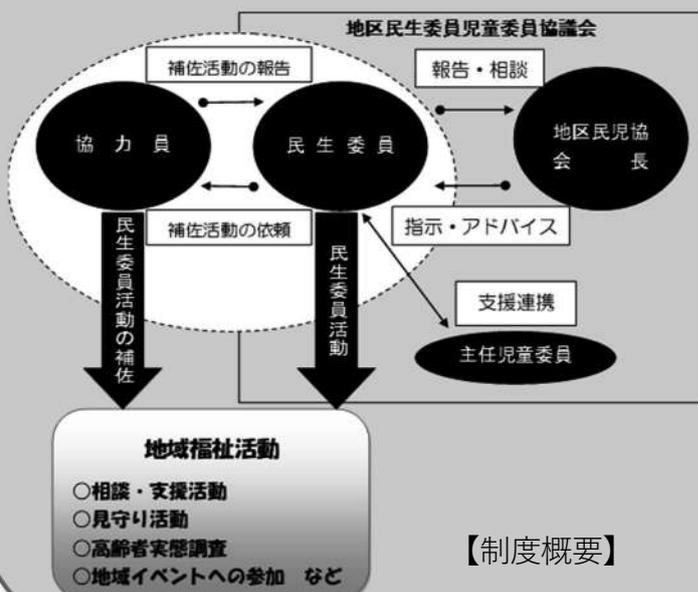
コラム

民生委員協力員制度

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、地域の福祉に関する住民の相談相手として、地域の見守りや福祉行政への橋渡しなど、様々な活動を行っています。

しかしながら、近年では、少子・超高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加などにより、民生委員の重要性が増す一方、負担の増加やなり手不足の問題が生じております。

そこで、①民生委員の負担軽減、および②新たな地域福祉の担い手の掘りおこしを目的に、平成26年7月に民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」（以下「協力員」といいます）制度を創設しました。



【制度概要】

- 民生委員（主任児童委員は除く）1人につき、1人の協力員を配置可（配置は任意）
- 協力員は、民生委員の指示・指導のもと、委員活動全般を補佐（一部の委員活動を除く）
- 協力員の任期は、ともに行動する民生委員と同じ（最長3年間）
- 協力員には、秘密を遵守する旨の誓約書の提出を求めている、民生委員と同様の守秘義務あり

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

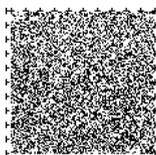
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



<参考> 「施策の方向1 持続可能な地域づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地区部会活動従事者に対する研修の実施	アンケート等により地区部会の意見・ニーズを収集し、研修を実施します。
民生委員・児童委員に対する研修の実施	民生委員・児童委員全体研修、地区民児協会長・副会長研修、主任児童委員研修を年1回実施します。 改選時（3年毎）に新任民生委員・児童委員を対象とした新任研修を実施します。
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア ボランティアの相談・登録を行い、ボランティア情報紙等を発行して、ボランティア情報を提供します。また、新たにボランティア活動に参加する人やすでに登録しているボランティアに対し、多種多様なボランティア講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。 ● 市民後見人 25歳から70歳までの住民に対し、基礎編、応用・実務編として2か年度に渡り、成年後見人等に必要な知識等を習得する養成研修を実施します。
社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進	社会福祉法人と地域のニーズに合った「地域における公益的な取組」を提案し、地域の課題解決に努めます。また、本会自らも「地域における公益的な取組」を実施します。
企業等との連携・協働	企業等からの相談に基づき、社会貢献活動の提案を行うとともに、企業等の取組みの参考になるような事例を収集し、本会ホームページに掲載します。また、地域活動の活性化を図るため、企業等のSDGsの取組みと連携します。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

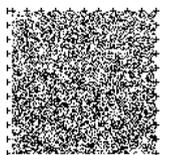
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



施策の方向2 多様な居場所づくり

<主要施策（1）居場所（通いの場）の拡充>

【現状や課題】

○ 居場所（通いの場）は、仲間（つながり）づくり、健康づくり、生きがいくくりなど、様々な効果があるとされています。また、見守り機能やちょっとした困りごとの相談機能なども持ち合わせているとされています。

○ 市内には、住民主体の通いの場が976箇所^{*}あり、健康体操、茶話会やスポーツなど、多岐にわたる様々な活動が行われています。

（※ 厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（令和2年度実施分）に関する調査結果）

【今後の取組方針】

○ 年齢や性別、障害の有無等により、支える側と支えられる側を固定することなく、誰もが何らかの役割を持てる場所や機会、誰もが気軽に参加しやすい場、場の確保支援が大切であり、多様な形の居場所（通いの場）の拡充に向けて、CSW や生活支援コーディネーター等による支援や各種助成等を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
23	認知症カフェ設置促進	認知症の方とその家族並びに地域住民や専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促進し、認知症の方の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の方と家族を地域で支える体制を推進します。			
	[地域包括ケア推進課]	認知症カフェ数	か所	43か所	49か所
24	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業 【再掲】No44	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会や地区部会、NPO法人等に対して助成します。			
	[高齢福祉課]	登録団体数	団体	訪問支援6団体 通所支援12団体	訪問支援7団体 通所支援14団体
25	ひきこもりサポート (居場所団体への助成)	ひきこもり当事者が安心して参加できる居場所を提供し、社会参加に向けた活動への支援等を行う団体や個人に対し、その実施に必要な経費を補助します。			
	[精神保健福祉課]	補助金交付団体数	団体	2団体	2団体
26	子どもの居場所づくり	学校でも家庭でもない、第三の子どもの居場所として、信頼できる大人が見守るどこでもこどもカフェの開催を支援し、子どもたちが気軽に立ち寄り、安心・安全に過ごせる地域の身近な居場所の提供を促進します。			
	[こども企画課]				

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

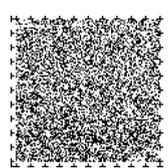
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
27	放課後子ども教室推進事業 [生涯学習振興課（教育委員会）]	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。			

コラム

どこでもこどもカフェ

子どもを取り巻く環境の変化により、見守りが必要な子どもが多くみられる中、子どもに身近な地域において「子どもの居場所」を確保することは喫緊の課題となっています。

「どこでもこどもカフェ」は、子どもに信頼される大人が見守る中で、気軽に話をしたり、一緒に勉強したり、また仲間と遊ぶことができるなど、子どもたちにとって安心・安全な居場所となることを目的としています。出入りも、何をして過ごすかも子どもたちの自由です。

千葉市では、市民ボランティア団体等が実施する「どこでもこどもカフェ」の運営に必要な経費の一部を補助することで、どこでもこどもカフェの運営を支援しています。



<主要施策（2）地域福祉活動の拠点確保>

【現状や課題】

- 地域福祉活動は、自治会館や公共施設などを借りて、実施することが多く、活動の充実や活性化には、拠点確保に向けた支援が必要です。

【今後の取組方針】

- 地域福祉活動の拠点を確保するため、施設の目的に支障をきたさない範囲で市の施設を開放します。
- 社会福祉施設における地域交流スペースや、空き家等の活用について、CSW や生活支援コーディネーター等が支援します。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

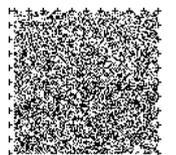
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

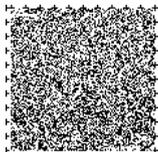
《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
28	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進 [地域福祉課] [高齢福祉課] [介護保険事業課]	社会福祉施設について、施設の規模等を考慮して地域交流スペース等を設置するよう事業候補者に提案を行うこと等により、地域住民等が地域福祉活動に利用できる場所の確保を進めます。 また、地域住民等が地域福祉活動のために利用できる地域交流スペース等に係る情報の公表を進めます。			
	地域づくり拠点としての公民館の活用 [生涯学習振興課（教育委員会）]	公民館の運営に地域が参画する制度設計を行うことで、「地域の総合交流拠点」として、地域福祉活動団体の活動を支援します。			
30	空き家の有効活用事業 [住宅政策課]	地域福祉活動等を行う団体に、活動場所として活用できる空き家の紹介を行います。			
	学校施設開放 [学校施設課（教育委員会）]	小学校の空き教室などを、学校教育に支障のない範囲内において地域活動や生涯学習の場として市民利用に供します。	開放校数	校数	7校 8校
29	地域団体と公民館が共同で企画する市民向け講座や展示等	事業	99事業	100事業	

<参考> 「施策の方向2 多様な居場所づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
子どもの居場所づくりへの支援	子どもの居場所づくりに取り組む団体同士をつなぎ情報共有ができる場をつくり、ホームページ等での情報発信などによって、子どもの居場所の創設と活動継続に向けた支援を行います。
多世代交流等の推進	地域で暮らす高齢者、障害者、子育て世代等の当事者が参画し、お互いに交流するイベントを開催します。また、共助という観点や地域の方々にも役割を担っていただくという意味合いからもボランティアを養成し、イベントの運営に協力していただきます。
ふれあい・いきいきサロンの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、活動内容の充実を図ります。
ふれあい・子育てサロンの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、参加者が抱える相談に対応するなど活動内容の充実を図ります。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいくくり

<主要施策（1）介護予防・健康づくり>

【現状や課題】

- 健康に支障が生じ、医療や介護が必要になる期間が長くなると、経済的にも精神的にも大きな負担を生じ、個人の生活の質の低下を招く恐れがあります。
- すべての市民が健康でいきいきと活動し、身近な地域で健康づくりに参加できる環境をつくる必要があります。
- また、高齢者については、フレイル状態を早期に把握し、適切なサービスにつなげることによって、疾病予防・重度化防止の促進を目指す必要があります。

【今後の取組方針】

- すべての市民にとって、健康づくりの取組みが継続しやすい環境づくりを推進するため、運動サークルやウォーキングコースの情報提供、健康づくりの取組みへのポイント付与や運動・スポーツの機会の充実に向けた支援などを行います。
- 介護・支援を必要としない高齢者の割合の増加を目指し、健康教育や広報を通じて、生活習慣の改善や運動、社会参加の重要性などフレイルに関する知識の周知に努めます。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
32	健康づくり事業	市内に所在する地区組織が行う健康づくりにポイントを付与し、既定のポイントで賞品が当たる抽選への応募や表彰などのインセンティブを授与することにより、生活習慣の改善を促すとともに地区組織活動の推進による絆づくりを促進します。			
	[健康推進課]				
33	ヘルスサポーターの養成	家庭や身近な地域の中で、健康づくりのための運動を実践するヘルスサポーター（健康づくり支援者）を養成します。			
	[健康推進課]				
34	食生活改善推進員の養成	地域の健康づくりのために、「食」を通じたボランティア活動を行う食生活改善推進員（愛称「ヘルスメイト」）を養成します。			
	[健康推進課]				
35	各区の特色に応じた運動に関する講習会等の実施	市民が自身の健康状態や身体能力に気付き健康的な運動習慣を獲得する機会のひとつとして、関連団体と協働するなど各区の特色に応じた運動体験や周知啓発を実施し、地域住民の主体的な健康づくりを支援します。			
	[健康推進課]				
36	障害者スポーツ大会等の開催	障害者の社会参加や理解促進はもとより、健康づくりや生きがいくくりを促進するため、身体障害者スポーツ大会やゆうあいピックの開催、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などを実施します。			
	[障害者自立支援課]				

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

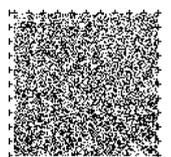
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
37	学校体育施設開放事業	学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。			
	[スポーツ振興課]	利用人数	人	2,000,000人	2,200,000人
38	ちばしパラスポーツコンシェルジュ	障害者が地域のスポーツ活動に参加しやすくするために、コーディネーターが障害の種類・程度に応じてスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。 また、パラスポーツに関する情報発信や、団体や施設等が行う体験会等の普及活動への支援を行います。			
	[スポーツ振興課]	マッチング件数	人	60人	65人
39	パラスポーツ振興補助金	障害者のスポーツ活動への参加を促進し、生きがいや生活の質の向上、健康づくりの機会等を創出するため、市民団体等が行う、障害者を対象とするスポーツ教室などの開催に対し費用の一部を助成します。			
	[スポーツ振興課]				

コラム

健康づくり事業

地域の仲間と健康づくり～健康と賞品をゲット！！～

地区組織で行う健康づくりへの取り組みに応じて加算される点数を500点集めると、素敵な賞品が当たる抽選に応募できます。

地域の皆さんと一緒に健康づくりに取り組みませんか？

地域の自主グループや自治会などで活動し、生活習慣の改善や地域の絆づくりを進めていきましょう。

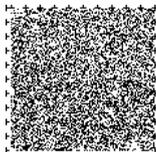
○点数の対象となる取り組み

- ・ウォーキングやラジオ体操などの運動
- ・健（検）診の利用
- ・健康づくりに関する講座・イベントに参加
- ・運動自主グループに登録

○賞品内容（例）



<p>A賞</p> <p>3万円分 商品券 3団体</p> <p>¥10,000</p>	<p>B賞</p> <p>1万5千円分 商品券 7団体</p> <p>¥5,000</p>	<p>C賞</p> <p>1万円相当カタログギフト 15団体</p> <p>カタログギフト</p>	<p>D賞</p> <p>3～5千円相当の品 50団体</p> <p>SPORTS DRINK Point Card</p>
---	--	--	---



コラム

フレイル予防

フレイルとは、加齢により心と身体の活力が弱まった状態です。健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間を意味し、加齢により生じやすい衰え全般を指します。

フレイルであることに早めに気づき、生活習慣の改善や運動、社会参加など適切な予防を行うことで、健康な状態へ戻ることもできます。

《食事・お口の健康》

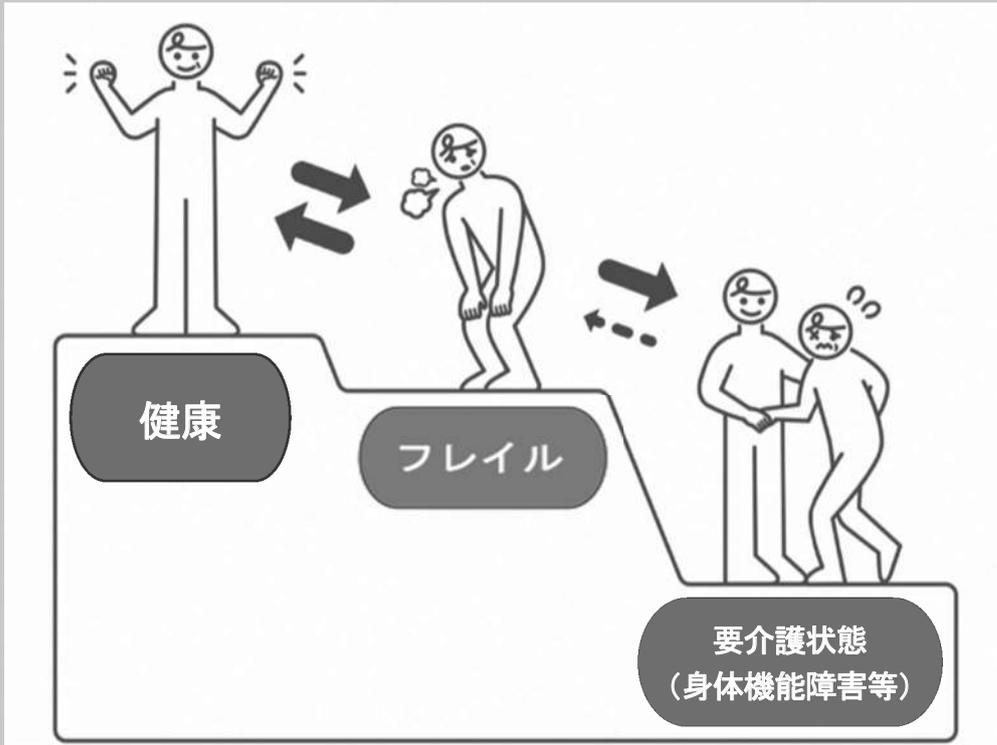
フレイルを予防するためには、日々の食事を通じて良好な栄養状態を保つことが重要です。1日3食、主食・主菜・副菜を組み合わせ、しっかり噛んで食べる、口周りの筋肉を保つ等、日頃から意識して気をつけましょう。

《身体を動かす習慣》

家で過ごす時間が長くなると、筋力が落ちて動けなくなることが心配されます。転倒などを予防するためにも、日頃から身体を動かす習慣を身に付けましょう。

《人とのつながり》

趣味などのサークル活動や地域活動などは、健康寿命を延ばすといわれています。楽しさややりがいを持てる自分に合った活動を見つけましょう。



厚生労働省「食べて元気にフレイル予防」パンフレットより

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

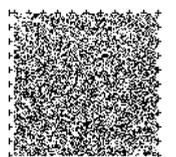
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



<主要施策（2）生きがいづくり>

【現状や課題】

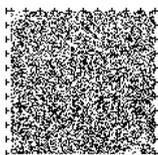
- 「人生100年時代」を迎え、本市においても100歳以上の高齢者が350人を超えるなど100歳まで生きることが珍しくない社会となっており、高齢者から若者まで、すべての市民に活躍の場があり、すべての市民が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。
- 高齢者について、就労をはじめ、地域活動やボランティア活動など、社会参加を促進する体制をつくる必要があります。

【今後の取組方針】

- 誰もが役割を持ち、いきいきと暮らせる社会を実現するため、生涯現役応援センター等の窓口において、高齢者等の就労、地域活動・ボランティア活動などの社会参加に関する情報提供・相談・紹介を行うとともに、シルバー人材センターの充実や老人クラブの育成を図ります。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
40	生涯現役応援センター	高齢者の就労や地域活動等の情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口を設置して社会参加を促進します。 出張相談を積極的に展開し、利用者の増加に努めます。			
	[高齢福祉課]	マッチング件数	人	208人	228人
41	シルバー人材センター	高齢者の就業機会創出のため雇用開拓をさらに進めるとともに、人手不足の介護分野の担い手となるべく介護保険の生活援助型訪問サービスを提供します。			
	[高齢福祉課]	就業延べ人数	人	218,992人	221,879人
42	老人クラブの育成	地域の自主活動団体である老人クラブが介護予防・社会奉仕活動に積極的に取り組めるよう、会員の増強や事務負担軽減について支援します。			
	[高齢福祉課]	単位老人クラブの 会員数	人	12,017人	12,175人
43	いきいきプラザ・いきいきセンター（老人福祉センター）の管理運営	健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施します。			
	[高齢福祉課]	延べ利用者数	人	631,102人	639,420人



第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

<参考> 「施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいくくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
ふれあい・散歩クラブの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をクラブ活動に派遣し、活動内容の充実を図ります。

施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

<主要施策（1）生活支援サービスの拡充>

【現状や課題】

- すべての人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスのさらなる充実が必要です。
- 生活支援サービスの充実には、身近な地域で、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組みを支援する必要があります。

【今後の取組方針】

- 支え合いのまちづくりを推進するため、CSW や生活支援コーディネーター等が、地域支え合い活動、高齢者等のごみ出し支援や外出支援等の住民主体による生活支援サービスの拡充に向けた支援を行うとともに、生活支援サイトの充実を図るなど、情報発信に努めます。
- 地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
44	地域支え合い型訪問支援・ 通所支援事業 【再掲】 No24	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会や地区部会、NPO法人等に対して助成します。			
	[高齢福祉課]	登録団体数	団体	訪問支援6団体 通所支援12団体	訪問支援7団体 通所支援14団体
45	高齢者等ごみ出し支援事業	高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯のごみ出しに係る利便性を図るため、家庭系ごみ収集団体が対象世帯から家庭系ごみを収集し、ごみステーションへ排出した当該団体に対して助成します。			
	[高齢福祉課]	登録団体数	団体	56団体	61団体

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

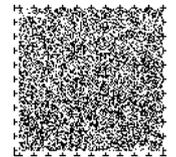
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

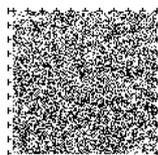
資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 策定にあたって
第2章 現状と経緯
第3章 計画の概要
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用 促進基本計画
第7章 取組事例
第8章 計画の推進
資料編

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
46	高齢者に対する外出支援	社会福祉法人や生活支援コーディネーター、NPO法人等と連携して情報共有を行うことにより、公共交通機関の利用が困難な高齢者が含まれる町内自治会等と、福祉施設や地元スーパーが連携して実施する福祉施設のデイサービス送迎車を活用した、自宅と地元スーパー間の無料送迎サービスを推進します。また、階段昇降が困難な高齢者等の外出支援や、在宅復帰、家族などの介護負担軽減を図るため、階段昇降機を活用した支援を行う訪問介護事業者等に、階段昇降機の導入等に要する経費を助成します。			
	[高齢福祉課]				
47	地域見守り活動支援事業 【再掲】 No51	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域見守り活動や助け合い活動の促進を図ります。			
	[高齢福祉課]				
48	福祉有償運送支援事業	心身に障害があることなどを理由に公共交通機関の利用が困難な高齢者等の移動を支援するため、福祉有償運送を行う者に対して、立ち上げ及び運営に要する費用を助成します。			
	[高齢福祉課]				
49	千葉市の生活支援サイトの充実	地域住民を主体とする生活支援・介護予防サービスについて、生活支援コーディネーターが活動状況を調査し「千葉市生活支援サイト」に公開することにより、市民に周知を図ります。併せて、関係機関に生活支援サイトの周知を図ります。			
	[地域包括ケア推進課]				
50	ファミリー・サポート・センター事業	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中の保護者を助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。			
	[幼保支援課]				



コラム

地域支え合い型訪問支援・通所支援事業(サービスB)

～あなたのまちにも、あなたの支援を待っている人がいます！～

高齢化の進展により、令和7年度には市内で約4,000人の介護人材が不足すると推計されており、専門職によるサービスを必要としない利用者の受け皿として、NPO法人や地域団体等の多様な主体によるサービスは非常に重要なものになっています。

支えられる側はもちろんのこと、支える側の高齢者の介護予防にも繋がり、住民主体サービスをきっかけに、見守り活動やごみ出し支援等の地域の支え合い活動が活発になるなど、住民主体サービスの広がりや超高齢化社会に適応した地域包括ケアシステムの構築には欠かせないものです。

令和3年10月末現在、千葉市では訪問支援5団体・通所支援8団体が登録しています。

買い物や掃除などの生活支援のほか、集会所や公園などの通いの場での体操・趣味活動など、工夫を凝らした多種多様な活動が活発に行われています。

活動内容について詳細は、高齢福祉課にお気軽にお問合せください。



<主要施策（2）地域見守り体制の充実>

【現状や課題】

- 近年、単身世帯の増加や地域社会及び家族からの孤立等により、見守りなどを行う地域コミュニティの再構築が求められています。
- 多様な主体による地域見守り体制の充実を図る必要があります。

【今後の取組方針】

- 一人暮らし高齢者等の見守り体制を強化するため、新たに地域で見守り活動を立ち上げる団体に対し、初期費用を助成するとともに、事業者と連携し、高齢者を見守る体制の充実を図ります。
- 地域における孤独死を防止するため、宅配業者や日常業務で地域を巡回しているライフライン事業者などの民間企業が、異変を発見した場合、区に通報する「孤独死防止通報制度」の協力事業者を増やします。
- 児童生徒の安全確保を図るため、地域住民や保護者による学校セーフティウォッチ事業を実施します。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

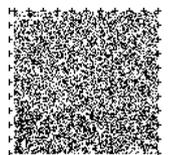
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
51	地域見守り活動支援事業 【再掲】No47	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における見守り活動や助け合い活動を実施するための初期経費を助成することにより、地域見守り活動や助け合い活動の促進を図ります。			
	[高齢福祉課]	初期費用交付団体数	団体	2団体	2団体
52	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	民生委員や町内自治会など地域による見守り活動に加え、民間企業とも連携し高齢者の見守り支援の強化を図ります。			
	[高齢福祉課]				
53	徘徊高齢者SOSネットワーク事業	認知症の方が行方不明となった場合に、警察と市関係機関等によるネットワークを活用するほか、家族等の申し出によりSNS、メールや防災行政無線等を通じて地域住民等と情報共有を図り、早期発見につなげます。			
	[地域包括ケア推進課]				
54	学校セーフティウォッチ	地域住民や保護者が登下校時を中心に「学校セーフティウォッチャー」として見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア活動を推進します。			
	[学事課（教育委員会）]	SW一人当たりの児童生徒数、講習会回数	人、回	【SW一人当たりの児童生徒】 3.10人 【講習会】 2回	【SW一人当たりの児童生徒】 3.06人 【講習会】 2回
55	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会の活動をサポートするとともに、研修内容の充実に努めます。			
	[地域福祉課]				
56	孤独死防止通報制度の運用	連絡会議の開催や事業者向け携行用カードの配布により、既存のライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者（R3年度末時点：33事業者）に対して制度の周知を徹底するとともに、新たな協定締結に向けて各企業に働きかけを行います。			
	[地域福祉課]	新規協定締結件数	件	1件	1件

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

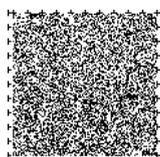
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



<主要施策（3）防犯体制の強化>

【現状や課題】

- 市内で起きている犯罪を種類（罪種）別で整理すると、全体の7割以上が窃盗犯となっており、特に自転車盗の件数が多くなっています
- 犯罪の発生場所別では、「住宅」「駐車場」「駐輪場」「道路上」等での発生件数の割合が高く、地域の身近な場所で、犯罪が多発している傾向があります。
- いわゆる「電話 de 詐欺」や悪質商法による被害を防ぐため、家族はもちろん、地域全体で見守る必要があります。

【今後の取組方針】

- 安全、安心なまちづくりに向け、地域における防犯パトロール隊や防犯ウォーキングの活動等を支援するとともに、警察や事業者と協働し、犯罪発生情報等の防犯情報を提供します。
- 子どもたちの登下校の安全確保を図るため、こども110番のいえを拡大します。
- 悪質商法等を題材にした消費者教育講座を開催します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
57	市民防犯活動の支援	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。			
	[地域安全課]	講座・交流会実施回数 ／アドバイザー派遣数 ／助成件数	回、件、件	【地域安全まちづくり講座】 ・実施回数 1回 【防犯アドバイザーの派遣】 ・派遣回数 6回 【防犯街灯の管理費、設置費、修理費の助成】 ・管理費助成 53,860灯 ・設置費助成 175灯 ・修理費助成 200件 【防犯パトロール隊への物品配付】 ・支援団体 190団体 【防犯パトロール隊交流会の開催】 ・開催回数 1回 【防犯カメラの設置費、工事費の助成】 ・設置台数 40台	【地域安全まちづくり講座】 ・実施回数 1回 【防犯アドバイザーの派遣】 ・派遣回数 6回 【防犯街灯の管理費、設置費、修理費の助成】 ・管理費助成 53,860灯 ・設置費助成 175灯 ・修理費助成 200件 【防犯パトロール隊への物品配付】 ・支援団体 190団体 【防犯パトロール隊交流会の開催】 ・開催回数 1回 【防犯カメラの設置費、工事費の助成】 ・設置台数 40台
58	地域防犯ネットワークの推進 [地域安全課]	市、警察及び事業者が協働して、地域の見守りネットワークを構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪発生情報等の防犯情報をスピーディーに配信する、ちばし安全・安心メールを実施します。			
59	防犯ウォーキングの推進 [各区地域振興課]	市民が日頃のウォーキング等を兼ねて、気軽にパトロールを実施する「防犯ウォーキング」を推進するため、専用の帽子等を貸与します。			

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

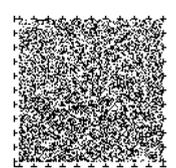
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
60	こども110番のいえ	子どもたちの登下校時等における安全の確保を図るため、各中学校区青少年育成委員会が地域住民・事業者に緊急避難場所として「こども110番のいえ」への登録を依頼し、プレートを掲示してもらい、地域ぐるみで、子どもたちの安全を守っていく場所を確保します。			
	[健全育成課]				
61	くらしの巡回講座・連携事業	地域の見守り活動を行う団体や町内自治会、学校、公民館等からの依頼に応じて、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法に係る講座や、ライフステージに対応した各種消費者教育講座を実施します。			
	[消費生活センター]				

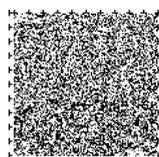
<主要施策（4）災害に備える地域づくり>

【現状や課題】

- 近年、台風や地震など災害が多発しており、自分（家族）の身は自分（家族）守る、との考えのもと、食料や飲料水の備蓄など、日常的な災害に対する備えや、災害時の対応を行っておく「自助」や、災害時に、まず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合う、また、災害時に円滑に助け合いができるように、平常時から地域で助け合いに備える「共助」の重要性がより認識されました。
- 自助・共助による防災対策においては、市民の意識向上及び地域参加・協力が不可欠です。

【今後の取組方針】

- 地域の防災力向上のため、避難所運営委員会の設立育成及び自主防災組織の育成を図るとともに、防災知識の普及啓発を図ります。
- 地域による避難行動要支援者の支援体制の強化を図るため、個別避難計画の作成及び避難行動要支援者名簿の活用を促進します。



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
62	避難所運営委員会の設立育成	災害時に避難所の迅速な開設及び円滑な運営を行うため、地域の町内自治会等が主体となる避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成し運営体制の構築を図ります。			
	[防災対策課]	活動支援団体数	団体	176団体	185団体
63	自主防災組織の育成	町内自治会等が自主防災組織を設置する際の機材供与や、自主防災組織が実施する防災訓練、機材購入・賃借の際に助成します。			
	[防災対策課]	新規結成数	団体	10団体	16団体
64	防災アドバイザー派遣	結成して間もない自主防災組織等に防災アドバイザー（防災ライセンススキルアップ講座修了者）を派遣し、災害発生時の対応や平時の活動内容（防災訓練等）における指導・助言をすることで、活発な活動を推進します。			
	[防災対策課]	防災アドバイザー派遣人数	人	20人	20人
65	防災知識の普及啓発	出前講座や広報紙による防災情報の発信や、防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座及び防災リーダー研修会の開催により、防災知識の普及・啓発に努めます。			
	[防災対策課]	防災ライセンス及びスキルアップ講座受講人数	人	160人	160人
66	避難行動要支援者の支援体制	避難行動要支援者の状況などを把握している福祉事業者と連携し、要支援者一人ひとりに合わせた避難行動等を定める「個別避難計画」を作成します。令和4年度から概ね3年程度で、ハザードマップ上のリスクや心身の状況から、優先して計画を作成する要支援者を選定するとともに、優先順位が高い方から順次計画を作成します。 また、地域による安否確認や避難支援等に活用するため、市が保有する要支援者名簿情報を、平常時に協定を締結した町内自治会等に提供し、支援体制の構築を推進します。			
	[防災対策課]	計画作成数	件	134件	334件
67	災害時におけるボランティア体制の整備	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協が設置する災害ボランティアセンターの運営について、設置場所や資機材の確保等、支援体制の整備を行います。			
	[地域福祉課]				
68	交通安全総点検	安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。			
	[各区地域振興課]				

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

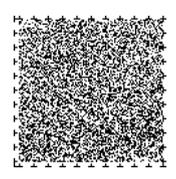
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



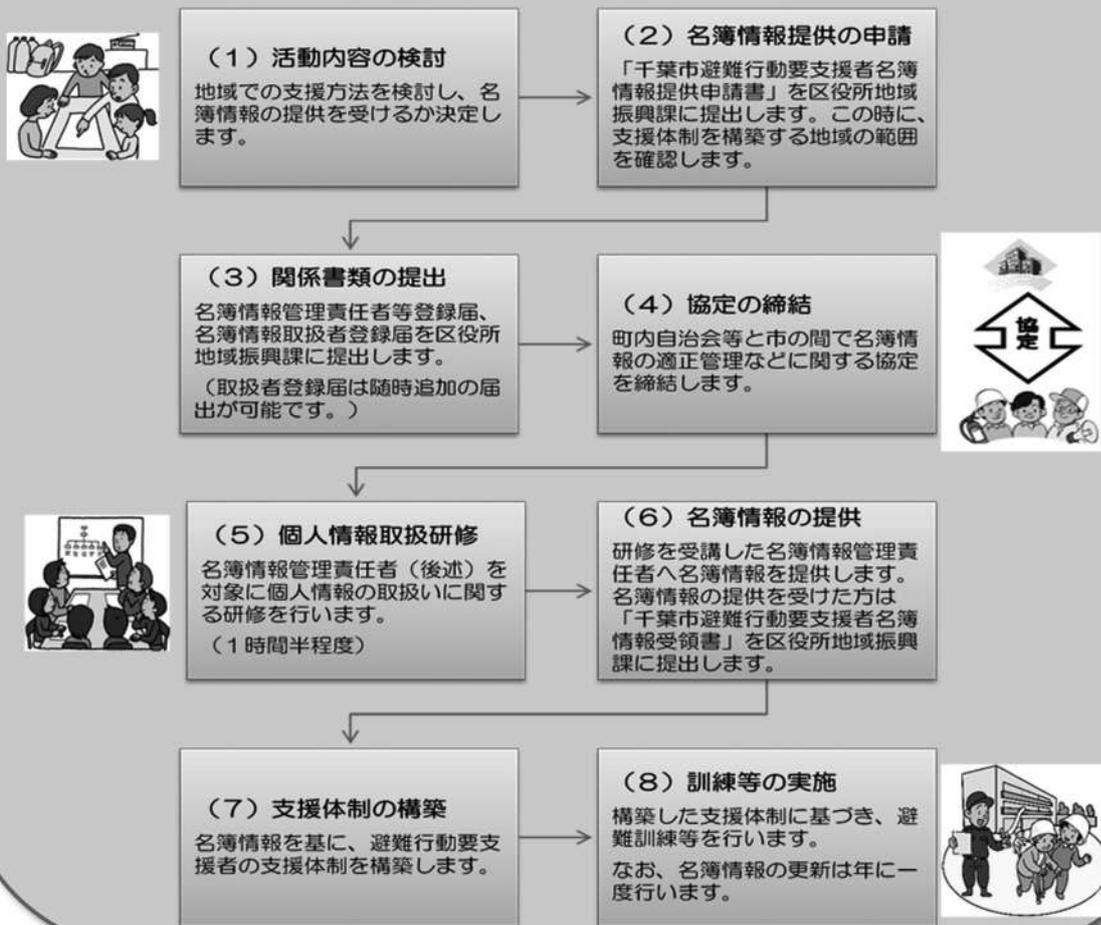
<参考> 「施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域支えあい活動の促進	地区部会エリアで支えあい活動が拡充するよう、ノウハウの提供や各種助成金制度を活用し支援します。
見守り活動の促進	地区部会エリアで見守り活動が拡充するよう、ノウハウの提供や助成を通じ支援します。
ふれあい食事サービス事業への支援	助成等を通じ、実施地区部会を支援します。また、開催方法の工夫などについて情報提供していきます。
災害時の体制整備の強化	災害時に本会職員と協働で運営できるスタッフを養成し、本会職員と運営ボランティアによる災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。また、災害資機材の整備を行います。

コラム

避難行動要支援者名簿情報の申請・提供の流れ

名簿情報の申請・提供の流れ



第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

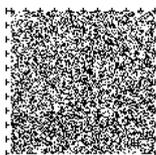
第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編



施策の方向5 福祉教育・啓発

<主要施策（1）福祉教育の推進>

【現状や課題】

○ 地域福祉を推進していくためには、義務教育段階から福祉に対する理解や関心を深め、様々な学習や体験を通して共に支えあう福祉の心を育むことが必要です。

【今後の取組方針】

- 市社会福祉協議会や学校と連携し、福祉教育を推進します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、障害及び障害者への更なる理解促進のため、小学生等への福祉講話を実施します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
69	福祉教育の推進	市社協が行う福祉教育推進のための各種事業を支援します。			
	[地域福祉課]	①福祉体験用具貸出、 職員派遣等件数 ②広報紙・福祉冊子の 発行、配付	①件 ②-	①50件 ②実施	①55件 ②実施
70	学校における総合的な学習の時間 を通しての福祉教育 [教育指導課（教育委員会）]	総合的な学習の時間等における福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者と互いに支え合いながら地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、自他を認め合い、尊重し合う資質や能力、態度の育成に努めます。			
71	福祉講話の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、市内の小学校等において、障害者本人や家族等が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、車いす・点字・手話などの体験学習を通じて障害者と交流を深めることにより、障害及び障害者への理解を促進します。			
	[障害者自立支援課]	実施回数	回	40回	40回
72	青少年育成事業	青少年健全育成活動を行う団体が実施する青少年の健全育成事業及び広く市民に周知する参加型の事業などについて、経費の一部を助成します。			
	[健全育成課]	補助金交付団体数	団体	6団体	6団体

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

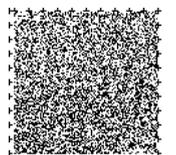
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



<主要施策（2）啓発活動の推進>

【現状や課題】

- 令和2年度に実施した地域福祉活動に関するWEBアンケートにおける「お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。」との質問に対し、約48%の方が「わからない」と回答しており、地域福祉、地域福祉活動の認知度に課題があります。
- 地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が福祉に対する理解や関心を深め、地域福祉活動につながるよう、様々な学習や体験を通して共に支えあう福祉の心を育むことが必要です。

【今後の取組方針】

- 様々な地域福祉に関する事柄について、より効果的な周知手法や工夫を検討し、普及・啓発を図っていきます。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
73	認知症への理解の促進	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の方や家族を見守り支援する認知症サポーターを引き続き養成する他、認知症の方が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する機会を推進します。また、世界アルツハイマーデー及び月間の機会を捉えて、認知症の普及・啓発イベントを開催します。			
	[地域包括ケア推進課]				
74	認知症介護研修	認知症の方を介護するご家族等を対象に研修会を開催し、介護の知識や技術を習得するとともに、介護者同士の交流を図ります。			
	[地域包括ケア推進課]				
75	障害者差別解消の推進	平成28(2016)年4月の障害者差別解消法施行にあわせて開設した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。			
	[障害者自立支援課]				
76	障害者への情報保障	地域福祉活動団体が講演会などを企画する際、聴覚障害者への筆談や手話、視覚障害者への読み上げや拡大文字の使用など、可能な限り障害者本人の希望に沿った対応を行う「合理的配慮」について情報提供します。			
	[障害者自立支援課]				
77	障害者週間における啓発活動	障害者週間（12月）にあわせて障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ります。 また、同大会において障害者への理解促進をテーマにした作文及びポスターの最優秀賞受賞者を表彰します。			
	[障害者自立支援課]				
78	身体障害者連合会への支援	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。			
	[障害者自立支援課]				

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

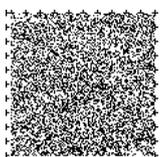
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
79	児童福祉週間における啓発活動	児童福祉週間（5月）等における啓発活動を通して、地域とともに、子どもの福祉についての関心と理解を深めます。			
	[こども家庭支援課]				
80	青少年育成委員会への支援	青少年健全育成を目的とし、地域の危険箇所の点検、こども110番のいえ事業、レクリエーションやスポーツ活動、研修会、環境浄化活動や補導活動、あいさつ運動等の事業を行う中学校区青少年育成委員会に対して、補助金を交付します。			
	[健全育成課]				
81	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベースを活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。			
	[地域福祉課][高齢福祉課] [市民自治推進課][国際交流課] [生涯学習振興課（教育委員会）]				
82	ボランティアに関する情報の発信	ボランティアデータベースを活用した情報発信およびボランティア関係機関である、千葉市国際交流協会、千葉市ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市民活動支援センター等においてボランティア情報を発信します。			
	[地域福祉課][市民自治推進課] [国際交流課] [生涯学習振興課（教育委員会）]				
83	ボランティア活動の促進 【再掲】No17	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉市ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。			
	[地域福祉課]				
84	地域福祉に関する情報提供	各区支え合いのまち推進協議会における事例紹介や各区支え合いのまち推進協議会が発行する推進協だより、また、多様な媒体を活用した本計画の周知により、地域福祉に関する情報を提供します。			
	[地域福祉課]				
85	市政出前講座	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による活動に寄与するため、地域に出向いて市の施策や制度・事業などを説明します。			
	[広報広聴課]				
86	交通安全対策	交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。			
	[地域安全課]				
87	人権週間等における人権啓発活動	人権週間（12月）等における啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。			
	[男女共同参画課]				

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

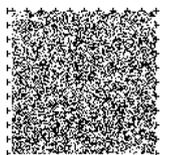
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



<参考> 「施策の方向5 福祉教育・啓発」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア ボランティアの相談・登録を行い、ボランティア情報紙等を発行して、ボランティア情報を提供します。また、新たにボランティア活動に参加する人やすでに登録しているボランティアに対し、多種多様なボランティア講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。 ● 市民後見人 25歳から70歳までの住民に対し、基礎編、応用・実務編として2か年度に渡り、成年後見人等に必要な知識等を習得する養成研修を実施します。
成年後見制度の普及・啓発	ホームページによる情報提供、パンフレットの作成、講習会の開催及び講師の派遣を実施します。
福祉教育の推進	<p>学校や地域等に福祉体験用具の貸出、本会職員による出前講座等を行います。</p> <p>また、学校における福祉教育が円滑に行われるよう、学校教員や小・中学校の児童・生徒に対し情報紙や冊子を配付するとともに、教員向け福祉教育講座を開催します。</p> <p>なお、毎年、市立小・中学校6校を3年間、ボランティア活動推進協力校として指定し、企画・提案や助成金を通じて、学校が行う福祉教育を支援します。</p>

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

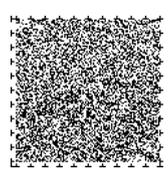
第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



取組方針Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する

【現状や課題】

- 8050世帯、ダブルケアやゴミ屋敷など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備が必要です。

【今後の取組方針】

- 国が示している重層的支援体制整備事業の活用も含め、本市に適した包括的な相談支援体制のあり方を検討します。
- ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築するため、CSWの増員等コミュニティソーシャルワーク機能の強化、地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充や身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援などを行います。

施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

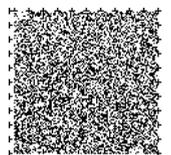
<主要施策（1）包括的な相談支援体制の構築>

【現状や課題】

- 制度の狭間に陥った世帯や、複雑化・複合化する課題を抱えた世帯が顕在化しており、属性を問わない包括的な相談支援体制のあり方等について、検討を進める必要があります。
- 既存の相談支援機関同士の連携を促進する必要があります。

【今後の取組方針】

- 国が示している重層的支援体制整備事業の活用も含め、本市に適した包括的な相談支援体制のあり方を検討します。
- 様々な相談支援機関のネットワーク化を促進するため、相談支援機関向けコンシェルジュを配置します。
- 個別課題や地域生活課題の解決及びネットワーク化を図るため、地域ケア会議の充実を図ります。
- 生活に困窮された方の支援を行うため、生活自立・仕事相談センターの充実を図ります。
- 支援が必要な家庭の早期発見から虐待の未然防止、再発防止に至るまでの切れ目のない支援を行うため、地域に根差した身近な相談窓口として、庁内外の関係機関と連携しながら支援を実施する子ども家庭総合支援拠点を設置します。



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
88	重層的・包括的相談支援体制の構築 【再掲】No98,141 [地域福祉課]	置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け付け、適切な支援に早期に繋げるため、民間事業者のノウハウを活用し、本市に適した相談支援体制のあり方を検討します。			
	相談支援機関向けコンシェルジュ [地域福祉課]	相談支援機関を対象に、分野や世代をまたぐような、複合的・複雑化した生活課題を抱える個人・世帯の増加に対応するため、単独の相談支援機関だけでは解決困難な案件について、相談支援機関からの連絡により、複数の相談支援機関間のコーディネートや、団体等とのコーディネートを行います。			
90	あんしんケアセンターの充実 [地域包括ケア推進課]	高齢者等が身近な場所で相談できる体制を充実するため、高齢者人口に応じ、あんしんケアセンターの出張所の増設及び包括3職種（主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等）の増員を行います。（R3年度末時点：28センター2出張所、146人）			
		センター設置数 包括3職種人数	か所 人	28センター4出張所 149人	28センター4出張所 154人
91	地域ケア会議の充実 【再掲】No130 [地域包括ケア推進課]	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。			
		地域ケア会議 開催回数	回	200回	250回
92	生活自立・仕事相談センターの充実 【再掲】No114 [保護課]	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。			
		新規相談件数	件	3,500件	4,000件
93	子ども家庭総合支援拠点事業 [こども家庭支援課]	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。			
		設置数	箇所	1箇所	3箇所

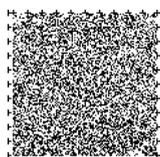
<主要施策（2）コミュニティソーシャルワーク機能の強化>

【現状や課題】

- 制度・分野ごとの相談支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯や支援を必要としていても自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立している世帯などを確実に支援に繋げる必要があります。

【今後の取組方針】

- アウトリーチ等を通じた個別支援の実施や、住民等が主体となって地域生活課題を把握し、解決を試みる体制づくりへの支援に取り組んでいる CSW 等の増員及び育成を図り、包括的な支援体制の構築を推進します。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
94	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,96,128,140	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

<主要施策（3）地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充>

【現状や課題】

- 地域の居場所（通いの場）の参加者の中には、何らかの支援を必要としているにもかかわらず、支援制度につながる事が難しい方もいます。

【今後の取組方針】

- 地域の居場所（通いの場）の参加者が気軽に相談できる体制づくりを促進するため、CSWや生活コーディネーター等が、専門職の参画調整等、運営の支援を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
95	生活支援体制の充実 【再掲】 No1,127,139	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。			
	[地域包括ケア推進課]	第2層生活支援 コーディネーター 配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域
96	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,94,128,140	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

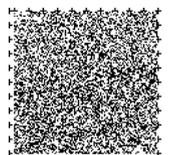
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後援制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
97	地域リハビリテーション活動支援事業	あんしんケアセンターや千葉地域リハビリテーション広域支援センターとの連携により、リハビリテーション専門職による住民主体の通いの場への技術的助言、立ち上げ支援等を行います。			
	[健康推進課]	事業利用者の満足度	%	70%	70%

<主要施策（4）身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援>

【現状や課題】

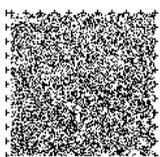
- 高齢者や子育て世帯などの地域住民が抱える悩みを、身近な地域の居場所（通いの場）において、気軽に相談できる体制づくりが必要です。

【今後の取組方針】

- 「家に閉じこもりがちになってしまいがちな人」「子育てに困っている人」が人と出会い、ちょっとしたことが気軽に相談でき、笑顔になれる、元気になれる居場所における相談体制づくりへの支援を行います。

《主な取組事業》

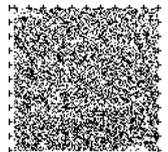
No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
98	重層的・包括的相談支援体制の構築 【再掲】 No88,141	置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け付け、適切な支援に早期に繋げるため、民間事業者のノウハウを活用し、本市に適した相談支援体制のあり方を検討する。			
	[地域福祉課]				
99	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	公民館に気軽に相談できる子育てサポーターを配置し、子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、月2～3回程度「子育てママのおしゃべりタイム」を実施しています。 希望があれば、子育てサークル等の相談にも応じています。 また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。 ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者。			
	[生涯学習振興課（教育委員会）]	開催件数・参加者数/ サポーター登録者数	回、人	開催回数 140回・ 参加者数 1,500人/ サポーター登録者数 42人	開催回数 140回・ 参加者数 1,500人/ サポーター登録者数 42人



<参考> 「施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域生活課題の解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー 困難を抱えた方からの相談や地域に出向いた際に得た地域生活課題に対し、ニーズに応じた支えあいの仕組みづくりを行います。 ● 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら支援します。 ● 生活困窮者の自立支援 千葉市貧困対策アクションプランを踏まえ、包括的な相談支援として、個人に対してワンストップ型の相談窓口により情報・サービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し生活困窮者支援を行います。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを行います。 ● 権利擁護支援 日常生活自立支援事業の実施及び、本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図ります。 ● 生活支援コーディネーター 日常生活圏域で活動する第2層コーディネーターの総合調整、活動支援及び定例会を開催します。地域づくり推進を目的とした中心的な団体等との連携促進・ネットワーク構築及びシンポジウムや交流会等を開催します。多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携協働を推進するための区域協議体を開催します。
コミュニティソーシャルワーク機能の強化	コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、生活自立・仕事相談センターや成年後見支援センターなど関連部署が連携して、支援の届かない制度の狭間にいる人たちに寄り添いながら困りごとの解決に向けた支援を行います。
ふれあい・子育てサロンの促進	助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、参加者が抱える相談に対応するなど活動内容の充実を図ります。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



- 第1章 策定にあたって
- 第2章 現状と経緯
- 第3章 計画の概要
- 第4章 地域の取組み
- 第5章 市の取組み
- 第6章 成年後見制度利用促進基本計画
- 第7章 取組事例
- 第8章 計画の推進
- 資料編

施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

<主要施策（1）生活のしづらさを抱えている方々への対応>

【現状や課題】

- ひきこもり、精神障害者、依存症者や性的少数者など、生きづらさを抱えている方々が顕在化しています。

【今後の取組方針】

- 多様性を理解し尊重することができる地域共生社会の実現を目指し、相談体制の充実や様々な支援に加え、正しい理解の促進を図ります。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
100	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	ひきこもりに関する正しい知識と理解の促進を図る研修を実施します。また、希望者には研修修了後、サポーター名簿へ登録するとともに、地域への派遣を行います。			
	[精神保健福祉課]	登録者数/派遣人数	人	55人/48人	65人/48人
101	ひきこもり地域支援センターの充実	ひきこもり状態にある方およびその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談・支援を行います。			
	[精神保健福祉課]	新規相談件数/ 相談延べ件数	件	200件/1,600件	200件/1,700件
102	精神障害者家族会への支援	本市に住所を有する精神障害児・者又はその保護者及び関係者で組織された精神障害者家族会が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し、補助金を交付することにより、家族会の運営を支援するとともに、精神障害への正しい理解の促進を図ります。			
	[精神保健福祉課]				
103	依存症者を支援する民間団体への助成	千葉市内を活動拠点として、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に関する問題に取り組む自助グループ等の民間団体を対象に、活動費用の一部を補助します。			
	[精神保健福祉課]	依存症に関する問題に取り組む民間団体へ補助する団体数	団体	3団体	3団体
104	依存症者等への支援推進	依存症当事者及びその家族への相談や支援を行います。			
	[こころの健康センター]	アルコールミーティング、依存症治療・回復プログラム、ギャンブル等依存症相談延べ来所者数	人	200人	200人
105	障害者福祉団体への支援	本市に住所を有する障害児・者又はその保護者及び関係者で組織された障害者福祉団体（精神障害者家族会を除く）が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し補助金を交付することにより、障害者の福祉の向上や地域社会への参加を促進します。			
	[障害者自立支援課]				

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

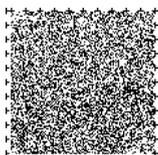
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
106	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。			
	[障害福祉サービス課]	利用者数	人/月	586人	909人
107	重度訪問介護利用者の大学就学支援	重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を促進します。			
	[障害福祉サービス課]	支給決定者数 (実人数)	人	1人	1人
108	コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度	外国人市民の円滑な意思疎通や情報伝達を支援するため、新たな通訳・翻訳ボランティア体制を構築し運用します。			
	国際交流課	サポーター支援件数	件	100件	400件
109	千葉県外国人総合相談窓口	外国人市民の安心安全な暮らしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への紹介等を実施します。			
	国際交流課	外国人生活相談件数	件	1,351件	1,376件
110	女性のためのつながりサポート	新型コロナウイルスの影響が長期化する中、経済困窮や人間関係、孤独・孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、NPOの見聞やノウハウを活用し、相談機会の提供や居場所づくりなど、女性に寄り添ったきめ細かな支援を行います。			
	男女共同参画課				
111	LGBT専門相談の実施	日常生活においてLGBT当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、LGBT専門の相談を実施します。			
	[男女共同参画課]				

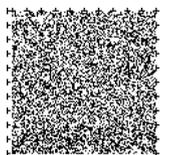
<主要施策（2）自殺対策>

【現状や課題】

- 令和2年は、全国で21,081人、千葉市で142人、令和3年は、全国で21,007人、千葉市で144の方が自殺で亡くなっています。（厚生労働省 地域における自殺の基礎資料）
- 自殺は、本人にとっての悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみなどをもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。
- 多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、さまざまな悩みなどにより、心理的に追い込まれた末の死といわれています。

【今後の取組方針】

- 自殺の原因となる失業、多重債務、長時間労働などの問題に関する相談や支援により、自殺を防ぎ、予防する取組みを推進するとともに、ゲートキーパーの養成や地域住民等への啓発活動を行います。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
112	ゲートキーパーの養成	悩みを抱える方の「孤立・孤独」を防ぎ自殺を予防するため、悩みを抱える方のサインに気付き、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成します。			
	[こころの健康センター]	ゲートキーパー 養成者数	人	57人	65人
113	自殺予防に向けた意識啓発	悩みを抱える方に気づき、声をかけ、話を聴いて、相談窓口につながるよう、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、集中的に広報を行います。			
	[精神保健福祉課]				

コラム

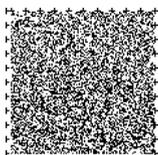
ゲートキーパー ～大切ないのち、みんなで守ろう～

自殺はさまざまな悩みにより追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題です。

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守る、そんな命を支える人を「ゲートキーパー」といいます。ゲートキーパーに特別な資格は必要ありません。

あなたの身近にいる人が、悩みや問題を抱えている様子なら、まずはやさしく声をかけてみてください。ほんの少しの勇気と行動が、みんなの大切な命を守ります。

命を守るためにゲートキーパーができること



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

<主要施策（3）生活困窮者自立支援の促進>

【現状や課題】

- 生活自立・仕事相談センターは、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却に向けて「包括的」かつ「継続的」な相談支援を実施し、自立を促進することを目的とする生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口で、2021年度末現在、美浜区を除く5区に設置されています。
- 延べ相談件数は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経済的困窮に陥る世帯が増加した影響等により、令和元年度の22,807件から令和2年度は24,961件となりました。

【今後の取組方針】

- 生活自立・仕事相談センターでは、就労や家計管理等に関する生活問題への相談・助言にとどまらず、相談者個々の状態に応じた支援プランを作成し、生活立て直しに向けた支援を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
114	生活自立・仕事相談センターの充実 【再掲】 No92	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。			
	[保護課]	新規相談件数	件	3,500件	4,000件

<主要施策（4）子どもの貧困への対応>

【現状や課題】

- 本市においても、経済的に困難な状況にある生活保護世帯や児童扶養手当、就学援助を利用している世帯の児童や社会的養護の対象児童など、支援を要する18歳以下の子どもは約13,000人^{*}、約13人に1人となっており、また、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

※千葉県こども未来応援プランー子どもの貧困対策推進計画ー（平成29年度～令和3年度）

【今後の取組方針】

- 困難な状況に置かれている子どもや家庭に寄り添い、支援を行うため、子どもナビゲーターを配置します。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

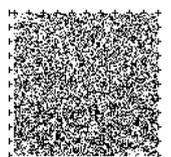
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
115	子どもの貧困対策総合コーディネート事業 (子どもナビゲーター)	複合的な課題を抱え、生活困窮等の状況にある子どもや家庭に寄り添い、生活・学習習慣の改善を直接働きかけるとともに、子どもや家庭に関わる様々な支援員・支援機関と連携し、適切な支援先につなげていくコーディネーターを配置します。			
	[こども家庭支援課]	延べ支援児童数	人	175人	215人

<主要施策（5）住宅確保要配慮者に対する支援>

【現状や課題】

- 平成29年10月に、賃貸人が、住宅確保要配慮者（高齢者世帯、子育て世帯、被災者、日本の国籍を持たない方、障がい者、低額所得者など）の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の制度が始まりました。

【今後の取組方針】

- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、家賃債務保証料等の助成などを行うとともに、居住支援協議会にて支援施策を検討します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
116	住宅確保要配慮者への円滑入居支援	高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料等の助成などを行います。			
	[住宅政策課]	助成件数	件	11件	11件
117	居住支援協議会 [住宅政策課] [高齢福祉課] [地域包括ケア推進課]	市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する支援施策を検討し、居住の安定確保を図ります。			

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

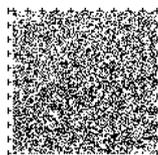
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



コラム

新たな住宅セーフティネット制度

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29年に設立された制度です。

1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

セーフティネット住宅として登録していただくと、専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」に掲載され、賃貸住宅を探している方に広く周知されます。

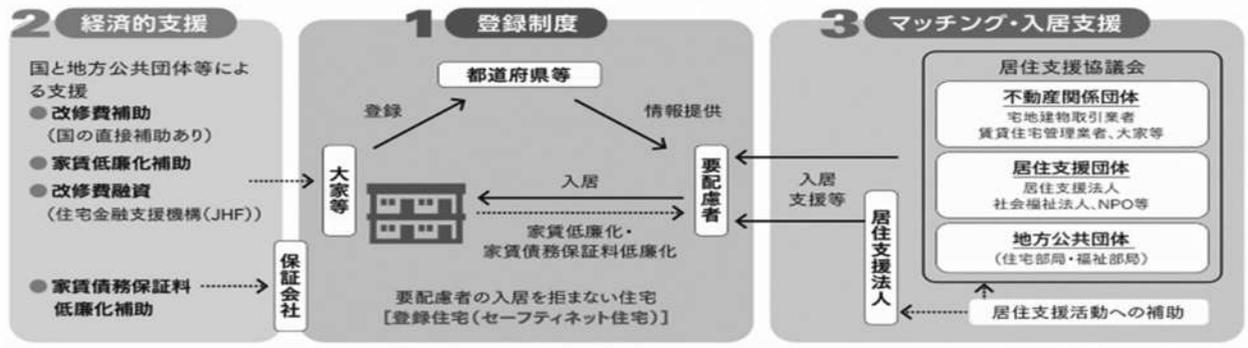
2 登録住宅の改修・入居への経済的支援

専用住宅に住宅確保要配慮者が入居する場合、入居者の負担を軽減するため、家賃債務保証料等を低廉化するために必要な経費の一部を補助します。また、専用住宅を改修する場合は、国からの補助が出る場合があります。

3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

地方公共団体、不動産関係団体等が連携して設立した居住支援協議会において、住宅確保要配慮者、大家等の双方に住宅情報の提供等の支援を行います。

新たな住宅セーフティネット制度の3つの柱



- 1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- 2 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- 3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

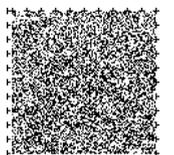
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



<主要施策（6）再犯防止の推進>

【現状や課題】

- 全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあり、刑法犯により検挙された再犯者は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人数も減少し続けていることから、再犯者の割合は増加しています。
- 再犯の防止には、福祉サービスの利用支援、就労や居住支援などを含めた包括的な寄り添い支援が必要です。

【今後の取組方針】

- 再犯防止の推進を図るため、新たに本市の再犯防止推進計画を策定します。
- 国等の関係機関や民間の団体等と緊密に連携・協力するとともに、保護司の活動を支援します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
118	(仮称) 千葉市再犯防止推進計画の策定 [地域福祉課]	「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定します。			
119	保護司の活動支援 [地域福祉課]	保護司会連絡協議会への補助金、千葉県更生保護助成協会への負担金を交付し、活動を支援します。また、保護司の活動促進のため、開設されている更生保護サポートセンターについて、引き続き開設場所の提供を行います。			

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

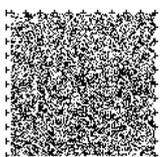
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



<参考> 「施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域生活課題の解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー 困難を抱えた方からの相談や地域に出向いた際に得た地域生活課題に対し、ニーズに応じた支えあいの仕組みづくりを行います。 ● 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら支援します。 ● 生活困窮者の自立支援 千葉市貧困対策アクションプランを踏まえ、包括的な相談支援として、個人に対してワンストップ型の相談窓口により情報・サービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し生活困窮者支援を行います。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを行います。 ● 権利擁護支援 日常生活自立支援事業の実施及び、本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図ります。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

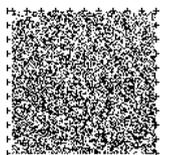
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



施策の方向3 虐待防止・権利擁護

<主要施策（1）虐待防止>

【現状や課題】

- 高齢者虐待については、虐待防止連絡会を開催し、あんしんケアセンター、民生委員、在宅サービス事業者、弁護士、警察などとの連携の強化を図っています。
- 障害者虐待については、被虐待者への対応と同時に、家族や事業所等への支援も行い、再発防止に努めています。
- 児童虐待については、相談対応件数が増加しており、一時保護児童数も増加傾向にあります。このため、児童相談所の機能を強化させるとともに、一時保護体制の充実を図ることが喫緊の課題となっています。
- 様々な機関が、それぞれの専門性を高め、連携を図るとともに、社会全体で虐待の防止に取り組む必要があります。

【今後の取組方針】

- 高齢者、障害者や児童への虐待及びDVを防止するため、また、早期発見、早期対応ができるよう、関係機関の連携強化を図るとともに、発生防止に向けた啓発活動等を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
120	高齢者虐待の予防と早期発見・適切な対応	<p>市民へ高齢者虐待防止のパンフレットによる啓発と相談窓口の周知を行うとともに、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関（者）との連携の強化、高齢者虐待防止連絡会の開催等により、地域における高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けてネットワークの強化を図ります。</p> <p>また、個別ケース会議や事例検討会等の研修会を開催し、相談を担当する職員の対応力向上を図るとともに、関係者間で対応方針や方向性を共有し対応する等、相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>さらに、緊急を要する高齢者虐待の発生時には、必要に応じて警察等と連携し対応する他、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の居室を確保します。</p> <p>そのほか、介護施設等における虐待防止体制を推進するため、新任職員や指導的立場にある職員を対象に研修を行い資質の向上を図るとともに、施設等に対し、虐待防止及び身体拘束に関する指導・監督を引き続き行います。</p>			
	[地域包括ケア推進課]	高齢者虐待防止 連絡会開催回数	回	1回	1回

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

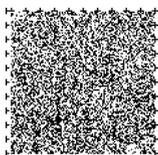
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
121	障害者虐待の防止	各保健福祉センターに障害者虐待防止センターを設置し、通報に対応するとともに、一時的に保護する居室を確保するなど障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止します。更に、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者の支援を行います。 また、障害者虐待の防止に係る講演会などの啓発活動を実施します。			
	[障害者自立支援課]				
122	児童虐待・DVへの対応	民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。 また、児童虐待及びDVの予防、早期発見、早期対応のため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会の機能をより強化し、関係機関と円滑に連携を図ります。			
	[こども家庭支援課] [児童相談所]				
123	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発活動	児童虐待防止推進月間（11月）及び女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）における啓発活動を通じて、児童虐待及びDV問題についての関心と理解を深め、児童虐待及びDVのない地域づくりのための取組を行います。			
	[こども家庭支援課] [男女共同参画課]				

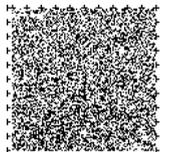
<主要施策（2）権利擁護>

【現状や課題】

- 高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加や精神障害者等の増加により、日常生活自立支援事業の需要はますます高まっています。支援を必要としている方に制度の仕組みを理解していただけるよう周知・啓発を図るとともに、事業を実施する市社会福祉協議会の支援体制を強化するなど、本事業の更なる充実が必要です。
- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

【今後の取組方針】

- 高齢や障害等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々でも、福祉サービスを利用する手続きや日常的な金銭管理を代行して、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れるよう、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。
- 認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して生活ができるよう、市社会福祉協議会が実施する法人後見事業を支援します。
- 子どもの権利を保護するため、未成年後見制度の利用を促進します。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

「第6章 成年後見制度利用促進基本計画」(P139～P153) に主な取組事業を記載

(第6章記載以外の主な取組事業)

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
124	日常生活自立支援事業への支援	高齢や障害のために日常生活に支障が出ている方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、市社協が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の実施を支援します。			
	[地域福祉課]	日常生活自立支援事業利用者数	人	・利用者数380人 (うち新規101人)	・利用者数410人 (うち新規100人)
125	法人後見事業への支援	権利擁護支援を必要とする市民への対応を図るため、市民との協働で市社協が法人として成年後見等の業務を受任する「法人後見事業」の実施を支援します。			
	[地域福祉課]	法人後見事業受任件数	件	・受任件数40件 (うち新規2件)	・受任件数40件 (うち新規2件)
126	未成年後見制度の利用促進	子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。			
	[こども家庭支援課] [児童相談所]				

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

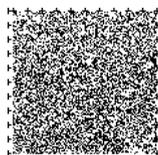
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

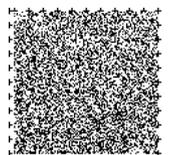
資料編



<参考> 「施策の方向3 虐待防止・権利擁護」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
地域生活課題の解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー 困難を抱えた方からの相談や地域に出向いた際に得た地域生活課題に対し、ニーズに応じた支えあいの仕組みづくりを行います。 ● 生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら支援します。 ● 生活困窮者の自立支援 千葉市貧困対策アクションプランを踏まえ、包括的な相談支援として、個人に対してワンストップ型の相談窓口により情報・サービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し生活困窮者支援を行います。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを行います。 ● 権利擁護支援 日常生活自立支援事業の実施及び、本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図ります。
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア ボランティアの相談・登録を行い、ボランティア情報紙等を発行して、ボランティア情報を提供します。また、新たにボランティア活動に参加する人やすでに登録しているボランティアに対し、多種多様なボランティア講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。 ● 市民後見人 25歳から70歳までの住民に対し、基礎編、応用・実務編として2か年度に渡り、成年後見人等に必要な知識等を習得する養成研修を実施します。
権利擁護のネットワークづくり	行政、司法・福祉・医療の専門家、住民等による協議会を設置し、権利擁護を必要とする方が早期に発見され適切な支援が受けられるよう仕組みを構築します。
成年後見制度の普及・啓発	ホームページによる情報提供、パンフレットの作成、講習会の開催及び講師の派遣を実施します。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

取組方針Ⅲ 社会資源の創出を促進する

【現状や課題】

- 少子高齢化の進展等により、様々な地域生活課題が顕在化する中、地域福祉活動を支える担い手の高齢化や不足もあり、多くの地域で、新たな活動が生まれづらい状況があります。
- 従前の地域福祉活動の担い手の枠にとらわれず、幅広い視点で、社会資源を創出するため、多様な主体との連携をより一層支援していく必要があります。

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人、企業、学校、NPO法人等と地域を結びつけ、関係者間の情報共有やサービス提供団体のネットワークの構築を推進し、社会資源の創出を促進します。

施策の方向1 多様な主体との連携

<主要施策（1）社会福祉法人の公益的な取組みの促進>

【現状や課題】

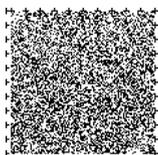
- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人と地域を結びつけ、買物支援バスの運行や、地域交流スペースを利用した高齢者向けの食事会の開催等、社会福祉法人の公益的な取組を支援しています。
- 一方、社会福祉法人の公益的な取組について、「具体的に何を取り組んでいいのかわからない。」「地域にどんなニーズがあるのかわからない。」といった声も聞かれます。

【今後の取組方針】

- CSW や生活支援コーディネーター等が、社会福祉法人の地域における公益的な取組みを支援します。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
127	生活支援体制の充実 【再掲】 No1,95,139	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。なお、サービスの創出・担い手の確保において、社会福祉法人は重要な主体であり、公益的な取組みを促進する観点からも、引き続き連携を図ります。			
	[地域包括ケア推進課]	第2層生活支援コーディネーター配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
128	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,94,96,140	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。また、コミュニティソーシャルワーカーが、公益的な取組に関する相談や地域との調整等により、社会福祉法人を支援します。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				
129	社会福祉法人の公益的な取組みの促進	地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人の地域における公益的な取組みを支援する市社会福祉協議会と連携し、取組事例の広報を行います。			
	[地域福祉課]				

＜主要施策（2）企業、学校、NPO など多様な主体との連携の促進＞

【現状や課題】

- 地域団体においては、担い手の不足や高齢化が進んでおり、地域生活課題を解決するためには、従前にも増して、社会福祉法人をはじめ、企業、学校、NPO法人や専門職団体など、多様な主体と、幅広い視点で連携を検討していく必要があります。

【今後の取組方針】

- あんしんケアセンターや行政が開催する地域ケア会議や、生活支援コーディネーターの活動を通じて、把握された地域生活課題について、地域の多様な主体と共有・連携を図りながら、地域の解決に向けた検討を行います。
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、市医師会などの関係機関との連携を推進するために設置された「在宅医療・介護連携支援センター」が、在宅医療・介護専門職への相談支援や多職種研修の開催支援などを通じて、多職種の連携強化を図るとともに、在宅医療介護の地域生活課題を把握し、PDCAサイクルに基づく課題解決を図るため、多職種連携の様々な取組みを行います。
- 地域コミュニティの活性化やまちづくりを推進するため、企業、NPO法人、学校、保育園やこども園など多様な主体との連携を促進します。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

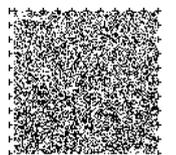
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

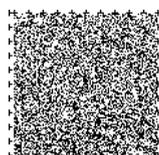
資料編



第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
130	地域ケア会議の充実 【再掲】No91	個別事例の検討、自立支援の強化、地域生活課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域生活課題解決に向けた取り組みを推進していきます。			
	[地域包括ケア推進課]	地域ケア会議 開催回数	回	200回	250回
131	在宅医療・介護連携支援センター の運営	現在の在宅医療・介護連携支援センターについて、市内の病院やあんしんケアセンターなどの関係機関と効率的な連携推進を図るため、相談体制の拡充を含め検討します。 これにより、切れ目のない相談支援を推進するとともに、入退院支援などにおける医療介護連携を迅速に支援できる体制を構築します。			
	[在宅医療・介護連携支援センター]	相談件数	件	450件	600件
132	多職種連携の推進	各区のあんしんケアセンターの圏域ごとに、地域・医療・介護・生活支援などの関係者が参加する多職種連携会議を実施し、在宅医療・介護連携のテーマに基づいて、地域の抱える様々な課題を抽出し共有します。 抽出された課題は、地域ケア会議など市内で行われる会議と連携して、PDCAサイクルに沿って解決を図り、一体的に取り組みます。			
	[在宅医療・介護連携支援センター]	多職種連携関係加算算 定件数	件	115件	120件
133	エンディングサポート (終活支援) 事業	元気なうちから終末期の医療や介護などについて考えていただくきっかけを提供し、民間事業者等との連携により死後の葬儀・埋葬、財産処分などの問題も含めた終活に関する相談支援体制を確立し、エンディングに関する不安解消につなげます。			
	[在宅医療・介護連携支援 センター]	終活支援シンポジウム 参加者数	人	200人	300人
134	保育所(園)・認定こども園地域 活動事業	市内すべての認可保育所(園)において、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。			
135	学校と地域の連携・協働体制の整 備事業	地域の教育力を生かし、学校教育の充実や地域コミュニティの活性化を図る、学校支援地域本部事業等を推進します。			
	[学事課(教育委員会)]	設置校数	校	65校	75校
136	公益活動団体の連携促進	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。			
	[市民自治推進課]				



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
137	民間企業等との連携 [政策調整課] [経済企画課]	UR都市機構、企業、大学等様々な主体と積極的に連携し、まちづくりを進めます。			
	コミュニティビジネスの支援 [産業支援課]	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。			
139	生活支援体制の充実 【再掲】 No1,95,127	第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）ごとに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足する通いの場やサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。			
	[地域包括ケア推進課]	第2層生活支援コーディネーター配置区域数	区域	6区28圏域	6区28圏域
140	コミュニティソーシャルワーク機能の強化 【再掲】 No2,94,96,128	複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりに向けた支援をより一層推進するため、市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図ります。 ※コミュニティソーシャルワーク機能：地域において生活課題を抱える要支援者の個別支援と要支援者が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援（地域支援）とを有機的に行う機能			
	[地域福祉課]				

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

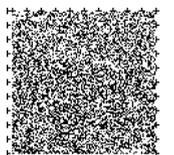
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



コラム

在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住民や医療・介護専門職と連携し、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築に取り組んでいます。



入退院支援の手引き

【主な取組み】

- ・在宅医療・介護連携支援センターの運営
- ・医療介護専門職向けの相談支援
- ・多職種連携に関する研修や会議の実施
- ・入退院時における多職種連携ガイドの作成
- ・終末期医療に関するシンポジウムの開催

コラム

エンディングサポート

自らが望む人生の最終段階において、意思や希望を前もって考え、家族や医療・介護の支援チームとの共有を図り、最後まで自分らしく過ごせる地域づくりに取り組めます。

【主な取組み】

- ・意思決定支援の研修、講演会の開催
- ・専門職向け終末期医療研修会の開催
- ・市民向け終末期シンポジウムの開催
- ・住民主体の研修会や講演会の開催支援



○エンディングノートの活用

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、終末期をどのように過ごしていくか、自分の思いを記すノートです。

好きなことやプロフィールの他、医療や介護における希望を、家族や支援者と共有する大切なツールとなります。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

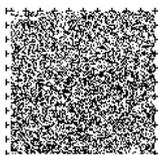
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



コラム

コミュニティビジネス支援

コミュニティビジネスとは、地域の課題を、地域の人材、施設及び資金などの地域資源を活かしながら、自立持続可能なビジネス的アプローチで解決を図る過程で、創業や雇用創出に繋げ、新たな「地域の担い手」の創出を目指すものです。

千葉市では、コミュニティビジネスの育成と振興を目的に、コミュニティビジネスの起業に際しての創業的支援を行う機関として、中間支援団体、行政機関、金融機関などが連携した「千葉市コミュニティビジネス推進協議会」を平成17年3月に設立しました。

また、千葉地域におけるコミュニティビジネスの普及推進を目的に、基調講演や事例発表、パネルディスカッションなどを通じて、コミュニティビジネスに対する市民の認識を深め、事業化を志す者を増やすなど気運の醸成を図るため、シンポジウムを毎年開催しております。



<主要施策（3）新たなプラットフォームの形成>

【現状や課題】

- 地域づくりは、既に様々な形で展開されていますが、中長期的な視点で、つながりを生み出す新たな手法を模索する必要があります。

【今後の取組方針】

- 重層的支援体制整備事業の「地域づくりに向けた支援」などで、今まであまり福祉と関わりのなかった層にも参加してもらえるような新たなプラットフォームの形成について検討を行います。

《主な取組事業》

No	事業名 [担当課]	取組内容			
		評価指標	評価単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
141	重層的・包括的相談支援体制の構築 【再掲】 No88,98 [地域福祉課]	置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け付け、適切な支援に早期に繋げるため、民間事業者のノウハウを活用し、本市に適した相談支援体制のあり方を検討する。			

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

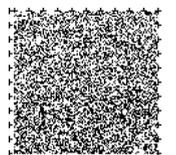
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



<参考> 「施策の方向1 多様な主体との連携」に関連する千葉市社会福祉協議会の取組み

取組み・事業	内容
社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進	社会福祉法人と地域のニーズに合った「地域における公益的な取組」を提案し、地域の課題解決に努めます。また、本会自らも「地域における公益的な取組」を実施します。
大学と地域の連携の推進	市内にキャンパスを有する千葉市・大学連絡会議に参画している13大学と連携し、地域活動につなげていきます。
企業等との連携・協働	企業等からの相談に基づき、社会貢献活動の提案を行うとともに、企業等の取組の参考になるような事例を収集し、本会ホームページに掲載します。また、地域活動の活性化を図るため、企業等のSDGsの取組みと連携します。
NPO・団体との連携・協働	地域におけるNPO・団体の活動を把握し、地域課題解決のため連携・協働します。
権利擁護のネットワークづくり	行政、司法・福祉・医療の専門家、住民等による協議会を設置し、権利擁護を必要とする方が早期に発見され適切な支援が受けられるよう仕組みを構築します。
コミュニティソーシャルワーク機能の強化	コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、生活自立・仕事相談センターや成年後見支援センターなど関連部署が連携して、支援の手が届かない制度の狭間にいる人たちに寄り添いながら困りごとの解決に向けた支援を行います。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

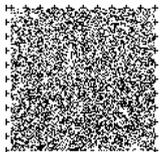
第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編



第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

1 基本計画策定にあたって

(1) 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成28(2016)年5月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が施行されました。

促進法では、市町村は当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとしております。(促進法第14条第1項)

高齢化の進展による認知症高齢者の増加や、障害者の親の高齢化及び親亡き後の支援等、今後高まることが予測される権利擁護支援のニーズに対し、本市における成年後見制度の利用促進に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

(2) 成年後見制度の趣旨及び内容

<成年後見制度の趣旨>

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方(以下「本人」という。)に対し、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、不動産や預貯金などの財産管理や、介護・福祉サービスの利用、施設入所等の契約締結などの法律行為を本人に代わって行ったり、本人の誤った判断による行為を取り消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

また、同制度は、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、障害のある人の今ある能力の活用(現有能力の活用)、障害がある人となない人が平等に生活する社会を実現するというノーマライゼーションの理念と、本人の保護の理念との調和を旨として制定されています。

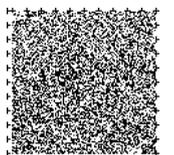
<成年後見制度の主な内容>

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が十分でない方の権利を守る支援者である成年後見人等を選任することで、本人を法的に支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見は、「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所の審判により開始されます。

また、選任される成年後見人等については、家族等が親族後見人として選任される場合と、第三者である専門職等が成年後見人等になる場合があります。

任意後見は、判断能力が低下した場合に備えて、ご自身が希望する生活に向けた手続きや金銭管理を委ねる後見人(任意後見人)を公正証書による任意後見契約で予め決めておく制度です。本人の判断能力が低下し、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。



2 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題

(1) 状況

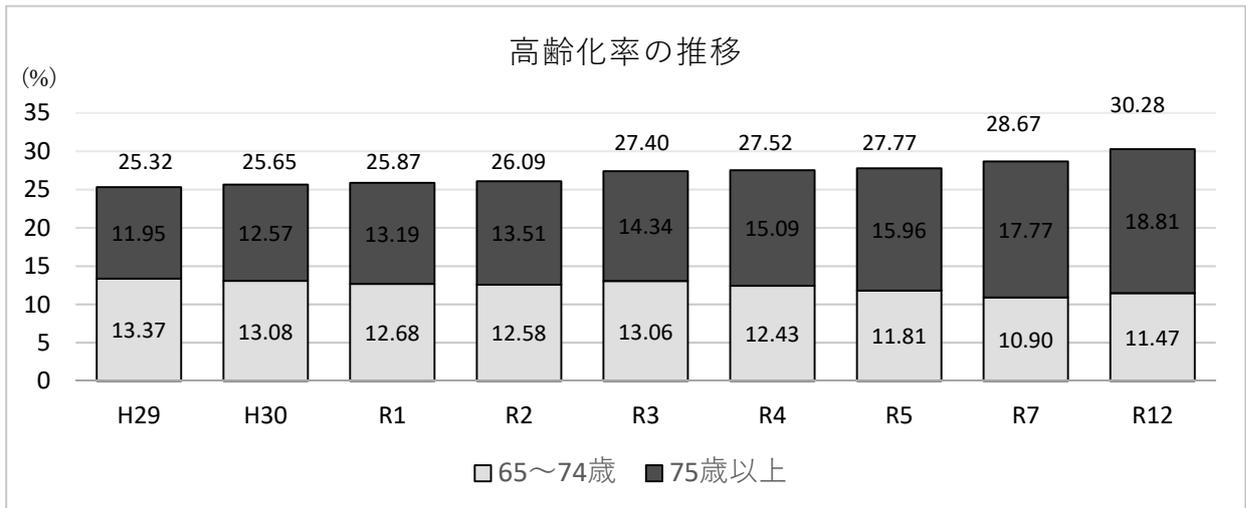
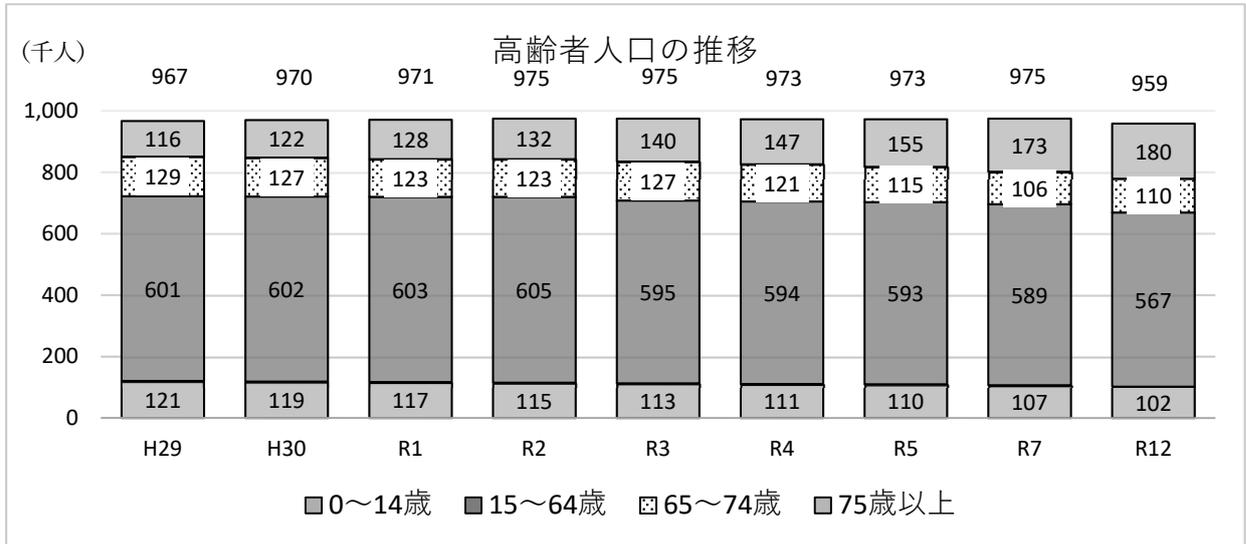
ア 高齢者の状況

○高齢者人口・高齢化率の推移

本市の総人口は、令和2（2020）年9月末現在で97万4千人（住民基本台帳人口）、そのうち65歳以上の高齢者人口は25万4千人、高齢化率は26.1%となっています。

また、9月末時点で比較すると令和元（2019）年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65～74歳までの前期高齢者を上回っています。

将来推計では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者人口は27万9千人、高齢化率は28.67%まで上昇することが見込まれており、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年は、総人口の減少が続くのに対して、高齢者人口は32万4千人、高齢化率は35.63%まで上昇することが見込まれています。

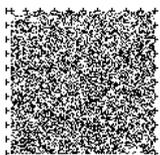


注1：令和2（2020）年までは、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値

注2：令和3（2021）年～12（2030）年は平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

注3：高齢者人口等の推移は、四捨五入の上、千人単位で表示しているため、総人口と年齢の内訳の合計が一致しない場合がある。

注4：高齢化率は千人単位での計算をしていないため、65歳以上の人口を全人口で割っても数値が一致しない場合がある。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

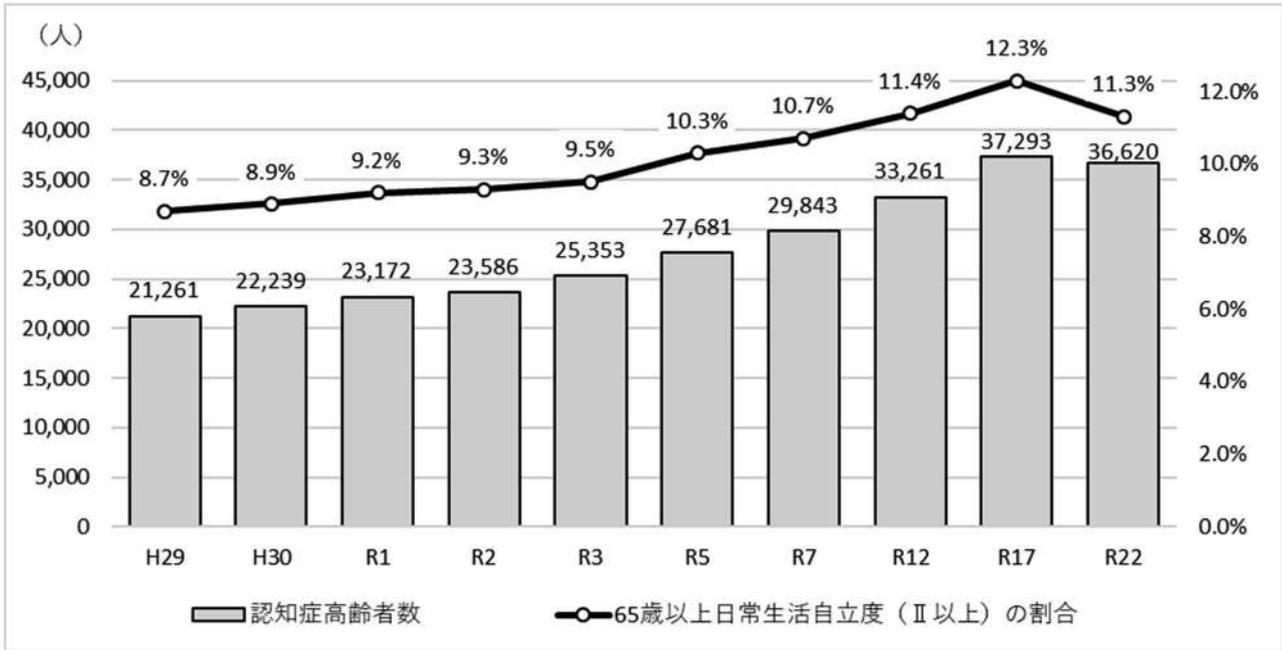
第8章
計画の推進

資料編

○認知症高齢者数の推移

本市の認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、令和2（2020）年9月末現在で約2万4千人です。認知症高齢者は、令和7（2025）年には約3万人まで、令和17（2035）年には約3万7千人まで、増加することが見込まれています。

認知症高齢者数の推移（再掲）



注1：令和2（2020）年度までの65歳以上人口は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績値。令和3（2021）年度以降の65歳以上人口は、平成27年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値

注2：認知症日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態をいいます。

注3：認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの。

注4：令和3（2021）年以降の認知症高齢者数は、各年の高齢者人口（65歳以上人口）に、直近3年の実績から求めた出現率を乗ずる方法で推計した。

注5：この推移と推計には、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

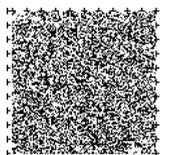
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

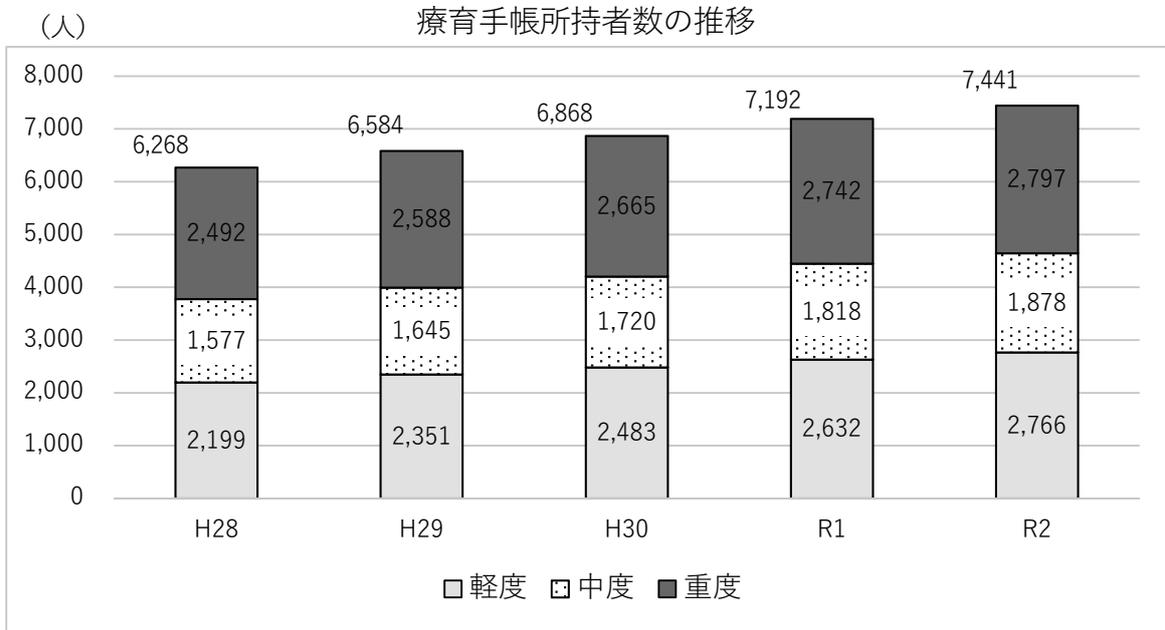
資料編



イ 障害者の状況

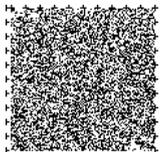
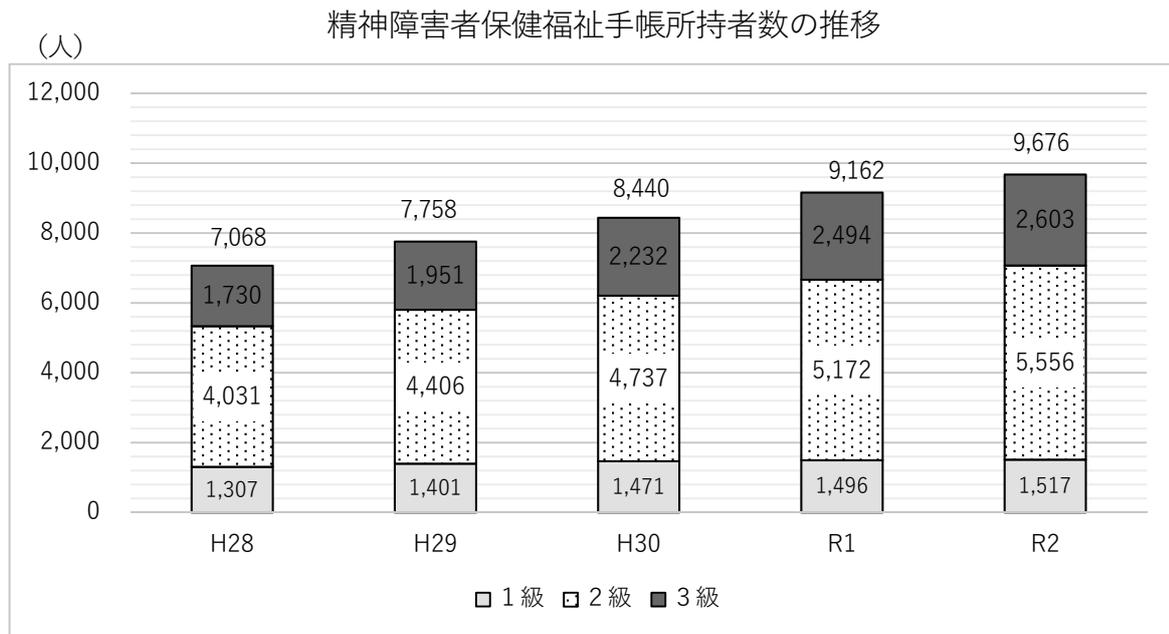
○療育手帳所持者数の推移

本市の知的障害者数（療育手帳所持者）は、令和3（2021）年3月末現在で約7千4百人です。平成28年以降、知的障害者数（療育手帳所持者）は増加しています。



○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

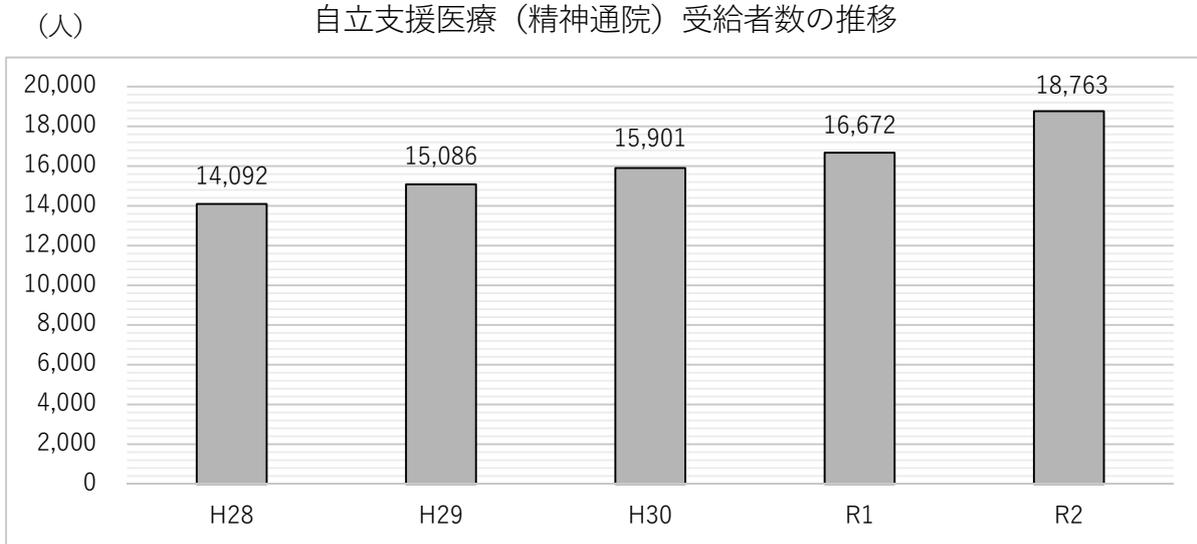
本市の精神障害者数（精神保健福祉手帳所持者）は、令和3（2021）年3月末現在で約9千6百人です。平成28年以降、精神障害者数（精神保健福祉手帳所持者）は増加しています。



第1章 策定にあたって
第2章 現状と経緯
第3章 計画の概要
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
第7章 取組事例
第8章 計画の推進
資料編

○自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の推移

本市の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和3（2021）年3月末現在で約1万9千人です。平成28年以降、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は増加しています。



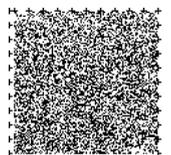
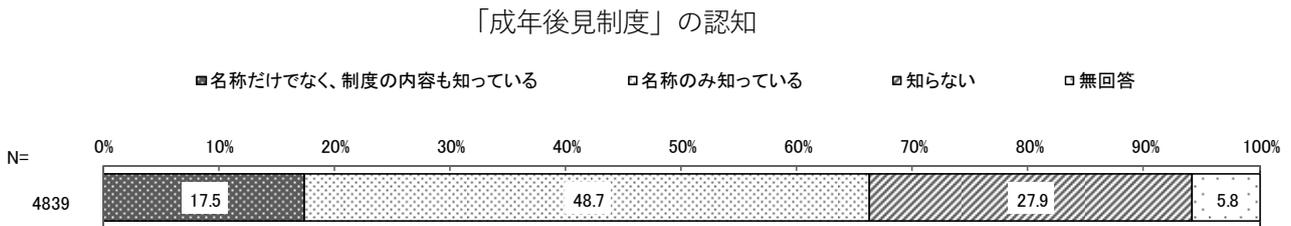
ウ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本市では老人福祉法及び介護保険法に基づき3年を1期とする「千葉県高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）【計画期間：令和3年～5年度（2021～2023年度）】を策定するにあたり、市民の高齢者社会についての意義・生活状況、介護予防及び介護に対する考え方、保健・医療・福祉サービスの利用実態、ニーズ等を調査し、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の抱える課題を特定（地域診断）することを目的とした調査を実施しています。

- 調査対象 市内在住の一般高齢者及び要支援1・2の方 8,400人
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 令和元年12月20日～令和2年1月10日
- 調査事項 成年後見制度に関する調査事項

(1) あなたは「成年後見制度」を知っていますか（○は1つ）

成年後見制度の認知について、「名称のみ知っている」が48.7%で最も高く、次いで「知らない」が27.9%、「名称だけでなく、制度の内容も知っている」が17.5%となっている。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

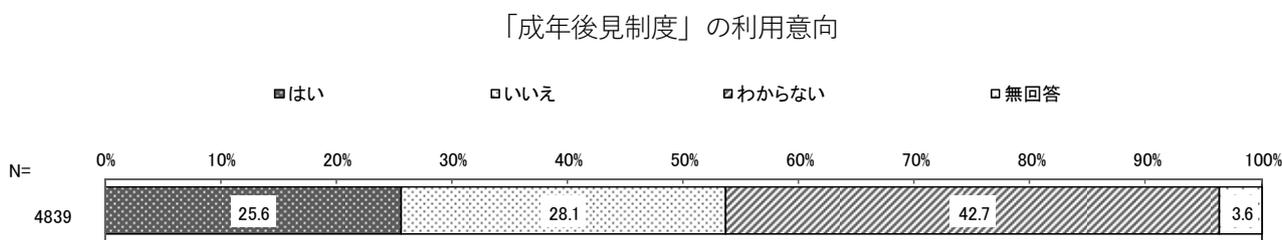
資料編

上段:実数、下段:%

全 体	「成年後見制度」の認知			
	名称だけでなく、制度の内容も知っている	名称のみ知っている	知らない	無回答
4839	848	2358	1350	283
100.0	17.5	48.7	27.9	5.8

(2) あなたは、あなた自身の判断能力が低下し、自分で身の回りの契約行為や財産管理などができなくなった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか (○は1つ)

成年後見制度を利用したいと思うかについて、「わからない」が42.7%と最も高く、「いいえ」が28.1%、「はい」が25.6%となっている。



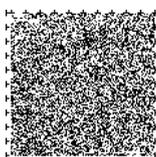
上段:実数、下段:%

全 体	成年後見制度の利用意向			
	はい	いいえ	わからない	無回答
4839	1240	1358	2067	174
100.0	25.6	28.1	42.7	3.6

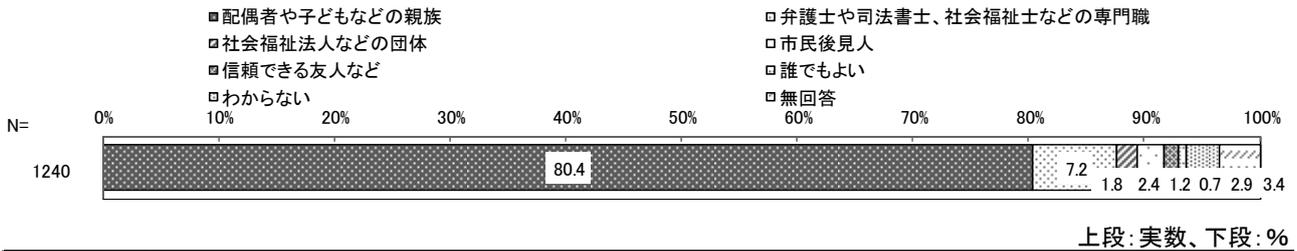
【(2) で「1. はい」と回答された方のみ】

(3) ①将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、だれに後見人となって支援してほしいですか (○は1つ)

後見人となって支援してほしい相手について、「配偶者や子どもなどの親族」が80.4%と最も高く、「弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職」が7.2%、「わからない」が2.9%となっている。



後見人となって支援してほしい相手



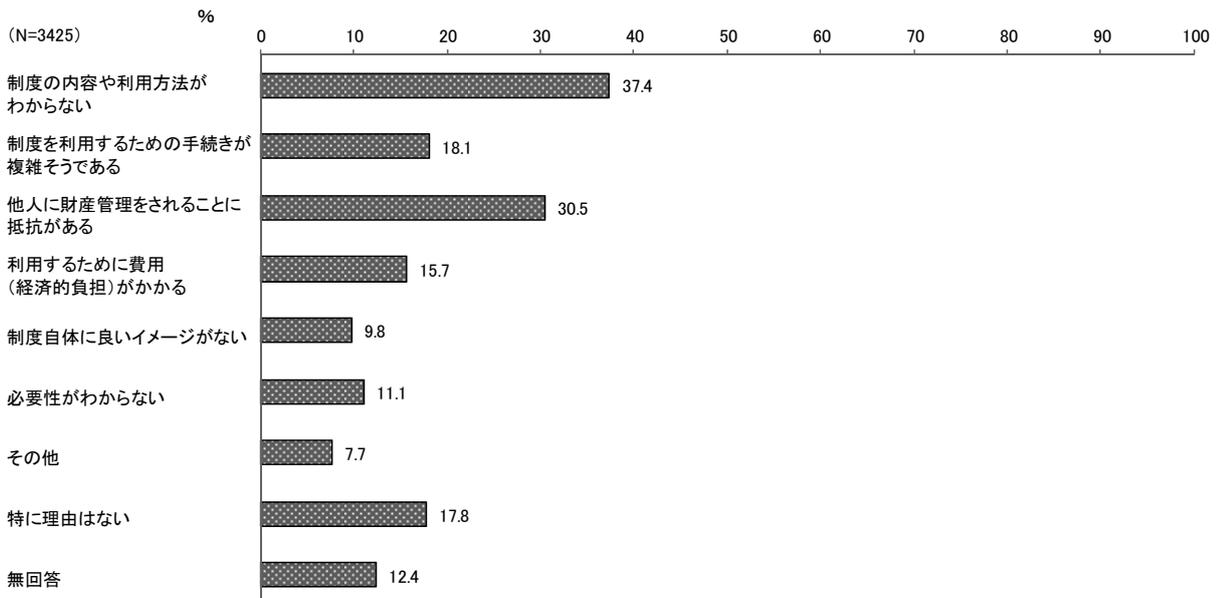
全体	後見人となって支援してほしい相手							
	配偶者や子どもなどの親族	弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職	社会福祉法人などの団体	市民後見人	信頼できる友人など	誰でもよい	わからない	無回答
1240	997	89	22	30	15	9	36	42
100.0	80.4	7.2	1.8	2.4	1.2	0.7	2.9	3.4

【(2)で「2. いいえ」または「3. わからない」と回答された方のみ】

(4) ②あなたが、「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由は何ですか
(○はいくつでも)

成年後見制度を「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由について、「制度の内容や利用方法がわからない」が37.4%と最も高く、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」が30.5%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が18.1%となっている。

「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

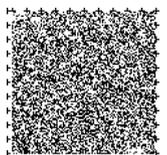
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



上段:実数、下段:%

全 体	「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由								
	制度の内容 や利用方法 がわから ない	制度を利用 するための 手続きが複 雑そうである	他人に財産 管理をされる ことに抵抗が ある	利用するた めに費用(経 済的負担)が かかる	制度自体に 良いイメージ がない	必要性がわ からない	その他	特に理由は ない	無回答
3425	1280	620	1044	537	334	381	263	608	425
100.0	37.4	18.1	30.5	15.7	9.8	11.1	7.7	17.8	12.4

注)「その他」の内容として、以下が挙げられた。

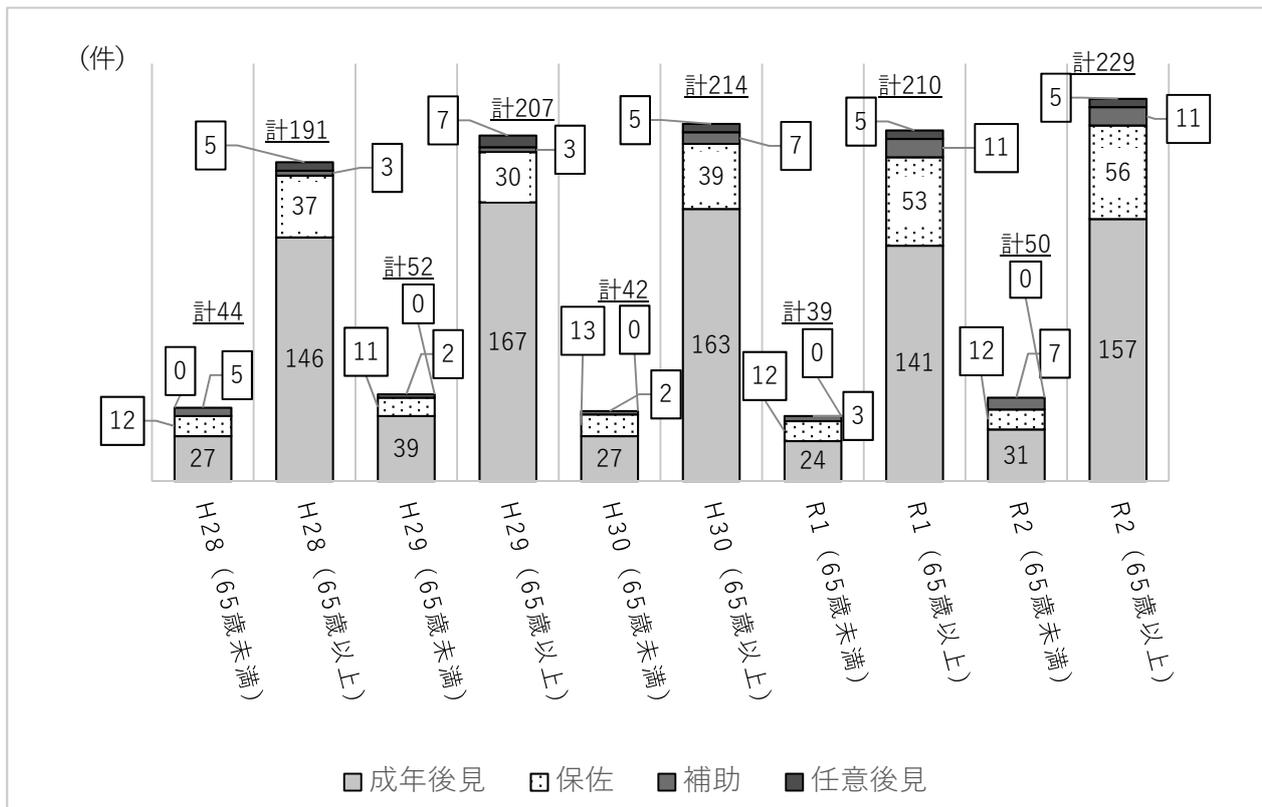
- ・子どもに頼む
- ・財産がない
- ・家族信託制度の利用で十分と思っている

エ 成年後見制度に関する取組み状況

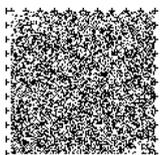
65歳以上の方の申立て件数は増加しており、令和2年度には229件の申立て件数がありました。

65歳未満の方の申立て件数はほぼ横ばいです。また、65歳未満の方の任意後見の申立て件数は平成28年から令和2年まで0件となっています。

申立て件数（年齢別：65歳未満・65歳以上）

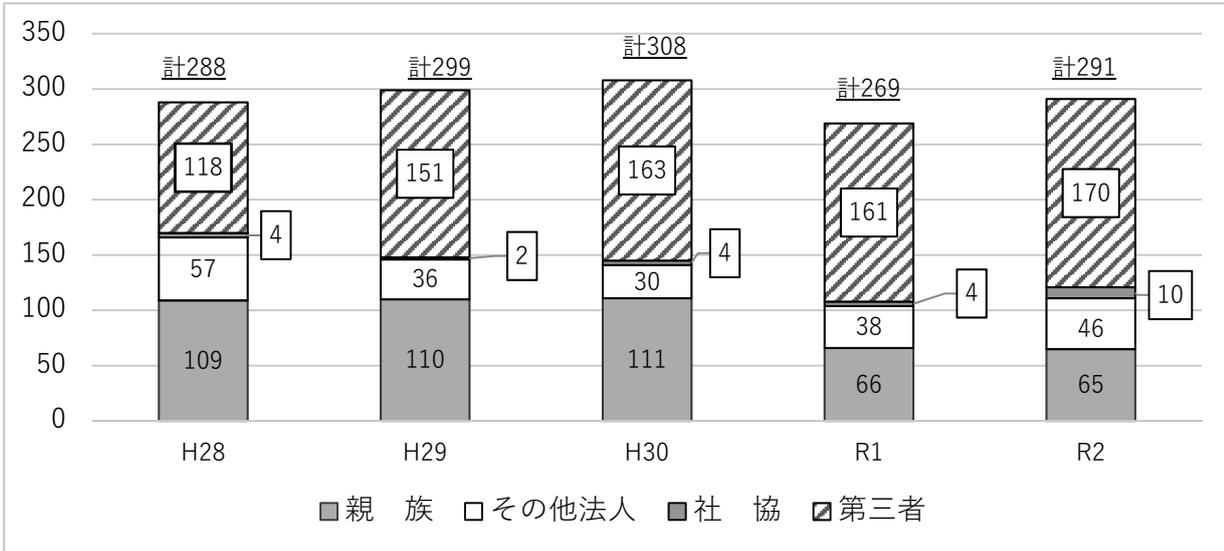


※本人住所地が千葉市の方が対象。



成年後見人等選任件数は第三者が一番多く令和2年度は170件となっています。次に親族が多くなっており令和2年度は65件となっています。第三者の選任件数は増加傾向にあります、親族の選任件数は減少しています。

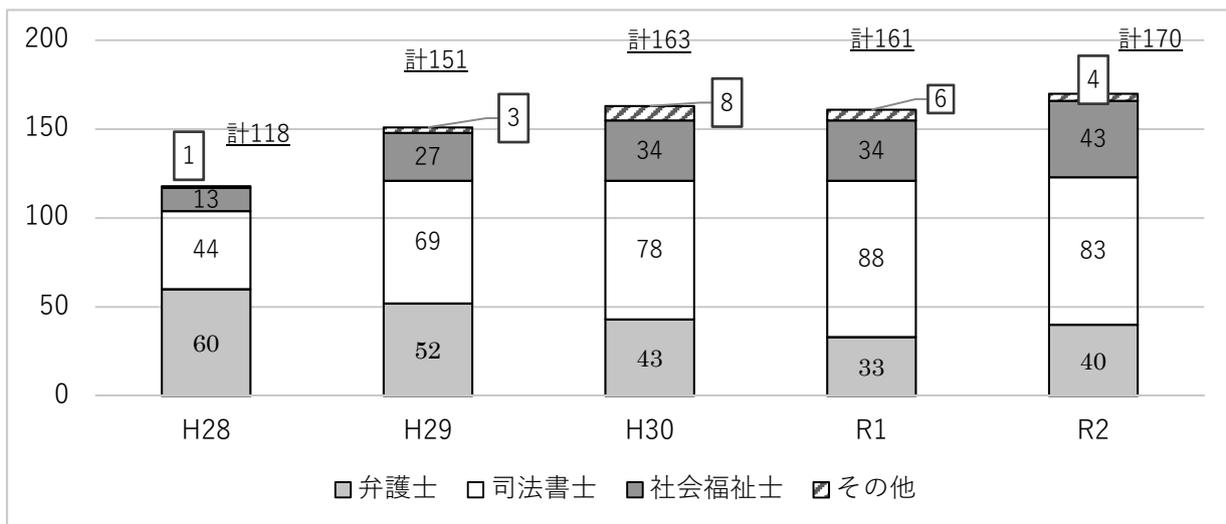
(件) 成年後見人等選任件数（本人との関係別）



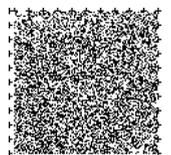
- (注) ・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件について、後見人等が選任されたものを対象
 ・1件に複数の後見人等が選任された場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、申立件数の総数とは一致しない。
 ・本人住所地が千葉市の方が対象。

第三者の成年後見人等選任件数は令和2年の司法書士の選任件数が83件と一番多くなっています。弁護士と社会福祉士の選任件数は弁護士40件、社会福祉士が43件とほぼ同じ件数となっています。

(件) 成年後見人等選任件数（第三者の内訳）



- (注) ・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件について、後見人等が選任されたものを対象
 ・1件に複数の後見人等が選任された場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、申立件数の総数とは一致しない。
 ・本人住所地が千葉市の方が対象。



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

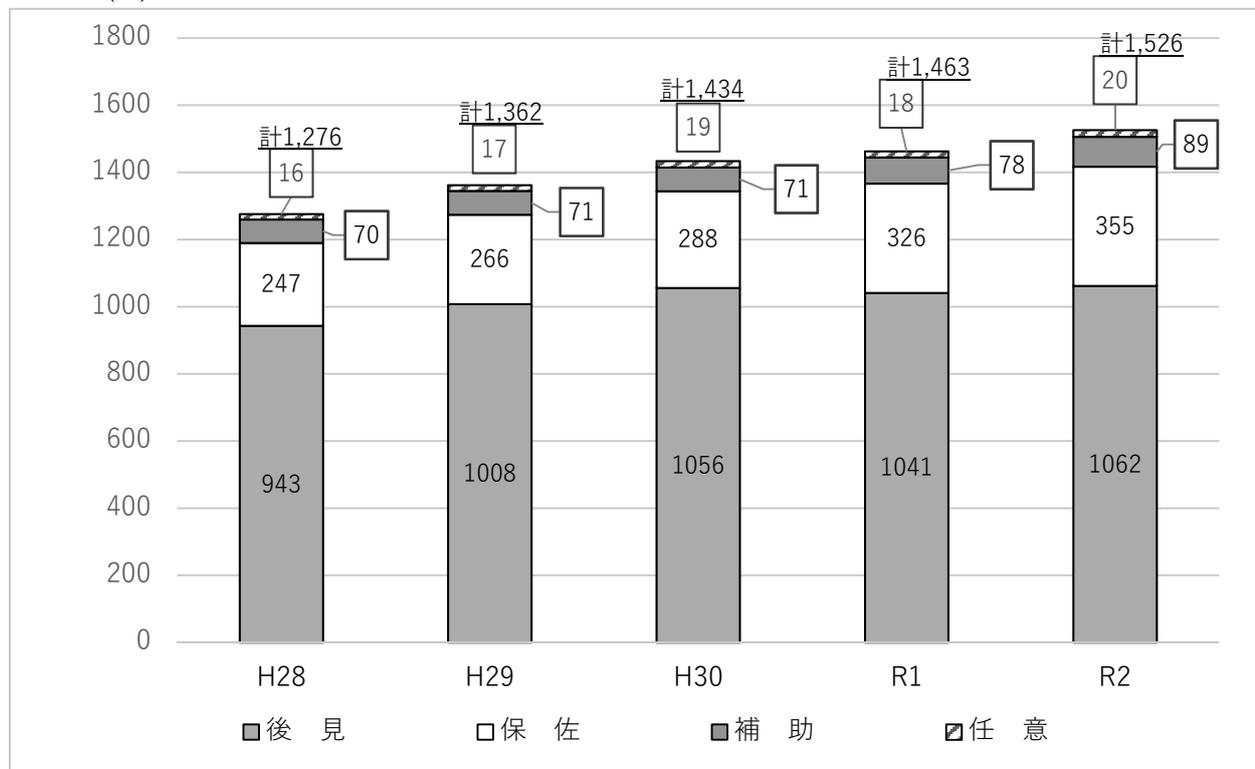
第8章
計画の推進

資料編

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用者数は、毎年増加しており、令和2年には市内の制度利用者数は1,526人となっています。

利用者数（成年後見制度による支援を受けている方の数）



※ 各司法年度末（12.31）時点の利用者数

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

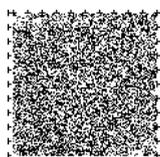
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

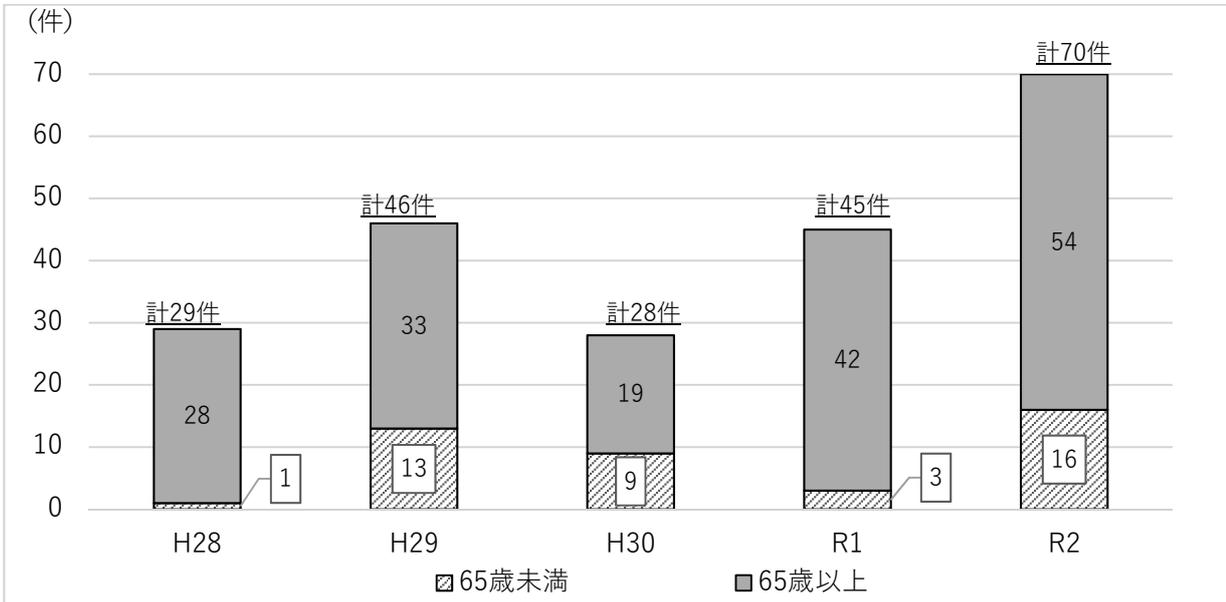
第8章
計画の推進

資料編



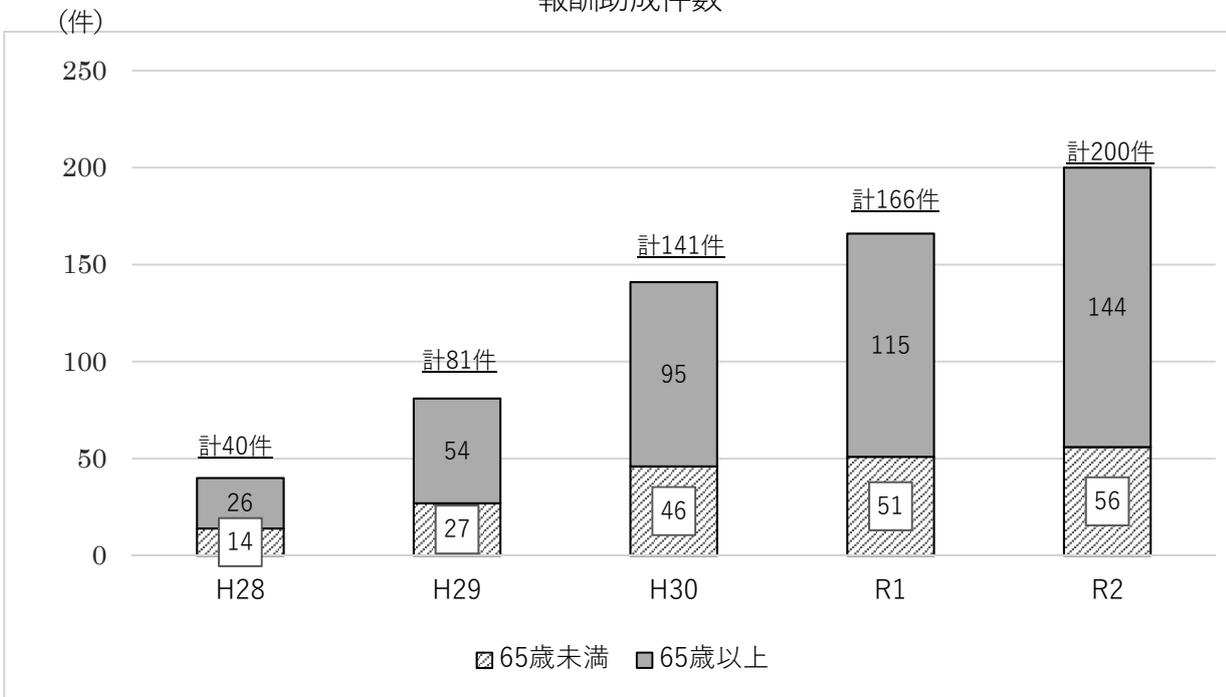
市長申立て件数について、65歳以上の方は増加傾向にあり、令和2年度は54件となっています。また、令和2年度の65歳未満の件数を含めた市長申立て件数は70件となり、令和元年度の約1.5倍の件数となっています。

市長申立て件数



報酬助成件数は65歳以上の方の助成件数の増加が顕著で、平成28年度の助成件数は26件でしたが、令和2年度は144件となっており、平成28年度の5.5倍となっています。

報酬助成件数



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

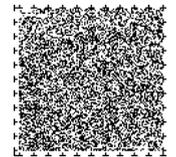
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



(2) 課題

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、成年後見制度の利用を必要としている人に身近な人が気づき、適切な制度利用につながるよう、社会の成年後見制度への理解を広める必要があります。
- 制度の利用を必要としている人を早期に発見するとともに、適切に相談窓口につなげられる体制を整備する必要があります。
- 高齢者及び障害者の相談窓口や権利擁護支援の相談窓口、行政等が連携し、迅速かつ適切に制度利用につなげる体制を整備する必要があります。
- 本人に身近な親族、福祉、保健、医療、地域住民等と後見人等がチームとなって本人を見守ることで、本人の意思や状況に応じた適切な支援が行える体制を整備する必要があります。

3 計画の基本方針と施策の体系及び展開

(1) 基本方針

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるまちな実現を目指します。

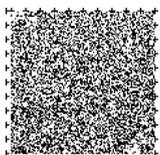
(2) 施策の体系

○施策1	成年後見制度利用促進に向けた体制整備
○施策2	成年後見制度の普及啓発
○施策3	成年後見制度の利用に向けた支援の充実
○施策4	チームによる適切な支援の実施
○施策5	後見活動の担い手の養成・育成支援

(3) 施策の展開

【施策1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備】

No	事業名	取組内容
1	成年後見支援センター（中核機関）の設置・機能強化	<p>(1) 成年後見支援センター（中核機関）の設置 成年後見制度の利用促進に向けた全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」及び「地域連携ネットワークの構築」を行う権利擁護支援の中核機関を設置しています。</p> <p>(2) 成年後見支援センター（中核機関）が担う具体的機能 地域連携ネットワーク及び中核機関は以下の機能を担うとともに、段階的に強化を図ります。</p> <p>①広報機能 ア 成年後見制度に係る講演会、研修会などの開催</p>



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

No	事業名	取組内容
		イ パンフレットの配布やホームページ等による制度の普及啓発 ②相談機能 ア 市民及び相談支援機関に対する制度に関する相談支援 イ 専門職（弁護士等）が行う相談支援 ウ 申立て書類の書き方や手続き等、成年後見制度の申立てに関する支援 ③利用促進機能 ア 関係機関と連携した対象者の人権に配慮した支援方針の検討 イ 受任候補職種の調整の支援 ウ 家庭裁判所との連携 ④後見人支援機能 ア 関係機関と連携した「チーム」による支援の実施 イ 成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会の開催
2	地域連携ネットワークの構築	本人の親族や司法・医療・保健・福祉の専門職団体、地域の関係機関等が連携するネットワークにより、本人及び後見人等を支援する体制を構築します。
3	成年後見制度利用支援事業の実施	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、後見開始の申立て手続きをする親族がないなど、制度利用が困難な方を適切に保護するため、申立者への支援や、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、支援を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、後見人等への報酬の助成を行います。（助成要件があります）

【施策2 成年後見制度の普及啓発】

No	事業名	取組内容			
		指標項目	単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
1	市民及び医療・保健・福祉関係機関、企業等への講習会の実施	市民に対する講習会を通し、制度利用のメリットについて周知を行うとともに、医療・保健・福祉の関係機関の他、金融機関などの企業等を対象に制度の普及啓発を行うことで、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切に制度に繋ぐ体制を整備します。			
		講習会開催回数	回	8	8

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

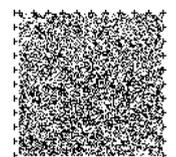
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第6章 成年後見制度利用促進基本計画

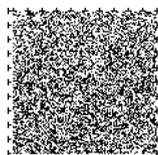
No	事業名	取組内容				
		指標項目	単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)	
2	パンフレット等による普及啓発	パンフレットやホームページ等の活用により、成年後見制度の周知を図ります。	配布部数	部	9,000	9,000

【施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実】

No	事業名	取組内容
1	相談支援機関と連携した権利擁護支援体制の整備	成年後見支援センター（中核機関）が中心となり、医療・保健・福祉等の相談支援機関と連携し、権利擁護支援を必要とする方を適切に制度利用に繋げる体制を整備します。 また、相談支援機関に対する研修を開催し、支援者間で権利擁護支援の共通認識を図ることにより、体制の強化を図ります。
2	相談体制の充実及びスクリーニングの実施	地域の第一次相談窓口であるあんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等による早期発見及び支援に努めるとともに、第二次相談窓口である成年後見支援センター（中核機関）と連携し、専門的観点からのアセスメント、支援方針の検討を行う体制を整備します。 また、必要に応じて中核機関が訪問による相談を実施し、適切に支援につなげる体制を整備します。
3	成年後見に関する申立て支援	成年後見支援センター（中核機関）は、あんしんケアセンター及び障害者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、申立て支援を行います。
4	関係機関と連携した申立ての判断に係る検討の実施	市長申立ての必要性について、本人の支援に携わる関係者とともに検討します。
5	成年後見に関する市長申立ての実施	権利擁護の観点から市長申立てが必要と判断した場合には、市長が後見開始等の申立てを行い、適切・迅速な制度利用に繋がります。

【施策4 チームによる適切な支援の実施】

No	事業名	取組内容
1	関係機関との連携による適切な支援の実施	成年後見支援センター（中核機関）が中心となり、医療・保健・福祉等の相談支援機関や地域と連携しながら、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人がチームとなり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行うとともに、関係者の連携により後見人を支援する体制を整備します。
2	関係機関が開催するケース会議等との連携	あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等関係機関が開催するケース検討会議等を通して、後見人等と支援に携わる関係者との連携を図り、チームによる支援を行います。



【施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援】

No	事業名	取組内容			
		指標項目	単位	令和4年度目標 (2022)	令和5年度目標 (2023)
1	市民後見人の養成・育成支援	成年後見支援センター（中核機関）において、認知症、知的障害、その他の精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で生活していくことを支援するため、市民後見人を養成していきます。また、養成修了後もフォローアップ研修を実施するなど、市民後見人の活動を支援していきます。			
		養成者数	人	0	25
2	後見活動の担い手の確保及び支援の実施	成年後見制度の需要増加に対応するため、担い手の確保に努めるとともに、後見人等候補者の受任調整について家庭裁判所と協議を進めます。また、法的な判断を必要とする事例に対し、弁護士による専門的な助言を行い、後見人等の活動を支援します。			
3	後見活動の担い手への研修の実施	後見人等のスキルの維持・向上を図るための研修を実施します。			
4	親族後見人への支援	親族後見人が後見活動を行う上で困難が生じた場合に、成年後見支援センター（中核機関）が相談に対応します。また、親族後見人が相互に情報共有できるための機会を提供します。			

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

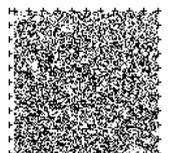
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



第7章 取組事例

地域福祉活動をより積極的に推進するため、活動の参考となるコロナ禍で活動を継続するために工夫している取組事例をご紹介します。

1 フードパントリー ～社協犢橋地区部会～

【きっかけ・背景】

犢橋地区部会では、子どもがひとりでも来られるような居場所になることを目指して、子ども食堂を開催しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、飲食を伴う「子ども食堂」が開催できなくなり、ひとり親家庭など、生活にお困りの方々を食品や日用雑貨を無料で提供すること（フードパントリー）で、支援したいと思い、令和2年12月から始めました。



【対象者・利用の仕組み】

- 対象者：どなたでも（子ども中心）
- 費用：無料
- 場所：ふるさと農園（花見川区）
- 開催日：2ヵ月に1回程度
- 配布予定：20世帯分程度
- 配布品：レトルト食品、お菓子、飲み物、日用雑貨など

【活動の工夫】

■周知について

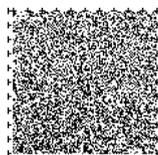
最初は、子ども食堂の参加者に対し、声かけをしていましたが、生活に困っている方という遠慮もあってか、あまり人が集まらず、ふるさと農園内に遊びに来ている方に声かけをして呼び込むことが多かったそうです。

今では、開催ポスターを犢橋小学校で配布してもらったり、近隣のコンビニや商店に掲示してもらったり、町内自治会の回覧板で周知したりして、少しずつ認知されてきているように感じているそうです。

また、メールやLINEを利用して、開催周知や予約を受け付けたりする工夫もされています。

取材させて頂いた日には、ふるさと農園で芋掘りイベントがあり、子ども連れのご家族が移動中に立ち寄ってくれたりもして、農園のイベント日に合わせると相乗効果が生まれ、たくさんの方が集まることが判明したようです。

ただし、多くの方に利用していただきたいという気持ちがある一方で、協力者の人手、資金面には限界があり、本当に必要な方に配布していくためのPRの仕方には、難しさが伴っています。





■ 困難なこと

「生活に困窮していることを、子供は言わないし、言えない。大人も助けを求めづらいケースが多いと思う。長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、そういった世帯が増えていると思うので、少しでも助けになればうれしい。」と犢橋地区部会長（小西さん）はおっしゃいます。

また、スタッフの方からは、「地域に外国人世帯が増えていると感じている中で、困窮している世帯もいると思う。必要な方にフードパントリーを利用してほしいが、日本語が読めない方もいると思うので、英語版のポスターを作ることも検討したい。」や「幼稚園や保育園にもポスターを配布したり、幼稚園バスに掲示させてもらったりして、周知を図っていくことも考えたい。」との声もありました。



■ 新型コロナウイルス感染症対策

アルコール消毒など基本的な対策を実施していますが、何かあったときのために物品を配布した方に連絡先をお聞きしています。

【参加者の声】

参加者からは、「こんなに頂いていいんですか。」や「ありがとうございます。助かります。」との声が聞かれ、大変喜んでいただいています。

【活動の展開】

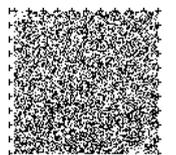
犢橋地区部会長（小西さん）は「今は、コロナが心配だが、落ち着いてくれば、こども食堂も再開したい。」とおっしゃいます。

取材させて頂いた日には、地域の方から「今度、フードパントリーを手伝わせてほしい。」との申出があり、ボランティアをやりたい方へのPRにもなり、地域の担い手の掘り起こしにもつながる活動になっていることも実感しました。

地元の方のあたたかい気持ちがつながり、その先には、フードパントリーや子ども食堂を通じて子どものために何かしたいと思う人が増えていくことが期待されます。

【連絡先】

千葉市社会福祉協議会 花見川区事務所
043-275-6438

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後援制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

2 コロナに負けない！繋がり大切さ

～社協白井地区部会、多部田町さわやか健康会～

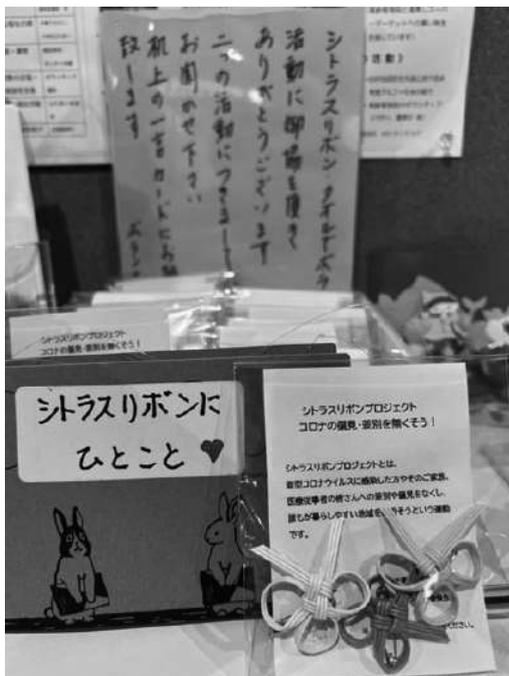
【シトラスリボンプロジェクト】

白井地区部会ボランティア委員会では、「集まらなくても繋がりを感じられる活動を」という思いから、令和3年3月に「シトラスリボンプロジェクト」を始めました。

シトラスリボンプロジェクトとは、新型コロナウイルスに感染した方やそのご家族、医療従事者の皆様への差別や偏見をなくし、誰もが暮らしやすい地域を目指そうという活動です。

委員会メンバーを中心に各自自宅でYouTubeを見ながらリボンを作成し、白井公民館の入口等に配布したところ、プロジェクトの趣旨は多くの賛同を得られ、2,400セット作成したうち、2,200セットが地域の人の手へ渡ったそうです（令和3年11月時点）。

また、白井公民館では「シトラスリボンにひとこと」と題した冊子を設置。現在までにたくさんの方のメッセージが寄せられており、地域の皆様の思いを垣間見ることが出来ます。



【タオルでボランティア】

シトラスリボンプロジェクトは好評を博しましたが、委員会では「もっと地域の人に参加してもらいたい…コロナ禍で失われている外出のきっかけになる活動は出来ないだろうか…」という思いが強くなったそうです。そこで誕生したのが「タオルでボランティア」でした。



この活動は、ご家庭に眠っている不要となったタオルを白井公民館に設置した箱に各々持ってきてもらい、それを高齢者施設や障害者福祉施設に配布するというリユースの取組です。

「この活動を『ついで』と捉えて、お出かけの機会を持ってほしい」「自分もボランティア活動に参加したと実感してほしい」という願いのもと、スタートしました。

令和3年6月～11月までの回収期間中、多くの人の手により集まったタオルは、保管のための部屋が不足するほど大量だったそうです。

今回集まったタオルは近隣の11施設に配付されることが決まりました。委員長の松田さんからは「配付の様子は今後地域に広報する予定、参加して下さった方々にもぜひ届けたい」、「これを機に出来た施設の方々との繋がりを切らすことなく、今後も大切にしていきたい」とお話がありました。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

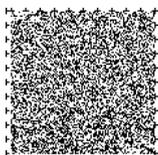
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



【♪ おうちで楽しく わくわくパック】

白井地区部会児童母子福祉委員会においても、コロナ禍による活動制限の壁に悩まされていました。委員長の松島さんは、今までの「親子に集まってもらう」という対面開催の考え方を根本から見直す必要性を強く感じた、と言います。同時に、親子が家の中で孤立してしまう危険性を感じ、外に出るきっかけを作ろうと思い立ち、令和2年10月～新しい形の活動を始めました。それが「わくわくパック」です。



➤ 令和3年11月配布「ピリピリ・パタパタ de リース」

2ヶ月に1回、親子で簡単に作ることが出来る工作キットを無償配布し、白井公民館に取りに来てもらうことで外出の機会創出に繋がりました。毎回趣向を変えたキットを作成することでリピーターが増えるよう工夫しているそうです。

委員長（松島さん）は「コロナに負けるもんか！というみんなの共通の思いが新しい取組を生み出す契機になったと感じています」と話してくださいました。

【ボッチャ交流会】

白井地区部会障害者福祉委員会では、令和元年に所属団体の親睦を深める目的でパラスポーツの一つであるボッチャの交流会をスタート。

老若男女問わず誰でも楽しめるよう、公式ル

ールをより簡単にした「白井ルール」を定め、ルールブックを作成しました。



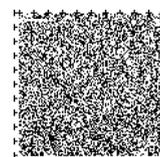
翌年の令和2年からは障害者福祉施設の利用者の方々を含めた交流会を開催しようと検討していた矢先、コロナ禍で頓挫してしまったそうです。

委員会では引き続き、施設利用者の方々との交流会開催を最終目標に据えつつ、自治会の協力を得て小規模のボッチャ体験会を実施したり、委員会の皆さんで競技用と同基準のマイボールを作成し、用具の共用を避けながら、ウィズコロナの活動を続けてきました。



ここからはその体験会の様子をお届けします。緊急事態宣言が解除され、全国的に感染者数が落ち着きを見せていたことから、令和3年11月28日、高根グリーンタウン自治会館にてボッチャ体験会が開催されました。

開催にあたっては入館時のアルコール消毒、検温、マスク着用を始め、ゲーム中のビニール



第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

手袋着用・適宜交換を徹底することで感染症対策を万全にし、参加者の皆さんに安心して楽しんでいただけるよう工夫しています。

今回の体験会参加者は男女ともに10代未満～80代までと幅広く、約20人の地域住民の方々が集まり、多世代交流が実現しました。



「初めてやるからルールが分からない」、「ちゃんと近くに投げられるか不安」とおっしゃっていた皆さんも、時間が進むにつれて「こっちのボールの方が近いね」「意外と動いたから身体がポカポカしてきた」とリラックスして楽しんでいる様子うかがえました。

こうして、障害者福祉委員会委員長(泉さん)の進行のもと、約2時間、チーム対抗戦で大いに盛り上がった体験会は無事に閉会。参加者の皆さんからは「楽しかった」「優勝できなかった



のが悔しい」などの声が聞こえ、最後までわいわいとした雰囲気が続いていました。

【リモートラジオ体操】

多部田町さわやか健康会では平成26年から早朝散歩を行う方々を中心に自治会館の庭でラジオ体操を始めました。しかし、コロナ禍における外出自粛への協力要請が出るなかで、フレイル予防とのジレンマに悩んだそうです。

そこで、リモートによる自宅からのラジオ体操参加という方法を試みました。

自宅からの参加者は会場にいる参加者に対し、各々「これから始めます」と挨拶を行い、皆さんで同時刻に体操をスタートします。自宅参加者はYouTubeのラジオ体操映像を活用しながら実施しているとのことでした。

自宅参加者の方からは「家にいながら体操仲間との一体感を持つことが出来、楽しく続けられます」との声をいただいているそうです。

【アフターコロナに向けて】

地域の皆さんは揃って「今回のコロナ禍で繋がりが続けることの必要性をより感じた」とおっしゃいます。人に会うこと自体が困難になってしまった世の中で、いかに繋がりを絶やさないようにするか考えるのは非常に大変だったとのことですが、その分、1つ1つ活動が実現していく喜びもひとしおだったそうです。

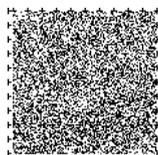
また、地域の担い手不足が叫ばれている昨今、ほんの些細なことであっても「それだったら私にも出来るかも」というお手伝い感覚を大切に繋いでいきたい、ともお話いただきました。

“つなぐ”をテーマにしたというこれらの取組が、まずは地域や区の方々に、そしてさらにそれらの枠を超えてもっとたくさんの方々に繋がりが、広がっていくことを願っています。

【連絡先】

千葉市社会福祉協議会 若葉区事務所

電話 043-233-8181 FAX 043-233-8171



第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域の体制

各地域において取組みを進めるにあたっては、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に活動している社協地区部会が、町内自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、NPO、ボランティア、学校・PTA、社会福祉事業者等、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を行い、区支え合いのまち推進計画に基づく取組みを推進していきます。

また、区支え合いのまち推進協議会は、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討を行い、区支え合いのまち推進計画を推進する役割を担います。

(2) 市の体制

福祉・保健などの対象別の個別計画と連携し、整合・調整を図りながら取組みを進めるとともに、防犯、防災、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど市民生活に関連が深い分野とも連携が必要となるため、庁内横断的に関連部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

本市では、庁内横断的な組織として、「地域共生社会推進事業部」が平成29年度に設置され、地域共生社会の実現に向けて、取り組んでいます。

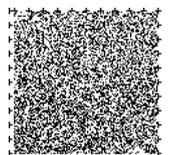
また、本計画においては、地域の取組み（住民同士の支え合い）の支援を市の役割として位置付けており、地域への支援または地域との連携を行う窓口として、区（区役所・保健福祉センター）が市社協の区事務所と連携して、区支え合いのまち推進協議会の開催や地域福祉活動に対する助言・相談対応などを実施します。

(3) 千葉市社会福祉協議会との連携

市社協は、市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、また、社協地区部会・ボランティア団体等の活動を支援する主体として、重要な役割を果たしています。

本計画においても、市と市社協を共に地域の取組み（住民同士の支え合い）を支援する主体として位置付けていることから、両者が連携して地域福祉の充実に取り組んでいくことが必要です。

とりわけ、実際に地域に入って活動する市社協コミュニティソーシャルワーカーとの情報共有を密接にし、地域のニーズを的確にとらえていく必要があります。

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

今後も市社協が幅広い活動を展開し内容の充実を図ることができるよう支援するとともに、「千葉市と千葉市社会福祉協議会の協議の場」を活用し、本計画と市社協が策定する地域福祉活動計画との連携を図るとともに、事業や施策の検討・推進について協働で取り組みます。

(4) 区支え合いのまち推進協議会

区支え合いのまち推進計画の推進を目的として、情報の収集や議論・意見交換を通じ、地域課題や成果事例の共有、計画の進捗確認や推進方法の検討などを行う合議体です。

社協地区部会等の地域福祉活動団体や社会福祉事業者などから選任された委員及び公募の委員で構成され、主に次に掲げる事項を所掌します。

- ① 区支え合いのまち推進計画に関する広報
- ② 地域福祉に関する情報収集、活動団体間の情報交換・連絡調整
- ③ 区支え合いのまち推進計画に位置付けられている取組みの推進状況の確認・評価
- ④ 中間見直しに向けての具体的な取組み及び重点取組項目の設定（花見川区を除く）

(5) 千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

社会福祉事業者及び学識経験者等で構成され、地域福祉に関する事項を調査審議する本市の附属機関です。

地域福祉専門分科会では、本計画の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進や本計画の進捗状況や評価についての検討・審議を行います。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

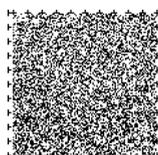
第5章
市の取組み

第6章
成年後援制度利用
促進基本計画

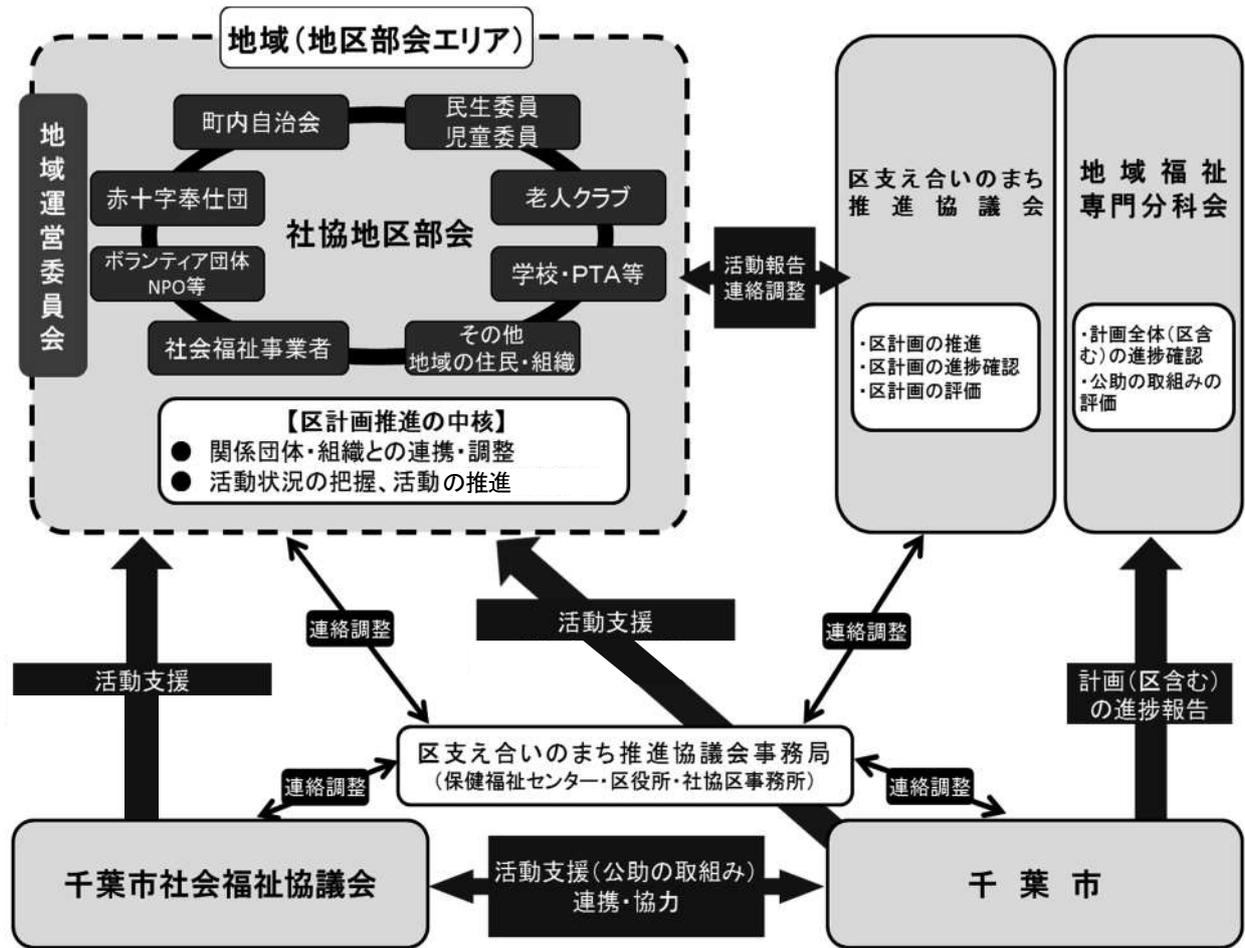
第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



【「支え合いのまち千葉 推進計画」の推進体制のイメージ】



第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

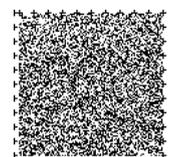
第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

2 計画の評価

- (1) 本計画の策定趣旨を踏まえ、地域に関わる様々な皆さんの意見を反映させながら計画を推進するため、地域福祉専門分科会と各区支え合いのまち推進協議会において、それぞれ毎年度、計画の進捗確認及び評価を行います。
- (2) 「第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）」の取組みについては、各区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時各地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区支え合いのまち推進計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証します。
 また、市が年度ごとに、各区推進協で取りまとめられた区支え合いのまち推進計画の推進状況を、地域福祉専門分科会へ報告します。
- (3) 「第5章 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）」の施策については、地域福祉専門分科会が、市から年度ごとに実施状況の報告を受け、それに基づき成果と課題について検証します。



ア 目標設定・評価の考え方

(ア) 地域の取組み

地区部会エリアにおける目標は、地域の実情に応じて設定し、定性評価の手法で、自己評価を行います。

(イ) 市の取組み

目標設定は、可能な限りアウトカム指標を採用し、評価の手法を事業・取組みごとに、定性評価と定量評価に分け、各所管課において、自己評価を行います。

(ウ) 評価の考え方

評価にあたっては、プロセス、前年度との比較や外部要因、理由を含めて、多角的に分析・考察を行います。

また、今後の分析のため、市民アンケートなど意識調査の実施を検討します。

イ 評価手法について

(ア) 定量評価

主に量的な成果を評価（市の取組み）

達成状況	内容
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合
A	年度目標にしている業務量を概ね（8割以上）達成できた場合
B	年度目標にしている業務量の一部（5割以上）を達成できた場合
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（5割未満）場合

(イ) 定性評価

取組みの内容や体制の構築などを評価（市の取組み及び地域の取組み）

達成状況	内容
◎	年度目標以上のものが達成できた場合
○	年度目標が概ね達成できた場合
△	年度目標の一部が達成できた場合
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む）

なお、評価のあり方については、引き続き検討していきます。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

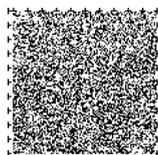
第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編



資料編

I	社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧	164
II	区支え合いのまち推進協議会委員一覧	165
III	掲載事業一覧（第5章 市の取組み、 第6章 成年後見制度利用促進基本計画）	171
IV	保健福祉相談窓口一覧	176
V	各種統計データ等	191
	（1）区別データ	191
	（2）社協地区部会一覧	192
	（3）市内施設一覧	194
VI	地域福祉に関するアンケート調査結果	203
VII	千葉市の様々な補助制度	206

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

I 社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧

【令和2（2020）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
◎ 山下 興一郎	淑徳大学総合福祉学部准教授
○ 竹川 幸夫	千葉市社会福祉協議会会長
大塚 匡弘	千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表
岡本 武志	千葉県社会福祉士会事務局次長
齋藤 一男	千葉市民生委員児童委員協議会会長
齋藤 博明	千葉市医師会会長
住吉 タミコ	千葉市ボランティア連絡協議会会長
高野 正敏	千葉市地域自立支援協議会会長
高山 功一	千葉市身体障害者連合会会長
武井 雅光	千葉市町内自治会連絡協議会
鳥越 浩	千葉市老人福祉施設協議会会長
松崎 泰子	日本社会事業大学理事
茂手木 直忠	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
森元 秧	千葉市赤十字奉仕団本部委員長
山口 誠	千葉市青少年育成委員会会長 会計監査
☆ 原田 雅男	花見川区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 飯田 禮子	稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 津田 正臣	若葉区支え合いのまち推進協議会委員
☆ 岡本 博幸	緑区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 長岡 正明	美浜区支え合いのまち推進協議会委員

◎ 会長 ○ 副会長 ☆ 臨時委員

【令和3（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
◎ 山下 興一郎	淑徳大学総合福祉学部准教授
○ 竹川 幸夫	千葉市社会福祉協議会会長
岡本 武志	千葉県社会福祉士会
亀井 琢磨	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
川畑 利博	千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表
齋藤 一男	千葉市民生委員児童委員協議会会長
齋藤 博明	千葉市医師会会長
住吉 タミコ	千葉市ボランティア連絡協議会会長
高野 正敏	千葉市地域自立支援協議会会長
高山 功一	千葉市身体障害者連合会会長
武井 雅光	千葉市町内自治会連絡協議会
鳥越 浩	千葉市老人福祉施設協議会会長
松崎 泰子	日本社会事業大学理事
森元 秧	千葉市赤十字奉仕団本部委員長
山口 誠	千葉市青少年育成委員会会長 会計監査
☆ 原田 雅男	花見川区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 鈴木 金作	稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 津田 正臣	若葉区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 岡本 博幸	緑区支え合いのまち推進協議会委員長
☆ 長岡 正明	美浜区支え合いのまち推進協議会委員長

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

Ⅱ（１）中央区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和2（2020）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
池田 實	千葉市社会福祉協議会川戸地区部会
石原 久義	千葉市社会福祉協議会千葉みなと地区部会
伊藤 正美	千葉市社会福祉協議会松ヶ丘地区部会
岩本 朝子	千葉市社会福祉協議会西千葉地区部会
植草 志津江	公募
榎本 裕子	中央区民生委員児童委員協議会
小野寺 佳子	千葉市社会福祉協議会松波地区部会
金井 一男	千葉市社会福祉協議会中央東地区部会
亀井 隆行	中央区老人クラブ連合会（生浜地区）
河田 裕之	千葉市社会福祉協議会中央地区部会
木津 孝子	中央区民生委員児童委員協議会
草薙 仁一郎	千葉市社会福祉協議会寒川地区部会
栗田 節子	千葉市社会福祉協議会都地区部会
坂本 望	千葉市生活支援コーディネーター
佐藤 進一	中央区民生委員児童委員協議会
宍倉 和雄	千葉市社会福祉協議会蘇我地区部会
進藤 輝雄	千葉市社会福祉協議会星久喜地区部会
鈴木 茂子	千葉市社会福祉協議会新宿地区部会
鈴木 喜久	中央区町内自治会連絡協議会
○ 高橋 功	千葉市社会福祉協議会ちば中央地区部会
◎ 武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会
土屋 淑子	千葉市社会福祉協議会白旗台地区部会
長嶋 洋二	千葉市社会福祉協議会生浜地区部会
仲野 勢津子	あんしんケアセンター浜野
長谷川 政美	中央区町内自治会連絡協議会
林 京子	あんしんケアセンター松ヶ丘
細貝 康弘	千葉市社会福祉協議会末広地区部会
村井 早苗	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会

【令和3（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
秋元 修身	千葉市社会福祉協議会末広地区部会
池田 實	千葉市社会福祉協議会川戸地区部会
石原 久義	千葉市社会福祉協議会千葉みなと地区部会
伊藤 正美	千葉市社会福祉協議会松ヶ丘地区部会
岩本 朝子	千葉市社会福祉協議会西千葉地区部会
植草 志津江	公募
榎本 裕子	中央区民生委員児童委員協議会
小野寺 佳子	千葉市社会福祉協議会松波地区部会
金井 一男	千葉市社会福祉協議会中央東地区部会
亀井 隆行	中央区老人クラブ連合会（生浜地区）
川島 啓二	あんしんケアセンター松ヶ丘
河田 裕之	千葉市社会福祉協議会中央地区部会
木津 孝子	中央区民生委員児童委員協議会
草薙 仁一郎	千葉市社会福祉協議会寒川地区部会
栗田 節子	千葉市社会福祉協議会都地区部会
坂本 望	千葉市生活支援コーディネーター
佐藤 進一	中央区民生委員児童委員協議会
宍倉 和雄	千葉市社会福祉協議会蘇我地区部会
進藤 輝雄	千葉市社会福祉協議会星久喜地区部会
鈴木 茂子	千葉市社会福祉協議会新宿地区部会
鈴木 喜久	中央区町内自治会連絡協議会
○ 高橋 功	千葉市社会福祉協議会ちば中央地区部会
◎ 武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会
土屋 淑子	千葉市社会福祉協議会白旗台地区部会
長嶋 洋二	千葉市社会福祉協議会生浜地区部会
仲野 勢津子	あんしんケアセンター浜野
長谷川 政美	中央区町内自治会連絡協議会
村井 早苗	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

Ⅱ（２）花見川区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和2（2020）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
天春 立兵	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会
石橋 富男	社会福祉法人 栗の木
片波見 禎子	花見川区民生委員・児童委員協議会
加藤 大輔	あんしんケアセンター花園
加藤 裕二	社会福祉法人 オリーブの樹
○ 金子 建一郎	花見川区町内自治会連絡協議会
工藤 勝巳	花見川区老人クラブ連合会
藏屋 勝敏	公募
小西 啓治	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会
齋藤 郷	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会
清水 葉子	千葉市社会福祉協議会畑地区部会
杉山 初江	千葉市社会福祉協議会幕張本郷中学校区地区部会
鈴木 季代子	千葉市社会福祉協議会検見川地区部会
鈴木 恵子	千葉市社会福祉協議会さつきが丘・宮野木台地区部会
鈴木 幸正	千葉市社会福祉協議会幕張・武石地区部会
友利 三雄	千葉市社会福祉協議会天戸中学校区地区部会
中垣 薫	花見川区町内自治会連絡協議会
長島 勝平	千葉市社会福祉協議会花見川第2地区部会
蜂巢 昭	千葉市社会福祉協議会こてはし台中学校区地区部会
◎ 原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会
藤代 武治	花見川区町内自治会連絡協議会
宮川 悦夫	花見川区民生委員・児童委員協議会
吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所

◎ 委員長 ○ 副委員長

【令和3（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
石橋 富男	社会福祉法人 栗の木
岡久 繁興	千葉市社会福祉協議会花見川地区部会
片波見 禎子	花見川区民生委員・児童委員協議会
加藤 裕二	社会福祉法人 オリーブの樹
○ 金子 建一郎	花見川区町内自治会連絡協議会
川上 利泰	千葉市身体障害者連合会
工藤 勝巳	花見川区老人クラブ連合会
藏屋 勝敏	公募
小西 啓治	千葉市社会福祉協議会犢橋地区部会
小山 章子	あんしんケアセンター花園
齋藤 郷	千葉市社会福祉協議会こてはし台地区部会
清水 葉子	千葉市社会福祉協議会畑地区部会
鈴木 季代子	千葉市社会福祉協議会検見川地区部会
鈴木 恵子	千葉市社会福祉協議会さつきが丘・宮野木台地区部会
鈴木 幸正	千葉市社会福祉協議会幕張・武石地区部会
相馬 静代	千葉市社会福祉協議会幕張本郷中学校区地区部会
中垣 薫	花見川区町内自治会連絡協議会
長島 勝平	千葉市社会福祉協議会花見川第2地区部会
長津 一男	千葉市社会福祉協議会天戸中学校区地区部会
中村 康弘	花見川区町内自治会連絡協議会
橋立 達夫	千葉市社会福祉協議会朝日ヶ丘地区部会
蜂巢 昭	千葉市社会福祉協議会こてはし台中学校区地区部会
◎ 原田 雅男	花見川区町内自治会連絡協議会
宮川 悦夫	花見川区民生委員・児童委員協議会
吉松 美津代	千葉西ケアマネージャー事務所

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

Ⅱ（３）稲毛区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和2（2020）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
安西 由紀枝	社会福祉協議会緑・黒砂地区部会
◎ 飯田 禮子	社会福祉協議会稲毛地区部会
伊東 朋子	千葉市あんしんケアセンター天台
井村 進	社会福祉協議会稲丘地区部会
岩上 章子	認定NPO法人 コミュニティケア街ねっと
岡野 龍夫	稲毛区町内自治会連絡協議会
岡山 尚美	社会福祉協議会 301（作草部・天台）地区部会
工藤 嘉生	社会福祉協議会小中台東地区部会
坂部 京子	社会福祉協議会弥生地区部会
佐久間 文子	社会福祉協議会山王地区部会
佐藤 滋洋	地域生活支援センターふるる
○ 鈴木 金作	稲毛区町内自治会連絡協議会
内藤 八洲夫	社会福祉協議会千草台中学校地区部会
布川 弘子	千葉市身体障害者連合会
長谷川 正道	社会福祉協議会緑が丘地区部会
早川 民男	稲毛区民生委員児童委員協議会
深味 肇	千葉市ボランティア連絡協議会
○ 古沢 幸子	稲毛区民生委員児童委員協議会
別所 千恵子	稲毛区老人クラブ連合会
本間 雅恵	社会福祉協議会草野地区部会
眞智 洋二	稲毛区町内自治会連絡協議会
松川 智子	千葉市手をつなぐ育成会
松原 正道	NPO 法人 M&M 研究所
三石 治	社会福祉協議会小中台西地区部会
宮崎 淳子	千葉市あんしんケアセンター小仲台
茂手木 直忠	社会福祉協議会轟・穴川地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

【令和3（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
伊藤 正樹	社会福祉協議会緑が丘地区部会
○ 井村 進	社会福祉協議会稲丘地区部会
岩上 章子	認定NPO法人 コミュニティケア街ねっと
岡野 龍夫	稲毛区町内自治会連絡協議会
岡山 尚美	社会福祉協議会 301（作草部・天台）地区部会
菊池 まり	稲毛・こどものWAねっとわーく
木村 ユミ子	千葉市身体障害者連合会
工藤 和博	千葉市あんしんケアセンター園生
工藤 嘉生	社会福祉協議会小中台東地区部会
佐久間 文子	社会福祉協議会山王地区部会
◎ 鈴木 金作	稲毛区町内自治会連絡協議会
関谷 輝市	社会福祉協議会稲毛地区部会
染谷 英樹	稲毛区障害者基幹相談支援センター
○ 内藤 八洲夫	稲毛区民生委員児童委員協議会
深味 肇	千葉市ボランティア連絡協議会
古沢 幸子	稲毛区民生委員児童委員協議会
別所 千恵子	稲毛区老人クラブ連合会
星野 正子	社会福祉協議会千草台中学校地区部会
眞智 洋二	稲毛区町内自治会連絡協議会
松川 智子	千葉市手をつなぐ育成会
松原 正道	NPO 法人 M&M 研究所
宮永 稔	社会福祉協議会小中台西地区部会
茂手木 直忠	社会福祉協議会轟・穴川地区部会
森 松助	社会福祉協議会草野地区部会
吉岡 加代子	社会福祉協議会緑・黒砂地区部会

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

Ⅱ（４）若葉区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和2（2020）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
飯塚 芳子	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会
石井 和久	千葉市社会福祉協議会坂月地区部会
伊藤 正彦	社会福祉法人宝寿会 若葉泉の里
岩澤 章	千葉市あんしんケアセンター都賀
宇山 正孝	千葉市社会福祉協議会千城台東南・金親地区部会
江尻 利紀	千葉市あんしんケアセンター大宮台
大嶋 昭	地域福祉活動者
小川 英雄	千葉市社会福祉協議会大宮地区部会
尾崎 誠明	千葉市あんしんケアセンター千城台
片桐 邦明	千葉市社会福祉協議会加曾利地区部会
菊次 英志	千葉市社会福祉協議会御成台・千城台西北地区部会
小出 岩男	千葉市社会福祉協議会桜木地区部会
小林 格	社会福祉法人 あしたば中野学園
小林 信治	千葉市社会福祉協議会更科地区部会
駒野 晴雄	千葉市社会福祉協議会白井地区部会
佐々木 武彦	若葉区町内自治会連絡協議会みつわ台（34地区）
佐藤 和恵	千葉市生活支援コーディネーター
澤口 重郎	千葉市ボランティア連絡協議会
清水 節雄	若葉区老人クラブ連合会
宝井 薫子	若葉区主任児童委員協議会
林 義則	千葉市社会福祉協議会千城小地区部会
津田 正臣	地域福祉活動者
角田 信夫	若葉区町内自治会連絡協議会千城台西（24地区）
西村 あをい	東京情報大学
縫部 隆彦	千葉市社会福祉協議会結・みつわ台地区部会
平井 敏一	植草学園大学
藤川 徳治郎	若葉区民生委員・児童委員協議会
布施 正勝	地域福祉活動者
前田 一	若葉区町内自治会連絡協議会 白井（17地区）
真鍋 信枝	千葉市社会福祉協議会 若松地区部会
矢嶋 富美子	千葉市あんしんケアセンター桜木
飯原 優	千葉市社会福祉協議会 貝塚地区部会
山内 興明	千葉市社会福祉協議会 都賀地区部会
山本 彰博	千葉市あんしんケアセンターみつわ台

【令和3（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
飯塚 芳子	千葉市社会福祉協議会小倉地区部会
石井 和久	千葉市社会福祉協議会坂月地区部会
伊藤 正彦	社会福祉法人宝寿会 若葉泉の里
岩澤 章	千葉市あんしんケアセンター都賀
宇山 正孝	千葉市社会福祉協議会千城台東南・金親地区部会
江尻 利紀	千葉市あんしんケアセンター大宮台
大嶋 昭	地域福祉活動者
小川 英雄	千葉市社会福祉協議会大宮地区部会
○ 尾崎 誠明	千葉市あんしんケアセンター千城台
片桐 邦明	千葉市社会福祉協議会加曾利地区部会
菊次 英志	千葉市社会福祉協議会御成台・千城台西北地区部会
小出 岩男	千葉市社会福祉協議会桜木地区部会
小林 格	社会福祉法人 あしたば中野学園
小林 信治	千葉市社会福祉協議会更科地区部会
駒野 晴雄	千葉市社会福祉協議会白井地区部会
佐々木 武彦	若葉区町内自治会連絡協議会みつわ台（34地区）
佐藤 和恵	千葉市生活支援コーディネーター
澤口 重郎	千葉市ボランティア連絡協議会
清水 節雄	若葉区老人クラブ連合会
宝井 薫子	若葉区主任児童委員協議会
田中 重昂	千葉市社会福祉協議会千城小地区部会
◎ 津田 正臣	地域福祉活動者
角田 信夫	若葉区町内自治会連絡協議会千城台西（24地区）
○ 縫部 隆彦	千葉市社会福祉協議会結・みつわ台地区部会
平賀 洋一	植草学園大学
○ 藤川 徳治郎	若葉区民生委員・児童委員協議会
布施 正勝	地域福祉活動者
細川 満子	東京情報大学
前田 一	若葉区町内自治会連絡協議会 白井（17地区）
真鍋 信枝	千葉市社会福祉協議会 若松地区部会
矢嶋 富美子	千葉市あんしんケアセンター桜木
山井 博	千葉市社会福祉協議会 貝塚地区部会
山内 興明	千葉市社会福祉協議会 都賀地区部会
山本 彰博	千葉市あんしんケアセンターみつわ台

◎ 委員長 ○ 副委員長

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議が開催できず、委員長・副委員長の選任手続きが取れなかったため、委員長・副委員長は不在。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

Ⅱ（５）緑区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和2（2020）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
石本 春樹	特別養護老人ホーム ときわ園
伊東 優子	千葉市社会福祉協議会おゆみ野地区部会
大槻 勝三	誉田地区町内自治会連絡協議会
◎ 岡本 博幸	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
鴨 省次郎	千葉市精神障害者南地域家族会
小林 正継	社会福祉法人 くちなし
小山 義春	椎名地区町内自治会連絡協議会
笹塚 幸子	千葉市民生委員・児童委員協議会
茂田 義明	千葉市社会福祉協議会土気地区部会
篠崎 敏夫	千葉市社会福祉協議会誉田地区部会
篠原 重樹	おゆみ野地区町内自治会連絡協議会
高橋 友和	千葉市あんしんケアセンター鎌取
○ 田宮 妙子	おゆみ野女性の会
野崎 芳治	土気地区町内自治会連絡協議会
廣田 健次	千葉市身体障害者連合会
布施 成章	千葉市あんしんケアセンター土気
本田 英作	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
松戸 照彦	おゆみ野泉谷自治会
宮崎 勝寛	千葉市あんしんケアセンター誉田
茂庭 正昭	緑区老人クラブ連合会
山岡 功平	社会福祉法人 ワーナーホーム
吉田 暢	千葉市民生委員・児童委員協議会

◎ 委員長 ○ 副委員長

【令和3（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
石本 春樹	特別養護老人ホーム ときわ園
大槻 勝三	誉田地区町内自治会連絡協議会
◎ 岡本 博幸	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
鴨 省次郎	千葉市精神障害者南地域家族会
小林 正継	社会福祉法人 くちなし
小山 義春	椎名地区町内自治会連絡協議会
笹塚 幸子	千葉市民生委員・児童委員協議会
茂田 義明	千葉市社会福祉協議会土気地区部会
篠崎 敏夫	千葉市社会福祉協議会誉田地区部会
篠原 重樹	おゆみ野地区町内自治会連絡協議会
高橋 友和	千葉市あんしんケアセンター鎌取
○ 田宮 妙子	おゆみ野女性の会
野口 照夫	千葉市社会福祉協議会おゆみ野地区部会
野崎 芳治	土気地区町内自治会連絡協議会
廣田 健次	千葉市身体障害者連合会
布施 成章	千葉市あんしんケアセンター土気
本田 英作	千葉市社会福祉協議会椎名地区部会
松戸 照彦	おゆみ野泉谷自治会
宮崎 勝寛	千葉市あんしんケアセンター誉田
茂庭 正昭	緑区老人クラブ連合会
山岡 功平	社会福祉法人 ワーナーホーム
吉田 暢	千葉市民生委員・児童委員協議会

Ⅱ（６）美浜区支え合いのまち推進協議会委員一覧

【令和2（2020）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
相原 洋	千葉市あんしんケアセンター真砂
池田 孝子	社会福祉協議会稲毛海岸地区部会
伊藤 正昭	社会福祉協議会打瀬地区部会
加藤 高明	美浜区町内自治会連絡協議会稲浜中学校区
金澤 英昭	千葉市身体障害者連合会
久保田 寅英	美浜区町内自治会連絡協議会真砂中学校区
小谷 健	美浜区町内自治会連絡協議会磯辺中学校区
小林 二郎	美浜区民生委員児童委員協議会
信太 敬三	千葉市ボランティア連絡協議会
鈴木 孝子	美浜区町内自治会連絡協議会高洲第一中学校区
鈴木 俊男	社会福祉協議会幸町一丁目地区部会
十川 勝美	社会福祉協議会高洲・高浜地区部会
外山 金嘉	社会福祉協議会幸町2丁目地区部会
高薄 達男	千葉市あんしんケアセンター高洲
田中 利武	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第二中学校区
遠山 孝行	美浜区町内自治会連絡協議会打瀬中学校区
直井 哲男	美浜区民生委員児童委員協議会
長岡 正明	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第一中学校区
中村 信子	千葉市あんしんケアセンター幸町
成田 英雄	社会福祉協議会真砂地区部会
東村 千栄子	千葉市あんしんケアセンター磯辺
平野 悦子	社会福祉協議会幕張西地区部会
別所 康宏	社会福祉協議会磯辺地区部会
町田 佳景	美浜区老人クラブ連合会
森 君江	美浜区町内自治会連絡協議会幕張西中学校区

【令和3（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
相原 洋	千葉市あんしんケアセンター真砂
○ 池田 孝子	社会福祉協議会稲毛海岸地区部会
伊藤 正昭	社会福祉協議会打瀬地区部会
加藤 高明	美浜区町内自治会連絡協議会稲浜中学校区
金澤 英昭	千葉市身体障害者連合会
川畑 利博	社会福祉協議会幸町一丁目地区部会
久保田 寅英	美浜区町内自治会連絡協議会真砂中学校区
小谷 健	美浜区町内自治会連絡協議会磯辺中学校区
小林 二郎	美浜区民生委員児童委員協議会
信太 敬三	千葉市ボランティア連絡協議会
鈴木 孝子	美浜区町内自治会連絡協議会高洲・高浜中学校区
十川 勝美	社会福祉協議会高洲・高浜地区部会
高薄 達男	千葉市あんしんケアセンター高洲
田中 利武	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第二中学校区
遠山 孝行	美浜区町内自治会連絡協議会打瀬中学校区
◎ 長岡 正明	美浜区町内自治会連絡協議会幸町第一中学校区
長瀬 安男	社会福祉協議会幸町2丁目地区部会
中村 信子	千葉市あんしんケアセンター幸町
東村 千栄子	千葉市あんしんケアセンター磯辺
平野 悦子	社会福祉協議会幕張西地区部会
別所 康宏	社会福祉協議会磯辺地区部会
町田 佳景	美浜区老人クラブ連合会
森 君江	美浜区町内自治会連絡協議会幕張西中学校区
吉川 英朗	社会福祉協議会真砂地区部会

◎ 委員長 ○ 副委員長

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議が開催できず、委員長・副委員長の選任手続きが取れなかったため、委員長・副委員長は不在。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

Ⅲ 掲載事業一覧（第5章 市の取組み、第6章 成年後見制度利用促進基本計画）

● 施策の展開（第5章 市の取組み）

I 地域の支え合いの力を高める

主要施策(1) コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
1	生活支援体制の充実	地域包括ケア推進課	再掲No95,127,139
2	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	地域福祉課	再掲No94,96,128,140
主要施策(2) 地域福祉活動におけるオンラインの活用支援			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
3	デジタルデバйд対策	スマートシティ推進課	
主要施策(3) 地域づくりに向けた支援			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
4	区地域活性化支援事業	各区地域振興課	
5	市民自治の推進	市民自治推進課	
6	地域運営委員会の支援	市民自治推進課	
7	ボランティア活動補償制度	市民自治推進課	
8	いきいき活動外出支援事業	高齢福祉課	
9	子育てサークルの支援	健康支援課	
10	地区部会活動の支援	地域福祉課	
主要施策(4) 地域づくりの担い手、リーダーの育成			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
11	ちばし地域づくり大学校	高齢福祉課	
12	認知症サポーター養成講座	地域包括ケア推進課	
13	シニアリーダー講座	健康推進課	
14	介護支援ボランティア制度の運用	介護保険管理課	
15	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	障害福祉サービス課	
16	精神保健福祉ボランティア養成講座	こころの健康センター	
17	ボランティア活動の促進	地域福祉課	再掲No83
18	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	国際交流課	
19	社会福祉セミナー	地域福祉課	
20	民生委員協力員	地域福祉課	
21	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	生涯学習振興課	
22	応急手当普及啓発事業	救急課	
主要施策(1) 居場所(通いの場)の拡充			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
23	認知症カフェ設置促進	地域包括ケア推進課	
24	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業	高齢福祉課	再掲No44
25	ひきこもりサポート(居場所団体への助成)	精神保健福祉課	
26	子どもの居場所づくり	こども企画課	
27	放課後子ども教室推進事業	生涯学習振興課	
主要施策(2) 地域福祉活動の拠点確保			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
28	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進	地域福祉課 高齢福祉課 介護保険事業課	
29	地域づくり拠点としての公民館の活用	生涯学習振興課	
30	空き家の有効活用事業	住宅政策課	
31	学校施設開放	学校施設課	

1 持続可能な地域づくり

2 多様な居場所づくり

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

資料編【Ⅲ 掲載事業一覧（第5章 市の取組み）】

第1章 策定にあたって
第2章 現状と経緯
第3章 計画の概要
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用 促進基本計画
第7章 取組事例
第8章 計画の推進
資料編

3 介護予防・健康づくり、生きがいづくり	主要施策(1) 介護予防・健康づくり			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	32	健康づくり事業	健康推進課	
	33	ヘルスサポーターの養成	健康推進課	
	34	食生活改善推進員の養成	健康推進課	
	35	各区の特色に応じた運動に関する講習会等の実施	健康推進課	
	36	障害者スポーツ大会等の開催	障害者自立支援課	
	37	学校体育施設開放事業	スポーツ振興課	
	38	ちばしパラスポーツコンシェルジュ	スポーツ振興課	
	39	パラスポーツ振興補助金	スポーツ振興課	
主要施策(2) 生きがいづくり				
NO.	事業・施策名	担当課	備考	
40	生涯現役応援センター	高齢福祉課		
41	シルバー人材センター	高齢福祉課		
42	老人クラブの育成	高齢福祉課		
43	いきいきプラザ・いきいきセンター(老人福祉センター)の管理運営	高齢福祉課		
4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	主要施策(1) 生活支援サービスの拡充			
	NO.	事業・施策名	担当課	備考
	44	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業	高齢福祉課	再掲No24
	45	高齢者等ごみ出し支援事業	高齢福祉課	
	46	高齢者に対する外出支援	高齢福祉課	
	47	地域見守り活動支援事業	高齢福祉課	再掲No51
	48	福祉有償運送支援事業	高齢福祉課	
	49	千葉市の生活支援サイトの充実	地域包括ケア推進課	
	50	ファミリー・サポート・センター事業	幼保支援課	
	主要施策(2) 地域見守り体制の充実			
NO.	事業・施策名	担当課	備考	
51	地域見守り活動支援事業	高齢福祉課	再掲No47	
52	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	高齢福祉課		
53	徘徊高齢者SOSネットワーク事業	地域包括ケア推進課		
54	学校セーフティウォッチ	学事課		
55	民生委員・児童委員活動への支援	地域福祉課		
56	孤独死防止通報制度の運用	地域福祉課		
主要施策(3) 防犯体制の強化				
NO.	事業・施策名	担当課	備考	
57	市民防犯活動の支援	地域安全課		
58	地域防犯ネットワークの推進	地域安全課		
59	防犯ウォーキングの推進	各区地域振興課		
60	こども110番のいえ	健全育成課		
61	くらしの巡回講座・連携事業	消費生活センター		
主要施策(4) 災害に備える地域づくり				
NO.	事業・施策名	担当課	備考	
62	避難所運営委員会の設立育成	防災対策課		
63	自主防災組織の育成	防災対策課		
64	防災アドバイザー派遣	防災対策課		
65	防災知識の普及啓発	防災対策課		
66	避難行動要支援者の支援体制	防災対策課		
67	災害時におけるボランティア体制の整備	地域福祉課		
68	交通安全総点検	各区地域振興課		

主要施策(1) 福祉教育の推進			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
69	福祉教育の推進	地域福祉課	
70	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育	教育指導課	
71	福祉講話の実施	障害者自立支援課	
72	青少年育成事業	健全育成課	
主要施策(2) 啓発活動の推進			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
73	認知症への理解の促進	地域包括ケア推進課	
74	認知症介護研修	地域包括ケア推進課	
75	障害者差別解消の推進	障害者自立支援課	
76	障害者への情報保障	障害者自立支援課	
77	障害者週間における啓発活動	障害者自立支援課	
78	身体障害者連合会への支援	障害者自立支援課	
79	児童福祉週間における啓発活動	こども家庭支援課	
80	青少年育成委員会への支援	健全育成課	
81	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	地域福祉課	
		高齢福祉課	
		市民自治推進課	
		国際交流課	
82	ボランティアに関する情報の発信	地域福祉課	
		市民自治推進課	
		国際交流課	
		生涯学習振興課	
83	ボランティア活動の促進	地域福祉課	再掲No17
84	地域福祉に関する情報提供	地域福祉課	
85	市政出前講座	広報広聴課	
86	交通安全対策	地域安全課	
87	人権週間等における人権啓発活動	男女共同参画課	
Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する			
主要施策(1) 包括的な相談支援体制の構築			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
88	重層的・包括的相談支援体制の構築	地域福祉課	再掲No98,141
89	相談支援機関向けコンシェルジュ	地域福祉課	
90	あんしんケアセンターの充実	地域包括ケア推進課	
91	地域ケア会議の充実	地域包括ケア推進課	再掲No130
92	生活自立・仕事相談センターの充実	保護課	再掲No114
93	子ども家庭総合支援拠点事業	こども家庭支援課	
主要施策(2) コミュニティソーシャルワーク機能の強化			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
94	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	地域福祉課	再掲No2,96,128,140
主要施策(3) 地域の居場所(通いの場)へのアウトリーチの拡充			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
95	生活支援体制の充実	地域包括ケア推進課	再掲No1,127,139
96	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	地域福祉課	再掲No2,94,128,140
97	地域リハビリテーション活動支援事業	健康推進課	
主要施策(4) 身近な地域の居場所(通いの場)における地域住民等による相談体制づくりへの支援			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
98	重層的・包括的相談支援体制の構築	地域福祉課	再掲No88,141
99	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	生涯学習振興課	

5 福祉教育・啓発

1 包括的な相談支援体制の構築

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

資料編【Ⅲ 掲載事業一覧（第5章 市の取組み）】

第1章 策定にあたって
第2章 現状と経緯
第3章 計画の概要
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用 促進基本計画
第7章 取組事例
第8章 計画の推進
資料編

主要施策(1)生活のしづらさを抱えている方々への対応			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
100	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	精神保健福祉課	
101	ひきこもり地域支援センターの充実	精神保健福祉課	
102	精神障害者家族会への支援	精神保健福祉課	
103	依存症者を支援する民間団体への助成	精神保健福祉課	
104	依存症者等への支援推進	こころの健康センター	
105	障害者福祉団体への支援	障害者自立支援課	
106	就労定着支援	障害福祉サービス課	
107	重度訪問介護利用者の大学就学支援	障害福祉サービス課	
108	コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度	国際交流課	
109	千葉県外国人総合相談窓口	国際交流課	
110	女性のためのつながりサポート	男女共同参画課	
111	LGBT専門相談の実施	男女共同参画課	
主要施策(2)自殺対策			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
112	ゲートキーパーの養成	こころの健康センター	
113	自殺予防に向けた意識啓発	精神保健福祉課	
主要施策(3)生活困窮者自立支援の促進			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
114	生活自立・仕事相談センターの充実	保護課	再掲No92
主要施策(4)子どもの貧困への対応			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
115	子どもの貧困対策総合コーディネート事業(子どもナビゲーター)	こども家庭支援課	
主要施策(5)住宅確保要配慮者に対する支援			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
116	住宅確保要配慮者への円滑入居支援	住宅政策課	
117	居住支援協議会	住宅政策課 高齢福祉課 地域包括ケア推進課	
主要施策(6)再犯防止の推進			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
118	(仮称)千葉県再犯防止推進計画の策定	地域福祉課	
119	保護司の活動支援	地域福祉課	
主要施策(1)虐待防止			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
120	高齢者虐待の予防と早期発見・適切な対応	地域包括ケア推進課	
121	障害者虐待の防止	障害者自立支援課	
122	児童虐待・DVへの対応	こども家庭支援課 児童相談所	
123	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発活動	こども家庭支援課 男女共同参画課	
主要施策(2)権利擁護			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
124	日常生活自立支援事業への支援	地域福祉課	
125	法人後見事業への支援	地域福祉課	
126	未成年後見制度の利用促進	こども家庭支援課 児童相談所	

Ⅲ 社会資源の創出を促進する			
主要施策(1) 社会福祉法人の公益的な取組の促進			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
127	生活支援体制の充実	地域包括ケア推進課	再掲No1,95,139
128	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	地域福祉課	再掲No2,94,96,140
129	社会福祉法人の公益的な取組みの促進	地域福祉課	
主要施策(2) 企業、学校、NPOなど多様な主体との連携の促進			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
130	地域ケア会議の充実	地域包括ケア推進課	再掲No91
131	在宅医療・介護連携支援センターの運営	在宅医療・介護連携支援センター	
132	多職種連携の推進	在宅医療・介護連携支援センター	
133	エンディングサポート(終活支援)事業	在宅医療・介護連携支援センター	
134	保育所(園)・認定こども園地域活動事業	幼保運営課	
135	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	学事課	
136	公益活動団体の連携促進	市民自治推進課	
137	民間企業等との連携	政策調整課	
		経済企画課	
138	コミュニティビジネスの支援	産業支援課	
139	生活支援体制の充実	地域包括ケア推進課	再掲No1,95,127
140	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	地域福祉課	再掲No2,94,96,128
主要施策(3) 新たなプラットフォームの形成			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
141	重層的・包括的相談支援体制の構築	地域福祉課	再掲No88,98

● 施策の展開(第6章 成年後見制度利用促進基本計画)			
施策1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
1	成年後見支援センター(中核機関)の設置・機能強化	地域包括ケア推進課	
2	地域連携ネットワークの構築	地域包括ケア推進課	
3	成年後見制度利用支援事業の実施	地域包括ケア推進課	
施策2 成年後見制度の普及啓発			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
1	市民及び医療・保健・福祉関係機関、企業等への講習会の実施	地域包括ケア推進課	
2	パンフレット等による普及啓発	地域包括ケア推進課	
施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
1	相談支援機関と連携した権利擁護支援体制の整備	地域包括ケア推進課	
2	相談体制の充実及びスクリーニングの実施	地域包括ケア推進課	
3	成年後見に関する申立て支援	地域包括ケア推進課	
4	関係機関と連携した申立ての判断に係る検討の実施	地域包括ケア推進課	
5	成年後見に関する市長申立ての実施	地域包括ケア推進課	
施策4 チームによる適切な支援の実施			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
1	関係機関との連携による適切な支援の実施	地域包括ケア推進課	
2	関係機関が開催するケース会議等との連携	地域包括ケア推進課	
施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援			
NO.	事業・施策名	担当課	備考
1	市民後見人の養成・育成支援	地域包括ケア推進課	
2	後見活動の担い手の確保及び支援の実施	地域包括ケア推進課	
3	後見活動の担い手への研修の実施	地域包括ケア推進課	
4	親族後見人への支援	地域包括ケア推進課	

1 多様な主体との連携

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

IV 保健福祉相談窓口一覧

■保健・福祉の総合相談

保健・福祉サービスを必要とする方に適切なサービスを提供するためには、その方の健康状態や身体状況、生活の状態等を総合的な視点からとらえ、その方の意思を尊重しながら、各種のサービスを必要に応じて組み合わせ、いくきめ細かな対応が必要です。

すべての市民が、必要なときに適切な保健・福祉サービスを、地域に暮らしながら利用できるように、保健福祉センターを拠点として、各区単位のサービスを提供しています。

1 保健福祉センター

(1) 高齢障害支援課

高齢者・障害者等の各種の相談を受け、必要に応じた援助や施設入所等の事務を行っています。

- 高齢支援班・・・高齢福祉に係る各種相談を受け、必要に応じた援助や指導を行うほか、民生委員・児童委員に関することを担当します。
- 障害支援班・・・身体・知的障害者（児）（精神については健康課）の相談を受け、必要に応じた援助や指導を行います。
- 介護保険室・・・介護保険制度に関する相談や要介護認定等の申請を受け、必要に応じてサービスの利用に向けた助言や指導を行います。

(2) こども家庭課

児童及び家庭に関する相談や子育て支援（ひとり親家庭支援含む）に関する各種手当・医療費助成の申請、保育所・子どもルームの利用に関する手続きを行います。

(3) 社会援護課

生活に困っている方に対して相談及び助言を行うとともに、生活保護による各種の援助及び自立のための支援を行っています。

- 社会給付班・・・生活保護費や住居確保給付金、戦没者遺族等の給付等に関することを行います。
- 保護班・・・生活保護や中国残留邦人等に関する相談を受け、必要に応じた援助、指導等を行います。

(4) 健康課

健康・精神保健・難病に関する相談や各種申請等の受け付けをしています。

- すこやか親子班・・・乳幼児の健康診査・育児支援等に関することを行います。
- 健康づくり班・・・健康教育・健康相談・介護予防等に関することを行います。
- こころと難病の相談班・・・精神保健福祉相談・難病相談等に関することを行います。

所在地	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜
	中央区中央 4-5-1	花見川区瑞穂 1-1	稲毛区六川 4-12-4	若葉区貝塚 2-19-1	緑区鎌取町 226-1	美浜区真砂 5-15-2
高齢障害支援課	高齢支援班 ☎ 221-2150 障害支援班 ☎ 221-2152 介護保険室 ☎ 221-2198 FAX 221-2602 ✉ koreishogai.CHU@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 275-6425 障害支援班 ☎ 275-6462 介護保険室 ☎ 275-6401 FAX 275-6317 ✉ koreishogai.HA@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 284-6141 障害支援班 ☎ 284-6140 介護保険室 ☎ 284-6242 FAX 284-6193 ✉ koreishogai.IN@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 233-8558 障害支援班 ☎ 233-8154 介護保険室 ☎ 233-8264 FAX 233-8251 ✉ koreishogai.WA@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 292-8138 障害支援班 ☎ 292-8150 介護保険室 ☎ 292-9491 FAX 292-8276 ✉ koreishogai.MI@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 270-3505 障害支援班 ☎ 270-3154 介護保険室 ☎ 270-4073 FAX 270-3281 ✉ koreishogai.MI@city.chiba.lg.jp
こども家庭課	☎ 221-2149 FAX 221-2606 ✉ kodomokatei.CHU@city.chiba.lg.jp	☎ 275-6421 FAX 275-6318 ✉ kodomokatei.HA@city.chiba.lg.jp	☎ 284-6137 FAX 284-6182 ✉ kodomokatei.IN@city.chiba.lg.jp	☎ 233-8150 FAX 233-8178 ✉ kodomokatei.WA@city.chiba.lg.jp	☎ 292-8137 FAX 292-8284 ✉ kodomokatei.MI@city.chiba.lg.jp	☎ 270-3150 FAX 270-3291 ✉ kodomokatei.MI@city.chiba.lg.jp
社会援護課	第一課社会給付班 ☎ 221-2147 第一課保護第一班 ☎ 221-2154 第一課保護第二班 ☎ 221-2155 第一課保護第三班 ☎ 221-2156 第一課保護第四班	社会給付班 ☎ 275-6416 保護第一班 ☎ 275-6471 保護第二班 ☎ 275-6420 保護第三班 ☎ 275-6490 保護第四班	社会給付班 ☎ 284-6135 保護第一班 ☎ 284-6136 保護第二班 ☎ 284-6142 保護第三班 ☎ 284-6143 保護第四班	第一課社会給付班 ☎ 233-8148 第一課保護第一班 ☎ 233-8156 第一課保護第二班 ☎ 233-8157 第一課保護第三班 ☎ 233-8208 FAX 233-8170	社会給付班 ☎ 292-8135 保護第一班 ☎ 292-8152 保護第二班 ☎ 292-8136 保護第三班 ☎ 292-8153 FAX 292-8162	社会給付班 ☎ 270-3148 保護第一班 ☎ 270-1223 保護第二班 ☎ 270-3149 FAX 270-3195 ✉ shakaiengo.MIH@city.chiba.lg.jp

第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

所在地	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜
	中央区中央 4-5-1	花見川区瑞穂 1-1	稲毛区六川 4-12-4	若葉区貝塚 2-19-1	緑区鎌取町 226-1	美浜区真砂 5-15-2
	☎ 221-2550 FAX 221-2164 ✉shakaiengo1.CHU@city.chiba.lg.jp 第二課保護第一班 ☎ 221-2066 第二課保護第二班 ☎ 221-2067 第二課保護第三班 ☎ 221-2068 第二課保護第四班 ☎ 221-2017 FAX 221-2164 ✉shakaiengo2.CHU@city.chiba.lg.jp	☎ 275-0091 FAX 275-6904 ✉shakaiengo.HAN@city.chiba.lg.jp	☎ 284-6143 FAX 284-6153 ✉shakaiengo.INA@city.chiba.lg.jp	✉shakaiengo1.WA@city.chiba.lg.jp 第二課保護第一班 ☎ 233-8158 第二課保護第二班 ☎ 233-8149 第二課保護第三班 ☎ 233-8199 第二課保護第四班 ☎ 233-8180 FAX 233-8170 ✉shakaiengo2.WA@city.chiba.lg.jp	✉shakaiengo.MID@city.chiba.lg.jp	p
健康課	すこやか親子班 ☎ 221-2581 健康づくり班 ☎ 221-2582 こころと難病の相談班 ☎ 221-2583 FAX 221-2590 ✉kenko.CHU@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 275-6295 健康づくり班 ☎ 275-6296 こころと難病の相談班 ☎ 275-6297 FAX 275-6298 ✉kenko.HAN@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 284-6493 健康づくり班 ☎ 284-6494 こころと難病の相談班 ☎ 284-6495 FAX 284-6496 ✉kenko.INA@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 233-8191 健康づくり班 ☎ 233-8714 こころと難病の相談班 ☎ 233-8715 FAX 233-8198 ✉kenko.WAK@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 292-2620 健康づくり班 ☎ 292-2630 こころと難病の相談班 ☎ 292-5066 FAX 292-1804 ✉kenko.MID@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 270-2213 健康づくり班 ☎ 270-2221 こころと難病の相談班 ☎ 270-2287 FAX 270-2065 ✉kenko.MIH@city.chiba.lg.jp

2 保健福祉総合相談

保健や福祉に関する相談を受け、内容に応じ関係各課等に引き継ぎをするなど、利用者のニーズに対応した保健福祉サービスの利用をサポートします。

○受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

☎ 245-5721 FAX 245-5620 ✉fukushi-soudan@city.chiba.lg.jp

3 保健所

保健所は、公衆衛生の向上を図るため、広域的・専門的・技術的に全市的な対応が必要とされる感染症対策等の対人保健サービス、食品衛生、環境衛生、医務・薬務等における監視及び指導等の対物保健サービスを実施する総合拠点として、設置されています。

○所在地：美浜区幸町 1-3-9

保健所総務課	感染症対策課	食品安全課	環境衛生課
総務班 ☎ 238-9920 医務班 ☎ 238-9921 薬務班 ☎ 238-9967 FAX 203-5251 ✉somu.PHO@city.chiba.lg.jp	結核感染症班 ☎ 238-9974 予防接種班 ☎ 238-9941 FAX 238-9932 ✉kansensho.PHO@city.chiba.lg.jp	食品指導班 ☎ 238-9934 食品監視班 ☎ 238-9935 食品調査班 ☎ 238-9937 管理栄養班 ☎ 238-9924 市場・食鳥監視室 ☎ 238-9959 FAX 238-9936 ✉shokuhin.PHO@city.chiba.lg.jp	営業指導班 ☎ 238-9939 施設指導班 ☎ 238-9940 FAX 238-9945 ✉kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp

4 心配ごと相談所

民生委員・児童委員を主体とした相談員が、面接・電話により広く市民の日常生活上の相談に応じて、適切な助言を行います。千葉市社会福祉協議会の中に設置されています。

○受付時間：火～木曜日 10:00～15:00（祝日・年末年始を除く）

○所在地：中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ内

☎ 209-8860 FAX 312-2442 ✉info@chiba-shakyo.jp

5 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、市長の推薦により厚生労働大臣から委嘱されており、その職務は、社会奉仕の精神をもって生活困窮者のほか高齢者、児童、障害者等で援護を必要とする方々の相談・援助にあたりるとともに、保健福祉センターや児童相談所等の関係行政機関に対して協力することとされています。なお、民生委員は児童福祉法に定められた児童委員を兼ねています。

本市の定数は、令和3(2021)年9月1日現在で1,520人(うち主任児童委員156人)です。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課 (P-176-)]

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

6 千葉市こころと命の相談室

仕事・育児・介護などで時間的に制約の多い世代の方が相談しやすいよう、自殺予防の相談窓口を平日の夜間及び土日の日中に開設しています。

職場や家庭の人間関係、生活の不安などについて、産業カウンセラー等の専門相談員が相談に応じます。

○相談日時：毎週月、金曜日 18:00～21:00（祝日・年末年始を除く）

月2回 土曜日 10:00～13:00、月1回 日曜日 10:00～13:00

○所在地：中央区新町18-12 第8東ビル501号室

予約枠と当日相談枠を設けています。平日の9:30～16:30に下記にて予約を受け付けています。

☎ 216-3618 ☒ hkt-chibacocoro@counselor.or.jp

7 千葉市ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にある方およびその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談、支援を行います。電話、来所による相談のほか、ご家庭等への訪問や同行も可能です。

○開所時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝・休日、年末年始を除く）

○所在地：美浜区高浜2-1-16 千葉市こころの健康センター内

☎ 204-1606 Fax 204-1607

8 千葉市生活自立・仕事相談センター

様々な理由により生活に困りごとを抱えている地域住民に寄り添い、経済的・社会的自立に向けた支援を行っています。

○相談日時(共通)：月～金曜日 8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

○千葉市生活自立・仕事相談センター中央

所在地：中央区中央4-5-1 きぼーる15階 中央保健福祉センター

☎ 202-5563 Fax 221-3370 ☒ soudan-chu@chiba-shakyo.jp

○千葉市生活自立・仕事相談センター花見川

所在地：花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階

☎ 307-6765 Fax 307-6766 ☒ hanamigawa-soudan@uwnchiba.net

○千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛

所在地：稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階

☎ 207-7070 Fax 207-7072 ☒ soudan@jigyoudan.com

○千葉市生活自立・仕事相談センター若葉

所在地：若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階

☎ 312-1723 Fax 312-6403 ☒ wakaba@jigyoudan.com

○千葉市生活自立・仕事相談センター緑

所在地：緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2階

☎ 293-1133 Fax 291-1899 ☒ midori@npo-link.jp

9 子どもナビゲーター

子どもたちが夢と希望を持って成長していける「誰も置き去りにしない社会」を実現していくため、子どもナビゲーターを配置し、関係機関が連携しながら家庭環境等から基本的な生活習慣が身に付いていない子どもとその家庭に寄り添い、生活習慣や生活環境の改善を直接働きかけるとともに、各種の支援につなげます。

○相談日時(共通)：月～金曜日 8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

○中央保健福祉センター 所在地：中央区中央4-5-1 きぼーる15階 ☎ 222-0877

○花見川保健福祉センター 所在地：花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階

☎080-7283-9128

○稲毛保健福祉センター 所在地：稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階 ☎ 222-8582

○若葉保健福祉センター 所在地：若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階 ☎ 308-3988

■ 高齢者の相談

1 あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護・福祉・健康・医療に関する様々な相談に応じるほか、権利擁護に関する相談業務等を行います。

なお、お住まいの地域により、担当するセンターが決まっています。詳しくは、各センターまでお問い合わせください。

○業務日時（共通）：月～土曜日 9:00～17:00（日曜日・祝日・年末年始を除く）

※緊急の場合は時間外でも電話に応じます。

あんしんケアセンター名	町丁名
東千葉：☎ 216-2131 FAX 216-2132	院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光
中央：☎ 216-2121 FAX 216-2211	旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町
千葉寺：☎ 263-3066 FAX 263-3077	青葉町、市場町、稲荷町、玄鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町
松ヶ丘：☎ 420-8325 FAX 264-8655 白旗出張所：☎ 308-9811 FAX 265-8111	赤井町、今井町、今井、鶴の森町、大森町、川崎町、白旗、蘇我町、蘇我、大巖寺町、川戸町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ヶ丘町、南町、宮崎、宮崎町、若草
浜野：☎ 305-0102 FAX 305-0108	生実町、塩田町、新浜町、浜野町、南生実町、村田町
こてはし台：☎ 258-8750 FAX 258-8751	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井4丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸町、横戸台
花見川：☎ 250-1701 FAX 250-1703	天戸町、柏井1丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川
さつきが丘：☎ 307-3225 FAX 307-3226	犢橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2丁目～4丁目
にれの木台：☎ 445-8012 FAX 445-8013	朝日ヶ丘1～3丁目・5丁目、西小中台、畑町、宮野木台1丁目
花園：☎ 216-2610 FAX 216-2618	朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘4丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂
幕張：☎ 212-7300 FAX 212-7330	武石町、幕張町、幕張本郷
山王：☎ 304-7740 FAX 304-7743 宮野木出張所：☎ 307-9010 FAX 307-9011	柏台、小中台町、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町、宮野木町
園生：☎ 306-6881 FAX 306-6882	あやめ台、園生町
天台：☎ 284-6811 FAX 284-6866	作草部町、作草部、千草台、天台町、天台、萩台町
小仲台：☎ 307-5780 FAX 307-5781	穴川町、穴川、小仲台、轟町、弥生町
稲毛：☎ 216-2831 FAX 216-2832	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町
みつわ台：☎ 290-0120 FAX 290-0122	愛生町、高品町、殿台町、原町、東寺山町、みつわ台、源町
都賀：☎ 312-5110 FAX 312-5121	都賀、都賀の台、西都賀、若松町、若松台
桜木：☎ 214-1841 FAX 214-8787	貝塚町、貝塚、加曾利町、桜木、桜木北
千城台：☎ 236-7400 FAX 236-7401	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町
大宮台：☎ 208-1212 FAX 208-1214	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、北谷津町、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町
鎌取：☎ 293-6911 FAX 293-6912	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町
誉田：☎ 300-4855 FAX 292-8262	大膳野町、高田町、平川町、誉田町
土気：☎ 295-0110 FAX 205-5050 あすみが丘出張所：☎ 205-5000 FAX 205-5001	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町
真砂：☎ 278-0111 FAX 278-0115	中瀬1丁目、ひび野1丁目、真砂、若葉
磯辺：☎ 445-8440 FAX 445-8447 浜田出張所：☎ 441-7410 FAX 441-7415	磯辺、打瀬、高浜5～6丁目、豊砂、中瀬2丁目、浜田、ひび野2丁目、幕張西、美浜
高洲：☎ 278-2545 FAX 278-2547	稲毛海岸、高洲、高浜1～4丁目・7丁目
幸町：☎ 301-5528 FAX 307-6835	幸町、新港

2 ちば認知症相談コールセンター

認知症の方やご家族などが気軽に利用できるコールセンターです。介護の経験者が電話で相談に応じます。

○相談日：月・火・木・土 10:00～16:00

○面接相談日：金（要予約）

○所在地：中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館5階

☎ 238-7731 プッシュ回線の固定電話(局番なし) #7100 FAX 238-7732

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

3 認知症疾患医療センター

認知症の方やご家族などからの医療的な相談に応じます。

相談の内容に応じて、地域の医療機関などの紹介や、鑑別診断などを行います。

○相談日：月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～15:00 ※まずは電話でご相談ください。

○所在地：中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学医学部附属病院内

☎ 226-2736、226-2256 Fax 226-2738

4 介護相談員派遣

介護相談員が、介護保険施設などの事業所を訪問し、利用者や家族の相談に応じます。

☎ 245-5062 Fax 245-5621 ✉ kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp

5 家族介護者支援センター

家族介護者（高齢者を在宅で介護している家族）が、日頃介護をしている中で困難に感じていることについて、ホームヘルパー等が分かりやすくアドバイスします。

電話で気軽にご相談いただけるほか、自宅訪問やオンライン上で介護方法（排泄介助や食事介助など）の実技を交えながら、直接アドバイスを受けることができます。

○相談日：月～金 9:00～17:00 土 10:00～13:00

○所在地：中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター4階

☎ 302-2017 Fax 242-6376 ✉ chihokyo@kfz.biglobe.ne.jp

6 生涯現役応援センター

高齢者の皆さんの生きがいの向上と社会を支える存在として活躍いただくことを目的として、就労やボランティア等地域活動のための情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行います。

○相談日：月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

○所在地：稲毛区穴川 4-12-1 稲毛区役所 2階

☎ 256-4510 Fax 256-4507

■ 障害者の相談

1 障害者相談センター

障害者相談センターとは、障害者（満18歳以上の身体障害者・知的障害者及び難病患者）の更生援護の利便を図るための技術的専門機関として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の両機能を併せ持った施設です。

○所在地：中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザB棟 1階

☎ 209-8823 Fax 209-8826 ✉ shogaishasodan.HWS@city.chiba.lg.jp

業務の内容

障害者に関する専門的知識及び技術を必要とする相談・指導及び医学的・心理学的・職能的判定業務を行っています。

①補装具に関する相談・指導及び処方と適合判定

身体障害者の身体の一部の欠損、又は機能障害を補い、日常生活を容易にするために用いる補装具（義手・義足・装具・車いす・補聴器他）の支給及び修理に際し、その処方・仮合せ及び適合判定を行っています。平成25(2013)年4月1日より難病患者（国が指定した疾患）も対象者となりました。

②自立支援医療（更生医療）給付の要否判定

身体障害者が、障害の軽減・進行の防止・機能回復のために行う治療（人工透析等）について、その給付の要否の判定を行っています。

③身体障害者手帳の交付に係る障害程度の認定と手帳の作成事務

身体障害認定基準に基づき、障害程度の審査を行い、身体障害者手帳の作成を行っています。

④療育手帳交付に係る判定と手帳の作成事務

療育手帳の交付を希望する知的障害者に対し、その障害の程度を判定するとともに療育手帳の作成事務を行っています。

⑤職親委託を希望する知的障害者に対する要否判定

生活・職業指導等を目的とする職親制度の利用を希望する知的障害者に対し、その要否判定を行っています。

2 千葉市こころの健康センター

市民の皆様の心の健康の保持増進や知識の普及、精神障害者の保健福祉の増進を図ることを目的に、各種の事業を行っています。

○所在地：美浜区高浜 2-1-16

☎ 204-1582 Fax 204-1584 ✉ kokoronokenko.HWS@city.chiba.lg.jp

業務の内容

①企画・立案

専門的立場から精神保健福祉施策を推進します。

②技術援助・技術指導

地域で精神保健福祉活動を担っている保健所・保健福祉センターなどの関係機関に対し、専門的な立場からの助言指導を行います。

③教育研修

保健所・保健福祉センター・社会復帰施設などの関係機関で精神保健福祉業務に従事する職員に対し、専門的資質向上のための研修を行います。

④普及啓発

心の健康に関する知識の普及と精神障害についての正しい理解のため、講演会・講座(精神保健福祉講演会・ボランティア講座など)を開催します。

⑤調査研究

精神保健福祉に関する資料の収集、統計及び調査を行います。

⑥精神保健福祉相談

思春期や高齢期、アルコール・薬物依存に関する問題など、心の健康に関する相談を行います。また、精神科医師による来所相談(予約制)も行います。

⑦組織育成

ボランティア組織、家族の会、当事者の会、協力事業所の会、その他精神保健福祉に関する団体などの活動を支援します。

⑧こころの電話(主に傾聴を専門に実施しています)

○受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00(休館日を除く)

○休館日：土・日曜日、祝日、年末年始

☎ 204-1583

3 精神科救急情報センター

夜間・休日を含め精神疾患の急激な発症や精神症状の急変に対応するため、24時間の相談に応じます。

☎ 276-3188

4 千葉市発達障害者支援センター

発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人、家族及び支援機関等からの発達障害に関する相談(予約制)に応じます。

○所在地：美浜区高浜 4-8-3 (療育センター内 3 階)

☎ 303-6088 Fax 279-1353

5 障害者福祉センター

障害のある方に対し、生活や健康面での相談や専門スタッフによる機能訓練を行うとともに、創作活動やスポーツ活動などのレクリエーション事業を開催し、日常生活支援や社会参加の促進を行っています。

各種訓練室、多目的ホール、屋外スポーツ広場等が設置されています。

○利用時間：火曜～土曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～17:15

○休館日：月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)、祝日、年末年始

○対象者：市内在住・在勤の18歳以上の障害者、障害者団体及び福祉団体

○所在地：中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 1 階

☎ 209-8779 Fax 209-8782 ✉ kizuna@mbj.nifty.com

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

6 障害者基幹相談支援センター

障害のある方が住みなれた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな相談に応じます。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。

窓口	所在地	☎	Fax
中央区基幹相談支援センター	中央区長洲 2-13-4-101	445-7733	445-7785
花見川区障害者基幹相談支援センター	花見川区畑町 591-17	239-6427	239-6428
稲毛区障害者基幹相談支援センター	稲毛区作草部 2-4-6	254-0671	290-6530
若葉区障害者基幹相談支援センター	若葉区大宮町 2112-8	312-2853	265-5405
緑区障害者基幹相談支援センター	緑区土気町 1634 土気市民センター2 階	310-5532	310-7666
美浜区障害者基幹相談支援センター	美浜区真砂 2-3-1	304-5454	304-6322

7 身体障害者相談員

身体障害者(児)やその家族の方に、身近な問題について、地域で相談・助言・指導をします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齡障害支援課 (P- 176 -)]

8 知的障害者相談員

知的障害者(児)やその家族の方に、身近な問題について、地域で相談・助言・指導をします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齡障害支援課 (P- 176 -)]

9 障害者等住宅改造相談事業

障害者又は高齢者が居住する住宅を改造しようとする時に、専門的知識を有する者による相談を実施します。

○相談日：原則として第1・3火曜日の13:00~17:00まで(応相談)

[問い合わせ先 障害者福祉センター (P- 181 -)]

10 手話相談

聴覚障害者のために手話による専門の相談員を配置して、各種の相談に応じています。相談日は月曜日、火曜日及び金曜日です。

[問い合わせ先 中央保健福祉センター高齡障害支援課 (P- 176 -)]

11 精神保健福祉相談

専門医による精神保健福祉相談を予約制で行っています。

種類		実施場所
精神保健福祉相談		各保健福祉センター健康課、千葉市こころの健康センター
専門相談	思春期相談	千葉市こころの健康センター
	高齢者相談	
	アルコール・薬物依存相談	

このほか、精神保健福祉相談員による相談を随時受け付けています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課 (P- 177 -)、千葉市こころの健康センター (P- 181 -)]

資料編

12 千葉障害者就業支援キャリアセンター

障害者の就労を支援し、また、障害者を雇用する（雇用を考えている）事業主を支援するため、就職に関する相談、センターでの訓練、職場実習、就労時の職場定着支援など、就労におけるあらゆる場面でのサポートを行います。

○所在地：美浜区新港 43

☎ 204-2385 Fax 246-7911

13 千葉障害者職業センター

就職や職場復帰を目指す障害者や障害者の雇用をしている（または雇用を考えている）事業主に対して、就職や雇用、職場定着等にかかる支援・サービスを提供しています。

○所在地：美浜区幸町 1-1-3

☎ 204-2080 Fax 204-2083 ☒ chiba-ctr@jeed.or.jp

14 障害者差別解消の相談窓口

障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害を理由とする差別については、民間事業者や主務官庁の相談窓口のほか、下記相談窓口へご相談ください。（下記相談窓口は、原則として市職員による差別に関する相談窓口です。）

☎ 245-5157 Fax 245-5549 ☒ shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp

15 広域専門指導員による相談

障害を理由として不利益な取扱いを受けたり、障害特性に応じた合理的な配慮がなされない等、障害のある方の暮らしの中での差別に関わる様々な問題について、広域専門指導員が相談に応じます。

☎ 292-1317 Fax 291-8488

16 障害者人権110番事業

障害者とその家族の方や関係者の方々のために、電話または来所によるご相談をお受けしております。

○所在地：中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3階

☎ 246-2282 Fax 246-2282

17 千葉市障害者虐待防止センター

障害者虐待の早期発見・早期対応のため、障害者虐待防止センター（各区保健福祉センター）を設置しています。障害者に対する虐待を発見した人は、迷わず下記のセンターまでご連絡ください（24時間受付）。

なお、通報者・届出者の情報は守られます。

区名	所在地	☎・FAX
中央区	中央区中央 4-5-1	221-2943
花見川区	花見川区瑞穂 1-1	275-2943
稲毛区	稲毛区穴川 4-12-4	284-2943
若葉区	若葉区貝塚 2-19-1	234-2943
緑区	緑区鎌取町 226-1	292-2943
美浜区	美浜区真砂 5-15-2	270-2943

■こども・子育ての相談

1 児童相談所

18歳未満のお子さんの養護・虐待・障害・非行・育成などについて相談に応じます。

専門のスタッフ（児童福祉司、児童心理司、言語聴覚士、医師など）が、必要に応じて調査・診断・指導を行います。また、定期的に児童相談所に来所する通所指導のほか、一時的に児童を保護したり、児童福祉施設等への入所（措置）も行います。そのほか、里親相談にも応じています。

○所在地：美浜区高浜 3-2-3

☎ 277-8880 Fax 278-4371 ☒ jidosodan.CFC@city.chiba.lg.jp

(1) 主な業務

ア 相談

① 来所相談

児童相談員等が、各種相談(養護相談・虐待相談・心身障害相談・非行相談・育成相談等)を受け付けます。

② 電話相談

「子ども電話相談」を設け、専門の電話相談員が相談に応じています。

○相談日時 月～金曜日 9:00～16:30 (12:00～13:00 及び祝日・年末年始を除く)

☎ 279-8080

イ 調査・診断指導

受け付けた相談に対し、児童福祉司が家庭や関係機関等を訪問し、調査・指導を行います。

また、医師や児童心理司等が専門的診断を行うとともに、必要に応じて通所指導を行います。

ウ 施設入所等

保護者がいない児童や、環境上養護を要する児童、障害のある児童等を必要に応じ児童福祉施設等へ入所させ、または里親等に委託しています。なお、世帯の課税状況により負担があります。

(2) 一時保護

家庭の事情で養育できなくなった児童や迷子、虐待を受けた児童を保護します。また、行動観察、短期入所指導等のため、一時的に児童を預かります。

2 家庭児童相談室

家庭相談員が子どもと家庭のことについて相談に応じ、問題解決のお手伝いをしています。

お子さんの学校生活、性格、習慣、家族関係、知能・ことばの遅れ、家出や夜遊びで困っているなどのお悩みを伺います。

区名	相談日	受付時間	☎	Fax
中央区	月・火・木・金曜日	9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	221-2151	221-2606
花見川区	月・水・木・金曜日		275-6445	275-6318
稲毛区	月・火・木・金曜日		284-6139	284-6182
若葉区	月・火・水・金曜日		233-8152	233-8178
緑区	月・水・木・金曜日		292-8139	292-8284
美浜区	月・火・水・金曜日		270-3153	292-8284

3 児童委員・主任児童委員

○児童委員

民生委員が兼務し、お住まいの地域で、児童・妊産婦・母子家庭などの福祉に関する悩みごとについて相談に応じます。相談内容によっては、必要に応じて、児童相談所、保健福祉センター、保健所など専門機関に取り次ぎます。

○主任児童委員

学校や児童相談所などと連携して、いじめや児童虐待、育児など児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域を担当する児童委員の活動に協力します。児童委員とともに、皆さんの相談役・支え役となります。

[問い合わせ先 各保健福祉センター子ども家庭課 (P- 176 -)]

4 児童家庭支援センター

学校生活、しつけ、児童虐待、非行など児童に関する様々な問題についての相談に応じます。

○児童家庭支援センター子里

☎ 310-6001 FAX 310-6002 ☒ hibiki@tenyuukai.jp

○子ども未来サポートセンターほうゆう

☎ 215-2001 FAX 250-7787 ☒ kodomomirai-houyu@houyukai.or.jp

○児童家庭支援センター・旭ヶ丘

☎ 214-8633 FAX 232-1477 ☒ ja-asahigaoka@c-bethany-home.com

○児童家庭支援センター・ふたば

☎ 285-5634 FAX 255-6798 ☒ jikasen-futaba@mbr.nifty.com

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

5 子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業

公民館に子育てについて気軽に相談できる子育てサポーターを配置し、「子育てママのおしゃべりタイム」を実施しています。また、家庭教育アドバイザー（臨床心理士有資格者）が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。

公民館事業の日程などは、「ちば市政だより」をご覧になるか、各区中核公民館へお問い合わせください。

区名	中核公民館	☎	Fax
中央	松ヶ丘公民館	261-5990	263-9280
花見川	幕張公民館	273-7522	273-6185
稲毛	小中台公民館	251-6616	256-6179
若葉	干城台公民館	237-1400	237-1401
緑	誉田公民館	291-1512	292-7487
美浜	稲浜公民館	247-8555	238-4176

6 子育て支援コンシェルジュ

保育をはじめとした子育て支援サービス全般の利用に関する相談・情報提供などを行う子育て支援コンシェルジュを各区保健福祉センターこども家庭課に配置し、相談業務等を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課 (P- 176 -)]

7 地域保健推進員

地域保健推進員は、町内自治会長等の推薦を受け市長より委嘱された方で、2か月児を持つ家庭を全戸訪問し、育児に関する情報提供を行うなど、地域での子育てを支援しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課 (P- 177 -)]

8 青少年サポートセンター

青少年の健全育成や非行防止のため、学校や警察などの協力のもと、相談や補導活動及び青少年のサポート事業、広報啓発活動に努めています。非行・家庭問題・不登校などの電話相談及び来所相談を受けています。

名称	☎	Fax	✉
青少年サポートセンター(中央区、全区)	245-7300	245-3711	seishonensupport.CFC@city.chiba.lg.jp
東分室(若葉区)	237-5411	237-0316	seishonensupport-higashi@city.chiba.lg.jp
西分室(美浜区、稲毛区及び花見川区の一部)	277-0007	277-9651	seishonensupport-nishi@city.chiba.lg.jp
南分室(緑区)	293-5811	293-5813	seishonensupport-minami@city.chiba.lg.jp
北分室(花見川区、稲毛区の一部)	259-1110	259-5519	seishonensupport-kita@city.chiba.lg.jp

9 子ども・若者総合相談センターLink

30歳代までのニート、不登校、引きこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者とその家族の相談に応じています。

○所在地：美浜区高浜 2-1-16 千葉市こころの健康センター内

☎ 050-3775-7007

インターネット申込：<https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba2/uketsuke/dform.do?acs=100linksoudann>

10 養護教育センター

学習の遅れ、落ち着きがない、就学や進路等に関することで悩みをお持ちの方に教育相談を行います。

(来所相談・電話相談・医療相談・土曜教育相談)

○所在地：美浜区高浜 3-2-3

☎ 277-1199 Fax 277-1852

11 療育相談所

発達面での心配、聞こえ・言語面での心配があるお子さんの相談・診断・指導を行っています。

○電話受付時間：9:00～17:15

○所在地：美浜区高浜 4-8-3

☎ 216-2401 Fax 277-0220 ✉ ryouikuiban@guitar.ocn.ne.jp

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

第1章 策定にあたって
第2章 現状と経緯
第3章 計画の概要
第4章 地域の取組み
第5章 市の取組み
第6章 成年後見制度利用促進基本計画
第7章 取組事例
第8章 計画の推進
資料編

12 障害児等療育支援事業

在宅の障害児等が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、支援事業者が、訪問又は外来による療育相談を行います。

また、障害児保育を行う保育所等の職員に対し、療育に関する技術の指導を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齡障害支援課 (P- 176 -)、障害福祉サービス課]

13 乳幼児相談（育児相談）

乳幼児が心身ともに健やかに育つよう、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による相談を実施しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課 (P- 177 -)]

14 母子健康包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関して、保健師や助産師の専門職が面接や電話等を通じ、相談に応じるほか、保健福祉サービスの紹介を行います。

区名	所在地	相談時間	☎	Fax
中央区	中央区中央 4-5-1 きぼーる内	平日 8:30~17:30 (祝日・年末年始を除く)	221-5616	221-2590
花見川区	花見川区瑞穂 1-1		275-2031	275-6298
稲毛区	稲毛区六川 4-12-4		284-8130	284-6496
若葉区	若葉区貝塚 2-19-1		233-6507	233-8198
緑区	緑区鎌取町 226-1		292-8165	292-1804
美浜区	美浜区真砂 5-15-2		270-2880	270-2065

※いずれも各区保健福祉センター健康課内

15 発達相談

乳幼児相談、乳幼児の各健康診査などで、主に運動発達面に関して、より詳細な相談が必要なときに、小児神経科専門医による発達相談を保健所で実施しています。

☎ 238-9925 Fax 238-9946 ✉ shien.HWH@city.chiba.lg.jp

■ひとり親家庭、寡婦および女性の相談

1 母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭や寡婦の方を対象に、お子さんや家庭、福祉資金の貸付のことなどについて相談に応じ、自立へのお手伝いをします。

窓口	相談日	受付時間	☎	Fax
中央保健福祉センターこども家庭課	月・火・水・金曜日	9:30~16:30 (祝日・年末年始を除く)	221-2558	221-2606
花見川保健福祉センターこども家庭課	月・火・水・金曜日		275-6445	275-6318
稲毛保健福祉センターこども家庭課	月・水・木・金曜日		284-6139	284-6182
若葉保健福祉センターこども家庭課	月・水・木・金曜日		233-8152	233-8178
緑保健福祉センターこども家庭課	月・火・木・金曜日		292-8139	292-8284
美浜保健福祉センターこども家庭課	月・火・木・金曜日		270-3153	270-3291

2 母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の母及び父の就業と自立を支援するため、専門の相談員が就労相談に応じるほか、児童扶養手当受給者等に対して、ハローワークと連携した就業支援を行っています。

また、就業に役立つ講座の受講や資格取得のための給付金についての相談も受け付けています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター母子・父子自立支援員 (P- 186 -)]

3 ひとり親家庭土日・夜間相談電話

平日や昼間に育児や生活一般に関することなどを相談する時間がない方のために、相談員が電話でお話をうかがいます。

○相談日時：土日、祝日 9:00~18:00 月~金曜日 18:00~21:00

☎ 234-3366

4 千葉市配偶者暴力相談支援センター

配偶者などからの暴力に悩んでいる方からの相談に応じています。
○相談時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:00
☎ 245-5110

5 婦人相談員

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、広く相談に応じています。

窓口	相談日	受付時間	☎	Fax
中央保健福祉センターこども家庭課	月～金曜日	9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)	221-2149	221-2606
花見川保健福祉センターこども家庭課			275-6421	275-6318
稲毛保健福祉センターこども家庭課			284-6137	284-6182
若葉保健福祉センターこども家庭課			233-8150	233-8178
緑保健福祉センターこども家庭課			292-8137	292-8284
美浜保健福祉センターこども家庭課			270-3150	270-3291

6 ハーモニー相談(女性のための相談)

女性からの相談を受け付けています。家族、職場、健康、将来、人間関係など、様々な悩みや問題について、女性相談員が応じます（要予約）。

○利用時間：火・水・木・金曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）
土・日曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
☎ 209-8771

■ 権利擁護関係の相談

1 人権擁護委員による相談

差別待遇、名誉毀損、いやがらせ、いじめなど人権上の悩みごとについて、人権擁護委員が相談に応じています。

(1) 常設人権相談

- 受付時間：月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）
- 相談方法：面接または電話
- 面接場所：千葉地方法務局5階
- 受付方法：面接の場合 千葉地方法務局人権擁護課 ☎ 302-1319、電話の場合 ☎ 0570-003-110(全国共通)

(2) 特設人権相談

- 受付時間：毎週火曜日 10:00～15:00
- 相談方法：面接
- 面接場所：千葉中央コミュニティセンター2階
- 受付方法：当日直接会場へ
☎ 302-1319（千葉地方法務局）

2 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行います。

- 対象：知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など
- 相談窓口：千葉市成年後見支援センター（千葉市社会福祉協議会）
- 受付時間：月～金曜日 9:00～17:30(祝日・年末年始を除く)
- 所在地：千葉市ハーモニープラザ C棟3階
☎ 209-6000 Fax 209-6021 ✉ seinenkoken@chiba-shakyo.jp

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

3 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など精神上の障害によって判断能力が十分でない方を保護し、支援するため、家庭裁判所に適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選んでもらい、安心して生活ができるようにすることを目的とした制度です。

家庭裁判所に法定後見の開始の審判を申し立てることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族の方です。なお、身寄りのない方については、市町村長も申し立てることができます。

また、本市では、申立てを行った方のうち、生活保護を受けている方など低所得者については、裁判所への申立て費用や保護者への報酬を助成します。

○対象者

- ・精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が十分でない方

[問い合わせ先]

- ・高齢者の方 千葉市あんしんケアセンター (P- 176 -)
- ・障害のある方 千葉市障害者基幹相談支援センター (P- 176 -)
- ・千葉家庭裁判所 ☎ 333-5321 (後見係)
- ・身寄りのない認知症高齢者の方 各保健福祉センター高齢障害支援課 (P- 176 -)
- ・身寄りのない知的障害者、精神障害者の方 障害者自立支援課
☎ 245-5175 Fax 245-5549 ✉ shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp
- ・親族申立ての支援 千葉市成年後見支援センター (P- 188 -)

4 千葉市成年後見支援センター

成年後見制度に関する様々な相談に応じています。専門家による法律相談も行っています。

(法律相談は要予約)

○受付時間：月～金曜日 9:00～17:30(祝日・年末年始を除く)

○所在地：中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザC棟3階

☎ 209-6000 Fax 209-6021 ✉ seinenkoken@chiba-shakyo.jp

5 法テラス千葉

成年後見制度をはじめ、法的な相談に応じ、総合的に支援する公的機関です。

○受付時間：月～金曜日 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

○所在地：中央区中央4-5-1 きぼーる2階

☎ 0570-078315 (IP電話を使用されている方 050-3383-5381)

6 未成年後見制度

未成年後見制度とは、未成年の親権を行う者が、死亡、行方不明等でなくなったときに裁判所が後見人を選任し、後見人が未成年者の身上援護や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。

[問い合わせ先 児童相談所 (P- 183 -)]

7 千葉県社会福祉士会（権利擁護センターぱあととなあ千葉）

成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問、問い合わせ等に応じています。週2回、無料で、電話・来訪相談を行っています。

○相談日時：火・木曜日 10:00～16:00

○所在地：中央区千葉港7-1 ファーストビル千葉みなと3階 千葉県社会福祉士会事務局

☎ 238-2866 Fax 238-2867

8 千葉司法書士会（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部）

判断能力が減衰した方に対し、家庭裁判所の選任により、センター登録の司法書士が、後見人等として直接支援します。

○所在地：美浜区幸町2-2-1 千葉司法書士会館内

☎ 301-7831

9 千葉県弁護士会（高齢者・障害者支援センター）

成年後見制度・権利擁護など、法律問題全般に関する相談等を行っています。

- 所在地：中央区中央 4-13-9 千葉県弁護士会館内
☎ 227-1800

10 千葉県行政書士会（一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター）

成年後見制度の相談等を行っています。

- 所在地：中央区中央 4-13-10 教育会館 4 階

■ 就労に関する相談**1 千葉市自立・就労サポートセンター**

国(千葉労働局)と協働で、生活保護・児童扶養手当・住居確保給付金を受けている方、生活保護申請・相談中の方などを対象に、求人情報の提供、職業紹介及び就職までのサポートを行っています。

- 千葉市自立・就労サポートセンター中央

所在地：中央区中央 4-5-1 きぼーる 11 階

☎ 223-6270 Fax 221-2200

- 千葉市自立・就労サポートセンター花見川

所在地：花見川区瑞穂 1-1 花見川保健福祉センター1 階

☎・Fax 275-6633

- 千葉市自立・就労サポートセンター稲毛

所在地：稲毛区穴川 4-12-1 稲毛区役所 2 階(「千葉市ふるさとハローワークいなげ」併設)

☎ 284-0860

- 千葉市自立・就労サポートセンター若葉

所在地：若葉区貝塚 2-19-1 若葉保健福祉センター1 階

☎ 233-2337 Fax 233-2331

相談日時(共通)：月～金曜日 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

2 ハローワーク

雇用に関する相談・支援、職業の相談・紹介及び雇用保険の支給等、様々な雇用サービスを行っています。

- ハローワーク千葉

所在地：美浜区幸町 1-1-3

☎ 242-1181 Fax 242-1163

- ハローワーク千葉南

所在地：中央区南町 2-16-3 海気館蘇我駅前ビル 3 階・4 階

☎ 300-8609 Fax 300-8619

3 マザーズハローワーク

子育てをしながら働きたい方や仕事と家庭を両立したい方に、総合的な就職支援を行っています。

- 所在地：中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 1 階

☎ 238-8100 Fax 238-6792

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

■ その他の相談

1 食生活改善推進員

食生活改善推進員（ヘルスマイト）は、千葉市が主催する養成講座を修了後、市長の委嘱を受けて、地域で食生活改善のための料理講習会等、食育活動をしています。

また、活動依頼について相談することができます。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課 (P- 177 -)]

2 男性電話相談

家族、職場、生き方、人間関係、心や体などの様々な悩みや問題について、男性相談員が応じます。

○利用時間：金曜日 18:30～20:30（祝日・年末年始を除く）

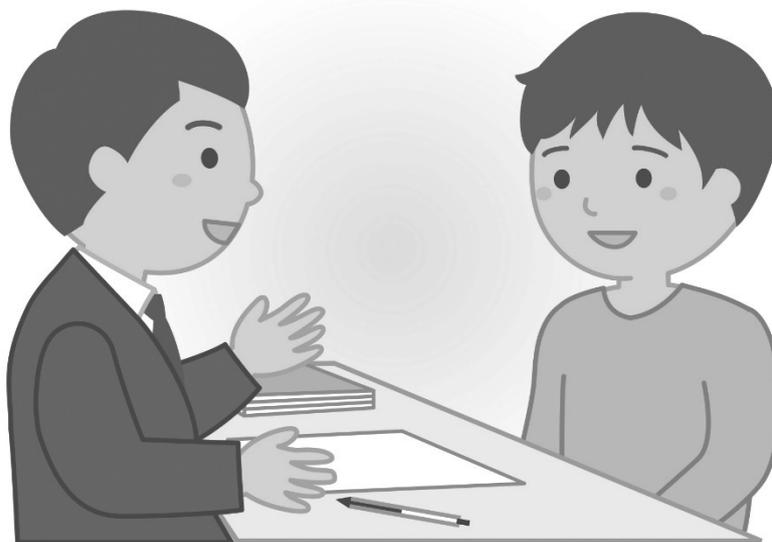
☎ 209-8773（電話のみ）

3 LGBT 専門相談

日常生活においてLGBT当事者やその周囲の方(家族・友人・先生・職場関係の方など)が抱える悩みなどを、相談することができます。

○利用時間：市ホームページをご確認ください。

☎ 245-5440



V 各種統計データ等

(1) 区別データ

	全市	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	時点
総人口 (人)	976,784	210,770	176,993	157,986	148,671	130,068	152,296	R3.9.30
世帯 (世帯)	474,636	110,931	86,740	76,565	73,913	56,191	70,296	R3.9.30
要支援・要介護認定者 (人)	47,380	9,853	9,017	7,621	9,396	5,365	6,128	R3.9.30
要支援 1	7,451	1,410	1,515	1,202	1,372	675	1,277	
要支援 2	5,203	1,129	805	820	1,123	601	725	
要介護 1	12,043	2,393	2,584	1,917	2,254	1,244	1,651	
要介護 2	6,773	1,470	1,210	1,042	1,473	821	757	
要介護 3	6,089	1,354	1,059	1,025	1,259	747	645	
要介護 4	5,807	1,171	1,092	1,013	1,177	745	609	
要介護 5	4,014	926	752	602	738	532	464	
身体障害者 (人) ※身体障害手帳所持者数	30,141	6,179	5,389	4,946	5,275	4,234	4,118	R3.3.31
肢体不自由	14,746	3,032	2,555	2,439	2,597	2,209	1,914	
視覚障害	1,798	371	324	334	325	217	227	
聴覚・平衡機能障害	2,294	484	406	336	384	347	337	
音声・そしゃく・言語機能障害	389	74	62	72	69	59	53	
内部障害	10,914	2,218	2,042	1,765	1,900	1,402	1,587	
知的障害者 (人) ※療育手帳所持者数	7,441	1,428	1,351	1,217	1,414	1,055	976	R3.3.31
精神障害者 (人) ※精神障害者保健福祉手帳所持者数	9,675	2,336	1,669	1,510	1,742	1,219	1,199	R3.3.31
指定難病受給者数 (人)	7,082	1,498	1,312	1,104	1,113	929	1,126	R3.3.31
外国人 (人)	28,530	6,471	4,816	4,119	4,116	1,686	7,322	R3.9.30
未就学児	48,593	10,738	8,154	7,906	6,700	7,682	7,413	R3.3.31
ホームレス (人)	31	10	2	0	6	3	10	R3.8.31
生活保護受給者 (人)	21,248	6,285	3,205	3,126	5,423	1,874	1,335	R3.10.1
民生委員・児童委員定数 (人)	1,520	347	284	259	247	166	217	R3.9.1
町内自治会 (団体)	1,100	234	147	187	203	161	168	R3.9.30
町内自治会加入世帯 (世帯)	288,869	62,768	58,702	49,650	41,900	29,698	46,151	R3.9.30
社協地区部会 (団体)	67	17	13	11	14	4	8	R3.9.30
社協会員加入口数 (口)	175,748	41,599	34,641	29,964	23,334	23,347	22,863	R3.3.31
老人クラブ (団体)	221	52	44	41	34	18	32	R3.4.1
老人クラブ加入者 (人)	10,426	2,374	2,056	1,642	1,776	826	1,752	R3.4.1
自主防災組織 (団体)	1,031	221	146	177	169	138	180	R3.9.30
自主防災組織加入世帯 (世帯)	285,742	61,827	55,158	49,264	39,554	28,089	51,850	R3.9.30

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

(2) 社協地区部会一覧 (令和3 (2021) 年3月31日現在)

《中央区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	都地区部会	都町
2	末広地区部会	末広、長洲2丁目、長洲1丁目の一部、千葉寺町の一部、青葉町の一部
3	ちば中央地区部会	亥鼻、本町、中央、市場町、道場南、鶴沢町、旭町、亀井町、亀岡町、葛城、東本町、長洲1丁目の一部、青葉町の一部
4	西千葉地区部会	登戸、新千葉の一部、汐見丘町、春日
5	中央地区部会	弁天、栄町、富士見、本千葉町、新町の一部、新千葉の一部
6	蘇我地区部会	蘇我、今井、若草、南町
7	白旗台地区部会	白旗、鶴の森町、今井町、大蔵寺町、花輪町、宮崎、赤井町の一部、千葉寺町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
8	松波地区部会	松波
9	松ヶ丘地区部会	松ヶ丘町の一部、仁戸名町の一部、星久喜町の一部、大森町の一部、宮崎町の一部
10	川戸地区部会	中央区：川戸町、仁戸名町の一部、赤井町の一部 緑区：平山町の一部
11	寒川地区部会	港町、寒川町、稲荷町
12	星久喜地区部会	矢作町、星久喜町の一部、松ヶ丘町の一部、青葉町の一部
13	生浜地区部会	村田町、浜野町、塩田町、生実町、南生実町
14	東千葉地区部会	東千葉
15	新宿地区部会	新宿、神明町、新田町、出洲港
16	中央東地区部会	祐光、椿森、道場北、院内、要町
17	千葉みなと地区部会	中央港、千葉港、問屋町

《花見川区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	検見川地区部会	検見川町、南花園2丁目の一部
2	花園地区部会	花園、花園町、浪花町、瑞穂、朝日ヶ丘4丁目、南花園1丁目、南花園2丁目の一部
3	犢橋地区部会	犢橋町、千種町、三角町
4	こてはし台中学校区地区部会	大日町、内山町、宇那谷町、横戸台、横戸町の一部、み春野
5	幕張・武石地区部会	武石町、幕張町6丁目
6	花見川地区部会	柏井町、柏井、花島町、横戸町の一部、花見川6・7街区
7	花見川第二地区部会	天戸町の一部、花見川1～5街区、8・9街区
8	朝日ヶ丘地区部会	朝日ヶ丘1～3丁目、西小中台、宮野木台の一部
9	こてはし台地区部会	こてはし台
10	天戸中学校区地区部会	長作町、長作台、作新台、天戸町の一部
11	さつきが丘・宮野木台地区部会	さつきが丘、宮野木台の一部
12	幕張本郷中学校区地区部会	幕張本郷、幕張町1丁目の一部
13	畑地区部会	畑町、朝日ヶ丘5丁目

《稲毛区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	小中台東地区部会	小中台町、園生町の一部、宮野木町の一部
2	山王地区部会	山王町、小深町、六方町、長沼原町の一部
3	轟・穴川地区部会	轟町、穴川、穴川町
4	稲毛地区部会	稲毛、稲毛町、稲毛東5～6丁目
5	稲丘地区部会	稲丘町、稲毛台町、稲毛東1～4丁目、稲毛1丁目の一部、黒砂4丁目の一部、小仲台1丁目の一部
6	千草台中学校地区部会	千草台、萩台町、天台町、天台2～6丁目
7	草野地区部会	あやめ台の一部、園生町の一部、長沼町の一部、長沼原町の一部
8	緑が丘地区部会	柏台、長沼町の一部、宮野木町の一部、園生町の一部、あやめ台の一部
9	301 (作草部・天台) 地区部会	作草部、作草部町、天台1丁目
10	緑・黒砂地区部会	緑町、黒砂、黒砂台1～2丁目
11	小中台西地区部会	小仲台1丁目の一部～9丁目

《若葉区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	坂月地区部会	大草町、太田町、坂月町、小倉町の一部
2	貝塚地区部会	貝塚町、貝塚2丁目
3	桜木地区部会	桜木1～8丁目、桜木北1丁目、桜木北2丁目の一部、貝塚1丁目、小倉町の一部
4	小倉地区部会	小倉台、小倉町の一部、若松町の一部
5	白井地区部会	中野町、和泉町、野呂町、川井町、五十土町、大広町、高根町、佐和町、北谷津町、中田町の一部、多部田町の一部
6	更科地区部会	古泉町、富田町、更科町、御殿町、小間子町、上泉町、下泉町、大井戸町、下田町の一部、谷当町、中田町の一部
7	御成台、千城台西・北地区部会	御成台、千城台西、千城台北、下田町の一部
8	千城台東南・金親地区部会	千城台東、千城台南、金親町
9	26地区部会	大宮台、北大宮台、大宮町の一部、多部田町の一部、緑区平山町の一部
10	若松地区部会	若松町の一部、若松台、桜木北2丁目の一部、桜木北3丁目、都賀5丁目、西都賀5丁目の一部
11	加曽利地区部会	加曽利町
12	都賀地区部会	都賀1～4丁目、西都賀1～4丁目、西都賀5丁目の一部、都賀の台
13	結・みつわ台地区部会	愛生町、殿台町、原町の一部、東寺山町、みつわ台、源町
14	千城小地区部会	大宮町の一部

《緑区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	誉田地区部会	誉田町、鎌取町、辺田町、平山町の一部、大膳野町、高田町、平川町、おゆみ野6丁目の一部、東山科町
2	椎名地区部会	大金沢町、椎名崎町、小金沢町、茂呂町、中西町、古市場町、落井町、富岡町、刈田子町
3	土気地区部会	土気町、小食土町、小山町、大椎町、板倉町、大木戸町、下大和田町、上大和田町、高津戸町、大高町、越智町、あすみが丘、大野台、あすみが丘東
4	おゆみ野地区部会	おゆみ野有吉、おゆみ野1～5丁目、おゆみ野6丁目的一部分、おゆみ野中央、おゆみ野南

《美浜区》

No.	地区部会名	活動対象区域
1	稲毛海岸地区部会	稲毛海岸
2	幸町2丁目地区部会	幸町2丁目、新港の一部
3	幸町1丁目地区部会	幸町1丁目、新港の一部
4	高洲・高浜地区部会	高洲、高浜
5	真砂地区部会	真砂
6	磯辺地区部会	磯辺
7	幕張西地区部会	幕張西、浜田
8	打瀬地区部会	打瀬

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

(3) 市内施設一覧

■ 地域交流スペース等

参考第5章「市の取組み」No.28「社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進」(P98)

【利用できる活動】①事務作業、打合せ、会議 ②サロン活動 ③体操 ④食事
⑤特に制限なし(⑥を除く) ⑥物品・機材等の保管

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、下記以外の利用条件や制限(開放中止含む)がある場合がございますので、利用にあたっては必ず事前に施設へご確認ください。

《中央区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム あかいの郷	中央区赤井町 284	10時-12時	無料	○	○	○				☎209-1511
特別養護老人ホーム 淑徳共生苑	中央区生実町 2407-1	要相談	無料	○	○					☎265-5526
特別養護老人ホーム 都苑(ケアハウス含む)	中央区川戸町2	要相談	無料					○		☎208-3850
特別養護老人ホーム 新千葉一倫荘	中央区新千葉 3-10-20	9時-17時 9時-12時 1,000円 13時-17時 1,000円 空調費300円(半日)		○	○	○	○			☎243-0888
特別養護老人ホーム ピアポート千寿苑	中央区問屋町 6-4	9時-18時	無料	○		○				☎204-8400
特別養護老人ホーム 星久喜白山荘	中央区星久喜町 152-2	要相談	無料	○						☎209-1500
特別養護老人ホーム ローゼンヴィラはま野	中央区南生実町 461-2	10時-12時 13時-16時	無料	○	○	○				☎305-0100
特別養護老人ホーム 恵光園シャイニー中央	中央区星久喜町 36	要相談	無料	○	○	○	○			☎308-4812

《花見川区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム ゆうゆう苑	花見川区犢橋町 10	要相談	無料	○						☎215-5530
特別養護老人ホーム 一倫荘	花見川区大日町 1492-2	14時-16時	無料					○		☎257-7000
特別養護老人ホーム 花見川フェニックス	花見川区畑町 591-1	9時-17時	無料	○	○	○			○	☎213-7711
地域密着型特別養護老人ホーム きさらぎ荘	花見川区幕張町 3-2273	要相談	無料	○	○	○	○			☎273-6008
特別養護老人ホーム 桐花園(ケアハウス含む)	花見川区幕張町 3-2362-2	10時-17時	無料					○		☎213-3881
地域密着型特別養護老人ホーム 横戸ガーデン	花見川区横戸町 899-1	9時-17時	無料	○	○	○				☎047-419-7316
特別養護老人ホーム 晴山苑(ケアハウス含む)	花見川区花島町 149-1	14時-16時	無料	○	○	○	○			☎250-7351

《稲毛区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム いなげ一倫荘	稲毛区稲毛町 5-87-1	9時-17時	800円 -1,300円 (半日)	○	○					☎204-8880
特別養護老人ホーム 桃花苑	稲毛区山王町 255-3	9時-17時	無料					○		☎308-3975
特別養護老人ホーム 稲毛こひつじ園	稲毛区萩台町 380-2	9時-18時	無料	○	○	○	○			☎207-5599
地域密着型特別養護老人ホーム みやのぎ荘	稲毛区宮野木町 1025-11	9時-17時	無料		○	○	○			☎255-2121
特別養護老人ホーム ソレイユ千葉北	稲毛区長沼原町 250	10時-12時 14時-17時 18時-20時	無料					○		☎286-5300
特別養護老人ホーム プラタナス	稲毛区園生町 1283-12	9時-17時	無料					○		☎290-8010
特別養護老人ホーム ハピネス稲毛	稲毛区長沼原町 847-7	9時-18時	無料	○	○		○			☎441-6004
特別養護老人ホーム とどろき一倫荘	稲毛区轟町 5-2-1	9時-17時	無料	○	○	○	○			☎307-8301

《若葉区》

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム 恵光園 (ケアハウス含む)	若葉区大広町 252-4	10時-16時	無料	○	○	○				☎292-6220
特別養護老人ホーム 菜の花園	若葉区大宮町 1621	要相談	無料					○		☎209-9235
特別養護老人ホーム サンライズビラ	若葉区大宮町 2107	要相談	無料	○	○	○	○			☎266-2111
特別養護老人ホーム 小倉町いずみ苑	若葉区小倉町 1325-1	要相談	無料					○		☎232-2601
軽費老人ホーム (A型) はつらつの里	若葉区小間子町 4-6	要相談	無料					○		☎239-0100
特別養護老人ホーム ちば美香苑	若葉区佐和町 322-88	9時-18時 (日曜日)	無料					○		☎228-3848
特別養護老人ホーム 第2いずみ苑	若葉区中田町 1044-32	9時-18時	無料					○		☎312-1700
特別養護老人ホーム 昌晴園	若葉区野呂町 736-1	9時-15時	未定	○	○	○				☎228-1711
軽費老人ホーム (ケアハウス) サニー秋桜	若葉区東寺山町 2-6	要相談	無料		○	○				☎255-7335
特別養護老人ホーム 更科ホーム	若葉区更科町 2593-2	10時-16時	無料	○	○	○	○			☎239-0221
特別養護老人ホーム バウムあすみの丘	若葉区若松町 88-1	要相談	無料	○	○	○	○			☎312-8880

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

資料編【 V 各種統計データ等 (3) 市内施設一覧】

＜緑区＞

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム 千寿苑 (ケアハウス含む)	緑区大木戸町 1200-73	10時-15時	無料	○	○		○			☎294-6161
特別養護老人ホーム けやき園 (ケアハウス含む)	緑区鎌取町 75-1	要相談	無料					○		☎300-2111 ☎300-2302
軽費老人ホーム (A型) ほんだくらぶ	緑区高田町 401-16	10時-16時	無料	○	○	○	○			☎291-6601
特別養護老人ホーム 緑苑	緑区平山町 2008-1	10時-17時	無料	○	○	○	○			☎497-5001
軽費ケアハウス グリーンユウワ	緑区高田町 1060-108	10時-16時	無料	○	○	○			○	☎300-4881
特別養護老人ホーム ときわ園	緑区平川町 1731	10時-15時	無料	○	○					☎291-2788
特別養護老人ホーム 裕和園	緑区高田町 1084	要相談	無料	○	○	○	○			☎291-8595

＜美浜区＞

施設名	所在地	利用時間	利用料金	利用できる活動						問い合わせ先
				①	②	③	④	⑤	⑥	
特別養護老人ホーム しょうじゅ美浜	美浜区幸町 2-12-2	要相談	無料	○	○	○				☎243-8890
特別養護老人ホーム コストリゾン千壽苑	美浜区真砂 2-3-3	9時-17時	無料	○	○	○				☎270-5000

【利用できる活動】①事務作業、打合せ、会議 ②サロン活動 ③体操 ④食事
⑤特に制限なし (⑥を除く) ⑥物品・機材等の保管

■ コミュニティセンター

名称	所在地
中央コミュニティセンター	中央区千葉港 2-1
〃 松波分室	中央区松波 2-14-8
蘇我コミュニティセンター	中央区今井 1-14-43
〃 ハーモニープラザ分館	中央区千葉寺町 1208-2
畑コミュニティセンター	花見川区畑町 1336-2
幕張コミュニティセンター	花見川区幕張町 3-7730-4
花島コミュニティセンター	花見川区花島町 308 花島公園センター内
穴川コミュニティセンター	稲毛区穴川 4-12-3
長沼コミュニティセンター	稲毛区長沼町 461-8
都賀コミュニティセンター	若葉区都賀 4-20-1
千城台コミュニティセンター	若葉区千城台西 2-1-1
鎌取コミュニティセンター	緑区おゆみ野 3-15-2
土気 あすみが丘 プラザ	緑区あすみが丘 7-2-4
高洲コミュニティセンター	美浜区高洲 3-12-1
真砂コミュニティセンター	美浜区真砂 2-3-1

■ 公民館

参考第5章「市の取組み」No.29「地域づくり拠点としての公民館の活用」(P98)

区	施設名	所在地
中央 (9館)	松ヶ丘	中央区松ヶ丘町 257-2
	生浜	中央区生実町 67-1
	新宿	中央区新宿 2-16-14
	宮崎	中央区宮崎 2-5-22
	葛城	中央区葛城 2-9-2
	末広	中央区末広 3-2-2
	椿森	中央区椿森 6-1-11
	川戸	中央区川戸町 403-1
	星久喜	中央区星久喜町 615-7
花見川 (10館)	幕張	花見川区幕張町 4-602
	花園	花見川区花園 3-12-8
	犢橋	花見川区犢橋町 162-1
	検見川	花見川区検見川町 3-322-25
	花見川	花見川区柏井町 1590-8
	さつきが丘	花見川区さつきが丘 1-32-4
	こてはし台	花見川区横戸町 861-4
	長作	花見川区長作町 1722-1
	朝日ヶ丘	花見川区朝日ヶ丘 1-1-30
	幕張本郷	花見川区幕張本郷 2-19-33
	稲毛 (9館)	小中台
黒砂		稲毛区黒砂 2-4-18
轟		稲毛区轟町 1-12-3
稲毛		稲毛区稲毛 1-10-17
千草台		稲毛区天台 3-16-5

区	施設名	所在地
	草野	稲毛区園生町 384-93
	山王	稲毛区六方町 55-29
	都賀	稲毛区作草部 2-8-53
	緑が丘	稲毛区宮野木町 1807-3
若葉 (8館)	千城台	若葉区千城台西 2-1-1
	更科	若葉区更科町 2254-1
	白井	若葉区野呂町 622-10
	加曾利	若葉区加曾利町 892-6
	大宮	若葉区大宮町 3221-2
	みつわ台	若葉区みつわ台 3-12-17
	若松	若葉区若松町 2117-2
緑 (5館)	桜木	若葉区桜木 3-17-29
	誉田	緑区誉田町 1-789-49
	椎名	緑区富岡町 290-1
	土気	緑区土気町 1631-7
	越智	緑区越智町 822-7
美浜 (6館)	おゆみ野	緑区おゆみ野中央 2-7-6
	稲浜	美浜区稲毛海岸 3-4-1
	幕張西	美浜区幕張西 2-6-2
	磯辺	美浜区磯辺 1-48-1
	幸町	美浜区幸町 2-12-14
	高浜	美浜区高浜 1-8-3
	打瀬	美浜区打瀬 2-13

■ 小学校

参考第5章「市の取組み」No.31「学校施設開放」(P98)、No.37「学校体育施設開放事業」(P100)

学校名	所在地
院内小学校	中央区祐光 1-25-3
生浜小学校	中央区浜野町 1335
生浜西小学校	中央区塩田町 316-1
生浜東小学校	中央区生実町 1928
大森小学校	中央区大森町 268
川戸小学校	中央区川戸町 450
寒川小学校	中央区寒川町 1-205
新宿小学校	中央区新宿 2-15-1
蘇我小学校	中央区今井 3-15-32
大巖寺小学校	中央区大巖寺町 375
鶴沢小学校	中央区鶴沢町 21-1
仁戸名小学校	中央区仁戸名町 380
登戸小学校	中央区登戸 2-11-1
弁天小学校	中央区弁天 1-21-2
星久喜小学校	中央区星久喜町 1060
本町小学校	中央区本町 2-6-23
松ヶ丘小学校	中央区松ヶ丘町 580
都小学校	中央区都町 4-2-1
宮崎小学校	中央区宮崎 2-3-13
朝日ヶ丘小学校	花見川区朝日ヶ丘 2-6-1
上の台小学校	花見川区幕張本郷 4-8-1

学校名	所在地
柏井小学校	花見川区柏井 4-48-1
検見川小学校	花見川区検見川町 3-322-23
犢橋小学校	花見川区犢橋町 774
こてはし台小学校	花見川区こてはし台 2-28-1
作新小学校	花見川区作新台 7-2-1
さつきが丘西小学校	花見川区さつきが丘 2-14
さつきが丘東小学校	花見川区さつきが丘 1-7
長作小学校	花見川区長作町 1273
西小中台小学校	花見川区西小中台 3-1
西の谷小学校	花見川区幕張本郷 3-22-6
畑小学校	花見川区畑町 1385-1
花島小学校	花見川区花見川 8-1
花園小学校	花見川区花園 4-1-2
花見川小学校	花見川区花見川 4-1
花見川第三小学校	花見川区花見川 1-1
幕張小学校	花見川区幕張町 4-781
幕張東小学校	花見川区幕張町 4-681
幕張南小学校	花見川区幕張町 3-7718
瑞穂小学校	花見川区瑞穂 1-2
横戸小学校	花見川区横戸町 1005
あやめ台小学校	稲毛区園生町 446-1

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

学校名	所在地
稲丘小学校	稲毛区稲丘町 19-30
稲毛小学校	稲毛区稲毛町 5-534-5
柏台小学校	稲毛区園生町 588
草野小学校	稲毛区園生町 1385
小中台小学校	稲毛区小仲台 6-34-1
小中台南小学校	稲毛区小仲台 8-15-1
山王小学校	稲毛区山王町 121
園生小学校	稲毛区小仲台 9-30-1
千草台小学校	稲毛区天台 5-11-1
千草台東小学校	稲毛区作草部町 1298-1
都賀小学校	稲毛区作草部町 938
轟町小学校	稲毛区轟町 3-4-30
緑町小学校	稲毛区緑町 2-13-1
宮野木小学校	稲毛区宮野木町 2100
弥生小学校	稲毛区弥生町 3-18
大宮小学校	若葉区大宮台 7-8-1
小倉小学校	若葉区小倉台 5-1-1
北貝塚小学校	若葉区貝塚町 1093
坂月小学校	若葉区坂月町 298
桜木小学校	若葉区桜木 3-26-1
更科小学校	若葉区更科町 2073
白井小学校	若葉区野呂町 215
千城小学校	若葉区大宮町 2655
千城台東小学校	若葉区千城台東 1-15-1
千城台わかば小学校	若葉区千城台北 1-4-1
千城台みらい小学校	若葉区千城台東 3-18-1
都賀の台小学校	若葉区都賀の台 2-13-1
みつわ台北小学校	若葉区みつわ台 3-5-1
みつわ台南小学校	若葉区みつわ台 1-17-1
源小学校	若葉区源町 541-6
若松小学校	若葉区若松町 360-1
若松台小学校	若葉区若松台 2-25-1
あすみが丘小学校	緑区あすみが丘 6-2

学校名	所在地
有吉小学校	緑区おゆみ野 1-53
泉谷小学校	緑区おゆみ野中央 4-3
扇田小学校	緑区おゆみ野中央 1-26
大木戸小学校	緑区大木戸町 317
大椎小学校	緑区あすみが丘 6-38
越智小学校	緑区越智町 705-359
おゆみ野南小学校	緑区おゆみ野南 4-26
金沢小学校	緑区おゆみ野南 5-31
小谷小学校	緑区おゆみ野 4-45
椎名小学校	緑区茂呂町 582
土気小学校	緑区土気町 1634-2
土気南小学校	緑区あすみが丘 4-16
平山小学校	緑区辺田町 141
誉田小学校	緑区誉田町 1-27
誉田東小学校	緑区誉田町 2-21-84
磯辺小学校	美浜区磯辺 4-16-1
磯辺第三小学校	美浜区磯辺 1-25-1
稲毛第二小学校	美浜区稲毛海岸 5-7-1
稲浜小学校	美浜区稲毛海岸 2-3-2
打瀬小学校	美浜区打瀬 1-3-1
海浜打瀬小学校	美浜区打瀬 3-3-1
幸町小学校	美浜区幸町 2-12-12
幸町第三小学校	美浜区幸町 1-10-1
高洲小学校	美浜区高洲 2-2-20
高洲第三小学校	美浜区高洲 3-3-11
高洲第四小学校	美浜区高洲 1-15-1
高浜第一小学校	美浜区高浜 1-4-1
高浜海浜小学校	美浜区高浜 4-8-2
幕張西小学校	美浜区幕張西 2-8-1
真砂第五小学校	美浜区真砂 1-12-15
真砂西小学校	美浜区真砂 4-5-1
真砂東小学校	美浜区真砂 2-13-1
美浜打瀬小学校	美浜区打瀬 2-18-1

■ 中学校

参考第5章「市の取組み」No. 37「学校体育施設開放事業」(P100)

学校名	所在地
生浜中学校	中央区南生実町 258
葛城中学校	中央区葛城 2-9-1
川戸中学校	中央区川戸町 443
新宿中学校	中央区間屋町 1-73
末広中学校	中央区末広 2-10-1
蘇我中学校	中央区白旗 1-5-3
椿森中学校	中央区椿森 4-1-1
星久喜中学校	中央区星久喜町 823
松ヶ丘中学校	中央区松ヶ丘町 440
朝日ヶ丘中学校	花見川区朝日ヶ丘 2-4-1
天戸中学校	花見川区天戸町 1429
犢橋中学校	花見川区三角町 656-2
こてはし台中学校	花見川区こてはし台 5-15-1

学校名	所在地
さつきが丘中学校	花見川区さつきが丘 2-15
花園中学校	花見川区花園 4-1-1
花見川中学校	花見川区花見川 6-2
幕張中学校	花見川区幕張町 4-45
幕張本郷中学校	花見川区幕張本郷 5-18-1
緑が丘中学校	花見川区犢橋町 213-4
稲毛中学校	稲毛区稲毛町 5-120
草野中学校	稲毛区園生町 1397
小中台中学校	稲毛区小仲台 9-46-2
千草台中学校	稲毛区千草台 2-3-1
都賀中学校	稲毛区作草部町 1306-1
轟町中学校	稲毛区轟町 3-5-14
緑町中学校	稲毛区緑町 2-3-1

学校名	所在地
大宮中学校	若葉区大宮町 2077
貝塚中学校	若葉区貝塚 1-7-1
加曽利中学校	若葉区加曽利町 961-5
更科中学校	若葉区更科町 2112
山王中学校	若葉区若松町 774
白井中学校	若葉区野呂町 623
千城台西中学校	若葉区千城台西 2-20-1
千城台南中学校	若葉区千城台南 1-20-1
若松中学校	若葉区若松町 2106-2
みつわ台中学校	若葉区みつわ台 2-41-1
有吉中学校	緑区おゆみ野 2-41
泉谷中学校	緑区おゆみ野中央 4-2
大椎中学校	緑区あすみが丘 8-26
越智中学校	緑区越智町 651

学校名	所在地
おゆみ野南中学校	緑区おゆみ野南 5-25
土気中学校	緑区土気町 1400
土気南中学校	緑区あすみが丘 4-38
誉田中学校	緑区誉田町 1-138
磯辺中学校	美浜区磯辺 7-1-1
稲毛高附属中学校	美浜区高浜 3-1-1
稲浜中学校	美浜区稲毛海岸 2-3-3
打瀬中学校	美浜区打瀬 3-12-1
幸町第一中学校	美浜区幸町 2-12-7
幸町第二中学校	美浜区幸町 1-10-2
高洲中学校	美浜区高洲 2-3-18
高浜中学校	美浜区高浜 4-8-1
幕張西中学校	美浜区幕張西 2-9-1
真砂中学校	美浜区真砂 5-18-2

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

■ 地域福祉交流館

地域福祉の推進を図るため、市内で子育て支援、高齢者の健康づくりなどの地域福祉活動を行っている団体に活動室の貸し出しを行っています。

※活動室の利用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

名称	所在地
犢橋地域福祉交流館	花見川区犢橋町 1465
小中台地域福祉交流館	稲毛区小中台 5-3-1

■ 高齢者活動支援施設

市内在住の60歳以上の高齢者の皆さんのサークル活動等にご利用いただけます。

名称	所在地
おゆみ野ふれあい館	緑区おゆみ野中央 8-2

■ 国際交流プラザ

参考第5章「市の取組み」No.18「国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進」(P92)

外国人市民への情報提供や生活相談、国際交流ボランティアによる日本語学習支援などを行う、国際交流の拠点施設です。プラザ内の会議室は、国際交流活動を行う団体に貸し出しを行っています。

※会議室の利用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

名称	所在地
国際交流プラザ	中央区千葉港 2-1 (千葉中央コミュニティセンター2階)

■ 消費生活センター (暮らしのプラザ)

参考第5章「市の取組み」No.61「くらしの巡回講座・連携事業」(P108)

消費生活の安定・向上を図るために設置された、消費者活動の拠点施設です。2階の「消費者活動コーナー」、3階の「研修講義室」「実験実習室」は、消費者活動を行っている団体等に貸し出しを行っています。

名称	所在地
消費生活センター (暮らしのプラザ)	中央区弁天 1-25-1

■ いきいきプラザ・いきいきセンター

高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるように、創作室や研修室等を備えているほか、日常生活の悩みごとや健康の相談に応じたり、健康増進やレクリエーション活動を行うことができる施設です。

名称	所在地	指定管理者
中央いきいきプラザ	中央区松ヶ丘町 257-1	(社福) 千葉市社会福祉協議会
花見川いきいきプラザ	花見川区三角町 750	
稲毛いきいきプラザ	稲毛区稲毛東 6-19-1	
若葉いきいきプラザ	若葉区北谷津町 333-2	
緑いきいきプラザ	緑区誉田町 2-15-65	
美浜いきいきプラザ	美浜区高洲 3-5-6	
蘇我いきいきセンター	中央区今井 1-14-38	
花見川いきいきセンター	花見川区花見川 9-1	
さつきが丘いきいきセンター	花見川区さつきが丘 1-32-3	
あやめ台いきいきセンター	稲毛区園生町 446-1 (あやめ台小学校内)	
大宮いきいきセンター	若葉区大宮台 7-8-1 (大宮小学校内)	
都賀いきいきセンター	若葉区都賀 4-20-1 (都賀コミュニティセンター内)	
越智いきいきセンター	緑区越智町 822-7	
土気いきいきセンター	緑区土気町 1634 (土気市民センター内)	
真砂いきいきセンター	美浜区真砂 4-4-10	

■ 地域活動支援センター

障害者（または15歳以上の障害児）が通所により、創作的活動や生産活動、社会との交流の促進等を行うほか、種類により、専門職員による社会基盤との連携強化や地域住民ボランティア育成、普及啓発、機能訓練や社会適応訓練等のサービス等を実施します。

種類	名称	所在地	定員
地域活動支援センターⅠ型	オリーブ亥鼻	中央区亥鼻 2-10-16	20
	支援センターはなみがわ	花見川区天戸町 757-3	20
	地域生活支援センターふるる	稲毛区作草部 2-4-6	20
	やさし〜ど (中野学園)	緑区土気町 1634 土気市民センター2階	20
	ディアフレンズ真砂	美浜区真砂 2-3-1	20
	鹿鳴館 (若葉泉の里)	若葉区大宮町 2112-8	25
地域活動支援センターⅡ型	ハートケアセンターちば	中央区登戸 3-4-6 ヴィラ登戸 2階	20
	たけの子工房	緑区辺田町 131-6	30
地域活動支援センターⅢ型	けやきと仲間	中央区松波 2-5-9 小幡ビル 2階	20
	らいおん千葉	中央区長洲 1-33-14	20
	リベラ	中央区長洲 2-21-1-205	22
	ペーカリーウィズ	花見川区柏井町 815-5	20
	自然食じねん	稲毛区轟町 1-7-25 ラフォンテ 1階	15
	トライアングル西千葉	稲毛区小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205	19
	コミュニティサロンそら	緑区土気町 1727-4 藤屋北辰興産ビル 1階	15
	あすぴれんと	若葉区都賀 3-21-9 BKハイツ 305号室	20
	くるみ	美浜区磯辺 1-9-19	15

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

■ 子育て支援館

乳幼児とその保護者が楽しく遊びながら、子育てについて学びあうとともに、子育て不安に対する相談や子育て支援情報の提供などを行う施設です。

名称	所在地
千葉市子育て支援館	中央区中央 4-5-1 きぼーる 6階

■ 子育てリラックス館

子育て中の方が親子で気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で交流したり、さらには子育てに関する相談等ができる施設です。

名称	所在地
蘇我・子育てリラックス館	中央区今井 1-14-38 (蘇我コミュニティセンター隣)
千葉寺・子育てリラックス館	中央区千葉寺町 887-7 (フィールドハウス千葉寺参番館 1階)
花見川・子育てリラックス館	花見川区花見川 3-28-101 (花見川団地商店街内)
幕張本郷・子育てリラックス館	花見川区幕張本郷 2-8-23 (アミティ望月 101号室)
小ばと・子育てリラックス館	稲毛区天台 1-7-10 (小ばと子育て支援センター 2階)
子育てリラックス館・園生出張ひろば	稲毛区園生町 1107-7 生活クラブ いなげレゾナンス 虹と風 (地域活動スペース 虹と風 2階)
そののう・子育てリラックス館	稲毛区園生町 451-15 (プラザ園生 1階)
千城台・子育てリラックス館	若葉区千城台北 3-21-1 (イコアス千城台 2階)
都賀駅前・子育てリラックス館	若葉区西都賀 3-2-8 (M・G・Oビル 1階)
おゆみ野中央・子育てリラックス館	緑区おゆみ野中央 8-2 (おゆみ野ふれあい館 1階)
萱田・子育てリラックス館	緑区萱田町 2-24 (白梅幼稚園内)
幸町・子育てリラックス館	美浜区幸町 2-12-1 美浜しょうじゅレジデンス 1階
高洲・子育てリラックス館	美浜区高洲 3-12-1 (高洲コミュニティセンター隣接)

■ 地域子育て支援センター

保育所(園)内の施設で、保育士が、子どもの食事・睡眠・トイレ・友達づくりなど、様々な子育ての不安や悩みなどについて相談に応じるほか、子育て親子の交流の場として利用できます。

名称	所在地
にこにこルーム	中央区新宿 2-15-2 (新宿保育所内)
子育てひろば・ちどり	花見川区検見川町 3-331-4 (ちどり保育園内)
子育てひろば・いなげ	稲毛区小仲台 2-10-1 (稲毛保育園内)
子育てひろば・みつわだい	若葉区みつわ台 5-8-8 (みつわ台保育園内)
ふれあいひろば・輝	緑区おゆみ野中央 7-30 (明和輝保育園内)
桜ほっとステーション親子	緑区土気町 1626-5 (明德土気こども園内)
子育てひろば・うたせ	美浜区打瀬 1-3-5 (打瀬保育園内)

■ 子ども交流館

「遊び・創造・憩い」を通して、子どもたちに、健全な遊びと居場所を提供し、子どもの健全な育成と交流を図る施設です。

名称	所在地
千葉市子ども交流館	中央区中央 4-5-1 きぼーる 3～5階

■ どこでもこどもカフェ

学校でも家庭でもない第3の居場所として、信頼できる大人が見守る中で幅広い年齢の子どもたちが一緒に遊び、そして学ぶ、子どもたちにとって居心地が良く、落ち着くことができる「身近なカフェ」のような場所を提供します。

※令和4年4月1日時点（予定）

名称	開催場所	開催日時
ひだまり	中央区仁戸名町 543-5 松ヶ丘町七区睦会町内会館	毎週月～金曜日（祝日を除く） 13時～17時
ニッセこどもカフェ	中央区千葉寺町 1220-4	毎週金曜日 16時～18時
子里カフェ	中央区川戸町 92-1	毎月第2木曜日 15時～18時 毎月第4木曜日 15時～18時 毎月第1土曜日 13時～17時
花園子どもカフェ+	花見川区花園 3-12-8 花園公民館 2階会議室 1・2	毎週日曜日 9時半～11時半
花園みんなのカフェ TOMO	花見川区花園 2-14-4 1F オープンルーム TOMO	毎週火曜日 14時～17時 毎月第1土曜日 11時～15時
こどもカフェ幕張本郷	花見川区幕張本郷 3-22-6 西の谷小学校体育館	毎月第1金曜日 17時～19時
こどもカフェ 3rd プレイス虹	稲毛区園生町 1107-7 生活クラブいなげビレッジ虹と風 2階 地域交流スペース虹	毎週木曜日 15時～17時
中・高校生放課後カフェ TonoRosso	稲毛区園生町 1111-1 プチモンド稲毛 1-B ちばっ子寺子屋@稲毛内	毎週火～木曜日 10時～12時、17時半～19時半 長期休暇期間 16時～19時半 (中高生のみ、中学生 18時半まで) 毎月第1土曜日 10時～12時 (小学生可)
西千葉子どもカフェ HOKKO	稲毛区弥生町 2-19 石川ビル 2階	毎月第2金曜日 15時～18時 毎月第3金曜日 15時～18時
若葉こどもカフェ部	若葉区みつわ台 2-5-15 アルファプラザ 1F	毎週月曜日 16時～18時 毎月第2日曜日 10時～13時 毎月第4日曜日 10時～16時 (小学校の休業日を除く)
子どもカフェハックベリー	若葉区小倉町 477-4	第1土曜日 10時～15時 第3土曜日 10時～15時
TSUGAno わこどもカフェ	若葉区西都賀 3-17-11	毎週金曜日 14時～17時
こども広場「キャッチ」	緑区おゆみ野中央 8-2 おゆみ野ふれあい館	毎週土曜日 14時～16時
こどものコミュニティー 「COCO」	美浜区幸町 1-7-1 千葉ガーデンタウンクラブハウス	毎週木曜日 16時～18時 (小学校の休業日を除く)

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

VI 地域福祉に関するアンケート調査結果

- 1 調査名 千葉市WEBアンケート調査
- 2 調査期間 令和3年(2021)年4月30日～5月10日

- 3 回答者数 1,047人 【H29調査】650人

※ 割合(%)は小数点第2位以下四捨五入のため、割合の合計が100%にならない場合があります。

※ 複数回答の割合(%)は、各設問の対象者数を基数(n)としているため、割合の合計が100%を超える場合があります。

4 回答者の属性

(1) 性別

性別	回答数	割合
男性	504	48.1%
女性	514	49.1%
その他	13	1.2%
未回答	16	1.5%
合計	1,047	100.0%

(2) 年齢

年齢	回答数	割合
10代以下	31	3.0%
20代	48	4.6%
30代	115	11.0%
40代	259	24.7%
50代	265	25.3%
60代	172	16.4%
70代以上	157	15.0%
合計	1,047	100.0%

(3) 居住区

居住区	回答数	割合
中央区	214	20.4%
花見川区	156	14.9%
稲毛区	161	15.4%
若葉区	105	10.0%
緑区	129	12.3%
美浜区	249	23.8%
市内在勤・在学	33	3.2%
合計	1,047	100.0%

(4) 職業

職業	回答数	割合
会社員	385	36.8%
自営・自由業	47	4.5%
パート・アルバイト	155	14.8%
公務員	55	5.3%
学生	37	3.5%
専業主婦・主夫	167	16.0%
無職	170	16.2%
その他	31	3.0%
合計	1,047	100.0%

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

資料編【 VI 地域福祉計画に関するアンケート調査結果 】

【問1】 今後、あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由となったときに、ご近所や地域活動をしている方々に手助けしてほしいことは何ですか。(3つまで回答可)

設問	回答数	回答割合
急病や災害時などの手助け	541	51.7%
見守りや安否確認	475	45.4%
通院や買い物等の外出支援	350	33.4%
ちょっとした力仕事の支援 (庭木の剪定、大きな家具の移動など)	294	28.1%
買い物代行	227	21.7%
ちょっとした家事支援 (ゴミ出し、電球の交換など)	221	21.1%
日常会話の相手、悩み事の相談	172	16.4%
掃除、洗濯	164	15.7%
食事づくり	150	14.3%
特になし	55	5.3%

【問2】 お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。(現在、新型コロナウイルスの影響で中止または休止している活動を含む。) (複数回答可)

設問	回答数	回答割合
わからない	501	47.9%
防犯パトロールや登下校のパトロール	332	31.7%
交流の場や通いの場 (茶話会、体験教室、認知症カフェなど)	208	19.9%
見守りや安否確認	204	19.5%
行われていない	72	6.9%
ちょっとした家事支援 (ゴミ出し、電球の交換など)	61	5.8%
ちょっとした力仕事の支援 (庭木の剪定、大きな家具の移動など)	61	5.8%
配食サービス (お弁当の配達など)	44	4.2%
スマートフォン、パソコンなどの使い方教室	40	3.8%
急病や災害時などの手助け	37	3.5%
通院や買い物等の外出支援	35	3.3%
悩み事の相談	27	2.6%
日常会話の相手	25	2.4%
日常的な家事支援 (掃除や洗濯、食事の準備など)	18	1.7%

【問3】 これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。(1つだけ回答)

設問	回答数	回答割合
ない (機会があったら参加したい)	467	44.6%
ある	305	29.1%
ない (参加したくない)	275	26.3%

【問4】 地域福祉活動に参加したきっかけは、どのようなことでしたか。 ※問3で「ある」を選択した人のみ (複数選択可)

設問	回答数	回答割合
所属する地域団体の役職等になった	71	23.3%
地域活動している方からの声掛け	64	21.0%
研修や講習、地域のイベント	38	12.5%
家族・友人・身近な方	37	12.1%
市ホームページ、市政だより	32	10.5%
学校の課外活動	26	8.5%
ボランティアセンターの募集	19	6.2%
勤務先の地域貢献、社会貢献活動	9	3.0%
覚えていない	9	3.0%

第1章
策定にあたって

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
地域の取組み

第5章
市の取組み

第6章
成年後見制度利用
促進基本計画

第7章
取組事例

第8章
計画の推進

資料編

【問5】 今後、どのような地域福祉活動に参加したいですか。

※問3で「ある」「ない（機会があったら参加したい）」を選択した人のみ（複数回答可）

設問	回答数	回答割合
見守りや安否確認	292	37.8%
急病や災害時などの手助け	236	30.6%
防犯パトロールや登下校のパトロール	227	29.4%
ちょっとした家事支援（ゴミ出し、電球の交換など）	205	26.6%
交流の場や通いの場（茶話会、体操教室、認知症カフェなど）	186	24.1%
日常会話の相手	162	21.0%
ちょっとした力仕事の支援（庭木の剪定、大きな家具の移動など）	132	17.1%
通院や買い物等の外出支援	132	17.1%
スマートフォン、パソコンなどの使い方教室	130	16.8%
わからない	90	11.7%
悩み事の相談	68	8.8%
配食サービス（お弁当の配達など）	56	7.3%
日常的な家事支援（掃除や洗濯、食事の準備など）	49	6.3%
その他（ ）	18	2.3%

【問6】 地域福祉活動に参加したくない理由は何ですか。※問3で「ない（参加したくない）」を選択した人のみ（2つまで回答可）

設問	回答数	回答割合
時間がない	161	58.4%
新型コロナウイルス感染症への不安	123	44.7%
ふだん地域活動との関わりがない	87	31.6%
自身や家庭の事情で参加できない	63	22.9%
地域活動に関する情報がない	56	20.4%
参加したい活動がない	41	14.9%
地域活動に興味がない	33	12.0%

【問7】 より多くの市民が地域活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）

設問	回答数	回答割合
好きな時に気軽に参加できる仕組み	636	60.7%
情報発信の強化（市政だよりなどの紙媒体の活用）	491	46.9%
多少の実費の補填や報酬の支給	408	39.0%
身近な活動拠点	402	38.4%
情報発信の強化（オンラインツール（SNS・アプリなど）の活用）	391	37.3%
得意分野を活かした活動のみ参加できる仕組み	334	31.9%
リーダーなどの人材育成	217	20.7%
イベントの開催やボランティア体験など	211	20.2%
ボランティア休業などの制度	172	16.4%
研修や講演会の開催	159	15.2%
表彰などの仕組み	69	6.4%
特になし	38	3.6%
その他（ ）	37	3.5%

VII 千葉市の様々な補助制度

「第5章 市の取組み」に記載する主な取組事業のうち、地域福祉活動を行う団体や個人に対する補助制度を紹介します。利用にあたっては、各事業「問い合わせ先」に記載の担当課にご相談ください。

なお、各事業内容はR4.4.1時点（予定）のものであり、今後変更の可能性がありますのでご注意ください。

◆ 取組方針 I 地域の支え合いの力を高める

施策の方向 1 持続可能な地域づくり

主要施策（3）地域づくりに向けた支援

(1) 区地域活性化支援事業（各区地域振興課）（P89 No. 4）

対象者：区内で活動する町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPOなどの地域団体等

趣旨：地域の活性化及び地域における課題の解決等を推進するため、自主活動に対する補助を行う

補助内容：区によって内容が異なりますので、各区地域振興課へお問い合わせください

※以下、補助メニュー例

① 地域づくり活動支援（例）中央区の場合

【対象経費】

報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費等、事業の実施に必要な経費

【補助金額】

単年度事業：上限 20 万円

継続事業：年間上限 30 万円（補助対象期間内において合計 50 万円）

② 各区の設定テーマに基づき実施する支援（例）花見川区の場合

【対象経費】

報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費等、事業の実施に必要な経費

【補助金額】

申請事業期間 1 年：上限 30 万円、申請事業期間 2 年：上限 60 万円

申請事業期間 3 年：上限 90 万円

③ 地域拠点支援（例）若葉区の場合

【対象経費】

(ア) 改装費及び事業開始経費：報償費、修繕料、光熱費等必要な経費

(イ) 家賃補助：新たに地域拠点を確保するために必要な家賃

【補助金額】

(ア) 学生等で構成される団体と連携する場合：上限 50 万円（初年度のみ）

上記以外の場合：上限 25 万円（初年度のみ）

(イ) 学生等で構成される団体と連携する場合：年間上限 120 万円（最大 3 年間）

上記以外の場合：年間上限 60 万円（最大 3 年間）

問い合わせ先：各区地域振興課地域づくり支援室

中央区 ☎ 043-221-2105 花見川区 ☎ 043-275-6203 稲毛区 ☎ 043-284-6105

若葉区 ☎ 043-233-8122 緑区 ☎ 043-292-8105 美浜区 ☎ 043-270-3122

(2) 地域運営委員会の支援（市民自治推進課、各区地域振興課）（P89 No. 6）

対象者：小・中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成され、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるための組織

趣旨：今後も住みよい地域を維持するため、また、地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していくため、地域運営委員会の設立や活動を支援する

補助内容：【対象経費】① 設立支援：報償費、旅費、需用費等、委員会設立に必要な経費

② 活動支援：活動実施に要する経費

③ 地域運営交付金：活動実施に要する経費

※ ①を受けることが出来るのは原則1年のみ

※ ②と③を重複して受けることは出来ない

【補助金額】① 上限10万円（補助率10/10）

② 上限20万円（補助率10/10）

③ 地域運営委員会毎に異なる（補助率10/10）

問い合わせ先：各区地域振興課地域づくり支援室

中央区 ☎ 043-221-2105 花見川区 ☎ 043-275-6203 稲毛区 ☎ 043-284-6105

若葉区 ☎ 043-233-8122 緑区 ☎ 043-292-8105 美浜区 ☎ 043-270-3122

(3) いきいき活動外出支援事業（高齢福祉課）（P89 No. 8）

対象者：市内に住所を有する60歳以上の高齢者で組織する団体（11人以上）

趣旨：高齢者の社会参加促進を図るため、高齢者団体が行っている視察、研修その他自主的活動のためにバスを借り上げる費用の一部を補助する

補助内容：【対象経費】バスの借上費（補助対象人数に見合ったバスの借上費）

※高速道路等の通行料、駐車場の使用料及び運転手に係る食事代、宿泊料

その他の付帯費用を除く

【補助金額】① 補助対象者が11人から29人乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合：上限3万円（補助率1/2）

② 補助対象者が30人以上乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合：上限4万円（補助率1/2）

※1団体につき1年度あたり2回まで

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎ 043-245-5169



施策の方向 2 多様な居場所づくり

主要施策（1）居場所（通いの場）の拡充

（1）認知症カフェ設置促進事業（地域包括ケア推進課）（P96 No. 23）

対象者：市内で認知症カフェを運営する個人又は団体

趣旨：認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、
認知症カフェ運営事業に対して補助を行う

補助内容：【対象経費】備品購入費、周知に要する費用、消耗品費等

【補助金額】① 新規開設：1 か所につき上限 5 万円（補助率 10/10）

② 継続開催：1 か所につき上限 3 万円（補助率 10/10）

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 ☎ 043-245-5267

（2）地域支え合い型訪問支援・通所支援事業（高齢福祉課）（P96 No. 24、P103 No. 44）

対象者：市内で活動する 5 人以上で組織された規約などが整備されている団体

趣旨：買い物、調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う
町内自治会や NPO 法人等へ助成を行い、支え合いの地域づくりを進める

補助内容：① 地域支え合い型訪問支援

〈基本費〉補助事業期間内において、概ね毎月 2 回以上、訪問支援（例：買い物、調理、
ごみ出し、掃除等）を実施した場合に補助

ただし、ごみ出し（居宅外）のみを実施した場合は除く

【補助金額】補助基準額（※）：3 万円／年度／団体

〈運営費〉支援対象者に対し地域支え合い型訪問支援を実施した場合に補助

【補助金額】500 円／人・回（上限 2,000 円／人・月）

ただし、支援内容がごみ出し（居宅外）のみの場合は、支援対象者

1 人当たり月額 1,000 円（月 4 回未満の場合は 1 人当たり 1 回 250 円）

② 地域支え合い型通所支援

〈基本費〉支援対象者等に、次の 1.～4. をすべて満たす活動を行った場合に補助

1. 定員は 10 人以上であること（支援対象者以外の方を含めた定員）

2. 月 2 回以上開催すること

3. 1 回につき 2 時間以上実施すること（利用者の体調などによりやむを得ない
場合を除く）

4. 毎回 20 分以上の介護予防体操を行うこと（利用者の体調などによりやむを得ない
場合を除く）

【補助金額】補助基準額（※）：3 万円／年度／通所施設

〈運営費〉支援対象者に対し地域支え合い型通所支援を実施した場合に補助

【補助金額】700 円／人・回（上限 2,800 円／人・月）

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎ 043-245-5250

(3) **千葉市ひきこもりサポート事業** (精神保健福祉課) (P96 No. 25)

対象：市内で概ね週1回以上活動している、ひきこもり当事者の方の相談に対応できる専門職等と連携し、適切な支援を行うことができる状態にある団体

趣旨：ひきこもりの方の社会参加と自立を目指し、居場所作りのため活動する団体等に対し、補助金を交付する

補助内容：【対象経費】印刷製本費、通信運搬費、報償費、旅費、使用料等

【補助金額】〈新規活動団体〉上限5万円（補助率10/10）

〈継続活動団体〉上限3万円（補助率10/10）

問い合わせ先：精神保健福祉課 ☎ 043-238-9980

(4) **子どもの居場所づくり（どこでもこどもカフェ）** (こども企画課) (P96 No. 26)

対象：活動の実施に十分な体制があり、運営時に必要な人員が配置可能な団体

趣旨：学校でも家庭でもない、子どもが気軽に立ち寄り、信頼できる大人が見守る中で異年齢の子どもと一緒に遊び、学べるこどもの居場所の運営を支援する

補助内容：【対象経費】旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等

【補助金額】（1月あたり開催回数）4回以上：基準額6万円、2～3回：基準額4万8千円

1回：基準額3万6千円

問い合わせ先：こども企画課 ☎ 043-245-5673

施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいくくり

主要施策（1）介護予防・健康づくり

(1) **健康づくり事業** (健康推進課、各区健康課) (P99 No. 32)

対象：おおむね18歳以上の市民5人以上で構成されている、地域の自主グループや自治会等

趣旨：市民の皆さんが生活習慣病予防などのために、健康づくりを継続していただくことを目的として、地域の自主グループや自治会などの取組を推進する

補助内容：取組に応じた点数を500点以上集めると素敵な景品が当たる抽選に応募可能

〈景品内容〉(例) ※景品の内容は変更になる場合あり

A賞：3万円分の商品券(3団体)

B賞：1万5千円の商品券(7団体)

C賞：1万円相当のカタログギフト(15団体)

D賞：3～5千円相当の景品いずれか1つ（ちば風太WAONカード、千葉市産にんじん

ジュース、地産地消のお菓子、充電器と充電池のセット、大塚製薬製品）(50団体)

景品抽選応募の代わりに「千葉市ふるさと応援寄附金」へ寄附(5千円分)することも可能

第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後援制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

問い合わせ先 : 健康推進課 ☎ 043-245-5794

各区健康課

中央区 ☎ 043-221-2582 花見川区 ☎ 043-275-6296 稲毛区 ☎ 043-284-6494

若葉区 ☎ 043-233-8714 緑区 ☎ 043-292-2630 美浜区 ☎ 043-270-2221

(2) **パラスポーツ振興補助金** (スポーツ振興課) (P100 No. 39)

対象 : スポーツ団体、パラスポーツ団体、スポーツ振興会、障害者支援施設 (社会福祉法人等)、障害者団体等の福祉団体、町内自治会、NPO 法人、スポーツ施設 (体育館、コミュニティセンター等)、民間企業 (スポーツクラブ等)、大学 (学生によるサークルや実行委員会) 等

趣旨 : 障害者のスポーツ活動参加を促進し、生きがいや生活の質の向上、健康づくりの機会等を創出するため、市民団体等が行うパラスポーツ振興事業に要する経費の一部を助成する

補助内容 : ① パラスポーツ教室開催事業

- ・パラスポーツの入門、上達、スポーツ活動の習慣化等を目的として、継続的に開催する事業で、年4回以上実施するもの

- ・1回あたり、障害者5人以上の参加、または、年間で20人以上の参加があるもの (ただし、各回の障害者の参加者は3人以上とする)

- ・1回あたり、障害者5人以上の参加があるもの、または、年間で20人以上の参加があるもの (ただし、各回の障害者の参加者は3人以上とする)

※健常者が一緒に参加する内容も可能

② パラスポーツイベント開催事業

- ・パラアスリートとの交流や競技体験会など、競技を広め、パラスポーツに興味を持つきっかけとなることを目的として、年1回以上実施するもの

- ・1回あたり、障害者10人以上の参加があるもの

※健常者が一緒に参加する内容も可能

以下、① ②ともに共通

【対象経費】 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等

【補助金額】 1団体あたり上限20万円

問い合わせ先 : スポーツ振興課 ☎ 043-245-5966



主要施策（２）生きがいくくり

（１）老人クラブの育成（高齢福祉課）（P102 No. 42）

対象：60歳以上の方が30名以上会員となっている、老人クラブ

趣旨：高齢者の生きがいや社会参加、健康の保持等を推進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的として、千葉市内の老人クラブの活動費用の一部を補助する

補助内容：〈設立補助〉【対象経費】消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料

【補助金額】200円×会員数

〈振興補助〉【対象経費】報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料および賃借料

【補助金額】会員数30人：5万円／年

会員数31人以上：5万円＋（会員数－30人）×500円／年

※ただし、10万円を上限とする

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎ 043-245-5169

施策の方向４ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

主要施策（１）生活支援サービスの拡充

（１）地域支え合い型訪問支援・通所支援事業（高齢福祉課）（P96 No. 24、P103 No. 44）【再掲】

対象者：千葉市内で活動する5人以上で組織された規約などが整備されている団体

趣旨：買い物、調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う

町内自治会やNPO法人等へ助成を行い、支え合いの地域づくりを進める

補助内容：① 地域支え合い型訪問支援

〈基本費〉補助事業期間内において、概ね毎月2回以上、訪問支援（例：買い物、調理、ごみ出し、掃除等）を実施した場合に補助

ただし、ごみ出し（居宅外）のみを実施した場合は除く

【補助金額】補助基準額（※）：3万円／年度／団体

〈運営費〉支援対象者に対し地域支え合い型訪問支援を実施した場合に補助

【補助金額】500円／人・回（上限2,000円／人・月）

ただし、支援内容がごみ出し（居宅外）のみの場合は、支援対象者1人当たり月額1,000円（月4回未満の場合は1人当たり1回250円）

② 地域支え合い型通所支援

〈基本費〉支援対象者等に、次の1.～4.をすべて満たす活動を行った場合に補助

1. 定員は10人以上であること（支援対象者以外の方を含めた定員）

2. 月2回以上開催すること

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

3. 1回につき2時間以上実施すること（利用者の体調などによりやむを得ない場合を除く）

4. 毎回20分以上の介護予防体操を行うこと（利用者の体調などによりやむを得ない場合を除く）

【補助金額】補助基準額（※）：3万円／年度／通所施設

〈運営費〉支援対象者に対し地域支え合い型通所支援を実施した場合に補助

【補助金額】700円／人・回（上限2,800円／人・月）

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎ 043-245-5250

(2) **高齢者等ごみ出し支援事業**（高齢福祉課）（P103 No. 45）

対象：町内自治会、老人クラブ、PTA、地域団体などの非営利活動団体

趣旨：ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者などの世帯から、協力員によるごみ出し支援を行う団体に対して、支援を行う

補助内容：家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週1回以上、下記の支援対象世帯から収集し、ごみステーションへ排出した場合

また、希望世帯に対してごみ出しとあわせて声かけを行った場合

〈事業開始補助〉【補助金額】1万円（1回のみ）

〈運営費用補助〉【補助金額】1世帯あたり月額1,000円

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎ 043-245-5250

(3) **地域見守り活動支援補助金**（高齢福祉課）（P104 No. 47、P106 No. 51）

対象：千葉市内において活動する5人以上で組織された、規約等が整備されている団体

趣旨：見守り活動、助け合い活動の立ち上げを支援するため、補助を行う

補助内容：対象団体が新たに実施する地域における高齢者に対する見守り活動、家事援助等の助け合い活動、その他、高齢者の見守りに資する活動を行った場合

【対象経費】備品購入費、消耗品費、報償費

【補助金額】1団体あたり上限15万円

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎ 043-245-5250

(4) **福祉有償運送事業**（高齢福祉課）（P104 No. 48）

対象：千葉市福祉有償運送運営協議会の合意のもと、道路運送法第79条に規定する国土交通大臣の登録を経て、市内を運送区域として福祉有償運送を実施する特定非営利活動法人等

趣旨：タクシー等の公共交通機関によっては、要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に福祉有償運送を行う団体に補助を行う

補助内容：① 立上補助

【対象経費】 1、事務費

通信運搬費、消耗品費、備品費、印刷製本費、ボランティア保険

2、車両に係る経費（対象車両は法人が所有するものに限る）

福祉自動車購入費、自動車改造費、任意保険料、リース料、車両整備・定期点検に係る経費

3、福祉有償運送運転者育成に係る経費

福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習費、その他、運行の安全及び利便性を確保するための講習及び研修費

【補助金額】 上限 20 万円／法人（1 回限り）

② 運営補助

【対象経費】 ① 立上補助の補助対象経費より、福祉自動車購入費および自動車改造費を除いた経費

【補助金額】 上限 10 万円／法人（毎年度）

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎ 043-245-5250

主要施策（2）地域見守り体制の充実

（1）**地域見守り活動支援補助金**（高齢福祉課）（P104 No. 47、P106 No. 51）【再掲】

対象：千葉市内において活動する 5 人以上で組織された、規約等が整備されている団体

趣旨：見守り活動、助け合い活動の立ち上げを支援するため、補助を行う

補助内容：対象団体が新たに実施する地域における高齢者に対する見守り活動、家事援助等の助け合い活動、その他、高齢者の見守りに資する活動を行った場合

【対象経費】 備品購入費、消耗品費、報償費

【補助金額】 1 団体あたり上限 15 万円

問い合わせ先：高齢福祉課 ☎ 043-245-5250

主要施策（3）防犯体制の強化

（1）**市民防犯活動の支援**（地域安全課、各区地域振興課）（P107 No. 57）

① 防犯パトロール隊支援物品

対象：月 2 回以上定期的に防犯パトロール活動を行っている、町内自治会や住民で構成される団体

趣旨：地域における防犯パトロール活動を支援することにより安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯パトロール隊に必要な物品を配付する

補助内容：【対象経費】 タスキ、腕章、パトロールベスト等の物品（現物配付）

【補助金額】 上限 1 万円（新規結成団体、継続団体問わず）

※ただし、「着脱式青色回転灯及び表示用マグネット」及び「ドライブレコーダー及び表示用マグネット」を除く支援物品の配付を過去 2 年度内に受けていないこと

第 1 章
策定にあたって

第 2 章
現状と経緯

第 3 章
計画の概要

第 4 章
地域の取組み

第 5 章
市の取組み

第 6 章
成年後見制度利用
促進基本計画

第 7 章
取組事例

第 8 章
計画の推進

資料編

問い合わせ先：地域安全課 ☎ 043-245-5264

各区地域振興課くらし安心室

中央区 ☎ 043-221-2169 花見川区 ☎ 043-275-6224 稲毛区 ☎ 043-284-6107

若葉区 ☎ 043-233-8124 緑区 ☎ 043-292-8107 美浜区 ☎ 043-270-3124

② 防犯街灯補助金

対象：町内自治会等

趣旨：夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図るため、町内自治会等が行う防犯街灯の設置及び維持管理に要する経費について補助を行う

補助内容：〈管理費〉【対象経費】町内自治会等が当該年度の4月1日時点で管理している防犯街灯の電気料金

【補助率】水銀灯・LED灯：90%、蛍光灯・賃借LED灯：75%、その他商店街から移管された防犯街灯：90%

〈設置費〉【対象経費】当該年度におけるLED灯の新設に要する経費

【補助率】共架灯：80%、独立灯：85%

〈修理費〉（1）全改修

【対象経費】当該年度におけるLED灯への全改修に要する経費

【補助率】共架灯：80%、独立灯：85%

（2）一部修理

【対象経費】当該年度における防犯街灯の一部修理に要する経費（蛍光灯の一部修理に要するものを除く）

【補助率】80%（一部50%）

問い合わせ先：地域安全課 ☎ 043-245-5264

各区地域振興課くらし安心室

中央区 ☎ 043-221-2169 花見川区 ☎ 043-275-6224 稲毛区 ☎ 043-284-6107

若葉区 ☎ 043-233-8124 緑区 ☎ 043-292-8107 美浜区 ☎ 043-270-3124

③ 防犯カメラ設置補助金

対象：町内自治会、地区町内自治会連絡協議会

趣旨：ひったくり等の犯罪を抑止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラの設置に要する経費の補助を行う

補助内容：【対象経費】防犯カメラの購入・取付け工事に要する経費

リースの場合、初年度のリース費用のみ（保守費用は対象外）

【補助率】対象経費の75% 【補助金額】上限30万円

問い合わせ先：地域安全課 ☎ 043-245-5264

各区地域振興課くらし安心室

中央区 ☎ 043-221-2169 花見川区 ☎ 043-275-6224 稲毛区 ☎ 043-284-6107

若葉区 ☎ 043-233-8124 緑区 ☎ 043-292-8107 美浜区 ☎ 043-270-3124

④ 防犯ウォーキングの推進

対象：週に1回以上活動できる、市内各区にお住まいの18歳以上の方

趣旨：犯罪を未然に防止するために、日頃のウォーキングやジョギング、朝夕の犬の散歩などと兼ねて気軽に防犯用品を着用して地域を歩く「防犯ウォーキング」の活動を推進する

補助内容：帽子等の防犯用品を貸与 ※各区によって用品の仕様等が異なります

問い合わせ先：各区地域振興課くらし安心室

中央区 ☎ 043-221-2169 花見川区 ☎ 043-275-6224 稲毛区 ☎ 043-284-6107

若葉区 ☎ 043-233-8124 緑区 ☎ 043-292-8107 美浜区 ☎ 043-270-3124

主要施策（4）災害に備える地域づくり

(1) 避難所運営委員会の設立育成（防災対策課、各区地域振興課）（P109 No. 62）

対象：地域の町内自治会、自主防災組織等が一体となって設立する避難所運営委員会

趣旨：災害発生時に地域住民同士が連携しながら、主体となって避難所を開設・運営する体制を構築するため、町内自治会・自主防災組織などによって構成される避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成する

補助内容：【対象経費】避難所運営委員会が行う活動（訓練、会議、研修会など）に要する経費

【補助金額】1年度につき、1避難所当たり上限3万円

問い合わせ先：防災対策課 ☎ 043-245-5113

各区地域振興課くらし安心室

中央区 ☎ 043-221-2169 花見川区 ☎ 043-275-6224 稲毛区 ☎ 043-284-6107

若葉区 ☎ 043-233-8124 緑区 ☎ 043-292-8107 美浜区 ☎ 043-270-3124

(2) 自主防災組織育成事業（防災対策課、各区地域振興課）（P109 No. 63）

対象：町内自治会等を単位に結成された自主防災組織

趣旨：地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織を結成した団体に活動の補助を行う

補助内容：〈組織結成への助成〉 防災基旗・防災資機材を供与

世帯数 49 世帯以下：上限額 5 万円

世帯数 50～299 世帯：上限額 8 万円

世帯数 300～999 世帯：上限額 10 万円

世帯数 1,000 世帯以上：上限額 12 万円

〈資機材購入・賃借助成〉 ※年度1回のみ

【補助金額】助成限度額 10万円＋（世帯数×400円）

再助成限度額 ・加入世帯が250世帯以下の組織＝10万円

・加入世帯が251世帯以上の組織＝世帯数×400円

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編

第1章 策定にあたって

第2章 現状と経緯

第3章 計画の概要

第4章 地域の取組み

第5章 市の取組み

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第7章 取組事例

第8章 計画の推進

資料編

※ただし、再助成金の交付にあたっては、限度額の残額が1万円未満となった年度の翌年度から5年経過後の4月1日以降とし、かつ直近の前3年度において活動助成の対象となる防火・防災訓練を2年度以上実施していることが必要

〈活動助成〉

【補助金額】助成上限額 参加人数×150円（年度1回のみ）

問い合わせ先：防災対策課 ☎ 043-245-5113

各区地域振興課くらし安心室

中央区 ☎ 043-221-2169 花見川区 ☎ 043-275-6224 稲毛区 ☎ 043-284-6107

若葉区 ☎ 043-233-8124 緑区 ☎ 043-292-8107 美浜区 ☎ 043-270-3124

施策の方向5 福祉教育・啓発

主要施策（1）福祉教育の推進

（1）青少年育成事業（健全育成課）（P111 No. 72）

対象：次のすべてに該当する青少年健全育成活動を行う団体

- 1、市内に活動の拠点をおき、市内で青少年の健全育成に寄与する活動の実績があること
- 2、規約（会則等）を有し、団体の事業運営が独立して行われていると認められること
- 3、営利・宗教・政治に結びつく活動を行っていないこと
- 4、概ね小学生以上25歳までの市内在住・在勤・在学の会員が10人以上在籍していること
もしくは、市内在住・在勤・在学の小学生以上25歳までを対象とする、一事業当たりの年間累計参加者数が100人以上となる事業を計画していること
- 5、スポーツや音楽等を主たる活動内容として設置又は運営している団体や、他の公的機関（千葉市及びその外郭団体を含む）から補助金等の交付などを受けている団体を除く

趣旨：市内で青少年健全育成活動を行う団体が実施する、広く市民に開かれた青少年の健全育成事業について、その事業に係る経費の一部を補助することにより、青少年の健全育成を図る

補助内容：【対象経費】報償費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費等

【補助金額】補助対象経費から、他からの収入を差し引いた金額の2分の1以内
上限額14万円

※1団体につき年1回、申請可能事業数は5事業に限る

※助成する団体・金額は選考委員会で決定

選考にあたっては、申請団体が事業内容などについて提案するプロポーザル方式で審査

問い合わせ先：健全育成課 ☎ 043-245-5955

取組方針Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する

施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

主要施策（1）生活のしづらさを抱えている方々への対応

（1）千葉市依存症等に関する問題に取り組む民間団体への補助金交付事業

（精神保健福祉課）（P120 No.103）

対象：千葉市内を活動拠点として、依存症に関する問題に取り組む自助グループ等の民間団体

趣旨：依存症等に関する問題の改善に取り組む民間の団体が実施する地域生活支援事業に要する経費について、補助金を交付する

補助内容：ミーティング活動、情報提供活動、普及啓発活動、相談活動を行った場合

【対象経費】報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費等

【補助金額】1団体あたり上限3万円（補助率1/2）

問い合わせ先：精神保健福祉課 ☎ 043-238-9980

第1章
策定にあたって第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
地域の取組み第5章
市の取組み第6章
成年後見制度利用
促進基本計画第7章
取組事例第8章
計画の推進

資料編



支え合いのまち千葉 推進計画

令和4(2022)～8(2026)年度

～ 第5期千葉市地域福祉計画 ～

発行	令和4年3月
企画・編集	千葉市 保健福祉局 健康福祉部 地域福祉課
	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話	043-245-5158
FAX	043-245-5620
電子メール	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp

支え合いのまち千葉 推進計画
～第5期千葉市地域福祉計画～



この事業には宝くじの収益金が活用されています。

古紙再生率70%
再生紙を使用しています **R70**
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

ノンVOCインキを使用しています **TOYOINK**
NON VOC